

令和元年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和元年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和2年2月12日

東京都監査委員	大津ひろ子
同	高橋信博
同	茂垣之雄
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	5
第 3	補助金等交付団体別監査結果	19
	学校法人 84 団体	21
	東京都国際交流委員会	31
	京王電鉄株式会社など 3 団体	36
	社会福祉法人等 101 団体	39
	公益財団法人東京都農林水産振興財団	91
	東京商工会議所など 9 団体	104
	全国地方新聞社連合会	115
	一般財団法人自警会	121
第 4	出資団体別監査結果	125
	公益財団法人東京都島しょ振興公社	127
	一般財団法人東京都人材支援事業団	148
	公益財団法人東京税務協会	167
	首都高速道路株式会社	180
	多摩都市モノレール株式会社	193
	日本自動車ターミナル株式会社	204
	公益財団法人城北労働・福祉センター	212
	東京食肉市場株式会社	224
	東京港埠頭株式会社	232
	東京交通サービス株式会社	254
	公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	271
第 5	団体索引	286

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者などである。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1及び表2のとおりである。

なお、団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、

- 補助金交付額などが高額なこと
 - 東京都政策連携団体など都との関連性が強いこと
 - 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していること
- などを勘案し選定した。

（表1）監査実施団体数及び実施率

区分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体（注1）	5,434	201	3.7%
交付額2,000万円以上（再掲）	1,692	169	10.0%
出資団体（注2）	50	11	22%
公の施設の指定管理者（注3）	25	(2)	8%
合計	5,509	212	3.8%

（注1）当該区分には、公の施設の指定管理者1団体（公益財団法人東京都農林水産振興財団）が含まれる。

（注2）当該区分には、公の施設の指定管理者1団体（東京港埠頭株式会社）が含まれる。

（注3）「()」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

(表2) 監査実施団体及び所管局の一覧

区分・団体名	所管局
補助金等交付団体 (201 団体)	
学校法人 84 団体	生活文化局、福祉保健局、産業労働局
東京都国際交流委員会	生活文化局
京王電鉄株式会社など 3 団体	都市整備局
社会福祉法人等 101 団体	福祉保健局
公益財団法人東京都農林水産振興財団	産業労働局
東京商工会議所など 9 団体	産業労働局
全国地方新聞社連合会	産業労働局
一般財団法人自警会	警視庁、福祉保健局
出資団体 (11 団体)	
公益財団法人東京都島しょ振興公社	総務局
一般財団法人東京都人材支援事業団	総務局
公益財団法人東京税務協会	主税局
首都高速道路株式会社	都市整備局
多摩都市モノレール株式会社	都市整備局
日本自動車ターミナル株式会社	都市整備局
公益財団法人城北労働・福祉センター	福祉保健局、産業労働局
東京食肉市場株式会社	中央卸売市場
東京港埠頭株式会社	港湾局、オリンピック・パラリンピック準備局、建設局
東京交通サービス株式会社	交通局
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	警視庁
公の施設の指定管理者 (2 団体)	
東京港埠頭株式会社 (再掲)	港湾局、オリンピック・パラリンピック準備局、建設局
公益財団法人東京都農林水産振興財団 (再掲)	産業労働局

3 監査期間

令和元年9月9日から令和2年1月30日まで

ただし、島しょの団体（社会福祉法人三宅島あじさいの会）については、令和元年5月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、平成29年度及び平成30年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表3のとおりである。

(表3) 主な着眼点

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">○ 団体の事業は、出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか。○ 団体の会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 団体に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等の交付、業務委託、財産貸付等は適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">○ 公の施設の管理運営は、目的に沿って、適切に行われているか。○ 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 指定管理業務に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 指定管理者に対する指定管理料の支払等は、適切に行われているか。

6 監査の方法

団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表4のとおりである。

なお、社会福祉法人等101団体のうち、一部団体について、所管局が保管する補助事業に係る書類の確認を行う書面監査を実施した。

(表4) 団体区分ごとの検証・確認項目等

区分	検証・確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象事業の執行状況 ○ 補助金等で購入した財産、物品等の管理状況 ○ 補助金等に係る会計経理、金額算定の状況 	補助要綱 補助金交付関係書類 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の財務状況・事業実績 ○ 都から団体への補助金等の交付・業務委託・財産貸付の状況(団体が委託事業を再委託している場合は、契約の競争性確保や再委託理由等を特に検証) ○ 団体の契約、会計経理、財産・物品管理等の状況 	定款 中長期計画 事業計画書 実績報告書 財務諸表 経理関係帳票類 補助金交付関係書類 各種契約書
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理業務の運営状況 ○ 施設の利用状況、サービスの提供状況 ○ 指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務の状況(指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託している場合は、契約の競争性確保や委託理由等を特に検証) 	協定書 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類 各種契約書 指定管理に関する各種書類

7 技術面からの監査

今回の監査では、表5のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表5) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
京王電鉄株式会社など3団体	補助対象となる駅又は構造物の工事について、工法選定、積算、工事監理等が適切に行われているかなどを監査
首都高速道路株式会社	高速道路の工事等において、積算、工事監理等が適切に行われているかなどを監査
東京交通サービス株式会社	技術力向上と技術承継に向けた取組などを監査

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものが認められたので、表6及び表7のとおり、32団体及び4局に対し、44件の指摘、2件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額は約2,562万円であり、このうち、補助金の過大交付を指摘したものは、約1,158万円で、前年と比べて、約337万円の増加となった。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表6）指摘、意見・要望を行った団体・局数

区分・団体名	令和元年		(参考)平成30年	
	団体	局	団体	局
補助金交付団体	26	3	17	3
学校法人84団体	1	1	/	
東京都国際交流委員会	1			
社会福祉法人等101団体	24	1		
全国地方新聞社連合会		1		
出資団体	6	1	6	4
公益財団法人東京都島しょ振興公社	1		/	
公益財団法人東京税務協会	1			
公益財団法人城北労働・福祉センター	1			
東京港埠頭株式会社	1			
東京交通サービス株式会社	1	1		
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	1			
公の施設の指定管理者	(1)		1	(1)
東京港埠頭株式会社（再掲）	(1)		/	
合計	32	4	24	7

（注1）「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

（注2）同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、() で表記し、合計数には含めない。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体 (201 団体)					
学校法人 84 団体		1			1
東京都国際交流委員会	1				1
京王電鉄株式会社など 3 団体					
社会福祉法人等 101 団体		27	6		33
公益財団法人東京都農林水産振興財団					
東京商工会議所など 9 団体					
全国地方新聞社連合会			2		2
一般財団法人自警会					
出資団体 (11 団体)					
公益財団法人東京都島しょ振興公社				1	1
一般財団法人東京都人材支援事業団					
公益財団法人東京税務協会	1				1
首都高速道路株式会社					
多摩都市モノレール株式会社					
日本自動車ターミナル株式会社					
公益財団法人城北労働・福祉センター	1				1
東京食肉市場株式会社					
東京港埠頭株式会社	1				1
東京交通サービス株式会社	1	1	2		4
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター				1	1
公の施設の指定管理者 (2 団体)					
東京港埠頭株式会社 (再掲)	(1)				
公益財団法人東京都農林水産振興財団 (再掲)					
合計	5	29	10	2	46

(注) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含めない。なお、当該指摘件数は、()で表記する。

(表8) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	令和元年			(参考) 平成30年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理(収入)	1		1	1	1	2
	債権管理				5		5
支出	契約(仕様・積算)				4		4
	契約(履行確認)	2		2	5		5
	契約(その他)	2	1	3	12		12
	会計処理(支出)	2		2	1		1
	補助金等	34		34	22	3	25
財産	財産管理	2	1	3	3		3
	物品管理				3		3
その他	情報管理				4		4
	その他	1		1	6		6
合計		44	2	46	66	4	70

2 主な指摘事例

【補助金等】

保育施設に対する補助金が、加算対象となるアレルギー児童数の算定誤りなどにより、過大に交付されていた。

社会福祉法人19団体、福祉保健局 P. 60

保育施設を運営している社会福祉法人計19団体に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、アレルギー児対応や延長保育事業の対象となる児童数の算定誤りなどがあり、合計約955万円が過大に交付されていた。

そこで、各法人に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

また、補助金を交付した福祉保健局に対し、補助金交付事務に係る審査のより一層の改善を求めた。

【補助金等】

補助金で購入した設備が有効に活用されておらず、購入理由書どおりに事業が行われていなかった。

特定非営利活動法人色えんぴつ、福祉保健局 P. 81

福祉保健局は、就労継続支援事業所を運営する法人に対して、設備購入のための経費の一部を補助している。

法人はこの補助を活用し、平成29年度にクッキー等を製造する製菓室に設置するための冷凍冷蔵庫2台を購入していたが、監査日現在、購入した2台のうち1台は電源コードが抜かれた状態で製菓室外に置かれており、購入から1年半以上経過しているにもかかわらず、有効活用されていなかった。

また、法人が局に提出した当設備の購入理由書には、クッキーの製造数増加のためには、当設備が必要であるとしていたが、製造数は購入前と比べても変化しておらず、このことを局も把握していなかった。

そこで、法人に対して、有効活用されていない冷凍冷蔵庫に係る過大に交付された補助金約23万円の返還を求めた。

また、局に対し、補助事業の効果を把握し、是正改善を図ることができる仕組みを構築するよう求めた。

【補助金等】

補助金で物品等を購入した場合の消費税に係る補助金返還命令等を行っていないかった。

福祉保健局 P. 84

福祉保健局は、医療機関に対して救命救急センターの整備について補助金を交付している。補助金は、消費税法上、課税されないが、事業者が補助金を原資に物品を購入した場合には、購入に係る消費税を売上高に対する消費税から控除することができ、実質的に消費税額を負担しない仕組みとなっている。

このため、補助金交付要綱では、補助金に係る消費税の控除税額が確定した場合は、速やかに局に報告することを求めている。

しかし、局は、医療機関から平成29年度分の消費税額の控除について報告を受けたにもかかわらず、消費税額相当分の補助金の返還命令を行っていないかった。

また、平成30年度分の消費税の控除税額が既に確定した後も、局は、医療機関から返還相当額について報告を受けておらず、報告書の提出も求めているいなかった。

そこで、局に対し、消費税に係る補助金返還事務手続を適正に行うよう求めた。

【契約（その他）】

会社が局から受託した車両保守業務等において、履行完了の確認や契約代金支払の審査が適切に行われていなかった。

東京交通サービス株式会社、交通局 P. 260、265

東京交通サービス株式会社は、東京都交通局グループの一員として、鉄道・軌道事業の保守部門を担っている。局から、受託した車両保守業務等に関して、会社が再委託している契約について確認したところ、規定に基づいた検査が適時・適切に行われておらず、また、履行完了を書面で確認していないなど、支出の審査において不備があるにもかかわらず、契約代金の支払や局への履行完了報告を行っている状況が認められた。

そこで、会社に対し、受委託契約事務に関して、適正な業務執行を確保すべく内部統制を強化するよう求めた。

また、局に対し、委託契約の適正な履行が確実に担保される方策を講じるよう求めた。

【契約（履行確認）】

契約の履行状況等について必要な検査を行うために経理規則で定めた検査員を置いていなかった。

東京都国際交流委員会 P. 33

東京都国際交流委員会経理規則では、事務局に検査員を置き、契約の履行状況等について必要な検査を行うものと定めている。

しかし、委託契約について見たところ、委託完了届の検査員及び監督員の氏名欄及び印欄が空白となっており、履行完了後の確認がなされていない状況であった。

委員会によると、現状の職員数や組織体制では、検査員等の指定が困難であり配置できる状況ではなかったが、実務としては、契約の履行確認時には、複数職員で内容の確認を行っているとのことであった。

実務上は確認を行っているとしても、検査員を置いていない状況は、経理規則にのっとっているとは言えない。

そこで、委員会に対し、委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施するよう求めた。

【会計処理（収入）】

都が負担すべき自動火災報知設備の改修費用を請求していなかった。

東京港埠頭株式会社 P. 239

会社は、会社所有のフェリー埠頭ターミナルビルのほか、都が所有する歩道橋についても都との協定に基づき管理運営を行っている。

この協定では、施設の維持補修を行うときは、都と会社による事前協議を行うことや所有区分に応じて経費を分担することとしている。

しかし、会社が実施した自動火災報知設備の改修工事について、改修範囲に都が所有する歩道橋が含まれていたにもかかわらず、会社は、事前協議を行わないまま工事を行い、また、本来、都が負担すべき改修費用101万余円を都に請求していなかった。

そこで、会社に対し、都が負担すべき費用を請求するよう求めた。

(別表1) 指摘事項、意見・要望事項一覧(団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘件名	頁
学校法人84団体(生活文化局、福祉保健局、産業労働局)			
1	補助金等	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	29
東京都国際交流委員会(生活文化局)			
2	契約(履行確認)	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの	33
社会福祉法人等101団体(福祉保健局)			
3	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 a	61
4	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 b	62
5	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 c	62
6	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 d	63
7	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 e	64
8	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 f	65
9	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 g	65
10	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 h	66
11	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 i	67
12	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 j	68
13	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 k	68
14	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 l	69
15	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 m	70
16	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 n	70
17	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 o	71
18	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 p	72
19	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 q	73
20	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 r	74
21	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 s	75

No.	区分	指摘件名	頁
22	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 a	76
23	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 b	77
24	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 c	77
25	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 d	78
26	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	78
27	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都地域医療構想推進事業(施設設備整備)費補助金	80
28	補助金等	補助金を返還するとともに、審査を含め、補助の効果を適切に把握し 是正改善を図ることができる仕組みを構築すべきもの	81
29	補助金等	補助金の申請を適正に行うとともに審査体制の改善を速やかに行うべ きもの	82
30	補助金等	保管様式の誤った入力制限を是正し、適切な額の補助金を交付できる ようにすべきもの	83
31	補助金等	消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行うべきもの	84
32	補助金等	法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導す べきもの	86
33	補助金等	補助金交付要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに補 助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求める べきもの	87
34	補助金等	寄付金の受領について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正 に行うべきもの	89
35	補助金等	補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務につ いて公平性を担保すべきもの	89
全国地方新聞社連合会(産業労働局)			
36	その他(その他)	(全国特産品の展示紹介事業について) 事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定すべきもの	118
37	会計処理(支出)	(全国特産品の展示紹介事業について) 負担金の確定に当たり、審査を適切に行うべきもの	119

【出資団体】

No.	区分	指摘件名(※は意見・要望事項)	頁
公益財団法人東京都島しょ振興公社(総務局)			
38	契約(その他)	※リース契約車について	135
公益財団法人東京税務協会(主税局)			
39	財産管理	安全かつ効率的な資金管理運用を行うべきもの	172
公益財団法人城北労働・福祉センター(福祉保健局、産業労働局)			
40	会計処理(支出)	越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確 にすべきもの	218

No.	区分	指摘件名（※は意見・要望事項）	頁
東京港埠頭株式会社（港湾局、オリンピック・パラリンピック準備局、建設局）			
41	会計処理（収入）	自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの	239
東京交通サービス株式会社（交通局）			
42	契約（その他）	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの	260
43	契約（その他）	広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの	263
44	契約（履行確認）	委託契約の適正な履行を確保すべきもの	265
45	財産管理	局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの	266
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（警視庁）			
46	財産管理	※基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について	278

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)

【会計処理(収入) 1件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
41	自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの	東京港埠頭株式会社	239

【契約(履行確認) 2件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
2	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの	東京都国際交流委員会	33
44	委託契約の適正な履行を確保すべきもの	交通局	265

【契約(その他) 3件】

No.	指摘件名(※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名	頁
38	※リース契約車について	公益財団法人東京都 島しょ振興公社	135
42	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの	東京交通サービス株式会社	260
43	広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの	交通局	263

【会計処理(支出) 2件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
37	(全国特産品の展示紹介事業について)負担金の確定に当たり、審査を適切に行うべきもの	産業労働局	119
40	越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にすべきもの	公益財団法人城北労働・福祉センター	218

【補助金等 34件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
1	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	生活文化局 学校法人日野しらゆり学園	29
3	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 a	福祉保健局 社会福祉法人さくらぎ会	61
4	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 b	福祉保健局 社会福祉法人なの花会	62
5	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 c	福祉保健局 社会福祉法人わかみや福祉会	62
6	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 d	福祉保健局 社会福祉法人栄光会	63
7	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 e	福祉保健局 社会福祉法人貴静会	64
8	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 f	福祉保健局 社会福祉法人紅葉の会	65
9	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 g	福祉保健局 社会福祉法人東中川会	65
10	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 h	福祉保健局 社会福祉法人東保育会	66
11	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 i	福祉保健局 社会福祉法人童愛会	67
12	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 j	福祉保健局 社会福祉法人不動福祉会	68
13	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 k	福祉保健局 社会福祉法人友好福祉会	68
14	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 l	福祉保健局 社会福祉法人豊仁会	69
15	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 m	福祉保健局 社会福祉法人友和会	70
16	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 n	福祉保健局 社会福祉法人龍美	70
17	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 o	福祉保健局 社会福祉法人南町保育会	71

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
18	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 p	福祉保健局 社会福祉法人流山中央福祉会	72
19	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 q	福祉保健局 社会福祉法人てつなぎの会	73
20	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 r	福祉保健局 社会福祉法人高砂福祉会	74
21	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 s	福祉保健局 社会福祉法人彩保育会	75
22	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 a	福祉保健局 社会福祉法人栄光会	76
23	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 b	福祉保健局 社会福祉法人吹上会	77
24	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 c	福祉保健局 社会福祉法人相友会	77
25	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 d	福祉保健局 社会福祉法人豊仁会	78
26	(補助金を返還すべきもの) 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	福祉保健局 社会福祉法人福翠会	78
27	(補助金を返還すべきもの) 東京都地域医療構想推進事業（施設設備整備）費補助金	福祉保健局 社会医療法人河北医療財団	80
28	補助金を返還するとともに、審査を含め、補助の効果を適切に把握し是正改善を図ることができる仕組みを構築すべきもの	福祉保健局 特定非営利活動法人色えんぴつ	81
29	補助金の申請を適正に行うとともに審査体制の改善を速やかに行うべきもの	福祉保健局 社会福祉法人わかみや福祉会	82
30	保管様式の誤った入力制限を是正し、適切な額の補助金を交付できるようにすべきもの	福祉保健局	83
31	消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行うべきもの	福祉保健局	84
32	法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの	福祉保健局	86
33	補助金交付要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに補助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求めるべきもの	福祉保健局	87

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
34	寄付金の受領について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行うべきもの	福祉保健局	89
35	補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務について公平性を担保すべきもの	福祉保健局	89

【財産管理 3件】

No.	指摘件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
39	安全かつ効率的な資金管理運用を行うべきもの	公益財団法人東京税務協会	172
45	局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの	交通局 東京交通サービス株式会社	266
46	※基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について	公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	278

【その他 1件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
36	(全国特産品の展示紹介事業について) 事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定すべきもの	産業労働局	118

(参考) 東京都政策連携団体及び指定管理者の評価制度について

1 東京都政策連携団体

都は、平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しを行い、都政との関連性に応じて「東京都政策連携団体」「事業協力団体」へと改め、指定している。

このうち、東京都政策連携団体（以下、「団体」という。）については、経営目標評価制度を設けている。

この東京都政策連携団体経営目標評価制度は、団体の経営状況等を的確に把握し、これを適正に評価することにより、当該団体の自律的経営を促進するとともに、当該団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にすることを目的としている。また、その達成状況等を都で評価・公表することを通じて、団体の経営改革の促進を図ることも目的としている。

平成30年度は、団体が、令和2年度までの3年間で進める改革の取組をまとめた「経営改革プラン」について、平成30年度の達成状況を都が評価し、東京都政策連携団体経営目標評価制度に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見を踏まえ、評価（5段階：S、A、B、C、D）を決定した。

2 指定管理者

都は、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、施設所管局がそれぞれ評価委員会を設置し、第三者の視点を含めた評価を実施している。

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を今後の施設管理運営に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

評価の目安は、次のとおりである。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A ⁺	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

第3 補助金等交付団体別監査結果

学校法人84団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している605団体のうち、学校法人84団体(表1及び表2のとおり)	令和元年9月17日から同年11月8日まで (詳細は表1のとおり)	平成29年度及び平成30年度の補助対象事業
局	生活文化局、福祉保健局及び産業労働局	令和元年9月13日、同年11月11日及び同月12日	

(表1) 監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名(学校法人名)			
9月17日	大野学園	和田実学園	高麗学園	池谷学園
	八王子中村学園	福島学園	亀井啓進会	—
9月19日	みのり学園	まきば学園	相原保善学園	白井学園
	誉学園	善永学園	サムエル学園	—
9月20日	東京音楽学院	島澤学園	晃佳育英学院	祥鳳学園
	東京明日香学園	追川学園	馬場学園	—
9月24日	安見学園	須田学園	やさく学園	鴨下学園
	古庄学園	希望学園	城東学園	—
9月25日	池上みどり幼稚園	上平井幼稚園	小倉文教学園	—
9月26日	石川キンダー学園	浜の真砂学園	秋元学園	法水学園
	向良学園	岸野学園	—	—
9月27日	大貫学園	けやきの杜	東京シューレ学園	明晴学園
	深澤学園	東京青葉学院	双修学園	—
10月1日	なでしこ学園	樋口学園	秋山学園	—
10月2日	明角学園	野和田学園	久山学園	—
10月3日	裕学園	進藤学園	つかさ学園	—
10月4日	かしのみ学園	—	—	—
10月7日	小宮学園	—	—	—
10月8日	百草台学園	—	—	—
10月9日	紀藤学園	—	—	—
10月11日	野上学園	—	—	—
10月15日	丹尾学園	—	—	—
10月16日	雨宮学園	—	—	—
10月17日	日野しらゆり学園	東京梨の実学園	—	—
10月18日	東京明照学園	秋川学園秋川幼稚園	—	—

監査日	団体名（学校法人名）			
10月23日	敷島学園	—	—	—
10月24日	四釜学園	櫻井学園	みふじひかりの丘学園	—
10月25日	東京聖徳学園	寿福寺学園	はなの丘学園	—
10月28日	専念寺学園	當麻学園	—	—
10月29日	こひつじ学園	八木学園	—	—
10月30日	聖コルベ学園	—	—	—
11月1日	愛育学園	—	—	—
11月5日	道灌山学園	聖フランシスコ学園	—	—
11月6日	東京大谷学園	いづみ学園	—	—
11月7日	富士学園	源正寺学園	—	—
11月8日	東京キッズ学園	—	—	—

(表2) 監査対象とした補助金の交付状況（令和元年5月1日現在）（単位：百万円、%）

区分	団体数	補助金交付額	
		平成29年度	平成30年度
今回監査対象（A）	84	4,671	4,552
全体（B）	605	121,397	119,626
比率（A/B）	13.9	3.8	3.8

2 団体の選定方法

私立学校の経常的経費を対象として補助金を交付されている学校法人605団体から84団体を今回監査の対象としている。

80団体については、過去の指摘状況及び監査状況等に基づくアプローチにより、幼稚園のみを設置する法人は比較的少人数で事務を行っていること、また、私立幼稚園預かり保育推進補助金は補助額の算定に関わる根拠書類が多岐にわたることから、幼稚園のみを設置する法人かつ同補助金を交付されている法人を対象とし、それらについて補助金交付額の経年推移等を基に考察・比較衡量を行って選定した。

残る4団体については、補助金交付額及び監査頻度を考慮して選定した。

3 団体の概要

学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。

監査対象とした各団体が設置する補助対象学校（97校）は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する学校(補助対象学校のみ)

(平成30年5月1日現在)

学校法人名	設置学校名	定員(人)	園(校)数
東京聖徳学園	聖徳学園三田幼稚園	315	3
	聖徳学園八王子中央幼稚園	320	
	聖徳学園多摩中央幼稚園	400	
東京大谷学園	東京大谷幼稚園	240	1
大野学園	鈴ヶ森めばえ幼稚園	320	1
池上みどり幼稚園	池上みどり幼稚園	320	1
みのり学園	大森みのり幼稚園	350	1
和田実学園	目白幼稚園	100	2
	東京教育専門学校(注)	300	
道灌山学園	道灌山幼稚園	350	2
	高松幼稚園	360	
四釜学園	かごめ幼稚園	315	1
まきば学園	まきば幼稚園	360	1
高麗学園	こうま幼稚園	310	1
聖コルベ学園	聖フランシスコ幼稚園	210	3
	まりあ幼稚園	320	
	聖母の騎士幼稚園	280	
上平井幼稚園	上平井幼稚園	440	1
池谷学園	グリーンヒル幼稚園	350	1
八王子中村学園	なかの幼稚園	400	1
雨宮学園	みたから幼稚園	280	1
福島学園	福島学園幼稚園	400	1
かしのみ学園	調布多摩川幼稚園	200	1
富士学園	第一富士幼稚園	200	1
相原保善学園	相原幼稚園	220	1
百草台学園	百草台幼稚園	240	1
臼井学園	ひなぎく幼稚園	280	1
誉学園	つくし幼稚園	280	1
なでしこ学園	豊島なでしこ幼稚園	200	1
東京音楽学院	諏訪幼稚園	380	2
	長沼幼稚園	210	
島澤学園	洗足うさぎ幼稚園	120	2
	大井うさぎ幼稚園	105	
晃佳育英学院	ひまわり幼稚園	80	1
善永学園	光輪幼稚園	240	1
サムエル学園	サムエル幼稚園	120	1
聖フランシスコ学園	天使幼稚園	240	1
丹尾学園	南蒲幼稚園	108	1
紀藤学園	藤美幼稚園	120	1
樋口学園	玉川幼稚園	160	1
野上学園	久我山幼稚園	320	1
祥鳳学園	西荻まこと幼稚園	90	1
東京明日香学園	明日香幼稚園	315	1
東京明照学園	明照幼稚園	160	1
安見学園	板橋富士見幼稚園	140	1
須田学園	きよみ幼稚園	210	1
石川キンダー学園	城山みどり幼稚園	180	2
	城山幼稚園	210	
明角学園	ときわ幼稚園	140	1
追川学園	徳丸幼稚園	330	1
櫻井学園	上石神井幼稚園	385	1
寿福寺学園	寿福寺幼稚園	210	2
	寿福寺第二幼稚園	240	
やさく学園	足立白うめ幼稚園	350	1

学校法人名	設置学校名	定員 (人)	園 (校) 数
馬場学園	足立つばめ幼稚園	420	1
小倉文教学園	小倉幼稚園	190	1
鴨下学園	栗島幼稚園	320	1
小宮学園	興南幼稚園	160	1
古庄学園	ふちえ幼稚園	400	1
希望学園	葛飾こどもの園幼稚園	150	1
秋山学園	犬目幼稚園	320	1
城東学園	八王子桑の実幼稚園	280	1
野和田学園	キンデルガルテン松中幼稚園	300	1
大貫学園	子供の国若草幼稚園	175	1
源正寺学園	みやま幼稚園	255	1
久山学園	青梅幼稚園	100	1
東京キッズ学園	調布白菊幼稚園	420	1
こひつじ学園	町田こひつじ幼稚園	350	1
けやきの杜	小平神明幼稚園	360	1
日野しらゆり学園	日野しらゆり幼稚園	245	1
いづみ学園	田無いづみ幼稚園	350	1
浜の真砂学園	明成幼稚園	300	1
裕学園	谷戸幼稚園	210	1
秋元学園	狛江みずほ幼稚園	420	1
敷島学園	狭山ヶ丘幼稚園	400	3
	東京女子学院幼稚園	310	
	南台幼稚園	400	
法水学園	清瀬富士見幼稚園	320	1
はなの丘学園	はなぶさ幼稚園	350	1
向良学園	平尾わかば幼稚園	280	1
東京梨の実学園	梨花幼稚園	420	1
岸野学園	すもも木幼稚園	240	1
専念寺学園	専念寺幼稚園	240	1
進藤学園	きよし幼稚園	240	1
愛育学園	愛育学園	40	1
亀井啓進会	府中白百合第二幼稚園	385	2
	府中白百合幼稚園	140	
東京シューレ学園	東京シューレ葛飾中学校	120	1
明晴学園	明晴学園	120	1
深澤学園	檜の木幼稚園	105	1
東京青葉学院	青葉幼稚園	270	1
双修学園	双葉幼稚園	240	1
つかさ学園	国分寺けやき幼稚園	240	1
みふじひかりの丘学園	みふじ幼稚園	280	1
當麻学園	仰願寺幼稚園	105	1
八木学園	町田文化幼稚園	210	1
秋川学園秋川幼稚園	秋川幼稚園	140	1
設置学校数合計			97

(注) 主に幼稚園教諭及び保育士を養成する専修学校である。

4 都との関係

(1) 補助金の概要

私立学校等への補助金の大半を占めているのは、表4のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、幼児（生徒）数等）に学校割単価、学級割単価、教職員割単価、幼児（生徒）割単価の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、3才児就園促進補助、満3才児の受入れ補助等がある。

また、私立特別支援学校等経常費補助金や私立幼稚園預かり保育推進補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(2) 補助金の交付目的

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人に対して補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人84団体に対する補助金別の交付額は、表4のとおり、平成29年度が46億7,148万余円、平成30年度が45億5,284万余円であり、学校法人別の補助金交付額は、表5のとおりである。

(表4) 監査対象団体(学校法人84団体)に対する補助金別の交付額

(単位:円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
私立学校経常費補助金	3,865,242,900	3,955,516,300	3,953,419,200
私立特別支援学校等経常費補助金	302,028,000	330,788,000	359,835,000
経常費補助金計 (A)	4,167,270,900	4,286,304,300	4,313,254,200
私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 学校法人立の幼稚園等に障害児が1人通園している場合等に、運営費の一部を補助	5,096,000	7,840,000	6,272,000
私立学校安全対策促進事業費補助金 校舎等の耐震改築工事に要する経費等の一部を補助	3,196,000	145,499,000	—
私立幼稚園等環境整備費補助金 遊具等環境整備に要する経費の一部を補助	15,307,000	15,741,000	14,632,000
私立学校運動場芝生化維持管理経費補助金 芝生化実施後に必要な専門的維持管理作業に要する経費の一部を補助	670,000	402,000	323,000
園務改善のためのICT化支援事業補助金 園務改善のためのICT化促進に係る経費の一部を補助		1,145,000	2,978,000
私立幼稚園預かり保育推進補助金 自園児を園内で過ごさせる預かり保育を実施している場合に、運営費の一部を補助	188,839,000	211,427,000	210,816,000
私立幼稚園等自然体験支援事業費補助金 自然環境を活用した幼児教育の実施に要する経費の一部を補助			1,326,000
認定こども園施設整備補助金(開設準備経費) 認定こども園開設準備経費の一部を補助	—	—	1,857,000
私立学校等結核予防費補助金(注1) 学校が実施する結核の定期健康診断に要する経費の一部を補助	32,527	22,802	36,216
保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金(注1) 保育士等キャリアアップ研修事業に要する経費の一部を補助		—	1,200,000
保育園・幼稚園等による木育推進事業費補助金(注2) 森林の役割等を学ぶ木育活動に要する経費の一部を補助	—	3,100,989	154,945
その他補助金計 (B)	213,140,527	385,177,791	239,595,161
合計(A)+(B)	4,380,411,427	4,671,482,091	4,552,849,361

(注1) 福祉保健局所管の補助金である。

(注2) 産業労働局所管の補助金である。

(表5) 学校法人別補助金交付額

(単位：千円)

番号	学校法人名	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
1	東京聖徳学園	91,298	4,313	95,611	94,914	4,329	99,243	100,503	4,753	105,256
2	東京大谷学園	36,116	1,637	37,753	37,306	2,664	39,970	33,067	3,283	36,350
3	大野学園	36,726	2,120	38,846	38,390	4,396	42,786	40,746	3,686	44,432
4	池上みどり幼稚園	57,618	1,180	58,798	57,444	1,870	59,314	60,386	1,870	62,256
5	みのり学園	78,738	1,880	80,618	82,585	2,720	85,305	85,354	3,460	88,814
6	和田実学園	16,380	2,104	18,484	14,963	2,126	17,090	14,815	2,696	17,511
7	道灌山学園	86,766	1,306	88,072	89,874	1,914	91,788	90,297	2,132	92,429
8	四釜学園	49,461	1,810	51,271	48,776	2,783	51,559	49,260	3,500	52,760
9	まきば学園	32,624	1,978	34,602	35,844	1,644	37,488	35,166	1,150	36,316
10	高麗学園	38,386	920	39,306	40,373	2,236	42,609	38,049	2,069	40,118
11	聖コルベ学園	102,446	7,354	109,800	105,794	7,389	113,183	100,381	8,065	108,446
12	上平井幼稚園	62,239	1,146	63,385	62,349	1,240	63,589	63,079	1,960	65,039
13	池谷学園	57,443	3,820	61,263	58,575	4,170	62,745	60,506	4,090	64,596
14	八王子中村学園	74,593	3,265	77,858	77,972	2,966	80,938	72,412	3,155	75,567
15	雨宮学園	43,813	1,480	45,293	36,666	1,320	37,986	34,117	1,900	36,017
16	福島学園	32,291	1,832	34,123	29,765	2,664	32,429	31,940	2,173	34,113
17	かしのみ学園	34,087	1,570	35,657	40,430	1,705	42,135	41,976	1,790	43,766
18	富士学園	46,951	1,500	48,451	47,430	1,820	49,250	47,107	2,346	49,453
19	相原保善学園	39,963	1,710	41,673	38,312	2,130	40,442	37,060	2,450	39,510
20	百草台学園	40,057	2,698	42,755	39,993	2,634	42,627	38,486	3,879	42,365
21	白井学園	44,558	1,946	46,504	42,457	2,277	44,734	46,476	3,556	50,032
22	誉学園	43,944	1,642	45,586	45,577	1,859	47,436	51,101	2,432	53,533
23	なでしこ学園	30,208	1,865	32,073	31,039	3,624	34,663	30,587	3,019	33,606
24	東京音楽学院	95,310	6,866	102,176	96,547	7,510	104,057	103,279	8,793	112,072
25	島澤学園	40,398	4,388	44,786	37,271	3,510	40,781	34,623	3,792	38,415
26	晃佳育英学院	22,500	2,732	25,232	24,909	4,284	29,193	27,921	3,059	30,980
27	善永学園	50,428	2,070	52,498	60,683	2,451	63,134	64,358	2,410	66,768
28	サムエル学園	26,825	920	27,745	29,207	1,320	30,527	31,775	1,450	33,225
29	聖フランソスコ学園	45,222	1,426	46,648	41,935	1,238	43,173	38,862	1,722	40,584
30	丹尾学園	27,443	2,022	29,465	28,355	1,664	30,019	30,770	1,630	32,400
31	紀藤学園	30,902	1,480	32,382	33,430	1,170	34,600	32,923	1,170	34,093
32	樋口学園	31,313	2,723	34,036	32,305	1,978	34,283	32,487	3,260	35,747
33	野上学園	79,324	6,166	85,490	85,888	6,165	92,053	86,653	666	87,319
34	祥鳳学園	27,708	2,820	30,528	33,609	3,791	37,400	29,244	3,590	32,834
35	東京明日香学園	49,421	4,066	53,487	51,869	2,960	54,829	52,421	3,914	56,335
36	東京明照学園	32,089	2,535	34,624	33,597	2,810	36,407	34,015	3,076	37,091
37	安見学園	32,330	1,334	33,664	33,385	1,377	34,762	33,654	1,290	34,944
38	須田学園	46,255	2,460	48,715	47,793	3,332	51,125	43,997	3,080	47,077
39	石川キンダー学園	64,495	7,952	72,447	63,257	152,366	215,623	75,013	9,046	84,059
40	明角学園	31,999	3,580	35,579	29,184	4,300	33,484	29,382	3,920	33,302
41	追川学園	58,149	1,659	59,808	61,749	1,628	63,377	63,820	1,844	65,664
42	櫻井学園	43,531	1,240	44,771	45,250	1,440	46,690	47,943	1,930	49,873
43	寿福寺学園	75,223	3,398	78,621	76,080	3,124	79,204	76,461	2,836	79,297

(単位：千円)

番号	学校法人名	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
44	やさく学園	56,400	4,240	60,640	58,411	3,170	61,581	58,882	3,370	62,252
45	馬場学園	77,070	4,240	81,310	79,815	4,706	84,521	80,302	3,768	84,070
46	小倉文教学園	28,793	2,814	31,607	31,849	3,052	34,901	33,214	3,566	36,780
47	鴨下学園	50,093	4,070	54,163	54,882	5,536	60,418	43,550	3,754	47,304
48	小宮学園	20,590	1,640	22,230	23,322	1,640	24,962	23,464	1,640	25,104
49	古庄学園	50,195	2,610	52,805	45,158	3,090	48,248	45,580	2,867	48,447
50	希望学園	41,520	920	42,440	48,251	1,363	49,614	44,201	1,485	45,686
51	秋山学園	46,802	2,546	49,348	51,045	2,546	53,591	45,326	2,439	47,765
52	城東学園	55,942	3,826	59,768	53,207	3,160	56,367	49,773	3,160	52,933
53	野和田学園	60,281	2,426	62,707	61,336	2,420	63,756	55,013	3,086	58,099
54	大貫学園	32,907	1,250	34,157	37,050	1,740	38,790	36,401	1,590	37,991
55	源正寺学園	43,397	1,440	44,837	36,814	2,200	39,014	36,453	2,660	39,113
56	久山学園	17,786	2,062	19,848	17,244	1,670	18,914	19,525	2,623	22,149
57	東京キッズ学園	71,461	3,725	75,186	77,176	3,451	80,627	79,811	—	79,811
58	こひつじ学園	58,336	3,938	62,274	56,578	3,029	59,607	61,510	3,120	64,630
59	けやきの杜	78,071	1,688	79,759	70,338	3,306	73,644	67,777	3,330	71,107
60	日野しらゆり学園	46,037	—	46,037	51,360	1,472	52,832	51,499	1,649	53,148
61	いづみ学園	41,868	1,870	43,738	43,506	2,780	46,286	40,049	3,832	43,881
62	浜の真砂学園	55,031	2,490	57,521	57,243	3,206	60,449	56,313	4,040	60,353
63	裕学園	44,094	2,033	46,127	45,474	2,180	47,654	47,561	2,826	50,387
64	秋元学園	68,486	2,510	70,996	66,753	2,720	69,473	70,249	3,170	73,419
65	敷島学園	123,346	9,086	132,432	130,785	12,085	142,871	133,501	8,256	141,757
66	法水学園	52,228	1,980	54,208	60,940	2,566	63,506	60,923	2,844	63,767
67	はなの丘学園	62,939	3,356	66,295	65,217	1,840	67,057	61,073	2,464	63,537
68	向良学園	42,378	1,900	44,278	42,849	2,400	45,249	43,875	3,534	47,409
69	東京梨の実学園	71,654	3,567	75,221	72,409	3,919	76,328	75,979	4,436	80,415
70	岸野学園	35,465	1,670	37,135	35,586	1,910	37,496	37,729	—	37,729
71	専念寺学園	42,765	1,632	44,397	37,604	1,834	39,438	40,159	1,500	41,659
72	進藤学園	51,088	3,876	54,964	50,450	3,876	54,326	46,275	3,911	50,186
73	愛育学園	26,226	—	26,226	23,872	—	23,872	22,575	—	22,575
74	亀井啓進会	103,466	2,160	105,626	111,437	2,728	114,165	119,344	3,115	122,459
75	東京シュール学園	66,288	—	66,288	68,134	—	68,134	67,048	—	67,048
76	明晴学園	84,506	—	84,506	85,044	—	85,044	90,300	—	90,300
77	深澤学園	25,212	920	26,132	26,073	920	26,993	21,850	1,344	23,194
78	東京青葉学院	42,682	3,420	46,102	45,309	4,509	49,818	50,688	4,954	55,642
79	双修学園	38,993	1,312	40,305	40,286	1,928	42,214	41,665	1,825	43,490
80	つかさ学園	34,471	1,590	36,061	38,609	1,910	40,519	41,411	1,910	43,321
81	みふじひかりの丘学園	42,209	3,615	45,824	45,817	4,006	49,823	46,364	3,090	49,454
82	當麻学園	22,034	3,080	25,114	24,702	3,280	27,982	24,623	3,440	28,063
83	八木学園	40,805	2,243	43,048	42,755	3,256	46,011	40,623	2,320	42,943
84	秋川学園秋川幼稚園	25,750	2,482	28,232	28,446	2,874	31,320	28,285	784	29,069
合計		4,167,270	213,140	4,380,411	4,286,304	385,177	4,671,482	4,313,254	239,595	4,552,849

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合がある。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、その目的に沿って適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの

生活文化局は、私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱（以下「預かり保育要綱」という。）に基づき、私立幼稚園等が、教育時間を超えて自園児を幼稚園等で過ごさせる預かり保育（以下「預かり保育」という。）を自ら行うときに、預かり保育を実施する私立幼稚園等を設置する学校法人等に対し、私立幼稚園預かり保育推進補助金（以下「預かり保育補助金」という。）を交付している。

局は、各園において預かり保育を実施する際に要する経費（以下「補助対象経費」という。）を補助対象とし、この補助対象経費と預かり保育要綱等に基づいて算出した額（以下「算出額」という。）を比較し、いずれか少ない金額を補助金交付額としている。

ところで、学校法人日野しらゆり学園の日野しらゆり幼稚園における平成30年度預かり保育補助金に係る実績報告書を見たところ、補助対象経費101万7,339円が算出額145万円を下回っていることから、補助対象経費101万7,000円（千円未満切り捨て）を補助金交付額とすべきにもかかわらず、算出額を補助金交付額として交付しているため、43万3,000円が過大交付となっている状況が認められた。

これは、表6のとおり、法人が提出した実績報告書の「施設別内訳書」に誤りがあったこと、また、局が、実績報告書を十分に確認しなかったことによるものである。

学校法人日野しらゆり学園は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人日野しらゆり学園に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人日野しらゆり学園)

(生活文化局)

(表6) 実績報告書に添付された「施設別内訳書」

① 区 分	② 補助対象経費 円	③ 補助金執行額 (注) 円	④ 差引 (②-③) 円	⑤ 区市預かり 保育補助金 交付額 円
総 額	1,017,339	1,450,000	432,661	
内 訳 人件費	1,017,339	1,450,000	432,661	

(注) 補助金執行額は、補助金として執行する予定額であり、本件においては、正しくは、101万7,000円と記載すべきであった。

東京都国際交流委員会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都国際交流委員会	令和元年10月29日及び同月30日	平成29年度及び平成30年度の補助対象事業
局	生活文化局	令和元年10月28日及び同年11月1日	

2 団体の概要

設立の目的	国際交流・国際協力等に関する情報を収集し、都民及び在住外国人、関係団体に広く情報提供するとともに、幅広い都民の積極的な参加と連携により、国際交流、国際協力、国際的な相互理解等の促進を行うことなどを目的として設立
主な沿革	平成15年4月 設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流、国際協力等に関する情報の収集、提供 ・ 国際交流、国際協力等を促進するための連絡調整及び普及啓発
所在地	東京都千代田区神田松永町17番15号
組織・人員	役員6名（会長1名、委員3名（うち1名は常勤（事務局長兼務））、監事2名） 職員6名（事務局長1名、常勤1名、非常勤1名及び人材派遣3名）
都との関係	補助金（表1） 6,715万余円（平成29年度交付額） 6,845万余円（平成30年度交付額）

（注1）上記数値等は平成31年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
東京都国際交流委員会事業運営費補助金	東京都国際交流委員会事業運営費補助金交付要綱	多文化共生等に関する情報の収集及び提供並びに普及啓発等の事業に要する経費(補助率 10/10)	45,613	67,154	68,451
合計			45,613	67,154	68,451

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京都国際交流委員会（以下「委員会」という。）の補助対象事業について、主に、事業計画及び進行状況、収支計画及び執行状況は適切か、執行体制強化の取組は適切かの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

委員会は、総務省から、地域の国際交流を推進するにふさわしい中核的な民間国際交流組織である「地域国際化協会」として認定された団体であり、都から東京都国際交流委員会事業運営費補助金の交付を受け、幅広い都民の積極的な参加と連携を図り、多文化共生等に資することを目的として、情報の収集及び提供並びに普及啓発等の事業を実施している。

委員会は、平成28年2月に策定された東京都多文化共生推進指針（以下「指針」という。）の中で「都における多文化共生推進の中心」と位置付けられて以降、ホームページでの情報提供等、これまでの事業に加え、新たな取組も始めた。

平成29年度は、前年度に開設された多文化共生ポータルサイト「在住外国人のための暮らし情報サイト Life in Tokyo」（以下「ポータルサイト」という。）を運営するとともに、災害ネットワークの構築に向けての検討及び多文化共生コーディネーターの研修を新たに開始した。

平成30年度は、前年度に引き続きポータルサイトの運営と、災害ネットワークの構築を行うとともに、新たに「在住外国人のための生活情報冊子 Life in Tokyo:Your Guide」のWeb版を開設した。

委員会は、外国人向け生活情報の提供等によって在住外国人を支援するとともに、地域の国際交流協会や在住外国人支援団体等との連絡調整及び普及啓発を通じてネットワークの構築を進めているものの、現行の資源のもとでは、支援や連携が限られたものとなっている。

委員会には、高い専門性に基づく支援や広域的な支援が期待されており、指針で位置付けられた役割を果たすため、体制の強化とともに、局と協力して事業の充実を図り、多文化共生社

会づくりの推進に向けた取組を着実に進めていくことが望まれる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの

委員会は、東京都国際交流委員会事務局（以下「事務局」という。）の経理事務について、東京都国際交流委員会経理規則（以下「経理規則」という。）において必要な事項を定めている。経理規則第20条第1項によると、事務局に検査員を置き、契約の履行状況等について必要な検査を行うものとしており、同条第2項では、検査の手続・方法等については、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）に準じるものとしている。

委員会の事業は、外国人向け生活情報の提供や支援団体との連携等を中心に実施しており、当該事業に係る様々な業務の委託契約を締結している。

ところで、確認した全ての委託契約の書類16件について、履行完了後に受託者から提出される委託完了届の検査員及び監督員（以下「検査員等」という。）の氏名欄及び押印欄（以下「氏名欄等」という。）が空白となっており、履行完了後の確認がなされていない状況であった。

本状況について事務局へ確認したところ、検査員等については、現状の職員数や組織体制（計6名（事務局長1名、常勤職員1名、非常勤職員1名、人材派遣3名））では、検査員等の指定が困難であり配置できる状況ではないため、委託完了届の氏名欄等については記載せず空白としている。しかし、実務としては、履行完了後に納品される物品や成果物等について、複数職員で内容の確認を行っているとのことである。

実務上は確認を行っているものの、検査員を置いていない状況は、経理規則第20条にのっとっているとは言えないことから、是正改善を早急に行い、適切な検査検収を実施する必要がある。

委員会は、委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施されたい。

（東京都国際交流委員会）

第4 補助対象事業の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 国際交流、国際協力等に関する情報の収集、提供

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
委員会ホームページでの情報提供			
アクセス件数	2,134,327 件	2,431,089 件	2,671,838 件
「外国人のための生活ガイド」の内容更新			
日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語	100 項目	100 項目	100 項目
転ばぬ先の知恵	22 項目	22 項目	22 項目
緊急災害時の対応	23 項目	23 項目	23 項目
生活ガイド	55 項目	55 項目	55 項目
やさしいにほんご	82 項目	82 項目	98 項目
イベントカレンダー掲載件数	253 件	302 件	331 件
ニュースレター「れすばす」アクセス件数	339,239 件	319,617 件	341,679 件
「在住外国人のための暮らし情報サイト Life in Tokyo」ホームページでの情報提供			
アクセス件数	—	80,263 件	123,706 件
研修会及び講習会			
多文化共生コーディネーター 研修の運営	—	62 名受講（うち 修了証受領者 28 名）	81 名受講（うち 修了証受領者 26 名）
災害時の外国人支援ネット ワーク構築の検討	—	1 回 35 名参加 （東京国際交流 団体連絡会議研 修会） その他、関係 5 団体へのヒアリ ングを実施	4 回 150 名参加 （東京国際交流 団体連絡会議研 修会） その他、東京国際 交流団体連絡会 議構成団体への アンケート調査 と 2 回の情報交 換会を実施
情報コーナー（電話、メール等）での情報提供等	295 件	279 件	313 件

イ 国際交流、国際協力等を促進するための連絡調整及び普及啓発

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般財団法人自治体国際化協会等との連絡調整			
地域国際化に関する関係会議			
地域国際化協会連絡協議会 総会	平成 28 年 5 月 23 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 30 年 5 月 15 日
関東地域国際化協会連絡協議会 情報交換会	平成 28 年 11 月 29 日	平成 29 年 11 月 28 日	平成 30 年 11 月 29 日
区市町村国際交流協会との連絡調整			
東京国際交流団体連絡会議	総会 1 回 連絡会議 1 回 研修会 2 回	総会 1 回 連絡会議 1 回 研修会 2 回	総会 1 回 連絡会議 1 回 研修会 4 回
在住外国人のためのリレー専門家相談会	17 回	16 回	17 回
東京外国人支援ネットワーク運営会議	4 回	4 回	4 回
通訳・相談員のための研修会	2 回 77 名参加	2 回 83 名参加	2 回 74 名参加
リレー専門家相談会の広報	チラシ作成・配布 3 種 13 言語 9,500 部 ポスター作成・配布 200 部	チラシ作成・配布 3 種 13 言語 9,500 部 ポスター作成・配布 200 部	チラシ作成・配布 3 種 13 言語 9,500 部 ポスター作成・配布 200 部
普及啓発に係るイベント			
国際化市民フォーラム in TOKYO	平成 29 年 2 月 11 日 東京ウィメンズ プラザ パネルディスカ ッション実施 56 名参加	平成 30 年 2 月 3 日 なかの ZERO 西館 3 分科会方式で 実施 140 名参加	平成 31 年 2 月 16 日 なかの ZERO 西館 4 分科会方式で 実施 225 名参加
国際交流・協力 TOKYO 連絡会	3 回	5 回	5 回

京王電鉄株式会社など3団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	京王電鉄株式会社	令和元年10月24日及び25日	平成29年度及び平成30年度の補助対象事業
	京浜急行電鉄株式会社	令和元年10月24日及び28日	
	京成電鉄株式会社	令和元年10月25日及び28日	
局	都市整備局	令和元年10月23日及び29日	

（注）以下、京王電鉄株式会社を「京王電鉄」と、京浜急行電鉄株式会社を「京急電鉄」と、京成電鉄株式会社を「京成電鉄」という。

2 団体の概要

団体の概要は表1のとおりである。

（表1）各団体の所在地、人員及び主な事業（平成31年3月31日現在）

団体名 (設立年月)	所在地	人員	主な事業
京王電鉄 (昭和23年6月)	東京都多摩市関戸 一丁目9番地1	役員22名 従業員2,549名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業 ・ 土地、建物の賃貸業・販売業
京急電鉄 (昭和23年6月)	東京都港区高輪 二丁目20番20号 (注)	役員19名 従業員2,793名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事業 ・ 不動産事業 ・ レジャー・サービス事業 ・ 流通事業
京成電鉄 (明治42年6月)	千葉県市川市八幡 三丁目3番1号	役員21名 従業員1,665名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道による一般運輸業 ・ 土地、建物の売買及び賃貸業

（注）京急電鉄は、令和元年9月に神奈川県横浜市西区高島一丁目2番8号に移転した。

3 都との関係

都は、京王電鉄など3団体に対し、平成29年度に2億1,307万余円、平成30年度に7,330万余円の鉄道施設耐震対策事業費補助金を交付している。

補助事業の概要は、表2のとおりであり、各団体に対する補助金の交付額は、表3のとおりである。

(表2) 補助事業の概要

補助事業名	補助の目的	補助要綱名	対象経費及び算定方法
鉄道施設耐震対策事業	鉄道利用者の安全確保を図るとともに発災時における緊急応急活動の機能を確保する。	東京都鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱	鉄軌道事業の用に供する鉄軌道駅の建築物及び緊急応急人員輸送の機能維持若しくは鉄道施設の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物における柱、基礎等の補強又は落橋防止により耐震対策を行う事業に必要な経費のうち、本工事費及び附帯工事費の3分の1以内

(表3) 団体別交付額

(単位：千円)

団体名	交付額		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
京王電鉄	5,106	-	73,306
京急電鉄	102,490	106,666	-
京成電鉄	85,815	106,412	-

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、団体の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、補助対象となる駅又は構造物の工事について、補助金の交付申請、決定、確定等に関する事務手続のほか、工法選定、積算、工事監理等が適切に行われているか技術的な着眼点から検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

東日本大震災において鉄道施設等の都市施設に甚大な被害が生じたことを受け、都では、平成25年度から、鉄道施設の耐震補強に対し、国と協調して補助を実施している。

京王電鉄など3団体に対しては、各団体の耐震補強工事に応じて、平成25年度以降、順次補助を実施してきているが、平成29年度は、①京急電鉄における新馬場第3高架橋及び新馬場第4高架橋（いずれも新馬場・青物横丁間）並びに平和島駅構内高架橋に係る耐震補強工事、②京成電鉄におけるお花茶屋駅駅舎に係る耐震補強工事に対して、それぞれ補助を実施した。

平成30年度は、京王電鉄における片倉架道橋（北野・京王片倉間）及び北野第1架道橋（北野・京王八王子間）に係る耐震補強工事に対して、補助を実施した。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

団体名	年度 (平成)	対象駅又は構造物	工事概要
京王電鉄	28	中河原第3高架橋	4本：鋼板一面補強
	30	片倉架道橋	2基：せん断補強鉄筋挿入
		北野第1架道橋	9本：鋼板巻立て
京急電鉄	28	品川駅構内第2橋梁	4本：鋼板一面補強
		品川駅構内A高架橋	2本：RB工法（注）、14本：鋼板一面補強
		JR跨線橋部高架橋	3本：RB工法
		品川高架橋	1本：RB工法
		新馬場第3高架橋	9本：鋼板巻立て
		新馬場第5高架橋	3本：鋼板巻立て
	29	新馬場第3高架橋	20本：鋼板巻立て
		新馬場第4高架橋	2本：鋼板巻立て
		平和島駅構内高架橋	18本：鋼板巻立て
京成電鉄	28	千住大橋駅高架橋	4本：鋼板一面補強、12本：モルタル吹付補強
		江戸川駅高架橋	18本：鋼板一面補強
	29	お花茶屋駅駅舎	ブレース材による補強等

(注) RB（リブバー）工法

鉄筋コンクリート柱等に対して補強鋼材を柱外周に配置し、柱四隅で定着することにより、せん断及びじん性補強を行うもの。

社会福祉法人等101団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉事業を対象とした補助金を交付している2,246団体のうち、社会福祉法人三宅島あじさいの会など101団体（詳細は表1及び表2のとおり）	令和元年9月17日から同年10月25日まで （ただし、社会福祉法人三宅島あじさいの会は令和元年5月15日） （詳細は表1のとおり）	平成29年度及び平成30年度の補助対象事業
局	福祉保健局	令和元年9月12日、同年10月18日、同月21日及び同月31日	

（表1）監査対象団体及び団体別監査期間

監査日	団体名（書面監査対象60団体）				
9月17日 ～ 9月25日 10月23日 ～ 10月25日	社会医療法人河北医療財団	公益財団法人がん研究会	社会福祉法人葛飾福祉館	特定非営利活動法人とらいあんぐる	一般財団法人脳神経疾患研究所
	医療法人社団永生会	公益財団法人結核予防会	社会福祉法人基督教児童福祉会	特定非営利活動法人町田フレンズサポート	医療法人社団爽玄会
	医療法人社団さくら会	学校法人聖路加国際大学	社会福祉法人慈生会	特定非営利活動法人色えんびつ	医療法人財団暁
	医療法人社団明芳会	社会福祉法人JHC板橋会	社会福祉法人新栄会	日本私立学校振興・共済事業団	一般財団法人仁和会
	学校法人杏林学園	社会福祉法人いたるセンター	社会福祉法人しおん保育園	医療法人社団浩生会	医療法人社団クリタ会
	学校法人慶應義塾	社会福祉法人おぞら会	東日本電信電話株式会社	特定非営利活動法人東京自立支援センター	医療法人社団慧和会
	学校法人慈恵大学	社会福祉法人きょうされん	社会福祉法人いずみ	医療法人社団緑真会	医療法人愛育会
	学校法人昭和大学	社会福祉法人つぼみ会	医療法人社団日心会	医療法人社団杏順会	医療法人社団旭正会
	学校法人東海大学	社会福祉法人長瀬保育園	医療法人社団苑田会	特定非営利活動法人L a M a n o	株式会社グッドホーム
	学校法人東京女子医科大学	社会福祉法人愛成会	医療法人財団興和会	社会福祉法人水の会	社会福祉法人SHIP
学校法人東邦大学	社会福祉法人育和会	社会福祉法人杉並希望の家	医療法人社団弘生会	株式会社星雲堂	
公益財団法人ライフ・エクステンション研究所	社会福祉法人河田母子厚生会	社会福祉法人つむぎ	特定非営利活動法人村山たんぽぽ	特定非営利活動法人新宿西共同作業所ラバンス	

監査日	団体名 (実地監査対象 41 団体)				
5月15日	社会福祉法人三宅島あじさいの会	-	-	-	-
9月27日	社会福祉法人蓮倫会	社会福祉法人和の会	社会福祉法人陽光福祉会	社会福祉法人山の子会	一般財団法人精神医学研究所
10月1日	社会福祉法人友好福祉会	社会福祉法人多磨育成会	社会福祉法人吹上会	医療法人財団利定会	社会福祉法人平成記念会
2日	社会福祉法人相友会	社会福祉法人松栄福祉会	社会福祉法人紅葉の会	医療法人財団アドベンチスト会	社会福祉法人真光会
3日	社会福祉法人友和会	社会福祉法人つくし会	社会福祉法人高砂福祉会	社会福祉法人清峰会	
4日	社会福祉法人流山中央福祉会	社会福祉法人龍美	社会福祉法人なの花会	社会福祉法人つばさ福祉会	社会福祉法人桐仁会
8日	社会福祉法人福翠会	社会福祉法人不動福祉会	社会福祉法人栄光会	社会福祉法人東中川会	
9日	社会福祉法人童愛会	社会福祉法人豊仁会		社会福祉法人東保育会	社会福祉法人健誠会
10日	社会福祉法人貴静会	社会福祉法人わかみや福祉会	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会		-
11日		社会福祉法人さくらぎ会	-	-	-
15日	社会福祉法人てつなぎの会	社会福祉法人彩保育会	社会福祉法人南町保育会	社会福祉法人喜清会	-

(表2) 監査対象補助金交付額及び補助対象施設の規模

区分		平成29年度		平成30年度	
		交付金額(千円)	施設数	交付金額(千円)	施設数
監査対象団体に対する 補助金交付額等	実地監査対象	5,941,749	105	7,916,691	106
	書面監査対象	590,875	64	854,170	30
	計	6,532,624	169	8,770,861	136

(注1) 平成30年度交付金額は、交付額確定前の補助金額も含めた数値である。

(注2) 今回の監査対象施設数は、平成29年度施設数(169)と平成30年度施設数(136)の合計から、両年度とも補助を受けている施設数(124)を差し引いた181施設である。

2 監査の実施方法

(1) 実地監査

対象団体に監査対象年度において交付された、社会福祉事業を対象とした補助金について、団体に出向き、監査を実施した（41団体）。

(2) 書面監査

監査の効率化などを図る目的で、対象団体に監査対象年度において交付された、社会福祉事業を対象とした補助金について、主に福祉保健局が保管する補助事業関連書類の確認により、監査を実施した。

また、必要に応じて、現地へ出向き、監査を実施した。

対象団体の選定に当たっては、団体へのヒアリングを要さず、複数の書面等を照合することで監査を行うことを念頭に、主に設備・施設整備事業を対象とする補助金等の交付を受けている団体を選定した（60団体）。

3 団体の概要

社会福祉法人三宅島あじさいの会など101団体は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める各種の社会福祉事業を行うため、関連の社会福祉施設等を設置し、運営する団体や医療法（昭和23年法律第205号）又は私立学校法（昭和24年法律第270号）等により設立され、それぞれ医療法、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等に基づき、病院又は大学附属病院等を設置している団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設（181施設）は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する施設(補助対象施設のみ)(平成31年3月31日現在)

(単位:人)

実地監査対象41団体					
団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				(注1) 現員	(注2) 定員
(一財) 精神医学研究所	東京武蔵野病院	病院	板橋区小茂根	-	619
(社福) さくらぎ会	さくらぎこぼん	保育所	西多摩郡日の出町	85	75
	さくらぎ保育園	保育所	西多摩郡日の出町	138	140
	こもれびの郷	特別養護老人ホーム	あきる野市雨間	74	80
(社福) つくし会	田園保育園	保育所	町田市南町田	68	66
	まなざし保育園	保育所	町田市根岸	90	110
(社福) なの花会	つくしんぼ保育園	保育所	江戸川区平井	84	89
	なの花保育園	保育所	江戸川区南篠崎町	69	67
	たんぼぼ保育園	保育所	江戸川区東葛西	72	72
(社福) わかみや福祉会	かがやき保育園	保育所	江東区大島	160	161
	花と鳥保育園	保育所	江東区大島	90	90
	マリヤ保育園	保育所	江戸川区船堀	119	120
(社福) 栄光会	栄光多摩平の森保育園	保育所	日野市多摩平	93	120
	栄光多摩平中央保育園	保育所	日野市多摩平	129	130
	栄光豊田駅前保育園	保育所	日野市多摩平	20	20
	栄光平山台保育園	保育所	日野市平山	64	63
	栄光保育園	保育所	日野市平山	149	128
(社福) 恩賜財団母子愛育会	総合母子保健センター愛育病院	病院	港区芝浦	-	160
(社福) 貴静会	上田せせらぎ保育園	保育所	日野市上田	81	120
	かりん保育園	保育所	町田市小山ヶ丘	68	90
	子どもの森保育園	保育所	町田市常盤町	95	105
	こびとのもり保育園	保育所	町田市小川	95	96
	もりのおがわ保育園	保育所	町田市小川	119	120
(社福) 桐仁会	かしわ園	特別養護老人ホーム	調布市国領町	120	120
	ちょうふ花園	特別養護老人ホーム	調布市下石原	80	80
	かえで園	特別養護老人ホーム	杉並区宮前	51	78
	(仮称) 調布市入間町園	特別養護老人ホーム	調布市入間町	開設前	180

(注1) 定員及び現員は、実地監査対象41団体について、施設の主な機能に係るものを記載している。また現員は、施設の主な機能が長期の入所を伴うもの、又は保育所であるものについて記載している(以下、この表について同じ。)

(注2) 保育所で現員が定員を超過している施設があるが、これは主に、厚生労働省通知「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日付児発第73号)などに基づき、待機児童解消を目的として児童福祉施設最低基準の範囲内で定員を超過して受け入れていることによる。

(注3) 書面監査対象団体については、書面監査で確認した施設のみを記載している。

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社福) 紅葉の会	白糸さくらんぼ保育園	保育所	府中市白糸台	102	103
	さくらんぼ保育園	保育所	府中市紅葉丘	130	130
(社福) 山の子会	未来	グループホーム	あきる野市館谷	8	10
	山の子の家	施設入所支援	西多摩郡日の出町	40	40
(社福) 松栄福祉会	羽村まつの木保育園	保育所	羽村市小作台	111	97
	まつぼっくり保育園	保育所	羽村市羽西	86	74
(社福) 真光会	リバーパレス青梅	特別養護老人ホーム	青梅市長淵	95	100
	リバービレッジ杉並	特別養護老人ホーム	杉並区清水	37	60
	喜久松苑	特別養護老人ホーム	青梅市柚木町	96	98
	第二喜久松苑	特別養護老人ホーム	青梅市柚木町	97	98
(社福) 吹上会	吹上保育園	保育所	日野市東豊田	58	60
	吹上多摩平保育園	保育所	日野市多摩平	129	174
(社福) 清峰会	浅草ほうらい	特別養護老人ホーム	台東区清川	120	130
	さざなみ学園	施設入所支援	福島県西白河郡	75	80
(社福) 相友会	浅川保育園	保育所	八王子市東浅川町	136	136
	諏訪保育園	保育所	八王子市諏訪町	247	255
(社福) 多磨育成会	福島保育園	保育所	昭島市福島町	168	174
	むさしの保育園	保育所	昭島市中神町	125	140
(社福) 東中川会	東中川保育園	保育所	葛飾区高砂	79	80
	西綾瀬りりおっこ保育園	保育所	足立区西綾瀬	123	122
	亀有りりりおっこ保育園	保育所	葛飾区亀有	75	70
(社福) 東保育会	中島ゆうし保育園	保育所	稲城市矢野口	143	140
	松葉保育園	保育所	稲城市矢野口	144	140
	本郷ゆうし保育園	保育所	稲城市東長沼	150	150
(社福) 童愛会	江の島保育園	保育所	立川市栄町	105	101
	立川たんぼぼ保育園	保育所	立川市富士見町	70	65
	たんぼぼ保育園	保育所	八王子市散田町	77	71
(社福) 不動福祉会	熊川保育園	保育所	福生市熊川	89	80
	福生本町保育園	保育所	福生市福生	90	80
	すみれ保育園	保育所	福生市福生	114	104
(社福) 豊仁会	仲町にこにこ保育園	保育所	小平市仲町	71	80
	花小金井にこにこ保育園	保育所	小平市花小金井	98	100
	小平にこにこ保育園	保育所	小平市小川東町	122	120
(社福) 友好福祉会	麦の家	施設入所支援	山梨県甲府市	50	50
	こむぎ保育園	保育所	小金井市東町	115	118
(社福) 友和会	かえで保育園	保育所	板橋区高島平	118	110
	友和保育園	保育所	板橋区坂下	163	150
(社福) 陽光福祉会	太陽の子保育園	保育所	羽村市五ノ神	114	110
	あおぞら保育園	保育所	羽村市神明台	93	90
(社福) 龍美	ハッピードリーム鶴間	保育所	町田市南町田	138	136
	南つくし野保育園	保育所	町田市南つくし野	100	90
	陽だまりの丘保育園	保育所	中野区東中野	160	164
(社福) 蓮倫会	サンフィール保育園	保育所	町田市小山町	143	140
	小山保育園	保育所	町田市小山町	141	140
(社福) 和の会	見影橋保育園	保育所	立川市砂川町	152	150
	あきる野こどもの家	保育所	あきる野市秋川	115	100
(社福) 福翠会	杉並たかいどいちご保育園	保育所	杉並区高井戸東	71	102
	第二いちご保育園	保育所	世田谷区南烏山	105	110
	烏山いちご保育園	保育所	世田谷区北烏山	58	60
	板橋の里・英智園	特別養護老人ホーム	板橋区前野町	63	66

団体名	施設の名称	施設の主な機能	所在地	施設の規模	
				現員	定員
(社福) 南町保育会	赤堤ゆりの木保育園	保育所	世田谷区赤堤	58	63
	さくら中央保育園	保育所	大田区中央	80	80
	多摩堤保育園	保育所	大田区鶴の木	121	121
(医) アドベンチ スト会	東京衛生病院	病院	杉並区天沼	-	186
	東京衛生病院附属教会通り クリニック	診療所	杉並区天沼	-	-
(社福) 流山中央福 祉会	田端聖華保育園	保育所	北区田端	156	159
	西新井聖華保育園	保育所	足立区西新井本町	146	150
	北綾瀬聖華保育園	保育所	足立区谷中	139	140
(社福) 平成記念会	(仮称)足立区社会復帰施設	グループホーム	足立区西新井	開設前	10
	(仮称)ケアホーム葛飾	特別養護老人ホーム	葛飾区小菅	開設前	120
	(仮称)ケアホーム板橋	特別養護老人ホーム	板橋区向原	開設前	200
	ヴィラ町田	特別養護老人ホーム	町田市相原町	198	200
(社福) つばさ福祉 会	南馬込第二保育園	保育所	大田区南馬込	132	137
	おおた みんなの家	保育所	大田区南馬込	77	80
	たまがわ みんなの家	保育所	世田谷区玉川	110	110
	せんかわ みんなの家	保育所	豊島区要町	110	110
(社福) てつなぎの 会	田無ひまわり保育園	保育所	西東京市田無町	84	84
	つちっこ保育園	保育所	北区志茂	77	74
	風の子保育園	保育所	練馬区貫井	69	71
(社福) 高砂福祉会	東雲キャナルコートナーサ リースクール	保育所	江東区東雲	89	90
	神明町保育園	保育所	足立区神明	93	100
	江東湾岸サテライトスマー トナーサリースクール	保育所	江東区有明	269	271
	江東湾岸サテライトナーサ リースクール	保育所	江東区有明	367	374
(社福) 彩保育会	ういず調布深大寺保育園	保育所	調布市深大寺東町	73	80
	ういず西新井保育園	保育所	足立区西新井	82	82
	ういず千住大橋駅前保育園	保育所	足立区千住橋戸町	116	120
(社福) 喜清会	スマイルホーム西井堀	特別養護老人ホーム	葛飾区奥戸	125	144
(医) 利定会	大久野病院	病院	西多摩郡日の出町	-	158
(社福) 健誠会	永福南社会福祉ガーデン	特別養護老人ホーム	杉並区永福	64	70
	六本木ヒルサイドホーム	グループホーム	港区六本木	10	10
	(仮称)南麻布四丁目特別養 護老人ホーム	特別養護老人ホーム	港区南麻布	開設前	80
(社福) 三宅島あじ さいの会	あじさいの里	特別養護老人ホーム	三宅島三宅村	47	50

書面監査対象 60 団体		
団体名	施設の名称	施設の主な機能
(医) 河北医療財団	河北総合病院	病院
	天本病院	病院
(医) 永生会	みなみ野病院	病院
	南多摩病院	病院
(医) さくら会	世田谷中央病院	病院
(医) 明芳会	イムスリハビリテーション センター東京葛飾病院	病院
(学) 杏林学園	杏林大学医学部付属病院	病院
	慶應義塾大学病院	病院
(学) 慈恵大学	東京慈恵会医科大学附属病院	病院
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	病院
(学) 昭和大学	昭和大学江東豊洲病院	病院
	昭和大学病院	病院
(学) 東海大学	東海大学医学部付属八王子病院	病院
(学) 東京女子医科大学	東京女子医科大学病院	病院
	東京女子医科大学東医療センター	病院
(学) 東邦大学	東邦大学医療センター大森病院	病院
(公財) ライフ・エクステンション研究所	永寿総合病院	病院
(公財) がん研究会	がん研究会有明病院	病院
(公財) 結核予防会	複十字病院	病院
	新山手病院	病院
(学) 聖路加国際大学	聖路加国際病院	病院
(社福) JHC板橋会	JHC赤塚	就労継続支援 (B型)
(社福) いたるセンター	あけぼの作業所	就労継続支援 (B型)
	(仮称) 喜多見ホーム	グループホーム
(社福) おおぞら会	アクティビティセンターはばたけ	生活介護
	(仮称) 野川ホーム	グループホーム
(社福) きょうされん	第2リサイクル洗びんセンター	就労継続支援 (B型)
(社福) つぼみ会	西新井保育園	保育所
(社福) 長渕保育園	長渕保育園	保育所
(社福) 愛成会	ふらっとなかの	生活介護
	メイプルガーデン	施設入所支援
(社福) 育和会	とちの木保育園	保育所
(社福) 河田母子厚生会	かわだ	母子生活支援施設
(社福) 葛飾福祉館	東立石こひつじ保育園	保育所
(社福) 基督教児童福祉会	霜鳥ホーム	ファミリーホーム
	田口ホーム	グループホーム
	黒江ホーム	ファミリーホーム
(社福) 慈生会	ベトレヘム学園	児童養護施設
(社福) 新栄会	ふじみ	宿所提供施設
(社福) しおん保育園	下里しおん保育園	保育所

団体名	施設の名称	施設の主な機能
東日本電信電話（株）	N T T 東日本関東病院	病院
（社福）いずみ	ライフサポートつばさ	生活介護
（医）日心会	総合病院 一心病院	病院
（医）苑田会	苑田第一病院	病院
（医）興和会	右田病院	病院
（社福）杉並希望の家	希望の家	就労継続支援（B型）
（社福）つむぎ	おだまき	就労継続支援（B型）
（特非）とらいあんぐる	隅田作業所	就労継続支援（B型）
（特非）町田フレンズサポート	福祉レストランフレンズ	就労継続支援（B型）
（特非）色えんぴつ	みどりの歩み	就労継続支援（B型）
日本私立学校振興・共済事業団	東京臨海病院	病院
（医）浩生会	浩生会スズキ病院	病院
（特非）東京自立支援センター	ともにードリーム	就労継続支援（B型）
（医）緑真会	世田谷下田総合病院	病院
（医）杏順会	越川病院	病院
（特非）L a M a n o	クラフト工房L a M a n o	就労継続支援（B型）
（社福）水の会	島根いちい保育園	保育所
（医）弘生会	東都三軒茶屋リハビリテーション病院	病院
（特非）村山たんぽぽ	村山たんぽぽ	就労継続支援（B型）
（一財）脳神経疾患研究所	（仮称）世田谷リハビリテーション病院	病院
	（仮称）介護老人保健施設梅ヶ丘	介護老人保健施設
（医）爽玄会	碑文谷病院	病院
（医）暁	あきる台病院	病院
（一財）仁和会	仁和会総合病院	病院
（医）クリタ会	聖カタリナ病院	病院
（医）慧和会	有楽町ビル岡デンタルクリニック	歯科医院
（医）愛育会	大手町ビル歯科	歯科医院
（医）旭正会	高野歯科クリニック	歯科医院
（株）グッドホーム	H A C H I O J I F A R M E R ' S K I T C H E N ふあむ	就労継続支援（B型）
（社福）S H I P	E S P R I T	就労継続支援（B型）
（株）星雲堂	3 B 実用芸術研究所	就労継続支援（B型）
（特非）新宿西共同作業所ラバンス	新宿西共同作業所ラバンス	就労継続支援（B型）

4 都との関係

都は、社会福祉法人三宅島あじさいの会など101団体に対し、平成29年度に65億3,262万余円、平成30年度に87億7,086万余円の補助金を交付している。

（1）補助金の概要

監査対象とした補助金のうち、主なものの交付目的等は、表4のとおりである。

(表4) 主な補助金の概要

補助金名・交付要綱	交付目的	対象経費		算定方法
老人福祉施設整備費補助 (老人福祉施設整備費補助要綱)	老人福祉施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、老人福祉の向上を図る。	老人福祉施設の整備に必要な施設整備費		基準額(施設種類別基準単価×定員数×促進係数(区市町村における特別養護老人ホームの整備率による))と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
NBC災害・テロ対策設備整備費補助 (NBC災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱)	NBC(核・生物剤・化学剤)災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図る。	NBC災害の被害者の診断等に必要な医療機器等の整備費		基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
がん診療施設施設・設備整備費補助事業 (東京都がん診療施設施設・設備整備費補助金交付要綱)	都内のがん診療施設の施設整備、設備整備に要する経費の一部を助成することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。	がん診療施設施設・設備整備事業	施設整備	基準額(基準面積(建築面積が下回るときは当該面積)×種目等別単価)と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
			設備整備	基準額(1か所当たり32,400千円)と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
		がん患者・家族交流室整備事業	施設整備	基準額(基準面積(建築面積が下回るときは当該面積)×基準単価)と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
			設備整備	基準額(1か所当たり5,000千円)と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
地域医療構想推進事業(施設設備整備) (東京都地域医療構想推進事業(施設設備整備)費補助金交付要綱)	地域医療構想に基づき、病棟又は病室の整備を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設・設備整備に要する経費の一部を補助することにより、都における病床機能分化を促進する。	病棟又は病室の整備に必要な工事費又は備品購入費	施設整備	基準額(1床当たりの単価×病床増加数)と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
			設備整備	基準額(1施設当たり10,500千円)と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
救命救急センター整備費補助 (東京都救命救急センター施設整備等補助金交付要綱)	救命救急センターの整備に対して補助金を交付することにより、重篤・重症救急患者の医療を確保するとともに救急医療の体系的整備を図る。	施設の整備に要する工事費又は必要な医療機器等の購入費	施設整備	基準額(基準面積(建築面積が下回るときは当該面積)×基準単価)と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
			設備整備	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

補助金名・交付要綱	交付目的	対象経費		算定方法
災害時拠点強靱化緊急促進事業 (東京都災害拠点病院災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する補助金交付要綱)	大規模災害発生時において多数の負傷者を受け入れるために必要となる施設又は設備に対して補助金を助成することにより、東京都災害拠点病院の機能の拡充を図る。	受入スペースの整備		基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
		備蓄倉庫の整備		基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
		受入関連設備の整備		基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
定期借地権利用による整備促進特別対策事業 (定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱)	介護施設等の整備及び介護従事者の確保に関する支援を実施することにより、介護サービス提供体制の整備の促進と介護人材の安定した確保・育成・定着を図る。	定期借地権設定に際して授受される一時金		交付基礎単価(用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1)と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 (受注促進・工賃向上設備整備費補助事業補助金交付要綱)	就労継続支援B型事業における生産設備の整備に係る経費を補助することで基盤整備を図り、福祉施設の工賃水準の向上を実現し、障害者就労施設で就労する障害者の自立を促進する。	新たな販路開拓や生産性の向上のために必要な設備整備に要する費用		基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
東京都特別養護老人ホーム経営支援補助 (東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱)	介護保険制度へ円滑に移行するために要する運営費等の一部を補助し、利用者サービスの維持向上と経営基盤の整備を図る。	基本補助	包括分	体制整備、健康管理等の実施に対し定額補助(年額)
			施設振興費	月額単価×入所定員×12か月
		あん摩マッサージ指圧師加算		定員別・地域別による単価(月額)
		小規模施設加算		定員別・地域別による単価(月額)
		島しょ加算		対象地域に存する施設に定額補助
		町村部特別加算		
		評価加算	医療対応強化支援加算	夜勤看護職員の設置状況や配置医の勤務時間に応じ定額補助
			努力・実績加算	介護職有資格者の割合、要介護度の改善、区市町村との防災協定等実績に応じた加算(ポイント制)
サービス評価・改善計画加算		第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算		

補助金名・交付要綱	交付目的	対象経費	算定方法
東京都保育サービス推進事業補助金 (東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱)	特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進するため、取組に要する費用の一部を援助することにより保育サービスの質の向上を図る。	特別保育事業等推進加算	零歳児保育・産休明け保育の実施、延長保育事業、アレルギー児対応等の実績に応じた加算
		保育所地域子育て支援推進加算	次世代育成支援、育児不安の軽減、保育拠点活動支援等の実績に応じた加算
		第三者評価受審費加算	第三者評価受審に対する加算
東京都保育士等キャリアアップ補助金 (東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱)	保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図る。	基本額	年齢別・定員別月額単価×各月初日在籍児童数 この基本額にキャリアパス要件や第三者評価受審・情報公開等の取組に応じた調整率を乗ずる。

(注) 表に記載した各項目は、平成30年度のものである。

(2) 団体別補助金別交付額

監査対象とした社会福祉法人三宅島あじさいの会など101団体に対する補助金の交付額は、表5のとおりである。

(表5) 団体別補助金別交付額

(単位：千円)

実地監査対象 41 団体					
団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(一財) 精神医学 研究所	東京武蔵野病院	新人看護職員研修事業費補助金	446	529	582
		精神障害者早期退院支援事業	0	225	63
		精神保健福祉士配置促進事業補助金	0	3,600	3,600
		地球温暖化対策施設整備費補助事業	0	53,958	0
		院内保育事業運営費補助金	2,873	4,117	1,392
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金	2,763	2,472	2,796
		老人性認知症専門病棟運営費補助	10,842	10,842	10,842
小計			16,924	75,743	19,275
(社福) さくらぎ 会	さくらぎこぼんなど 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	11,929	25,858	23,097
		東京都保育サービス推進事業補助金	22,735	18,830	21,515
	こもれびの郷	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	5,888	5,635	4,703
	さくらぎこぼん	東京都認可保育所屋外遊戯場芝生化事業	0	9,423	0
		東京都認可保育所屋外遊戯場芝生化維持管理経費補助金	0	0	231
小計			40,552	59,746	49,546
(社福) つくし会	田園保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	9,327	18,290	17,939
		東京都保育サービス推進事業補助金	8,941	7,633	11,652
小計			18,268	25,923	29,591
(社福) なの花会	つくしんぼ保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	13,599	29,622	30,073
		東京都保育サービス推進事業補助金	17,221	16,754	16,852
	なの花保育園	民間社会福祉施設設備改善整備費（保育所）	0	0	2,484
小計			30,820	46,376	49,409
(社福) わかみや 福祉会	花と鳥保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	18,392	39,291	39,276
		東京都保育サービス推進事業補助金	28,011	25,537	25,006
小計			46,403	64,828	64,282
(社福) 栄光会	栄光多摩平の森保育園など 5 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	14,969	42,705	48,813
		東京都保育サービス推進事業補助金	18,258	17,290	18,882
小計			33,227	59,995	67,695
(社福) 恩賜財団 母子愛育 会	総合母子保健センター愛育病院	在宅移行支援病床運営費補助事業	3,919	0	3,208
		新人看護職員研修事業費補助金	530	637	852
		東京都周産期母子医療センター施設整備費等補助事業	635	43,457	13,620
		周産期母子医療センター運営費補助	78,867	79,430	92,661
		東京都産科医等育成・確保支援事業	1,200	1,600	533
小計			85,151	125,124	110,874
(社福) 貴静会	上田せせらぎ保育園など 5 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	17,342	39,069	51,326
		東京都保育サービス推進事業補助金	25,514	22,867	25,266
小計			42,856	61,936	76,592

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(社福) 桐仁会	かしわ園	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業	0	1,500	1,500
	ちょうふ花園	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（アセッサー補助）	0	0	22
	かえで園など 2 施設	老人福祉施設整備費補助	0	321,673	1,653,252
		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	0	1,000,000	648,132
	かしわ園など 2 施設	私立学校等結核予防費都費補助事業	46	41	44
	(仮称)調布市入間町園	借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業	0	5,119	9,206
	かえで園	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	0	62,400
かしわ園など 3 施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	12,175	11,372	11,670	
小計			12,221	1,339,705	2,386,227
(社福) 紅葉の会	白糸さくらんぼ保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	11,000	23,499	23,462
		東京都保育サービス推進事業補助金	28,757	28,110	30,488
小計			39,757	51,609	53,950
(社福) 山の子会	未来	グループホーム等安全対策事業補助金	0	3,257	0
	山の子の家	障害者（児）施設防犯緊急対策事業	0	2,493	0
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	61,190	61,009	61,271
小計			61,190	66,759	61,271
(社福) 松栄福祉会	まつぼっくり保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	9,676	17,175	23,094
		東京都保育サービス推進事業補助金	19,979	23,936	20,876
小計			29,655	41,111	43,970
(社福) 真光会	リバーパレス青梅	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（アセッサー補助）	0	261	91
		介護ロボット導入支援事業	0	590	0
	リバービレッジ杉並	老人福祉施設整備費補助	0	45,080	598,920
		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	0	0	547,044
		東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	0	48,000
喜久松苑など 3 施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	14,738	14,109	14,943	
小計			14,738	60,040	1,208,998
(社福) 吹上会	吹上保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	11,359	26,409	25,594
		東京都保育サービス推進事業補助金	14,390	19,436	16,328
小計			25,749	45,845	41,922
(社福) 清峰会	浅草ほうらい	外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助	4,758	5,917	5,261
		介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金	0	0	289
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	5,386	5,860	5,826
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	52,900	55,978	59,675
	さざなみ学園	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）	63,197	61,144	58,658
小計			126,241	128,899	129,709

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(社福) 相友会	浅川保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	16,153	33,852	33,710
		東京都保育サービス推進事業補助金	29,165	23,737	21,294
小計			45,318	57,589	55,004
(社福) 多磨育成会	福島保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	12,412	26,252	26,354
		東京都保育サービス推進事業補助金	20,606	19,046	16,442
小計			33,018	45,298	42,796
(社福) 東中川会	亀有りりおっこ保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	15,477	34,512	34,797
		東京都保育サービス推進事業補助金	24,883	26,693	29,640
小計			40,360	61,205	64,437
(社福) 東保育会	松葉保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	20,911	45,560	46,166
		東京都保育サービス推進事業補助金	33,321	35,997	39,258
小計			54,232	81,557	85,424
(社福) 童愛会	江の島保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	13,596	30,584	30,138
		東京都保育サービス推進事業補助金	17,553	17,589	21,432
小計			31,149	48,173	51,570
(社福) 不動福祉会	福生本町保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	14,892	32,472	32,834
		東京都保育サービス推進事業補助金	23,567	25,195	20,206
小計			38,459	57,667	53,040
(社福) 豊仁会	仲町にこここ保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	13,886	32,424	33,252
		東京都保育サービス推進事業補助金	24,351	25,813	22,982
小計			38,237	58,237	56,234
(社福) 友好福祉会	こむぎ保育園	東京都保育士等キャリアアップ補助金	5,271	11,020	12,548
		東京都保育サービス推進事業補助金	12,023	9,567	11,405
	麦の家	障害者（児）施設防犯緊急対策事業	0	692	0
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（都外障害者支援施設）	92,867	99,566	96,389
小計			110,161	120,845	120,342
(社福) 友和会	かえで保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	13,733	28,869	27,971
		東京都保育サービス推進事業補助金	17,960	17,796	17,196
小計			31,693	46,665	45,167
(社福) 陽光福祉会	太陽の子保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	10,808	23,049	22,993
		東京都保育サービス推進事業補助金	25,208	24,192	24,214
小計			36,016	47,241	47,207
(社福) 龍美	ハッピードリーム鶴間など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	20,365	42,896	47,495
		東京都保育サービス推進事業補助金	31,086	26,290	33,514
小計			51,451	69,186	81,009
(社福) 蓮倫会	サンフィール保育園など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	11,303	28,015	27,690
		東京都保育サービス推進事業補助金	20,808	19,512	19,867
小計			32,111	47,527	47,557
(社福) 和の会	あきる野こどもの家など 2 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	11,894	27,654	27,254
		東京都保育サービス推進事業補助金	19,293	18,344	20,848
小計			31,187	45,998	48,102
(社福) 福翠会	杉並たかいどいちご保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	8,560	18,758	30,155
		東京都保育サービス推進事業補助金	19,341	18,955	22,702
	板橋の里・英智園	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	13,122	13,596	12,228
		東京都介護職員キャリアパス導入促進事業（アセッサー補助）	0	0	22
小計			41,023	51,309	65,107

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(社福) 南町保育会	赤堤ゆりの木保育園 など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	10,456	30,189	30,830
		東京都保育サービス推進事業補助金	9,248	14,380	13,817
小計			19,704	44,569	44,647
(医) アドベンチスト会	東京衛生病院	新人看護職員研修事業費補助金	530	530	637
		有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	0	28,620	0
	東京衛生病院附属教会通りクリニック	院内保育事業運営費補助金	2,318	2,264	2,295
小計			2,848	79,280	2,932
(社福) 流山中央福祉会	田端聖華保育園など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	17,397	35,704	39,630
		東京都保育サービス推進事業補助金	25,152	28,367	35,815
小計			42,549	64,071	75,445
(社福) 平成記念会	(仮称) 足立区社会 復帰施設	障害者通所施設等整備費補助事業	0	2,148	42,570
	(仮称) ケアホーム 葛飾など 2 施設	老人福祉施設整備費補助	0	50,825	1,807,829
	ヴィラ町田	外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助	530	2,415	3,069
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	3,909	3,362	3,313
小計			4,439	58,750	1,856,781
(社福) つばさ福祉会	おおた みんなの家 など 4 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	21,799	46,100	47,005
		東京都保育サービス推進事業補助金	37,480	34,870	35,132
小計			59,279	80,970	82,137
(社福) てつなぎの会	田無ひまわり保育園 など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	12,974	27,718	27,897
		東京都保育サービス推進事業補助金	20,981	21,461	20,926
小計			33,955	49,179	48,823
(社福) 高砂福祉会	神明町保育園など 4 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	36,759	72,012	79,358
		東京都保育サービス推進事業補助金	29,121	31,055	34,855
小計			65,880	103,067	114,213
(社福) 彩保育会	ういず西新井保育園 など 3 施設	東京都保育士等キャリアアップ補助金	13,984	29,937	30,121
		東京都保育サービス推進事業補助金	15,184	15,679	12,626
小計			29,168	45,616	42,747
(社福) 喜清会	スマイルホーム西井 堀	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業 (アセッサー補助)	0	140	45
		東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	20,993	68,431	0
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	0	545	2,975
		私立学校等結核予防費都費補助事業	0	0	30
小計			20,993	69,116	3,050

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(医) 利定会	大久野病院	医療施設耐震化緊急対策事業（耐震補強）	0	62,179	0
		東京都地域医療連携 I C T システム整備支援事業	0	0	7,560
		外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助	0	916	1,552
小計			0	63,095	9,112
(社福) 健誠会	永福南社会福祉ガーデン	障害者（児）施設整備費補助	2,434	78,715	0
		定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助	0	3,589	0
		東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助	0	43,470	0
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	0	0	2,231
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	0	0	22,973
	永福南社会福祉ガーデンなど 2 施設	東京都短期入所開設準備経費等補助金	0	335	0
	永福南社会福祉ガーデンなど 2 施設	老人福祉施設整備費補助	20,400	659,600	319,275
		定期借地権利用による整備促進特別対策事業	0	1,370,084	0
六本木ヒルサイドホーム	東京都知的・身体障害者グループホーム開設準備経費等補助金	0	242	0	
小計			22,834	2,156,036	344,479
(社福) 三宅島あじさいの会	あじさいの里	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	35,847	35,861	36,016
小計			35,847	35,861	36,016
合計（実地監査対象 41 団体）			1,575,663	5,941,749	7,916,691
書面監査対象 60 団体					
団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(医) 河北医療財団	河北総合病院	がん診療施設施設・設備整備費補助事業	10,800	8,813	3,826
	天本病院	地域医療構想推進事業（施設設備整備）	0	0	5,604
小計			10,800	8,813	9,430
(医) 永生会	みなみ野病院	地域医療構想推進事業（施設設備整備）	0	7,875	0
	南多摩病院	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業（設備）	0	0	18,006
小計			0	7,875	18,006
(医) さくら会	世田谷中央病院	地域医療構想推進事業（施設設備整備）	0	7,875	0
小計			0	7,875	0
(医) 明芳会	イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院	地域医療構想推進事業（施設設備整備）	0	7,875	0
小計			0	7,875	0

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(学) 杏林学園	杏林大学医学部付属 病院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助 事業	0	9,740	24,148
		災害時拠点強靱化緊急促進事業	0	0	123,561
		がん診療施設施設・設備整備費補助事 業	8,607	9,285	3,736
		救命救急センター整備費補助	20,805	11,434	10,920
		災害拠点病院施設整備費補助	0	64,829	0
小計			29,412	95,288	162,365
(学) 慶應義塾	慶應義塾大学病院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助 事業	0	15,098	22,038
小計			0	15,098	22,038
(学) 慈恵大学	東京慈恵会医科大学 附属病院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助 事業	4,001	12,528	15,098
	東京慈恵会医科大学 附属第三病院	がん診療施設施設・設備整備費補助事 業	0	6,558	6,106
		休日・全夜間診療事業参画医療機関施 設整備費等補助事業（設備）	0	1,298	1,298
	小計			4,001	20,384
(学) 昭和大学	昭和大学江東豊洲病 院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助 事業	16,366	15,836	22,900
	昭和大学病院	救命救急センター整備費補助	10,723	1,059	0
小計			27,089	16,895	22,900
(学) 東海大学	東海大学医学部付属 八王子病院	がん診療施設施設・設備整備費補助事 業	0	7,765	6,973
		災害拠点病院施設整備費補助	0	27,634	0
小計			0	35,399	6,973
(学) 東京女子 医科大学	東京女子医科大学病 院など2施設	NBC災害・テロ対策設備整備費補助 事業	0	2,341	20,837
		救命救急センター整備費補助	35,455	4,709	19,417
	東京女子医科大学東 医療センター	災害時拠点強靱化緊急促進事業	0	0	380
		災害拠点病院施設整備費補助	0	0	246
		がん診療施設施設・設備整備費補助事 業	1,998	2,590	2,520
小計			37,453	9,640	43,400
(学) 東邦大学	東邦大学医療セン ター大森病院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助 事業	943	582	859
		がん診療施設施設・設備整備費補助事 業	6,411	10,620	7,164
		救命救急センター整備費補助	58,136	64,876	85,018
		休日・全夜間診療事業参画医療機関施 設整備費等補助事業（設備）	0	2,157	0
小計			65,490	78,235	93,041
(公財) ライフ・ エクス テンション 研究所	永寿総合病院	がん診療施設施設・設備整備費補助事 業	0	6,702	8,809
小計			0	6,702	8,809

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(公財) がん研究会	がん研究会有明病院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助事業	0	326	4,536
		がん診療施設施設・設備整備費補助事業	10,800	3,177	5,472
小計			10,800	3,503	10,008
(公財) 結核予防会	複十字病院など2病院	地域医療構想推進事業(施設設備整備)	0	5,307	13,430
	複十字病院	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業(設備)	0	0	17,471
小計			0	5,307	30,901
(学) 聖路加国際大学	聖路加国際病院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助事業	0	0	599
		がん診療施設施設・設備整備費補助事業	7,661	2,080	1,854
		救命救急センター整備費補助	4,269	3,693	5,992
小計			11,930	5,773	8,445
(社福) JHC板橋会	JHC赤塚	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	1,637	0
小計			0	1,637	0
(社福) いたるセンター	あけぼの作業所	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	688	0
	(仮称)喜多見ホーム	障害者通所施設等整備費補助事業	15,435	7,490	0
小計			15,435	8,178	0
(社福) おおぞら会	アクティビティセンター はばたけ	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	0	1,657	0
	(仮称)野川ホーム	障害者通所施設等整備費補助事業	0	0	1,750
小計			0	1,657	1,750
(社福) きょうされん	第2リサイクル洗びんセンター	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	960	0
小計			0	960	0
(社福) つぼみ会	西新井保育園	民間社会福祉施設設備改善整備費(保育所)	0	2,322	0
小計			0	2,322	0
(社福) 長渕保育園	長渕保育園	民間社会福祉施設設備改善整備費(保育所)	0	2,400	0
小計			0	2,400	0
(社福) 愛成会	ふらっとなかの	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	0	2,349	0
	メイプルガーデン	障害者(児)施設防犯緊急対策事業	0	785	0
小計			0	3,134	0
(社福) 育和会	とちの木保育園	民間社会福祉施設設備改善整備費(保育所)	0	2,484	0
小計			0	2,484	0
(社福) 河田母子厚生会	かわだ	民間社会福祉施設設備改善整備費	0	0	1,458
小計			0	0	1,458

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(社福) 葛飾福祉館	東立石こひつじ保育園	民間社会福祉施設設備改善整備費（保育所）	0	2,322	0
小計			0	2,322	0
(社福) 基督教児童福祉会	霜鳥ホームなど3施設	東京都グループホーム・ファミリーホーム設備整備費補助金	0	462	856
小計			0	462	856
(社福) 慈生会	バトレヘム学園	東京都グループホーム・ファミリーホーム設備整備費補助金	0	363	0
小計			0	363	0
(社福) 新栄会	ふじみ	民間社会福祉施設設備改善整備費補助（保護施設）	1,636	8,748	1,210
小計			1,636	8,748	1,210
(社福) しおん保育園	下里しおん保育園	民間社会福祉施設設備改善整備費（保育所）	0	3,294	0
小計			0	3,294	0
東日本電信電話(株)	NTT東日本関東病院	がん診療施設施設・設備整備費補助事業	0	21,600	0
小計			0	21,600	0
(社福) いずみ	ライフサポートつばさ	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	0	2,484	0
小計			0	2,484	0
(医) 日心会	総合病院 一心病院	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業（設備）	0	17,290	0
小計			0	17,290	0
(医) 苑田会	苑田第一病院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助事業	0	16,092	22,758
小計			0	16,092	22,758
(医) 興和会	右田病院	地域医療構想推進事業（施設設備整備）	0	7,279	7,875
小計			0	7,279	7,875
(社福) 杉並希望の家	希望の家	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	2,500	0
小計			0	2,500	0
(社福) つむぎ	おだまき	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	235	0
小計			0	235	0
(特非) とらいあんぐる	隅田作業所	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	166	0
小計			0	166	0
(特非) 町田フレンズサポート	福祉レストランフレンズ	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	2,136	0
小計			0	2,136	0

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(特非) 色えんぴつ	みどりの歩み	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	1,123	0
小計			0	1,123	0
日本私立 学校振 興・共済 事業団	東京臨海病院	NBC災害・テロ対策設備整備費補助事業	16,366	16,038	18,266
小計			16,366	16,038	18,266
(医) 浩生会	浩生会スズキ病院	地域医療構想推進事業(施設設備整備)	0	52,846	110,868
小計			0	52,846	110,868
(特非) 東京自立 支援セン ター	ともに一ドリーム	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	2,500	2,500	0
小計			2,500	2,500	0
(医) 緑真会	世田谷下田総合病院	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業(設備)	0	17,896	0
小計			0	17,896	0
(医) 杏順会	越川病院	緩和ケア病棟施設設備整備費補助事業	0	381	379
小計			0	381	379
(特非) L a M a n o	クラフト工房 L a M a n o	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	630	0
小計			0	630	0
(社福) 水の会	島根いちい保育園	民間社会福祉施設設備改善整備費(保育所)	0	1,879	0
小計			0	1,879	0
(医) 弘生会	東都三軒茶屋リハビリ テーション病院	地域医療構想推進事業(施設設備整備)	0	7,875	7,411
小計			0	7,875	7,411
(特非) 村山たん ぽぽ	村山たんぽぽ	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	456	0
小計			0	456	0
(一財) 脳神経疾 患研究所	(仮称)世田谷リハ ビリテーション病院	地域医療構想推進事業(施設設備整備)	0	11,766	143,184
	(仮称)介護老人保 健施設梅ヶ丘	東京都介護施設等の施設開設準備経費 等支援事業補助	0	0	79,337
小計			0	11,766	222,521
(医) 爽玄会	碑文谷病院	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業(設備)	0	20,493	0
小計			0	20,493	0
(医) 暁	あきる台病院	地域医療構想推進事業(施設設備整備)	0	2,364	0
小計			0	2,364	0
(一財) 仁和会	仁和会総合病院	地域医療構想推進事業(施設設備整備)	0	7,875	0
小計			0	7,875	0

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(医) クリタ会	聖カタリナ病院	地域医療構想推進事業(施設設備整備)	0	7,848	0
小計			0	7,848	0
(医) 慧和会	有楽町ビル岡デンタルクリニック	東京都在宅歯科医療設備整備事業	0	1,164	0
小計			0	1,164	0
(医) 愛育会	大手町ビル歯科	東京都在宅歯科医療設備整備事業	0	1,185	0
小計			0	1,185	0
(医) 旭正会	高野歯科クリニック	東京都在宅歯科医療設備整備事業	0	241	0
小計			0	241	0
(株) グッドホーム	HACHIOJI FARMER'S KITCHEN ふあむ	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	967	0
小計			0	967	0
(社福) SHIP	ESPRIT	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	2,197	0
小計			0	2,197	0
(株) 星雲堂	3B実用芸術研究所	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	399	0
小計			0	399	0
(特非) 新宿西共同作業所 ラバンス	新宿西共同作業所 ラバンス	受注促進・工賃向上設備整備費補助事業	0	347	0
小計			0	347	0
合計(書面監査対象 60 団体)			232,912	590,875	854,170

(注1) 東京都保育士等キャリアアップ補助金、東京都保育サービス推進事業補助金、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設・都外障害者支援施設)についての平成30年度交付額は、補助金交付額確定前の数値である。

(注2) 平成28年度交付額については、今回の監査対象年度である平成29年度及び平成30年度に交付実績があった補助金のみ記載している。

(注3) 書面監査対象団体については、書面監査で確認した施設、補助金名のみを記載している。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、表1の实地監査対象41団体については、主に、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、表1の書面監査対象60団体については、主に、補助金交付に当たっての団体の申請、福祉保健局の審査が適正に行われているかなどの着眼点から、福祉保健局が保管している補助事業実績報告書等の補助事業関連書類を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの

(ア) 東京都保育サービス推進事業補助金

局は、社会福祉法人等（以下「団体」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を表6により算定し交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、19団体28施設で不適正な事例が認められた。

法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人さくらぎ会)

(社会福祉法人なの花会)

(社会福祉法人わかみや福祉会)

(社会福祉法人栄光会)

(社会福祉法人貴静会)

(社会福祉法人紅葉の会)

(社会福祉法人東中川会)

(社会福祉法人東保育会)

(社会福祉法人童愛会)

(社会福祉法人不動福祉会)

(社会福祉法人友好福祉会)

(社会福祉法人豊仁会)

(社会福祉法人友和会)

(社会福祉法人龍美)

(社会福祉法人南町保育会)

(社会福祉法人流山中央福祉会)

(社会福祉法人てつなぎの会)

(社会福祉法人高砂福祉会)

(社会福祉法人彩保育会)

(福祉保健局)

(表6) 補助金の算定

対象経費	算定方法	概要
特別保育事業等推進加算	単価×延べ加算対象者数等	項目別の実績(加算対象者数等)に応じた加算 零歳児保育、延長保育、アレルギー児対応、一時預かり・定期利用保育等
保育所地域子育て支援推進加算	単価×獲得ポイント	小中高生の育児体験受入れ等
第三者評価受審費加算	単価(年額)	第三者評価受審に対する加算

- a 社会福祉法人さくらぎ会が設置するさくらぎこばんで、表7のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち、専門学校生等の保育実習生受入れに対する加算において、対象外である高校生の保育所体験受入れを計上していたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表8のとおり、平成29年度分で7万円が過大に交付されている。

(表7) 実績額の正誤表の内訳(さくらぎこばん)

(単位:円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算 a		6,743,610		6,743,610
保育所地域子育て支援推進加算 b		2,700,000		2,200,000
保育拠点活動支援	18ポイント	900,000	8ポイント	400,000
第三者評価受審費 c		0		0
実績額【選定額】 A=a+b+c		9,443,610		8,943,610

(表8) 平成29年度分過大交付額の算定(さくらぎこばん)

(単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	9,443,610	8,943,610	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		9,013,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】(注)	9,013,000	8,943,000	70,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て(以下、同じ)

- b 社会福祉法人なの花会が設置するたんぽぽ保育園で、表9のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、障害児保育事業の算定人数を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表10のとおり、平成29年度分で27万1,000円が過大に交付されている。

(表9) 実績額の正誤表の内訳 (たんぽぽ保育園) (単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	3,581,010		2,823,410	
	延長保育事業(零歳児)	13人	223,600	5人	86,000
	障害児保育事業(身体)	20人	620,000	0人	0
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,400,000		1,400,000	
	第三者評価受審費 c	600,000		600,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		5,581,010		4,823,410	

(表10) 平成29年度分過大交付額の算定 (たんぽぽ保育園) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	5,581,010	4,823,410	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		5,094,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	5,094,000	4,823,000	271,000

- c 社会福祉法人わかみや福祉会が設置するマリヤ保育園で、表11のとおり、保育所地域子育て支援推進加算のうち、小中高生の育児体験受入れにおいて、生徒を受け入れた実績書類が確認できなかったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表12のとおり、平成29年度分で60万円が過大に交付されている。

(表11) 実績額の正誤表の内訳 (マリヤ保育園) (単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	7,314,780		7,314,780	
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,400,000		1,800,000	
	小中高生の育児体験受入れ	12ポイント	600,000	0ポイント	0
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		9,714,780		9,114,780	

(表12) 平成29年度分過大交付額の算定 (マリヤ保育園) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	9,714,780	9,114,780	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		9,736,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	9,714,000	9,114,000	600,000

d 社会福祉法人栄光会が設置する栄光平山台保育園、栄光保育園及び栄光豊田駅前保育園で、表13、表15及び表17のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、延長保育事業において算定人数を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表14、表16及び表18のとおり、平成29年度分の栄光平山台保育園で35万4,000円、栄光保育園で46万2,000円、栄光豊田駅前保育園で9万6,000円が過大に交付されている。

(表13) 実績額の正誤表の内訳 (栄光平山台保育園) (単位:円)

内訳	項目	誤		正	
		実績	金額	実績	金額
	特別保育事業等推進加算 a	2,155,580		1,801,760	
	延長保育事業 (零歳児)	8人	137,600	1人	17,200
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	26人	275,860	4人	42,440
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,200,000		1,200,000	
	第三者評価受審費 c	600,000		600,000	
実績額【選定額】 A = a + b + c		3,955,580		3,601,760	

(表14) 平成29年度分過大交付額の算定 (栄光平山台保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	3,955,580	3,601,760	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		4,316,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	3,955,000	3,601,000	354,000

(表15) 実績額の正誤表の内訳 (栄光保育園) (単位:円)

内訳	項目	誤		正	
		実績	金額	実績	金額
	特別保育事業等推進加算 a	5,441,620		4,979,620	
	アレルギー児対応	112人	2,464,000	91人	2,002,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,600,000		1,600,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A = a + b + c		7,041,620		6,579,620	

(表16) 平成29年度分過大交付額の算定 (栄光保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7,041,620	6,579,620	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		11,171,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	7,041,000	6,579,000	462,000

(表 1 7) 実績額の正誤表の内訳 (栄光豊田駅前保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	318,300		31,830	
	延長保育事業 (2時間・3時間延長)	30人	318,300	3人	31,830
	保育所地域子育て支援推進加算 b	300,000		300,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		618,300		331,830	

(表 1 8) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (栄光豊田駅前保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	618,300	331,830	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		427,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	427,000	331,000	96,000

e 社会福祉法人貴静会が設置するもののおがわ保育園で、表 1 9 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において記帳誤りによって補助対象となる児童数の過大計上を行ったことなどにより、また、保育所地域子育て支援推進加算のうち、出産を迎える親の体験学習において、記帳誤りによって補助対象となる参加人数の過大計上を行ったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 2 0 のとおり、平成 2 9 年度分で 8 8 万 1, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 1 9) 実績額の正誤表の内訳 (もりのおがわ保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	5,862,380		5,281,160	
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	14人	20,440	13人	18,980
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	454人	1,325,680	426人	1,243,920
	障害児保育事業 (知的)	24人	912,000	19人	722,000
	アレルギー児対応	60人	1,320,000	46人	1,012,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,800,000		1,500,000	
	出産を迎える親の体験学習	12ポイント	600,000	6ポイント	300,000
第三者評価受審費 c	0		0		
実績額【選定額】 A=a+b+c		7,662,380		6,781,160	

(表 2 0) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (もりのおがわ保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7,662,380	6,781,160	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		7,997,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	7,662,000	6,781,000	881,000

f 社会福祉法人紅葉の会が設置する白糸さくらんぼ保育園で、表21のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない者を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表22のとおり、平成29年度分で42万7,000円が過大に交付されている。

(表21) 実績額の正誤表の内訳 (白糸さくらんぼ保育園) (単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		8,251,790		7,745,790
	アレルギー児対応	96人	2,112,000	73人	1,606,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,100,000		2,100,000
	第三者評価受審費 c		0		0
実績額【選定額】 A=a+b+c			10,351,790		9,845,790

(表22) 平成29年度分過大交付額の算定 (白糸さくらんぼ保育園) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	10,351,790	9,845,790	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		10,272,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	10,272,000	9,845,000	427,000

g 社会福祉法人東中川会が設置する西綾瀬りりおっこ保育園及び東中川保育園で、表23及び表25のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、障害児保育事業において対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表24及び表26のとおり、平成29年度分の西綾瀬りりおっこ保育園で91万2,000円、東中川保育園で2万2,000円が過大に交付されている。

(表23) 実績額の正誤表の内訳 (西綾瀬りりおっこ保育園) (単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		6,937,990		6,025,990
	障害児保育事業(知的)	96人	3,648,000	72人	2,736,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,600,000		2,600,000
	第三者評価受審費 c		0		0
実績額【選定額】 A=a+b+c			9,537,990		8,625,990

(表24) 平成29年度分過大交付額の算定 (西綾瀬りりおっこ保育園) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	9,537,990	8,625,990	/
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		9,537,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	9,537,000	8,625,000	912,000

(表 2 5) 実績額の正誤表の内訳 (東中川保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	3,918,340	3,896,340	
	アレルギー児対応	44人	968,000	43人	946,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	1,400,000	1,400,000	
	第三者評価受審費	c	0	0	
実績額【選定額】		A = a + b + c		5,318,340	5,296,340

(表 2 6) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (東中川保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	5,318,340	5,296,340	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		5,318,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	5,318,000	5,296,000	22,000

h 社会福祉法人東保育会が設置する本郷ゆうし保育園で、表 2 7 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、零歳児の延長保育事業において対象者の算定人数を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 2 8 のとおり、平成 2 9 年度分で 5 万 2, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 2 7) 実績額の正誤表の内訳 (本郷ゆうし保育園)

(単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算	a	11,723,200	11,671,600	
	延長保育事業 (零歳児)	19人	326,800	16人	275,200
	保育所地域子育て支援推進加算	b	2,000,000	2,000,000	
	第三者評価受審費	c	0	0	
実績額【選定額】		A = a + b + c		13,723,200	13,671,600

(表 2 8) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (本郷ゆうし保育園)

(単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	13,723,200	13,671,600	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		13,866,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	13,723,000	13,671,000	52,000

- i 社会福祉法人童愛会が設置する立川たんぽぽ保育園及び江の島保育園で、表29及び表31のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、行事食における単発的な除去対応のみの児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表30及び表32のとおり、平成29年度分の立川たんぽぽ保育園で20万3,000円、江の島保育園で30万1,000円が過大に交付されている。

(表29) 実績額の正誤表の内訳 (立川たんぽぽ保育園) (単位:円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算 a		5,790,510		5,587,510
アレルギー児対応	37人	814,000	29人	638,000
外国人児童受入れ	68人	612,000	65人	585,000
保育所地域子育て支援推進加算 b		1,800,000		1,800,000
第三者評価受審費 c		0		0
実績額【選定額】 A=a+b+c		7,590,510		7,387,510

(表30) 平成29年度分過大交付額の算定 (立川たんぽぽ保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7,590,510	7,387,510	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		7,590,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	7,590,000	7,387,000	203,000

(表31) 実績額の正誤表の内訳 (江の島保育園) (単位:円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算 a		6,039,240		5,738,440
延長保育事業(零歳児)	29人	498,800	15人	258,000
育児困難家庭への支援	75人	2,250,000	73人	2,190,000
保育所地域子育て支援推進加算 b		0		0
第三者評価受審費 c		0		0
実績額【選定額】 A=a+b+c		6,039,240		5,738,440

(表32) 平成29年度分過大交付額の算定 (江の島保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,039,240	5,738,440	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		6,044,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	6,039,000	5,738,000	301,000

j 社会福祉法人不動福祉会が設置する福生本町保育園で、表33のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、一時預かり事業・定期利用保育事業において、記録不備により算定人数を誤ったこと、また、保育所地域子育て支援推進加算のうち専門学校生等の保育実習生受入れに対する加算において、対象外である高校生等の保育所体験受入れを計上したことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表34のとおり、平成29年度分で90万3,000円が過大に交付されている。

(表33) 実績額の正誤表の内訳 (福生本町保育園) (単位:円)

項目	誤		正		
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 a	5,001,040		4,998,120		
内訳	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	0人	0	2人	2,920
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	17人	49,640	15人	43,800
保育所地域子育て支援推進加算 b	2,100,000		1,200,000		
保育拠点活動支援	18ポイント	900,000	0ポイント	0	
第三者評価受審費 c	446,000		446,000		
実績額【選定額】 A=a+b+c	7,547,040		6,644,120		

(表34) 平成29年度分過大交付額の算定 (福生本町保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7,547,040	6,644,120	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	7,619,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	7,547,000	6,644,000	903,000

k 社会福祉法人友好福祉会が設置するこむぎ保育園で、表35のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、零歳児の延長保育事業において算定人数を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表36のとおり、平成29年度分で33万5,000円が過大に交付されている。

(表35) 実績額の正誤表の内訳 (こむぎ保育園) (単位:円)

項目	誤		正		
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 a	7,817,360		7,432,960		
内訳	延長保育事業(零歳児)	9人	154,800	2人	34,400
	アレルギー児対応	111人	2,442,000	99人	2,178,000
保育所地域子育て支援推進加算 b	1,800,000		1,800,000		
第三者評価受審費 c	0		0		
実績額【選定額】 A=a+b+c	9,617,360		9,232,960		

(表36) 平成29年度分過大交付額の算定 (こむぎ保育園)

(単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	9,617,360	9,232,960	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		9,567,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	9,567,000	9,232,000	335,000

- 1 社会福祉法人豊仁会が設置する仲町にこここ保育園で、表37のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において看護師の不在月の算定人数を控除しなかったことなどにより、また、保育所地域子育て支援推進加算のうち、出産を迎える親の体験学習において、補助対象となる算定人数を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表38のとおり、平成29年度分で46万5,000円が過大に交付されている。

(表37) 実績額の正誤表の内訳 (仲町にこここ保育園)

(単位:円)

項目	誤		正		
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 a		3,838,160		3,673,180	
内訳	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施	72人	1,002,960	66人	919,380
	延長保育事業(零歳児)	6人	103,200	4人	68,800
	障害児保育事業(知的)	1人	38,000	0人	0
	外国人児童受入れ	24人	216,000	23人	207,000
保育所地域子育て支援推進加算 b		1,200,000		900,000	
出産を迎える親の体験学習	12ポイント	600,000	6ポイント	300,000	
第三者評価受審費 c		0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		5,038,160		4,573,180	

(表38) 平成29年度分過大交付額の算定 (仲町にこここ保育園)

(単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	5,038,160	4,573,180	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		5,038,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	5,038,000	4,573,000	465,000

- m 社会福祉法人友和会が設置するかえで保育園で、表39のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、年末年始保育において、開所要件の日数を満たさなかったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表40のとおり、平成29年度分で1万3,000円が過大に交付されている。

(表39) 実績額の正誤表の内訳 (かえで保育園) (単位:円)

内訳	項 目	誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		5,503,200		5,375,800
	年末年始保育	13人	127,400	0人	0
	保育所地域子育て支援推進加算 b		1,400,000		1,400,000
	第三者評価受審費 c		0		0
実績額【選定額】 A=a+b+c			6,903,200		6,775,800

(表40) 平成29年度分過大交付額の算定 (かえで保育園) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,903,200	6,775,800	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		6,788,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	6,788,000	6,775,000	13,000

- n 社会福祉法人龍美が設置する南つくし野保育園で、表41のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、外国人児童受入れにおいて対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表42のとおり、平成29年度分で1万5,000円が過大に交付されている。

(表41) 実績額の正誤表の内訳 (南つくし野保育園) (単位:円)

内訳	項 目	誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a		5,731,470		5,716,630
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	50人	73,000	46人	67,160
	外国人児童受入れ	47人	423,000	46人	414,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b		2,700,000		2,700,000
	第三者評価受審費 c		0		0
実績額【選定額】 A=a+b+c			8,431,470		8,416,630

(表42) 平成29年度分過大交付額の算定 (南つくし野保育園) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	8,431,470	8,416,630	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		8,435,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	8,431,000	8,416,000	15,000

- 社会福祉法人南町保育会が設置する多摩堤保育園、赤堤ゆりの木保育園及びさくら中央保育園で、表43、表45及び表47のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、除去対応の記録がない者を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表44、表46及び表48のとおり、平成29年度分の多摩堤保育園で116万6,000円、赤堤ゆりの木保育園で1万1,000円、さくら中央保育園で57万5,000円が過大に交付されている。

(表43) 実績額の正誤表の内訳 (多摩堤保育園) (単位:円)

項目	誤		正		
	実績	金額	実績	金額	
内訳	特別保育事業等推進加算	a	5,285,690		4,119,690
	アレルギー児対応	81人	1,782,000	28人	616,000
	保育所地域子育て支援推進加算	b	800,000		800,000
	第三者評価受審費	c	0		0
実績額【選定額】		A = a + b + c		6,085,690	4,919,690

(表44) 平成29年度分過大交付額の算定 (多摩堤保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	6,085,690	4,919,690
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	6,140,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	6,085,000	4,919,000	1,166,000

(表45) 実績額の正誤表の内訳 (赤堤ゆりの木保育園) (単位:円)

項目	誤		正		
	実績	金額	実績	金額	
内訳	特別保育事業等推進加算	a	4,114,340		4,103,730
	延長保育事業(2時間・3時間延長)	3人	31,830	2人	21,220
	保育所地域子育て支援推進加算	b	0		0
	第三者評価受審費	c	250,000		250,000
実績額【選定額】		A = a + b + c		4,364,340	4,353,730

(表46) 平成29年度分過大交付額の算定 (赤堤ゆりの木保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	4,364,340	4,353,730
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】	B	5,638,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	4,364,000	4,353,000	11,000

(表 4 7) 実績額の正誤表の内訳 (さくら中央保育園)

(単位 : 円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	3,175,480		2,556,560	
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	2人	2,920	4人	5,840
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	33人	96,360	31人	90,520
	アレルギー児対応	84人	1,848,000	56人	1,232,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	800,000		800,000	
第三者評価受審費 c	0		0		
実績額【選定額】 A=a+b+c		3,975,480		3,356,560	

(表 4 8) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (さくら中央保育園)

(単位 : 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	3,975,480	3,356,560	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	3,931,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	3,931,000	3,356,000	575,000

p 社会福祉法人流山中央福祉会が設置する田端聖華保育園で、表 4 9 のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、除去対応の記録がない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 5 0 のとおり、平成 2 9 年度分で 1 3 万 2, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 4 9) 実績額の正誤表の内訳 (田端聖華保育園)

(単位 : 円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	7,888,580		7,756,580	
	アレルギー児対応	72人	1,584,000	66人	1,452,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	2,700,000		2,700,000	
	第三者評価受審費 c	450,000		450,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		11,038,580		10,906,580	

(表 5 0) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (田端聖華保育園)

(単位 : 円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	11,038,580	10,906,580	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	11,613,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	11,038,000	10,906,000	132,000

q 社会福祉法人てつなぎの会が設置するつちっこ保育園、風の子保育園及び田無ひまわり保育園で、表51、表53及び表55のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、一時預かり事業・定期利用保育事業において、対象者の算定人数を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表52、表54及び表56のとおり、平成29年度分のつちっこ保育園で1,000円、風の子保育園で2万2,000円、田無ひまわり保育園で4万4,000円が過大に交付されている。

(表51) 実績額の正誤表の内訳 (つちっこ保育園) (単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	7,243,470		7,242,010	
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	13人	18,980	14人	20,440
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	340人	992,800	339人	989,880
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,400,000		1,400,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		8,643,470		8,642,010	

(表52) 平成29年度分過大交付額の算定 (つちっこ保育園) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	8,643,470	8,642,010	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	9,255,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	8,643,000	8,642,000	1,000

(表53) 実績額の正誤表の内訳 (風の子保育園) (単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	5,179,940		5,157,940	
	アレルギー児対応	83人	1,826,000	82人	1,804,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,200,000		1,200,000	
	第三者評価受審費 c	450,000		450,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c		6,829,940		6,807,940	

(表54) 平成29年度分過大交付額の算定 (風の子保育園) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,829,940	6,807,940	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	6,829,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	6,829,000	6,807,000	22,000

(表55) 実績額の正誤表の内訳 (田無ひまわり保育園)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	4,939,240		4,895,340	
	延長保育事業(2時間・3時間延長)	42人	445,620	38人	403,180
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間未満)	227人	331,420	228人	332,880
	一時預かり事業・定期利用保育事業 (4時間以上)	857人	2,502,440	856人	2,499,520
	保育所地域子育て支援推進加算 b	600,000		600,000	
第三者評価受審費 c	450,000		450,000		
実績額【選定額】 A=a+b+c		5,989,240		5,945,340	

(表56) 平成29年度分過大交付額の算定 (田無ひまわり保育園)

(単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	5,989,240	5,945,340	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	6,016,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	5,989,000	5,945,000	44,000

r 社会福祉法人高砂福祉会が設置する江東湾岸サテライトナーサリースクールで、表57のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、外国人児童受入れにおいて言語等の特別な対応を行っていない児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表58のとおり、平成29年度分で48万9,000円が過大に交付されている。

(表57) 実績額の正誤表の内訳 (江東湾岸サテライトナーサリースクール)

(単位:円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	13,083,240		12,149,240	
	外国人児童受入れ	168人	1,512,000	96人	864,000
	アレルギー児対応	244人	5,368,000	231人	5,082,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	0		0	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c		13,083,240		12,149,240	

(表58) 平成29年度分過大交付額の算定 (江東湾岸サテライトナーサリースクール) (単位:円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	13,083,240	12,149,240	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	12,638,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	12,638,000	12,149,000	489,000

s 社会福祉法人彩保育会が設置するういず千住大橋駅前保育園及びういず調布深大寺保育園で、表59及び表61のとおり、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、除去対応の記録がない者を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表60及び表62のとおり、平成29年度分のういず千住大橋駅前保育園で68万6,000円、ういず調布深大寺保育園で3万8,000円が過大に交付されている。

(表59) 実績額の正誤表の内訳 (ういず千住大橋駅前保育園) (単位:円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算 a	5,246,120		4,560,580	
内訳				
延長保育事業(2時間・3時間延長)	20人	212,200	6人	63,660
アレルギー児対応	73人	1,606,000	49人	1,078,000
外国人児童受入れ	6人	54,000	5人	45,000
保育所地域子育て支援推進加算 b	400,000		400,000	
第三者評価受審費 c	450,000		450,000	
実績額【選定額】 A=a+b+c	6,096,120		5,410,580	

(表60) 平成29年度分過大交付額の算定 (ういず千住大橋駅前保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	6,096,120	5,410,580	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	6,506,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	6,096,000	5,410,000	686,000

(表61) 実績額の正誤表の内訳 (ういず調布深大寺保育園) (単位:円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
特別保育事業等推進加算 a	2,698,890		2,544,890	
内訳				
アレルギー児対応	64人	1,408,000	57人	1,254,000
保育所地域子育て支援推進加算 b	800,000		800,000	
第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A=a+b+c	3,498,890		3,344,890	

(表62) 平成29年度分過大交付額の算定 (ういず調布深大寺保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	3,498,890	3,344,890	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B	3,382,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	3,382,000	3,344,000	38,000

(イ) 東京都保育士等キャリアアップ補助金

局は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができ、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を予算の範囲内で東京都保育士等キャリアアップ補助金として交付している。

この補助金では、交付対象施設に勤務する職員の人件費を補助対象とし、表63のとおり、児童の年齢別・定員別単価に、各月初日の在籍児童数を乗じた額の合計額を基本額として算定している。

この補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、4団体4施設で不適正な事例が認められた。

法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人栄光会)
 (社会福祉法人吹上会)
 (社会福祉法人相友会)
 (社会福祉法人豊仁会)
 (福祉保健局)

(表63) 補助金の算定

対象経費	算定方法
基本額	児童の年齢別・定員別単価×各月初日の在籍児童数

a 社会福祉法人栄光会が設置する栄光平山台保育園で、表64のとおり、基本額の算定のうち、2歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表65のとおり、平成29年度分で1万4,000円が過大に交付されている。

(表64) 実績額の正誤表の内訳 (栄光平山台保育園) (単位：円)

項目	誤		正	
	実績	金額	実績	金額
内訳				
基本額の算定	8,302,560		8,288,280	
2歳児	132人	1,884,960	131人	1,870,680
実績額【選定額】(注)	8,302,560		8,288,280	

(表65) 平成29年度分過大交付額の算定 (栄光平山台保育園) (単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	8,302,560	8,288,280	
補助金交付決定通知額【都補助金交付済額】 B	8,302,000		
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	8,302,000	8,288,000	14,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て (以下、同じ)

- b 社会福祉法人吹上会が設置する吹上多摩平保育園で、表 6 6 のとおり、基本額の算定のうち、2 歳児と 3 歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 6 7 のとおり、平成 2 9 年度分で 1 万 6, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 6 6) 実績額の正誤表の内訳 (吹上多摩平保育園) (単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	基本額の算定	15, 109, 640		15, 093, 540	
	2歳児	324 人	3, 810, 240	323 人	3, 798, 480
	3歳児	370 人	1, 605, 800	369 人	1, 601, 460
実績額【選定額】		15, 109, 640		15, 093, 540	

(表 6 7) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (吹上多摩平保育園) (単位: 円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	15, 109, 640	15, 093, 540	
補助金交付決定通知額【都補助金交付済額】	B		16, 049, 000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		15, 109, 000	15, 093, 000	16, 000

- c 社会福祉法人相友会が設置する浅川保育園で、表 6 8 のとおり、基本額の算定のうち、1 歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表 6 9 のとおり、平成 2 9 年度分の浅川保育園で、1 万 2, 0 0 0 円が過大に交付されている。

(表 6 8) 実績額の正誤表の内訳 (浅川保育園) (単位: 円)

項 目		誤		正	
		実績	金 額	実績	金 額
内 訳	基本額の算定	15, 744, 820		13, 577, 620	
	1歳児	420 人	5, 056, 800	240 人	2, 889, 600
実績額【選定額】		15, 744, 820		13, 577, 620	

(表 6 9) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (浅川保育園) (単位: 円)

項 目		誤	正	過大交付額
実績額【選定額】	A	15, 744, 820	13, 577, 620	
補助金交付決定通知額【都補助金交付済額】	B		13, 589, 000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】		13, 589, 000	13, 577, 000	12, 000

- d 社会福祉法人豊仁会が設置する花小金井にこにこ保育園で、表70のとおり、基本額の算定のうち、0歳児と4歳以上児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。

このため、表71のとおり、平成29年度分で2万7,000円が過大に交付されている。

(表70) 実績額の正誤表の内訳 (花小金井にこにこ保育園) (単位:円)

項目	誤		正		
	実績	金額	実績	金額	
内訳	基本額の算定		10,490,760		
	0歳児	108人	2,509,920	107人	2,486,680
	4歳以上児	431人	1,810,200	430人	1,806,000
実績額【選定額】		10,490,760		10,463,320	

(表71) 平成29年度分過大交付額の算定 (花小金井にこにこ保育園) (単位:円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	10,490,760	10,463,320	
補助金交付決定通知額【都補助金交付済額】 B		10,490,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	10,490,000	10,463,000	27,000

(ウ) 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金

局は、特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)に対して、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金を表72により算定し交付している。

ところで、社会福祉法人福翠会が設置する板橋の里・英智園の平成29年度の補助金について見たところ、表73のとおり、「評価加算(努力・実績加算)」のうち「処方薬変更等の入所者・家族への連絡」では、入所者へ新たに薬を処方する際又は処方薬を変更する際に、書面により入所者・家族へ説明するべきところ、書面によっていなかった。また、「サービス評価・改善計画加算」では、第三者評価を踏まえたサービス改善計画・実施状況を施設内に掲示するとともに利用者へ配布等するべきところ、これを行っていなかった。これらにより、いずれの加算項目においても要件を満たさないことから、表74のとおり、105万2,000円が過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人福翠会)

(福祉保健局)

(表72) 補助金の主な算定

対象経費		算定方法	概要
包括分		単価（年額）	利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備への取組に対する補助
あん摩マッサージ指圧師加算、小規模施設加算等		単価（月額）	あん摩マッサージ指圧師の雇用、小規模施設（定員69名以下）に対する加算
評価加算	医療対応強化支援加算	単価（年額）	夜間の看護職員の配置等による加算
	努力・実績加算	ポイント付与（注1）	介護職員における有資格者の割合、身寄りのない高齢者の受入れ割合、福祉避難所としての指定等の要件について付与したポイントに対する加算
サービス評価・改善計画加算		単価（年額）	第三者評価受審に対する加算

(注1) 施設ごとの努力・実績加算の算定方法

$$\text{施設ごとの加算額} = \frac{\text{当該施設の獲得ポイント}}{\text{本事業全体の補助対象施設の総ポイント合計}} \times \text{本事業全体の努力・実績加算総額}$$

(表73) 実績額の正誤表の内訳（板橋の里・英智園）

(単位：円)

項目		誤		正	
		ポイント	金額	ポイント	金額
内訳	評価加算（努力・実績加算） a	38	4,293,000	34	3,841,000
	処方薬変更等の入所者・家族への連絡（書面による対応が必要）	<u>4</u>	<u>452,000</u>	0	0
	サービス評価・改善計画加算（施設内の掲示及び利用者へ配布等が必要） b		600,000		0
	その他の加算 c		8,703,000		8,703,000
実績額【選定額】 A=a+b+c			13,596,000		12,544,000

(注2) 下線は、監査事務局試算

(表74) 平成29年度分過大交付額の算定（板橋の里・英智園）

(単位：円)

項目		誤	正	過大交付額
実績額 A		13,596,000	12,544,000	
補助金交付決定通知額 B			13,596,000	
補助金交付確定額【A、Bいずれか低い額】		13,596,000	12,544,000	1,052,000

(エ) 東京都地域医療構想推進事業（施設設備整備）費補助金

局は、地域医療構想に基づき、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟の整備を行う医療機関に対し、表75のとおり、施設整備及び設備整備に要する経費の一部を補助している。

ところで、社会医療法人河北医療財団が設置する天本病院について、平成30年度の備品購入費に係る補助金の交付について見たところ、表76のとおり、補助対象外である保守料を含めていたため、表77のとおり、24万3,000円が過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会医療法人河北医療財団)

(福祉保健局)

(表75) 補助金の算定

区分	対象経費	補助率
施設整備 (改修、改築、新築)	いずれか少ない方の金額 ① 増加した病床数 × 単価 ② 工事費 ③ 総事業費 - 寄付金等の収入	3/4
設備整備	いずれか少ない方の金額 ① 1施設当たりの基準額 ② 備品購入費（下限：1品につき100千円） ③ 総事業費 - 寄付金等の収入	

(表76) 実績額の正誤表の内訳（天本病院）

(単位：円)

項目		誤金額	正金額
内訳	備品購入費	7,473,119	7,149,119
	うち保守料	324,000	0
実績額		7,473,119	7,149,119

(表77) 平成30年度分過大交付額の算定（天本病院）

(単位：円)

項目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	7,473,119	7,149,119	
補助所要額 (注) B = A × 3/4 (補助率)	5,604,000	5,361,000	
補助金交付決定通知額 C		5,951,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【B、Cいずれか低い額】(注)	5,604,000	5,361,000	243,000

(注) 1,000円未満の端数切捨て

イ 補助金を返還するとともに、審査を含め、補助の効果を適切に把握し是正改善を図ることができる仕組みを構築すべきもの

局は、団体に対し、受注促進・工賃向上設備整備費補助事業補助金交付要綱を定め、団体が設置する就労継続支援B型事業所において、新たな販路開拓や生産性の向上を目的として設備を導入した場合の経費の一部を補助している。

ところで、特定非営利活動法人色えんぴつが設置する施設みどりの歩みが、本補助金により購入した表78の設備の利用状況等について見たところ、監査日（令和元年10月24日）現在、以下の適切でない状況が認められた。

- ① 冷凍冷蔵庫2台のうち1台については、製菓室内に設置され利用されていたが、もう1台については製菓室外に置かれ、電源コード及び排水ホースも抜かれており有効に活用されていない。
- ② 法人が平成29年度に局に提出した当設備の購入理由書によれば、クッキーなどを効率的かつ大量に製造するためには作業台、冷蔵庫、オープンが必要であるとしている。平成29年度時点ではクッキー製造数は月10袋だったが、平成30年度には月200袋、平成31年度は月300袋を目標としているものの、監査日時点でも製造数は平成29年度の数と同様との回答であった。
- ③ 菓子の自主生産品の開発を法人内の商品開発会議等で検討したとしているが、設備導入後から1年半以上経過しているにもかかわらずいまだ検討中であるとの回答であった。
- ④ 法人外部への販売活動については、イベント等における出店時に行っているとしているが、その他は、法人内の他施設に対する提供に留まっており、上記①から③にあることから、日常的な販売活動の実態が見られない。

以上の状況について、局も把握をしておらず、補助の効果を達成するための指導ができておらず適切でない。

法人は、表79のとおり、有効に活用していない冷凍冷蔵庫に係る過大に交付された補助金のうち、平成29年度分で23万2,000円を返還するとともに、その他の設備も有効活用した上で補助目的である受注促進に資する活動に速やかに取り組まれない。

局は、本補助金の審査を含め、補助の効果を適切に把握し是正改善を図ることができる仕組みを構築されたい。

（特定非営利活動法人色えんぴつ）

（福祉保健局）

(表 7 8) 平成 2 9 年度分の補助金で導入した設備の状況 (単位: 台、円)

項目	台数	金額 (税込)
冷凍冷蔵庫	2	928, 800
電気オーブン	1	696, 600
ガスレンジ	1	72, 360
電子レンジ	1	168, 480
2 層シンク	1	83, 160
引出付作業台	2	140, 400

(表 7 9) 補助金過大交付額の状況

(単位: 台、円)

項目	台数	金額 (税込) A	補助率 B	過大交付額 A×B
冷凍冷蔵庫	1	464, 400	1/2	232, 000

(注) 1, 0 0 0 円未満の端数切捨て

ウ 補助金の申請を適正に行うとともに審査体制の改善を速やかに行うべきもの

局は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱 (以下「要綱」という。) に基づき、東京都保育サービス推進事業補助金 (以下「補助金」という。) を交付している。

要綱によれば、補助金の特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応として、アレルギー症状を持つと医師に診断された児童がおり、かつ診断書 (注) に基づく除去食・代替食を提供している保育所に対し、毎月初日に在籍する延べ対象児童数に単価を乗じて補助金を算定することとしている。

ところで、社会福祉法人わかみや福祉会が設置する花と鳥保育園におけるアレルギー児対応の申請書類を見たところ、1名の平成29年4月分及び同年5月分の申請について、根拠資料である診断書が監査開始時点で提示されなかったため監査当日中の提出を求め、その後提出された。しかし、この診断書が既に提示されている平成29年6月分以降の診断書の内容に相似していたため確認したところ、申請書類との整合を図るため法人自ら作成したことを認めた。なお、局は本補助金の審査に際し根拠資料である診断書を確認していない。

本事案における補助金実績額の正誤は表 8 0 のとおりであるが、補助金算定における過大交付額は表 8 1 のとおりとなり返還金は生じない。

平成 3 0 年財政援助団体等監査において、局は本事業の補助金審査に際し申請された実績数値等について根拠資料を確認せずに補助金を交付していたことから、審査体制の改善に向けた意見・要望を受けている。これは、対象施設が約 1, 0 0 0 施設と多数、かつ、アレルギー児対応を含む加算項目が多岐にわたり複雑であることから、局が、現地指導対象とする一部の施設を除き、団体からの実績数値について、根拠資料の確認を行っていないため補助金過大交付の防止の徹底が図られていないことによる。本事案は、局が、この意見・要望に対する改善に向けた取組を検討している中で発生したものである。

法人は、補助金の申請を適正に行われたい。

局は、補助金の審査体制の改善を速やかに行われたい。

(社会福祉法人わかみや福祉会)

(福祉保健局)

(注) 診断書は、食物アレルギーの有無、原因食物、除去根拠、保育所での生活上の留意点等のほか、医療機関名、医師名、電話番号を診断した医師自らが記入するものである。

(表 8 0) 実績額の正誤表の内訳 (花と鳥保育園) (単位：円)

項 目		誤		正	
		実績	金額	実績	金額
内 訳	特別保育事業等推進加算 a	6,851,360		6,807,360	
	アレルギー児対応	81人	1,782,000	79人	1,738,000
	保育所地域子育て支援推進加算 b	1,500,000		1,500,000	
	第三者評価受審費 c	0		0	
実績額【選定額】 A = a + b + c		8,351,360		8,307,360	

(表 8 1) 平成 2 9 年度分過大交付額の算定 (花と鳥保育園) (単位：円)

項 目	誤	正	過大交付額
実績額【選定額】 A	8,351,360	8,307,360	
補助金交付決定通知額【都補助金交付決定済額】 B		8,284,000	
補助金交付確定額【都補助金所要額】 【A、Bいずれか低い額】	8,284,000	8,284,000	0

(注) 1,000円未満の端数切捨て

(2) 局

ア 保管様式の誤った入力制限を是正し、適切な額の補助金を交付できるようにすべきもの

局は、社会福祉法人等が設置する保育園に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。この補助金に設けられている特別保育事業等推進加算のうち、「零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施」は、零歳児の定員が9人以上であること等を要件として、毎月初日の零歳児在籍数に補助単価（1万3,930円）を乗じた額が加算される。

ところで、Aが設置するBは、零歳児の定員が12人であり、産休明け保育等も実施していることから、この加算要件を充足している。

しかしながら、Bの平成29年度の零歳児の在籍数は、表82のとおり、合計105人のところ、実績報告を見ると、4月、5月及び6月の在籍数の記載がなされておらず合計95人となっていた。

これは、局が作成した保管様式（データファイル）（注）の誤った入力制限により4人以下の入力ができず、実績報告が適切に行えなかったためである。この結果、Bが、平成29年度分

で10人分計13万9,000円の補助金の交付を受けられなかったことは、適切でない。

局は、要件を充足する保育園が適切に補助金の交付を受けられるよう保管様式（データファイル）を是正し、適切な額の補助金を交付できるようにされたい。

（福祉保健局）

（注）保管様式は、施設に備える書類（5年間保存）として作成を義務付けられているもの。

保管様式のデータファイルは、CD-ROMで各保育園に配布されている。保管様式に必要な事項を入力し、データ連動を行うことにより、補助金の算定に必要な在籍数等が実績報告に転記される仕組みになっている。

（表82）Bの平成29年度の零歳児の在籍数の相違（単位：人）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実際の在籍数	3	3	4	5	6	12	12	12	12	12	12	12	105
実績報告の在籍数（誤った入力制限の影響による）	/			5	6	12	12	12	12	12	12	12	95
差	3	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10

イ 消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行うべきもの

局は、都内の医療機関が、東京都救命救急センター施設整備等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、救命救急センターの整備及び運営事業において、重篤・重症救急患者の医療を確保し救命医療の体系的整備を図ることを目的に補助金を交付している。

ところで、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）については、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産、流通、販売といった取引の各段階で課税の累積を排除するよう、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除（以下「仕入税額控除」という。）する仕組みとなっている（消費税法（昭和63年法律第108号）第30条第1項）。

交付された補助金は、消費税法上、不課税（消費税法基本通達5-2-15）に該当することになるが、消費税の課税事業者である補助事業者が補助金を原資として補助対象物を購入することは課税仕入れに該当することになる。上記の仕組みにより、消費税額を仕入税額控除した場合には、補助事業者はこれに係る消費税額を実質的に負担していない。

このことから、要綱第8、8（2）において補助事業者は、補助事業完了後に消費税の確定申告により、補助金に係る消費税の仕入控除税額（注）が確定した場合は速やかに知事に報告しなければならないとされている。この報告により、仕入控除税額にかかわる要補助金返還相当額（以下「返還相当額」という。）が発生している場合は、局は、補助事業者に対して返還を命じなければならない。

しかしながら、要綱第2、2（2）の医療機器等の設備整備における、平成29年度分の返還

相当額に係る事務について見たところ、局は、補助事業者から報告を受けているにもかかわらず、表83の返還相当額については、いまだ補助事業者に返還を命じていない。

また、消費税の確定申告は、通常、法人の事業年度終了の翌日から2か月以内に行うこととされているが、監査日（令和元年9月17日）現在、平成30年度分についても、表84のとおり、法人から返還相当額について報告がないままであった。こうした状況にもかかわらず、局は、法人に対して報告書の提出も求めていることから返還手続の処理も行っていない。

これらの状況は、都の歳入に支障をきたすため、補助金手続の適正な交付事務執行の観点から見ても適切でない。

局は、消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行われたい。

（福祉保健局）

（注）課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額

（表83）平成29年度分補助事業者への返還命令を行っていないもの

（単位：円）

補助事業者名	施設名	返還相当額
C	K	38,732
D	L	40,470
D	M	21,499
E	N	46,065
E	O	756,460
F	P	11,346
G	Q	4,465
G	R	21,024
H	S	4,889
I	T	66,088
J	U	139,191
合 計		1,150,229

(表 8 4) 平成 3 0 年度分補助事業者から返還相当額の報告を受けていないもの (単位:円)

補助事業者名	施設名	返還相当額
C	K	40,367
D	L	46,353
D	M	58,108
E	N	169,620
E	O	559,266
F	P	36,523
I	T	107,689
J	U	86,017
V	W	350,175
合 計		1,454,118

ウ 法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの

局は、団体に対し、受注促進・工賃向上設備整備費補助事業補助金交付要綱を定め、団体が設置する就労継続支援 B 型事業所において、新たな販路開拓や生産性の向上を目的として設備を導入した場合の経費の一部を補助している。

要綱によれば本補助事業に係る契約は、施設整備費補助に係る障害者施設等工事請負契約手続基準（福祉保健局障害者施策推進部、平成 2 6 年 1 0 月 1 日施行。）に基づき、一般競争入札に付するなど都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされ、入札等の方法の詳細については施設整備に係る契約マニュアル（以下「マニュアル」という。）に規定されている。

なお、東京都契約事務規則（昭和 3 9 年東京都規則第 1 2 5 号）第 1 3 条及び第 3 3 条の規定によれば、競争入札及び随意契約によるときは予定価格を定めなければならないとしている。

ところで、物品等買入に係る契約手続について見たところ、法人は表 8 5 のとおり、契約に際し予定価格を設定せずに見積書を 2 者から徴し安価である業者と契約しているが、局はその状況を是正するよう指導していないことが認められた。

しかしながら、予定価格を設定していないことは、都が行う契約手続の取扱いに準拠しておらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で申込をした者と契約を締結するという原則が担保されていない。また、局自ら定めたマニュアルに「施設整備費補助は多額の都税が投入されることから、この規定を順守した契約手続を行うことが条件である。」という趣旨にも反しており適正でない。

局は、法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導されたい。

(福祉保健局)

(表 8 5) 予定価格を設定せずに契約締結した事例

(単位：円)

団体	物品名	見積業者	見積金額 (税込)	契約業者
X	軽自動車の購入	Z	1,114,690	Z
		A [〃]	1,137,787	
Y	原動機付三輪車の購入	B [〃]	442,044	B [〃]
		C [〃]	457,462	

エ 補助金交付要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに補助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求めるべきもの

局は、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき、法人等が保育士、調理員、事務職員等（以下「保育士等」という。）の処遇改善のため賃金改善を実施した費用の一部を補助している。

この補助金は、表 8 6 により在籍児童数を基礎として算定した額（以下「算定基準額」という。）と、表 8 7 により賃金改善に要した費用の総額から国庫負担金である処遇改善等加算Ⅰ及びⅡによる賃金改善額を除いた額を基に算定した実支出額とを比較し、少ない額を交付額とするものである。

ところで、この実支出額の算出手順の前提として、基準年度賃金総額 b を算出する必要があり、この算出方法は、保育士等が基準年度（注 1）に同じ職種、職歴等で勤務していたとして支給される給与を個別に求めた上で、国家公務員の給与改定を踏まえた公定価格（注 2）における保育士等の人件費について基準年度以降の改定率を合計し、その率を乗じることとされている。

しかしながら、基準年度の給与台帳等を参考に全保育士等の給与水準を個別に基準年度に当てはめることは、事務負担が大きく煩雑であるとして、法人等がこの算出を行っていない事例が見受けられた。

このことは、局が、実支出額の算出方法の指導を法人等に対して十分に行っていないことによるものであり、結果として、補助金額の確定に当たり、賃金改善に要した費用が補助金に充たっていることを確認していない。

この補助金は、法人等が保育士等の処遇改善に要した賃金改善費用を補助するものであり、局が、その費用が確実に処遇改善に役立てられていることを確認していないのは適正でない。

局は、補助金交付に当たって、法人等に対し、要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに、補助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求められたい。

(福祉保健局)

(注 1) ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）による確認の効力が発生する年度の前年度

・ 平成 27 年 3 月 31 日以前において既に認可保育所として運営していた施設（平成

26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限る。) については平成24年度

(注2) 教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(表86) 算定基準による算定方法

基本額 (a)	年齢別・定員別単価×各月初日の在籍児童数	
キャリアパス要件等に 応じた調整率(b)	処遇改善等加算Ⅰにおけるキャリアパス要件に適合すること又は処遇改善等加算Ⅱを受けていること等	1.0
	上記に該当しない場合	0.0
第三者評価受審の取組 に応じた調整率(c)	3年に一度以上、福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表	1.0
	上記に該当しない場合	0.5
情報公開等の取組に応 じた調整率(d)	保育従事職員のモデル賃金及び財務情報を公表等	1.0
	上記に該当しない場合	0.5
算定基準による算定額	(a) × (b) × (c) × (d)	

(表87) 実支出額の算出方法

		交付要綱上の計算方法	法人等が行っている計算方法
賃金総額	a	a	a
基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額 (基準年度賃金総額)	b	毎年、算出が必要	算出していない。
賃金改善に要した費用の総額	c	a-b	bを算出していないため、正しいか分からない。
うち処遇改善等加算Ⅰ	d	d	d
うち処遇改善等加算Ⅱ	e	e	e
うちキャリアアップ補助金	f	c-d-eをした上で、実際にキャリアアップ補助金を充てる金額	算定基準額内の金額を充てる
うち施設の持ち出し分等	g	c-d-e-f	g
キャリアアップ補助金を賃金改善以外の人件費に充当した額	h	h	h
賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額	i	i	fが正しい金額か分からないため、正しいか分からない。
実支出額	f+h+i	cが正しい金額と言えるため、f、h及びiも正しいと言える。	cが正しい金額か分からないため、f、h及びiが正しいか分からない。 〈理由〉 ・cの内数としてfがあるため ・fの金額に対してiが算出されるため

オ 寄付金の受領について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行うべきもの

局は、老人福祉施設整備費補助要綱に基づき、法人等が社会福祉施設を整備した場合の経費の一部を補助している。

平成29年度老人福祉施設整備費の補助を交付されたD〃が設置するE〃について寄付金台帳を見たところ、D〃は施設整備工事の契約相手方であるF〃の代表者から、施設のしゅん工後の平成31年2月23日に当該施設宛の寄付3万円を受領していることが認められた。

しかしながら、局は、平成29年度老人福祉施設整備費補助要綱において、補助条件として、契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならないと定めている。

また、局は本事業に係る説明会を行っており、その中において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る寄付金等の取扱いにおいても、施設整備事業の相当部分が公費で賄われていることに鑑み、事業を行うために締結した契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは、不当に資金の還流が行われているとの社会的疑惑の基となることから、寄付金について厳格に取り扱うという趣旨の通知（注）を示している。

なお、同通知は、契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁じ、契約の相手方及びその関係者とは、当該施設整備事業の契約を締結した「建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員」であると明示している。

これらのことから、D〃が施設整備工事の契約相手方であるF〃の代表者から、しゅん工後に寄付を受領しているのは適切でない。

局は、寄付金について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行われたい。

（福祉保健局）

（注）平成19年2月15日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉基盤課長発一部改正通知「社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」

カ 補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務について公平性を担保すべきもの

局は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱及び東京都保育サービス推進事業補助金各加算項目説明資料（以下「要綱等」という。）に基づき、社会福祉法人等（以下「団体」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。

要綱等によれば、特別保育事業等推進加算のひとつであるアレルギー児対応は、医師の診断書又は指示書に基づき、除去食・代替食を実施している保育所に対し、毎月初日対象児童数に単価2万2,000円を乗じた額を補助することとしている。

ところで、G〃が設置するH〃のアレルギー児対応に係る補助金の交付状況について見たと

ころ、アレルギー児でない乳糖不耐症（注）の児童を加算対象としていることが認められた。局にその理由を確認したところ、乳糖不耐症はアレルギー疾患ではないが、牛乳を飲むことで消化不良、腹痛、下痢等の症状が出ることもあることから加算対象として認めているとの説明があった。

しかしながら、局は、乳糖不耐症が加算対象となることを要綱等に記載しておらず、また毎年実施している補助金申請団体に対する補助金申請の説明会でも周知していない。局は、個別に照会のあった団体についてのみ加算対象であることを伝えており、照会をしていない団体は要綱等の内容を確認すれば当然に加算対象外と判断することになるため、補助金の申請の前提となる情報が共有されておらず公平性が担保されていないことは適正でない。

局は、補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務について公平性を担保されたい。

（福祉保健局）

（注）乳糖不耐症はアレルギー疾患ではなく、牛乳アレルギーとは別物である。牛乳の中に含まれる「乳糖」を消化吸収のため分解するラクターゼという消化酵素の、小腸での分泌不足が原因で起こり、消化不良・腹痛・下痢等の症状が出る。

公益財団法人東京都農林水産振興財団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都農林水産振興財団	令和元年10月9日から 同月23日まで	平成29年度及び平成30年度の補助対象事業
局	産業労働局	令和元年10月8日及び 24日	

2 団体の概要

設立の目的	農林水産業の担い手となる後継者の確保育成、森林保全整備、緑化推進事業等を行い、都市と調和する農林水産業の振興、うるおいと活力ある都民生活の向上、感性豊かな次世代の育成に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成3年3月 財団法人東京都農林水産業後継者育成財団と社団法人東京都野菜価格安定資金協会を統合して設立 平成10年4月 財団法人東京都森林整備公社と統合 平成22年4月 公益財団法人制度に基づく公益財団法人に移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者等の確保、起業等、農林水産事業者への技術支援 ・ 法律等に基づき行う生産者に対する経営安定対策 ・ 種苗生産など農林水産資源の拡大 ・ 分収林などの森林整備及び林業の振興奨励 ・ 緑の募金及び緑化の推進 ・ 堆肥生産など環境保全型農業の推進 ・ 農林水産業に関する調査・試験研究及びその成果の普及 ・ 農林水産業についての都民への情報提供、普及啓発 ・ 東京都立食品技術センターの管理・運営
所在地	東京都立川市富士見町三丁目8番1号
組織	事務局（5課）及び農林総合研究センター（食品技術センター含む）

人 員	役員 10 名（理事長 1 名、理事 7 名、監事 2 名、うち常勤 2 名、非常勤 8 名） 職員 221 名	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 11 億 8,748 万円のうち、0 円
	基金への出えん (表 1)	18 億 2,017 万余円（平成 29 年度末残高） 18 億 7,658 万余円（平成 30 年度末残高）
	補助金（表 2）	5 億 8,825 万余円（平成 29 年度交付額） 6 億 6,127 万余円（平成 30 年度交付額）
	貸付金（表 3）	6 億 2,159 万余円（平成 29 年度末残高） 5 億 5,854 万余円（平成 30 年度末残高）
	事業の委託 (表 4)	13 億 8,762 万余円（平成 29 年度委託料） 11 億 7,336 万余円（平成 30 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 (表 5)	経常収益 29 億余円のうち、25 億余円（87.7%）
	財産の貸付(表 6)	土地（1 万 5,676.21 m ² ）及び建物（8,399.66 m ² ）を有償貸付（減額あり）
	職員の派遣等	常勤職員 134 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 4 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等（注 2）	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成状況に係 る評価結果	平成 29 年度：B 平成 30 年度：B
	公の施設の管理 運営（表 7）	9,398 万余円（平成 29 年度指定管理料） 1 億 112 万余円（平成 30 年度指定管理料）
	指定管理者 運営状況評価	平成 29 年度：A+ 平成 30 年度：A+

(注 1) 上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

(注 2) 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 出えん金 (取崩し型) 残高

(単位：百万円)

出えん金名 (基金名)	平成 28 年度末 残高	平成 29 年度			平成 30 年度		
		出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
花粉の少ない森 づくり基金	258	652	604	306	681	396	591
にぎわい施設で 目立つ多摩産材 推進事業基金	1,000	0	0	1,000	0	137	862
森林認証取得支 援基金	117	0	20	96	0	11	85
分収林経営安定 基金第Ⅱ期	494	0	199	295	0	68	226
農家認証取得支 援基金	238	0	159	78	0	4	74
水産認証取得支 援基金	103	0	61	42	0	6	35
合計	2,213	653	1,046	1,820	681	625	1,876

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公益財団法人東 京都農林水産振 興財団補助金	公益財団法人 東京都農林水 産振興財団補 助金交付要綱	財団の管理運営に要する 経費 (補助率：10/10)	186,864	181,639	208,993
青梅畜産センタ ー事業費補助金	青梅畜産セン ター事業費補 助金交付要綱	青梅畜産センター事業の 管理運営に要する経費 (補助率：10/10)	110,686	116,928	139,521
有機農業堆肥セ ンター事業費補 助金	有機農業堆肥 センター事業 費補助金交付 要綱	有機農業堆肥センター事 業の管理運営に要する経 費 (補助率：10/10)	31,046	31,278	38,681
トウキョウX生 産拡大事業費補 助金	トウキョウX 生産拡大事業 費補助金交付 要綱	生産者への技術指導に要 する経費 (補助率：10/10)	19,865	18,605	5,073
東京都畜産振興 総合対策事業費 補助金	東京都畜産振 興総合対策事 業費補助金交 付要綱	肉用子牛生産者補給金制 度に係る生産者積立金の 助成等に要する経費 (補 助率：10/10)	2,901	2,980	2,917
東京都農林水産 業普及啓発事業 補助金	東京都農林水 産業普及啓発 事業補助金交 付要綱	農林水産業の普及啓発事 業に要する経費 (補助 率：10/10)	59,481	61,569	69,943

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
東京農業情報発信事業費補助金	東京農業情報発信事業費補助金交付要綱	無料情報誌作成及び農業情報PR等に要する経費 (補助率：10/10)	32,609	20,361	30,180
東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金	東京都青年農業者確保育成推進事業費補助金交付要綱	就農支援・相談等に要する経費 (補助率：10/10)	12,968	3,096	3,114
東京都女性・青年農業者育成対策事業費補助金	東京都女性・青年農業者育成対策事業費補助金交付要綱	就農コンシェルジュや女性農業者確保のPR等に要する経費 (補助率：10/10)	-	2,520	4,392
東京都農地保有合理化事業費補助金	東京都農地保有合理化事業費補助金交付要綱	農地集積をするための農地売買等の支援等に要する経費 (補助率：10/10)	4,003	4,141	4,056
東京都農業構造改革支援事業費補助金（農地中間管理事業）	東京都農業構造改革支援事業費補助金交付要綱	意欲ある農業者への遊休農地賃借等に要する経費 (補助率：10/10)	9,301	9,475	-
農林水産物認証取得支援事業補助金	農林水産物認証取得支援事業補助金交付要綱	農林水産物認証取得の管理運営等に要する経費 (補助率：10/10)	9,498	10,020	8,966
東京都野菜供給確保対策事業費補助金	東京都野菜供給確保対策事業費補助金交付要綱	野菜価格下落時の生産者補給資金造成に要する経費 (補助率：1/2)	1,649	87	472
東京都地域特産野菜供給確保対策事業費補助金（野菜価格安定対策事業）	東京都地域特産野菜供給確保対策事業費補助金交付要綱	野菜価格下落時の生産者補給資金造成等に要する経費 (補助率：1/2)	664	740	778
東京都森林整備補助金（森林施業造林）	東京都森林整備補助事業実施要領	民有林における森林整備に要する経費 (補助率：40/100～58/100)	80,743	61,410	73,637
森林循環促進事業補助金	森林循環促進事業補助金交付要綱	花粉対策等（杉等の伐採及び植樹等）に要する経費 (補助率：10/10)	39,747	40,153	30,938
林業労働環境整備事業費補助金	林業労働環境整備事業費補助金交付要綱	林業従事者への労働環境整備等に要する経費 (補助率：10/10)	5,481	6,853	6,796
林業労働力対策事業費補助金（宿舍借り上げ）	林業労働力対策事業費補助金交付要綱（宿舍借り上げ助成）	新規就業者等への宿舍借り上げに要する経費 (補助率：10/10)	1,080	1,914	1,864

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
林業労働力対策事業費補助金 (林業就業者対策事業)	林業労働力対策事業費補助金交付要綱 (森林整備担い手確保対策事業)	林業就業者に行う技能研修等に要する経費(補助率:10/10)	446	308	120
林業新規就労者育成支援事業費補助金	林業新規就労者育成支援事業費補助金交付要綱	新規就業者に行う技能研修の管理運営等に要する経費(補助率:10/10)	-	13,493	13,858
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事務費補助金	にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事務費補助金交付要綱	にぎわい施設での多摩産材利用推進事業の管理運営等に要する経費(補助率:10/10)	1,639	674	1,603
林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費補助金	林業事業体のレベルアッププロジェクト事業費補助金交付要綱	林業事業体が行う基盤整備や労働安全対策等に要する経費(補助率:10/10)	-	-	14,209
東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業補助金	東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業補助金交付要綱	東京都緑の少年団活動等に要する経費(補助率:10/10、1少年団当たり上限10万円)	-	-	1,154
合計			610,682	588,254	661,276

(表3) 貸付金残高

(単位:千円)

貸付金名	平成28年度末残高	平成29年度			平成30年度		
		借入額	償還額	年度末残高	借入額	償還額	年度末残高
公益財団法人東京都農林水産振興財団貸付金(分収林)	744,268	35,568	207,152	572,684	14,832	69,446	518,069
就農支援資金貸付金	57,470	-	9,265	48,205	-	8,162	40,043
林業就業促進資金貸付金	981	-	274	707	-	274	433
合計	802,719	35,568	216,691	621,596	14,832	77,882	558,545

(表4) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
農作業サポーター支援事業	3,539	9,391	10,175
チャレンジ農業支援事業	30,986	31,916	35,010
苗木生産供給事業	242,464	229,664	202,026
森の技術者育成事業	2,569	1,189	1,767
東京都GAP（注）推進事業	-	-	2,761
都有保健保安林利用調整事業	943	999	999
とうきょう林業サポート隊事業	54,617	56,364	49,541
都行造林地管理運營業務	37,833	33,819	39,271
多摩産材情報センター事業	32,552	32,369	32,023
農林総合研究センター事業	619,039	631,241	483,022
農薬残留安全追跡調査事業	500	500	-
受託研究東京都事業	82,850	23,556	28,357
食品技術センター施設整備事業	6,725	51,681	-
食品技術センター事業	98,243	93,985	101,129
栽培漁業センター事業	99,606	109,440	106,328
奥多摩さかな養殖センター事業	68,686	81,507	80,954
合計	1,381,157	1,387,628	1,173,368

(注) GAPとは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。また、東京都GAPは、農林水産省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に完全準拠したもので、都では、農家の認証取得を推進している。

(表5) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	2,905	100	3,249	100	2,905	100
都からの収益	2,539	87.4	2,869	88.3	2,548	87.7
受取補助金	609	21.0	588	18.1	660	22.7
受取補助金等振替額	15	0.5	8	0.3	9	0.3
受取基金等	533	18.4	885	27.3	704	24.3
受託収益	1,381	47.5	1,387	42.7	1,173	40.4
他の収益	365	12.6	380	11.7	357	12.3
公益目的事業会計	2,700	92.9	3,085	95.0	2,706	93.1
都からの収益	2,390	82.3	2,724	83.8	2,373	81.7
受取補助金	461	15.9	445	13.7	489	16.9
受取補助金等振替額	13	0.5	5	0.2	5	0.2
受取基金等	533	18.4	885	27.3	704	24.3
受託収益	1,381	47.5	1,387	42.7	1,173	40.4
他の収益	310	10.7	361	11.1	332	11.4
収益事業等会計	56	1.9	19	0.6	30	1.0
都からの収益	7	0.3	7	0.2	9	0.3
受取補助金	6	0.2	5	0.2	6	0.2
受取補助金等振替額	1	0.1	1	0.1	3	0.1
他の収益	48	1.7	12	0.4	20	0.7
法人会計	148	5.1	144	4.4	169	5.8
都からの収益	141	4.9	137	4.2	164	5.7
受取補助金	140	4.8	136	4.2	164	5.7
受取補助金等振替額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他の収益	6	0.2	6	0.2	4	0.2

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、生産安定対策事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表6) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	東京都農林総合研究センター青梅庁舎	貯木場整備用地として使用するため	13,540.33	-	14,672
	東京都青梅合同庁舎	団体（花粉対策室等）の事務室	-	166.87	1,771
	青梅畜産センター	青梅畜産センター事業を実施するため	2,135.88	5,409.45	5,242
	有機農業堆肥センター	有機農業堆肥センター事業を実施するため	-	2,318	2,313
	東京都農林総合研究センター立川庁舎本館	団体（本部）の事務室	-	505.34	4,827

(注) 東京都行政財産使用料条例（昭和39年東京都条例第26号）第5条第2項に基づき減免（土地は30%、建物は50%それぞれ減額）している。

(表7) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
東京都立食品技術センター (東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地、東京都産業労働局秋葉原庁舎内)	平成28.4.1 ～令和3.3.31	98,243	93,985	101,129

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の補助対象事業について、主に、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に事業が行われているか、補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

東京の総面積の約4割を占める農地や森林は、都民に身近な生産地として新鮮で安全・安心な農林水産物を提供するとともに、自然環境の保全や災害時の防災機能など多面的機能を備え、良好な生活環境を形成する都民の貴重な財産となっている。

一方で、東京の農林水産業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や後継者不足、農地の減少、木材価格の低迷等により、厳しい状況にある。

こうした中、財団では、東京の農林水産業を活力ある産業として発展させるため、都、区市町村及び関係団体と密に連携して、担い手の確保育成や経営支援のほか花粉の少ない森づくりに向けた森林整備と多摩産材の利用拡大、種畜・種苗の供給などの事業を着実に実施した。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機に、都内産農林水産物をPRするための情報発信や東京2020大会への農産物提供を可能にする「東京都GAP認証制度」の推進を図った。

このほか、農林総合研究センター、栽培漁業センター及び奥多摩さかな養殖センター事業については、主に都からの受託により事業を行ったところである。

また、東京都立食品技術センターの運営等については、都の指定管理者として、技術相談、研修会、情報提供等を実施し、都内中小食品関連業者の技術の向上と都民の食の安全・食生活の充実に寄与した。

今後とも、局及び財団は、都内農林水産業の担い手となる後継者の確保育成や、振興発展のため、効果的な補助対象事業等の取組を推進していくことが望まれる。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 補助対象事業（詳細は「参考資料」のとおり）

（単位：千円）

事業名		実績		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	財団の運営	186,864	181,639	208,933
2	青梅畜産センター事業	110,686	116,928	139,521
3	有機農業堆肥センター事業	31,046	31,278	38,681
4	トウキョウX生産拡大事業	19,865	18,605	5,073
5	畜産振興総合対策事業	2,901	2,980	2,917
6	農林水産業普及啓発事業	59,481	61,569	69,943
7	東京農業情報発信事業	32,609	20,361	30,180
8	青年農業者確保育成推進事業	12,968	3,096	3,114
9	女性・青年農業者育成対策事業	-	2,520	4,392
10	農地保有合理化事業	4,003	4,141	4,056
11	農業構造改革支援事業	9,301	9,475	-
12	農林水産物認証取得支援事業	9,498	10,020	8,966
13	野菜供給確保対策事業	1,649	87	472
14	地域特産野菜供給確保対策事業	664	740	778
15	森林整備（森林施業造林）	80,743	61,410	73,637
16	森林循環促進事業	39,747	40,153	30,938
17	林業労働環境整備事業	5,481	6,853	6,796
18	林業労働力対策事業（宿舍借り上げ）	1,080	1,914	1,864
19	林業就業者対策事業	446	308	120
20	林業新規就労者育成支援事業	-	13,493	13,858
21	にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	1,639	674	1,603
22	林業事業体のレベルアッププロジェクト事業	-	-	14,209
23	東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業	-	-	1,154

イ 都の貸付金による事業

（単位：千円）

事業名		実績		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	分収林事業	171,734	207,152	69,446
2	就農支援資金貸付事業	11,022	9,265	8,162
3	林業就業促進資金貸付事業	274	274	274

ウ 都の出えん金による事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 森林循環促進事業(花粉の少ない森づくり)	611,851	604,452	396,134
2 分収林事業	164,500	199,711	68,283
3 にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	-	-	137,898
4 森林認証取得支援事業	9,336	20,976	11,513
5 農家認証取得支援事業(注)	1,046	159,933	4,334
6 水産認証取得支援事業(注)	-	61,018	6,860

(注) 事業規模縮小のため、平成 29 年度に、農家認証取得支援事業については、実績額のうち 157,312 千円を、水産認証取得支援事業については、実績額のうち 58,965 千円をそれぞれ都に返還している。

2 参考資料

(1) 主な補助対象事業の実績

事業名	平成 29 年度	平成 30 年度
青梅畜産センター事業	家畜・家きんの配布 トウキョウ X：103 頭 東京しゃも：25,408 羽 東京うこっけい：14,473 羽	家畜・家きんの配布 トウキョウ X：80 頭 東京しゃも：28,632 羽 東京うこっけい：14,264 羽
有機農業堆肥センター事業	堆肥生産 有償頒布量：399.7 トン 無償頒布量：1.3 トン 視察・研修等受入れ：55 人	堆肥生産 有償頒布量：407.5 トン 無償頒布量：2.0 トン 視察・研修等受入れ：87 人
畜産振興総合対策事業	生産者積立金対象頭数 黒毛和種：62 頭 交雑種：6 頭	生産者積立金対象頭数 黒毛和種：55 頭 交雑種：5 頭
農林水産業普及啓発事業	ウェブサイト「TOKYO GROWN」の 管理運営など	ウェブサイト「TOKYO GROWN」の 管理運営、リニューアルなど
東京農業情報発信事業	無料情報誌の作成・配布 30 万部	無料情報誌の作成・配布 75 万部
青年農業者確保育成推進事業	就農相談活動：136 件 意向調査：51 名 農林水産業技術交換大会：65 名	就農相談活動：145 件 意向調査：46 名 農林水産業技術交換大会：72 名
女性・青年農業者育成対策事業	農業体験研修：6 件 農業技術研修：4 件 女性向けツアー：2 回 女性新規就農者等交流会：2 回 女性新規就農者等マルシェ：1 回 研修・ツアー等参加者計：27 名	農業体験研修：2 件 農業技術研修：3 件 女性向けツアー：2 回 女性新規就農者等交流会：4 回 女性新規就農者等マルシェ：4 回 研修・ツアー等参加者計：104 名
農地保有合理化事業	年度末保有農用地等：6 件 管理委託契約：2 件 現地見回り：11 回	年度末保有農用地等：6 件 管理委託契約：2 件 現地見回り：12 回

事業名	平成 29 年度	平成 30 年度
野菜供給確保対策事業	出荷予定量 キャベツ：1,704.1 トン にんじん：257.5 トン	出荷予定量 キャベツ：1,576.9 トン にんじん：242 トン
地域特産野菜供給確保対策事業	出荷予定量 アシタバ：19.1 トン	出荷予定量 アシタバ：9.7 トン
森林整備（森林施業造林）	新植：20.95ha 下刈り：249.04ha	新植：29.06ha 下刈り：239.58ha 除伐：20.43ha
森林循環促進事業	主伐契約（注）：56.54ha 木材の販売：23,102 m ³	主伐契約（注）：12.26ha 木材の販売：17,564 m ³
林業労働環境整備事業	セミナー：5 事業体 研修：16 名 林業機械レンタル：29 台	セミナー：5 事業体 研修：23 名 林業機械レンタル：22 台
林業労働力対策事業（宿舍借り上げ）	宿舍借上助成 新規就労者用：10 戸 都外就労者用：1 棟	宿舍借上助成 新規就労者用：11 戸 都外就労者用：1 棟
林業就業者対策事業	研修等の開催 回数：2 回 参加人数：33 名	研修等の開催 回数：2 回 参加人数：35 名
林業新規就労者育成支援事業	集合研修日数 1 年目就労者（4 名）：16 日 4 年目就労者（3 名）：9 日 5 年目就労者（3 名）：10 日 指導員（3 名）：3 日	集合研修日数 1 年目就労者（3 名）：16 日 2 年目就労者（1 名）：12 日 4 年目就労者（2 名）：9 日 5 年目就労者（2 名）：10 日 指導員（1 名）：3 日
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業	交付決定件数：1 件	交付決定件数：6 件
林業事業体のレベルアッププロジェクト事業	—	傷害保険、退職金共済助成 延べ 31 名 林業機械レンタル助成 延べ 17 台
東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業	—	緑の少年団経費助成：10 団体 指導員研修会参加：8 名

（注）主伐契約とは、財団がスギ等を伐採して、跡地に花粉の少ないスギ等を植林するために、森林所有者と締結する契約を指す。

（2）主な都の出えん金による事業の実績

事業名	平成 29 年度	平成 30 年度
森林循環促進事業（花粉の少ない森づくり）	主伐契約：56.54ha 伐採契約：42.08ha	主伐契約：12.26ha 伐採契約：15.09ha
分収林事業	契約満了による処分地 16 か所、70.7ha	契約満了による処分地 12 か所、25.82ha
農家認証取得支援事業	東京都 GAP 等認証取得：1 件 研修等：10 件	東京都 GAP 等認証取得：6 件 維持更新：2 件 研修等：29 件

(3) 指定管理者としての実績

施設名		東京都立食品技術センター	
(1) 件名		東京都立食品技術センターの管理運営	
(2) 指定期間		平成28年4月1日～令和3年3月31日	
(3) 目的		公の施設の管理運営	
(4) 内容	所在地	千代田区神田佐久間町一丁目9番地東京都産業労働局秋葉原庁舎内	
	業務内容	(1) 食品工業技術の普及、指導及び相談に関すること (2) 食品工業技術に関する試験、研究及び調査に関すること (3) 依頼により行う食品工業用の原料及び材料並びに加工食品等の試験並びにその成績証明に関すること (4) 開放試験室の利用公開に関すること (5) 食品製造業者と農林水産業者との連携促進のための相談及び情報提供に関すること (6) センターの施設、設備及び物品の維持管理に関すること (7) センターの使用料及び手数料の徴収	
(5) 実績 (件数・金額)	年度	平成29年度	平成30年度
	手数料 依頼試験	345件 958千円	708件 1,004千円
	使用料 開放試験室試験機器	4,889件 699千円	2,043件 437千円
	技術相談・ 実地支援	1,127件	1,383件
(6) 経費	年度	平成29年度	平成30年度
	試験研究	13,809千円	13,809千円
	技術支援	4,250千円	4,250千円
	管理運営	52,042千円	56,910千円
	建物維持管理	23,884千円	26,160千円
	計	93,985千円	101,129千円

東京商工会議所など9団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京商工会議所	令和元年10月15日	平成29年度及び平成30年度の補助対象事業
	町田商工会議所	令和元年10月9日	
	八王子商工会議所	令和元年10月8日	
	青梅商工会議所	令和元年10月10日	
	立川商工会議所	令和元年10月8日	
	武蔵野商工会議所	令和元年10月9日	
	むさし府中商工会議所	令和元年10月11日	
	多摩商工会議所	令和元年10月11日	
	東京都商工会連合会	令和元年10月16日	
局	産業労働局	令和元年10月7日及び17日	

2 団体の概要

各団体の主な事業

設立の目的	<p>ア 東京商工会議所など8商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された法人であり、地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立</p> <p>イ 東京都商工会連合会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された法人であり、商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的として設立</p>
-------	---

事業の概要	ア 東京商工会議所など 8 商工会議所
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業に関する相談及び指導 ・ 商工業に関する情報及び資料の収集・提供、調査研究 ・ 博覧会等の開催、商工業に関する技術若しくは技能の普及又は検定の実施
	イ 東京都商工会連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会の組織又は事業に関する指導及び連絡 ・ 商工業に関する情報及び資料の収集・提供、調査研究 ・ 展示会等の開催、商工業に関する技術若しくは技能の普及又は検定の実施

各団体の所在地、会員数及び人員等（平成 31 年 3 月 31 日現在）

団体名	団体の所在地 (設立年月)	会員数	人員（注）							
			会 （会 長） 頭	副 （副 会 長） 頭	専 務 理 事	常 務 理 事	理 事	常 議 員	監 事	職 員
東京 商工会議所	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 2 号 (昭和 29 年 4 月)	80,074	1	11	1	1	3	47	3	386
町田 商工会議所	東京都町田市原町田三丁目 3 番 22 号 (平成元年 6 月)	4,347	1	4	1	-	1	35	3	28
八王子 商工会議所	東京都八王子市大横町 11 番 1 号 (昭和 22 年 9 月)	3,732	1	4	1	-	1	34	2	29
青梅 商工会議所	東京都青梅市上町 373 番地の 1 (昭和 27 年 11 月)	2,277	1	3	1	-	-	30	3	47
立川 商工会議所	東京都立川市曙町二丁目 38 番 5 号 (昭和 28 年 5 月)	2,852	1	3	1	-	-	42	2	26
武蔵野 商工会議所	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 10 番 7 号 (昭和 25 年 8 月)	3,105	1	4	1	-	-	22	2	22
むさし府中 商工会議所	東京都府中市緑町三丁目 5 番地の 2 (昭和 45 年 4 月)	2,627	1	3	1	-	2	29	2	22
多摩 商工会議所	東京都多摩市関戸一丁目 1 番地 5 (平成 8 年 4 月)	1,957	1	3	1	-	-	31	1	10
東京都 商工会連合会	東京都昭島市東三丁目 6 番 1 号 (昭和 37 年 2 月)	27 商工会	1	4	1 (1)	-	20	-	3	44 (1)

(注) () 内は、人員のうち都退職後に採用された職員の数

3 都との関係（平成31年3月31日現在）

補助金（表1及び表2）	35億1,680万余円（平成29年度交付額） 37億4,864万余円（平成30年度交付額）
事業の委託（表3）	1,440万余円（平成29年度委託料） 1,976万余円（平成30年度委託料）
財産の貸付（表4）	建物（343.03㎡）を有償貸付

（表1）補助金の交付状況（9団体合計額）

（単位：千円）

補助金名		根拠	補助対象 （補助率）	交付額		
				平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
①	東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	巡回相談、講習会の開催等を行う経営相談事業、東京都商工会連合会が各商工会の指導を行う商工会指導事業、事業承継課題を集中的に支援する小規模事業者持続化支援事業等に要する経費 （補助率：10分の10以内）	2,885,653	2,902,794	2,997,684
②	中小企業活力向上事業補助金	中小企業活力向上事業補助金交付要綱	中小企業へ専門家を派遣する事業に要する経費 （補助率：10分の10以内）	198,953	237,354	271,579
③	東京都地域人材確保・育成支援事業（商工会等）補助金	東京都地域人材確保・育成支援事業（商工会等）補助金交付要綱	多摩・島しょ地域において、労働力確保及び処遇改善を行う事業に要する経費 （補助率：10分の10）	119,129	210,990	313,267
④	多摩の観光・産業振興ネットワーク事業補助金	多摩の観光・産業振興ネットワーク事業補助金交付要綱	旅行者誘致事業に要する経費 （補助率：10分の10以内）	-	100,000	100,000
⑤	地域連携型商談機会創出事業補助金	地域連携型商談機会創出事業補助金交付要綱	都内中小企業と地方企業との商談・交流機会を創出する事業に要する経費 （補助率：10分の10以内）	48,890	52,936	53,467
⑥	東京都商工会連合会指導強化事業費補助金	東京都商工会連合会指導強化事業費補助金交付要綱	指導施設及び常勤専務理事の設置に要する経費 （補助率：10分の10以内）	9,303	9,201	9,123
⑦	東京都倒産防止特別相談事業費補助金	東京都倒産防止特別相談事業費補助金交付要綱	倒産防止相談事業及び講習会を開催する事業に要する経費 （補助率：10分の10以内）	3,502	3,528	3,528
合計				3,265,432	3,516,806	3,748,649

(表2) 補助金の交付状況 (団体別)

(単位: 千円)

団体名	補助金名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京商工会議所	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	1,550,544	1,562,781	1,549,511
	②中小企業活力向上事業補助金	86,298	96,872	123,944
	⑤地域連携型商談機会創出事業補助金	48,890	52,936	53,467
	⑦東京都倒産防止特別相談事業費補助金	1,823	1,849	1,849
	小計	1,687,556	1,714,440	1,728,772
町田商工会議所	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	53,906	51,533	136,841
	②中小企業活力向上事業補助金	7,968	10,138	10,382
	小計	61,875	61,671	147,224
八王子商工会議所	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	56,332	60,983	62,165
	②中小企業活力向上事業補助金	11,384	14,172	14,129
	小計	67,717	75,156	76,294
青梅商工会議所	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	46,797	58,169	55,206
	②中小企業活力向上事業補助金	9,771	14,339	14,434
	小計	56,569	72,508	69,641
立川商工会議所	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	46,553	46,570	46,649
	②中小企業活力向上事業補助金	7,689	11,495	12,010
	小計	54,242	58,066	58,659
武蔵野商工会議所	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	41,618	36,746	36,774
	②中小企業活力向上事業補助金	9,345	16,585	21,198
	小計	50,963	53,331	57,972
むさし府中商工会議所	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	41,677	41,212	46,685
	②中小企業活力向上事業補助金	1,255	1,739	8,240
	小計	42,933	42,951	54,925
多摩商工会議所	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	19,964	20,626	20,052
	②中小企業活力向上事業補助金	1,056	765	863
	小計	21,020	21,391	20,915

団体名	補助金名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京都商工会連合会	①東京都小規模事業経営支援事業費補助金	1,028,259	1,024,172	1,043,797
	②中小企業活力向上事業補助金	64,183	71,243	66,375
	③東京都地域人材確保・育成支援事業（商工会等）補助金	119,129	210,990	313,267
	④多摩の観光・産業振興ネットワーク事業補助金	-	100,000	100,000
	⑥東京都商工会連合会指導強化事業費補助金	9,303	9,201	9,123
	⑦東京都倒産防止特別相談事業費補助金	1,679	1,679	1,679
	小計	1,222,553	1,417,288	1,534,242
合計	3,265,432	3,516,806	3,748,649	

(表 3) 委託事業

(単位：千円)

事業名	委託先	委託料		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経営革新計画点検業務委託 (23 区)	東京商工会議所	3,805	3,805	8,408
経営革新計画点検業務委託 (多摩地域)	東京都商工会連合会	7,000	7,000	7,000
新・目指せ！中小企業経営 力強化事業に係る 23 区商談 会等業務委託	東京商工会議所	2,070	2,070	2,722
新・目指せ！中小企業経営 力強化事業に係る多摩地区 商談会等業務委託	東京都商工会連合会	1,425	1,529	1,633
合計		14,302	14,405	19,763

(表 4) 公有財産の貸付状況

(単位：千円)

分類	施設名	貸付先	目的	種類	使用料 (年額) (注)
行政財産	産業サポート スクエア・TAMA 経営サポート館	東京都商工会連合会	東京都商工会連合会 の活動拠点として事 務室、会議室等に使 用する	建物 343.03 m ²	3,967

(注) 東京都行政財産使用料条例（昭和 39 年東京都条例第 26 号）第 5 条第 2 項に基づき 30%減額している。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、東京商工会議所など9団体の補助対象事業について、主に、事業は目的に沿って適切に行われているか、会計経理等は適正に行われているかの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

中小・小規模企業は、深刻な労働力不足をはじめ、令和元年10月に導入された消費税率の引上げによる需要の落ち込みや、軽減税率による事務負担の増加等、大変厳しい状況が続いている。

こうした中、商工会議所及び東京都商工会連合会は、地域の商工業者の健全な発展を図るため、行政機関や関係諸団体等と協働のもと活動している。

東京商工会議所など9団体による主な補助対象事業について、「東京都小規模事業経営支援事業」では、経営相談事業として、巡回・窓口相談等により支援の取組を行った。また、経営者の高齢化による次世代への事業承継ニーズの高まりを受けて、小規模事業者持続化支援事業では、東京商工会議所、東京都商工会連合会のほか、平成30年度からは町田商工会議所も拠点事業所に加え、後継者育成や業態転換等の経営課題について指導を行った。これらのことから、平成30年度の当該補助金額は、平成29年度に比べ、9,488万余円増加した。

「東京都地域人材確保・育成支援事業」では、平成30年度に、全ての人が活躍できる社会の実現に向けた女性の活躍推進や働き方改革の観点を加えて再構築したこと等により、平成30年度の当該補助金額は、平成29年度に比べ、1億227万余円増加した。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

① 東京都小規模事業経営支援事業 (経営相談事業)

団体名	年度 (平成)	事業実績 (回)			
		巡回・窓口指導	講習会等開催	金融あっせん	記帳指導
東京商工会議所	28	105,471	601	4,405	3,653
	29	104,695	613	4,927	2,774
	30	111,345	587	4,954	1,835
町田商工会議所	28	2,926	45	136	307
	29	3,167	45	120	180
	30	2,864	46	121	212
八王子商工会議所	28	2,767	184	46	531
	29	2,340	125	64	344
	30	2,058	30	54	419
青梅商工会議所	28	2,643	63	341	269
	29	2,462	64	324	258
	30	2,339	72	388	246
立川商工会議所	28	2,220	52	37	210
	29	2,080	54	52	210
	30	2,104	54	50	192
武蔵野商工会議所	28	1,983	142	76	160
	29	1,832	92	69	119
	30	2,107	87	76	172
むさし府中商工会議所	28	1,839	54	90	131
	29	1,823	60	68	228
	30	1,946	51	64	238
多摩商工会議所	28	1,712	14	216	220
	29	1,551	14	184	227
	30	1,953	15	240	228

(商工会指導事業)

団体名	年度 (平成)	事業実績 (回)		
		商工会現地指導	巡回・窓口指導	講習会等開催
東京都商工会連合会	28	434	230	6
	29	418	297	10
	30	323	282	7

(小規模事業者持続化支援事業)

団体名	年度 (平成)	事業実績		
		相談件数	専門家派遣回数	セミナー開催回数
東京商工会議所	28	4,630 件	465 事業所 2,068 回	30 回
	29	4,957 件	495 事業所 2,121 回	25 回
	30	5,019 件	486 事業所 1,954 回	20 回
町田商工会議所	28	-	-	-
	29	-	-	-
	30	198 件	123 事業所 624 回	8 回
東京都商工会連合会	28	176 件	205 事業所 1,126 回	3 回
	29	105 件	202 事業所 964 回	4 回
	30	119 件	198 事業所 898 回	4 回

② 中小企業活力向上事業

団体名	年度 (平成)	事業実績				
		経営診断 実施企業数 (社)	短期課題解決支援		中長期課題解決支援	
			実施企業数 (社)	件数 (件)	実施企業数 (社)	件数 (件)
東京 商工会議所	28	871	22	42	92	720
	29	853	30	57	114	842
	30	815	38	72	157	1,231
町田 商工会議所	28	42	18	36	6	54
	29	52	23	46	8	57
	30	61	21	41	7	63

団体名	年度 (平成)	事業実績				
		経営診断 実施企業数 (社)	短期課題解決支援		中長期課題解決支援	
			実施企業数 (社)	件数 (件)	実施企業数 (社)	件数 (件)
八王子 商工会議所	28	37	10	15	11	57
	29	40	6	11	19	104
	30	46	12	20	15	106
青梅 商工会議所	28	41	21	34	2	10
	29	47	31	60	8	47
	30	45	32	59	10	55
立川 商工会議所	28	35	19	32	4	26
	29	38	25	44	11	73
	30	45	32	56	18	76
武蔵野 商工会議所	28	47	14	24	7	55
	29	60	19	28	16	83
	30	74	17	28	19	110
むさし府中 商工会議所	28	22	5	6	2	18
	29	25	6	12	5	21
	30	38	9	15	8	51
多摩 商工会議所	28	9	1	2	3	22
	29	6	2	4	3	15
	30	9	3	5	3	13
東京都 商工会連合会	28	274	117	197	44	382
	29	264	118	203	57	483
	30	299	121	202	52	414

③ 東京都地域人材確保・育成支援事業

団体名	東京都商工会連合会					
年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
事業実績	求職者向け説明会・研修等参加者数	処遇改善コンサルティング等実施企業数	求職者向け説明会・研修等参加者数	処遇改善コンサルティング等実施企業数	求職者向け説明会・研修等参加者数	処遇改善コンサルティング等実施企業数
	254 人	-	351 人	20 社	492 人	43 社

④ 多摩の観光・産業振興ネットワーク事業

団体名	東京都商工会連合会		
年度	平成 29 年度		平成 30 年度
事業実績	多摩の魅力発信マップ作成	観光図鑑 2 万 3 千部や観光マップ 10 万部の作成・配布等	観光図鑑 2 万部や観光マップ 7 万部の作成・配布等
	多摩を巡る観光資源発掘・観光ルート開発	うどん打ち体験等ができる日帰りツアー、うどん店を回るデジタルスタンプラリー実施等 日帰りツアー参加者 62 名 スタンプラリー参加者 529 名	公共施設、イベント会場、飲食店等の各スポットに関するカードを集める収集型イベント実施等 参加者 8,314 名
	古民家活用の宿泊体験モデルプロジェクト	檜原村古民家での無料宿泊体験等による事業可能性調査 宿泊体験参加者 12 名	檜原村及び国立市古民家での無料宿泊体験等による事業可能性調査 宿泊体験参加者 190 名 日帰り体験参加者 133 名
	情報発信	ホームページ開設、SNS を活用した情報発信等	英語・日本語版ホームページの情報拡充、SNS を活用した情報発信等

⑤ 地域連携型商談機会創出事業

団体名	東京商工会議所					
年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
事業実績	商談会等開催地	商談件数	商談会等開催地	商談件数	商談会等開催地	商談件数
	新潟県、福島県	524 件	熊本県、新潟県、静岡県	980 件	石川県、熊本県、北海道	860 件

⑥ 東京都商工会連合会指導強化事業

団体名	東京都商工会連合会					
年度	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
事業実績	事務所借館面積	常勤専務理事 設置数	事務所借館面積	常勤専務理事 設置数	事務所借館面積	常勤専務理事 設置数
	311.11 m ²	1 人	311.11 m ²	1 人	311.11 m ²	1 人

⑦ 東京都倒産防止特別相談事業

団体名	東京都商工会連合会			東京商工会議所			
年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
事業 実績	特別相談 受付件数	24 件	21 件	25 件	87 件	83 件	82 件
	講習会等の 開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

全国地方新聞社連合会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び第8項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	全国地方新聞社連合会	令和元年10月9日及び10日	平成29年度及び平成30年度の負担金対象事業
局	産業労働局	令和元年10月8日及び11日	

(注) 全国地方新聞連合会と局が締結している事業実施に係る協定書において、全体統括とされているA及びBについて、関係人として調査を実施した。

2 団体の概要

設立の目的	社会構造の変化によるマスメディアの多様化、複雑化に対応するために、全国の地方新聞社がひとつになり、中央省庁及び関係団体等の施策について、自主的な企画立案を行い、効率的にその施策の地域実情に沿った推進活動及び広報活動を取り込むことにより、参加新聞社の発展を図り、もって社会の発展に寄与することを目的として設立
沿革	平成11年11月 設立
事業の概要	目的達成のため、中央官庁及び関係団体等の施策等を必要数の研究会に分割し、研究会ごとに調査、研究し、必要な企画立案、提案等を行っている。
所在地	東京都港区東新橋二丁目4番6号
組織	事務局
人員	役員 65名（会長1名、副会長45名、代表幹事1名、副代表幹事3名、幹事15名、全て非常勤） 職員 18名

都 と の 関 係	負担金	1億9,057万円（平成29年度交付額）
	（表1）	2億5,700万円（平成30年度交付額）

（注）上記数値等は平成31年3月31日現在

（表1）負担金の交付状況

（単位：千円）

負担金名	根拠	対象事業 （負担割合）	交付額		
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
都庁展望室における全国特産品の展示紹介事業実施に係る協定書に基づく負担金	協定	都庁展望室における全国特産品の展示紹介事業 （負担割合：収支予算書に基づく「負担金収入」の額を上限）	190,570	190,570	98,005
羽田空港における全国特産品の展示紹介事業実施に係る協定書に基づく負担金	協定	羽田空港における全国特産品の展示紹介事業 （負担割合：収支予算書に基づく「負担金収入」の額を上限）	-	-	158,994
合計			190,570	190,570	257,000

第3 監査の結果

1 負担金対象事業の執行に関する事項

本監査では、全国地方新聞社連合会（以下「連合会」という。）との負担金対象事業について、主に、事業は目的に沿って適切に行われているか、会計経理等は適正に行われているかなどの着眼点から、実績報告書、証ひょう等を抽出により検証した。

また、本事業に関する関係書類を有しているA及びBに対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を実施した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
開催場所	都庁第一本庁舎南 展望室	都庁第一本庁舎南 展望室	都庁第一本庁舎南 展望室	羽田空港第 2 旅客 ターミナル 5 階 屋内展望フロア
開催期間	平成 28. 4. 27～ 平成 29. 3. 31	平成 29. 4. 1～ 平成 30. 3. 31	平成 30. 4. 1～ 平成 30. 8. 24	平成 30. 9. 4～ 平成 31. 3. 22

本事業は、全国特産品の展示紹介事業を開催し、各地方の特産品を販売するとともに、各地方の観光のPRを行い、東京及び地方双方への誘客を図ることを目的とした「全国特産品の展示紹介事業」を実施している。平成28年度及び平成29年度は、一年を通して都庁第一本庁舎南展望室において実施したが、平成30年度は、4月から8月までを都庁第一本庁舎南展望室で、9月からは羽田空港第2旅客ターミナルで実施した。

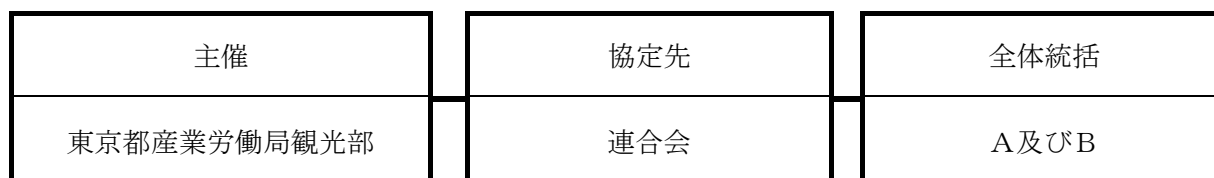
2 指摘事項

(1) 局

ア 全国特産品の展示紹介事業について

局は、各地方の特産品を販売するとともに各地方の観光PRを行い、東京及び地方双方への誘客を図ることを目的として、全国特産品の展示紹介事業を行っている。事業は、実施計画書に基づき実施することとされ、その実施体制における主なものは、次の図のとおりとなっている。また、局は、本事業を実施するに際し、表2のとおり、連合会と協定を締結するとともに各事業終了後には協定書の第4条に基づき、事業実施に係る経費支出に充当する資金として、連合会に負担金を支出している。

(図) 実施体制



(表2) 協定書名

番号	協定書名
1	平成29年度 都庁展望室における全国特産品の展示紹介事業実施に係る協定書
2	平成30年度 都庁展望室における全国特産品の展示紹介事業実施に係る協定書
3	平成30年度 羽田空港における全国特産品の展示紹介事業実施に係る協定書

(ア) 事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定すべきもの

局は、本事業を実施するに際して必要な事項を定めることを目的に、連合会を特定し協定を締結している。

連合会との協定締結理由について、局は、「連合会は、全国47都道府県のブロック紙・地方紙が結集した組織であり、各地方新聞社は、その都道府県の観光情報及び特産品など各都道府県の多彩な魅力を熟知している。また、連合会のネットワークを活用して、今回の事業を、全国に対して広報することにより、東京都が地方と連携して事業を実施していることを各地方に対して広報することが可能である。」としている。また、各協定書の第3条では、本事業における都と連合会の業務分担について定めており、その内容は、表3のとおりとなっている。

ところで、本事業の広報実績について確認したところ、千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞及び東京新聞での新聞広告は確認できるものの、選定理由の根幹である連合会のネットワークを活用した、全国各地方への広報までは確認できない。

これは、局が本事業で求めている全国に対して広報をすることについて、その具体的な内容を協定書で明確に定めていないことや、全国への広報がなされていないことについて、局が、連合会に対し、事業実施期間中に特段の確認・指導をすることがなかったことによるものである。

これらのことから、本事業を実施するに当たり、連合会を特定した理由である本事業の全国に対する広報の実施の責務は、局が負っていると言える。

局は、特定の者と協定等を締結するには、その目的を確実に履行できるよう協定書等に明記することはもとより、協定の締結先の選定に当たっては、明確かつ客観的な基準や理由の下、適切に選定する必要がある。

局は、事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定されたい。

(産業労働局)

(表3) 業務分担

都の分担業務	連合会の分担業務
ア 実施場所の提供及び光熱水費の支払に関する こと	ア 事業の実施及び会場の引渡し等に関する こと
イ 事業の企画、実施等の協議及び助言に関 すること	イ 事業実施に伴う事業者及び関係機関との 調整
ウ 負担金の支出	ウ 事業実施に伴う広報活動 エ その他事業の企画及び実施において必要 となる業務

(イ) 負担金の確定に当たり、審査を適切に行うべきもの

協定書第7条によれば、連合会は、本事業に係る収入、支出を明らかにするために帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理することとなっている。

そこで、このことについて確認したところ、連合会に帳簿は無く、局が連合会に支払ったそれぞれの協定で示す上限額の負担金額が局から入金されていることや連合会からAに対し支払が行われていることが、連合会名義の通帳により確認できるのみであった。また、本事業の売上収入については、連合会に記帳されているものはなかった。さらに、収入及び支出に関する証拠書類に関しては、Aの見積明細、BからAに対する見積書、商品売上に関する報告数字のみとなっており、都の負担額が適正であるかの確認を行うことはできない状況であった。

これらのことに加え、平成30年度に実施した本事業に係る連合会のAへの支払について確認したところ、監査日（令和元年10月10日）現在、連合会は、都への実績報告書提出時に添付されているAからの請求書により、Aに支払っておらず、901万余円が未払いになっていることが認められた。

以上のことからすれば、局は、協定書に基づき連合会から事業終了後に報告を受け、負担金の額を確定し、支払を行っているものの、その審査が適切に行われているとはいえない。

局は、負担金の確定に当たり、審査を適切に行われたい。

(産業労働局)

第4 負担金対象事業の概要

1 事業実績

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
開催場所	都庁第一本庁舎南展望室	都庁第一本庁舎南展望室	都庁第一本庁舎南展望室	羽田空港第 2 旅客ターミナル 5 階屋内展望フロア
特産品展示紹介数	47 都道府県 計 713 種類	47 都道府県 計 727 種類	47 都道府県 計 649 種類	47 都道府県 計 540 種類
購入者数	54,202 人	58,074 人	23,998 人	39,512 人
主な広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター 1 種 計 45 部 ・ チラシ 4 種計 22,100 部 ・ T I S (注) マルチビジョン(実施期間：平成 28.4.7～平成 29.3.31) ・ 新聞広告(千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞、東京新聞各 3 回) ・ W e b サイト作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター 5 種 計 225 部 ・ チラシ 5 種計 20,000 部 ・ T I S マルチビジョン(実施期間:平成 29.8.1～平成 30.3.31) ・ 新聞広告(千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞、東京新聞各 3 回) ・ W e b サイト作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター 3 種 計 135 部 ・ チラシ 2 種計 8,000 部 ・ T I S マルチビジョン(実施期間：平成 30.6.28～平成 30.7.31) ・ 新聞広告(千葉日報、埼玉新聞、神奈川新聞、東京新聞各 2 回) ・ W e b サイト作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター 2 種 計 90 部 ・ チラシ 2 種計 8,000 部 ・ デジタルサイネージ(実施期間:平成 30.9.4～平成 31.3.22) ・ 東急リムジンバスインフォメーション ・ 東京モノレール全ドア上ステッカー ・ 新聞広告(東京新聞 1 回) ・ W e b サイト作成
総事業費	262,686 千余円	268,056 千余円	130,603 千余円	210,271 千余円

(注) 新宿西口広場にある総合案内情報システム Total Information System

一般財団法人自警会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	一般財団法人自警会	令和元年10月23日から 同年11月8日まで	平成29年度及び平成30年度の補助対象事業
局	警視庁、福祉保健局	令和元年10月23日から 同年11月8日まで	

2 団体の概要

設立の目的	警視庁職員等の厚生共済及び武道体育の振興、文化の向上並びに警視庁の活動を支援する事業を行い、もって東京都の治安維持に寄与するとともに、あわせて広く救急医療等の公益的な事業を行うことを目的として設立
主な沿革	大正9年3月 財団法人自警会設立 平成24年4月 一般財団法人へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 警視庁職員等の住宅の建設及び維持運営に関する事業 警視庁職員等の福利厚生に関する事業 警察武道の振興及び各種文化体育活動の推進に関する事業 広く救急医療等を行うための東京警察病院の設置運営及び看護師養成機関としての東京警察病院看護専門学校の運営に関する事業
所在地	東京都千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁内
組織	自警会事務局、東京警察病院（表1）、東京警察病院看護専門学校（表2）
人員	役員20名（理事長1名、理事17名、監事2名）（理事長、専務理事、常務理事、理事3名は常勤。14名が監事2名を含め非常勤） （職員918名（事務局等61名、東京警察病院等857名））

（注）上記数値等は平成31年3月31日現在

(表1) 東京警察病院の概要

所在地	東京都中野区中野四丁目22番1号
敷地面積	20,000.26㎡
延床面積	病院棟（中野区）38,957.75㎡（RC11階） 中野寮（中野区）2,642.33㎡（RC7階） 天沼寮（杉並区）2,053.93㎡（RC3階）
診療科目数	31科目 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腎臓内分泌代謝内科、脳神経内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、美容外科、精神科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、麻酔科、脳血管内治療科
病床数	病床数 415床（一般病床 385床（管理病床含む。）、リハビリ病床 30床）

(注) 上記数値等は平成31年3月31日現在

なお、病院は、令和元年6月から新館（1,717.75㎡）を増築・稼働させており、監査日（令和元年10月23日）現在、病院等の延床面積は、40,675.50㎡である。

(表2) 東京警察病院看護専門学校の概要

所在地	東京都中野区江古田三丁目14番18号
敷地面積	6,500.00㎡
延床面積	校舎 3,165.94㎡（RC2階）
修業年限	看護学科 3年課程全日制
定員	各学年 40名

(注) 上記数値等は平成31年3月31日現在

3 都との関係

補助金（表3）	3億4,751万余円（平成29年度交付額）
	3億2,071万余円（平成30年度交付額）

（表3）補助金の交付状況

（単位：千円）

区分	補助金名	根拠	補助対象 （補助率等）	交付額		
				平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
警視庁	1 東京警察病院運営事業補助金	東京警察病院運営事業及び警視庁単身者待機寮賄人雇用事業補助金交付要綱	1管理病床及び管理診察室の確保に伴う減収分と担当医師・看護師の person 費	262,811	262,039	232,671
	2 警視庁単身者待機寮賄人雇用事業補助金		2賄人の給与・管理等に要する費用	83,256	65,157	52,333
福祉保健局	3 看護師等養成所運営費補助金	看護師等養成所運営費補助金交付要綱	学校の運営等に要する教員経費、生徒費、事務職員経費等（補助率：基準額を上限として10/10）	18,350	18,482	18,386
	4 N B C災害(注1)・テロ対策設備整備補助金	N B C災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱	被害者の診断等に必要の医療機器等に要する経費（補助率：基準額を上限として10/10）	-	-	13,035
	5 東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業補助金	東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金交付要綱	災害時の医療救護の体系的整備に要する経費（補助率：基準額を上限として10/10）	-	194	2,904
	6 東京都新人看護職員研修事業費補助金	東京都新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	新人看護職員研修体制の整備に要する経費（補助率：基準額を上限として1/2）	1,175	1,282	1,390
	7 東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業補助金	東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業に関する補助金交付要綱	防災訓練等への医療チーム(DMAT)(注2)の参加促進に要する経費（補助率：基準額を上限として10/10）	-	357	-
合計				365,592	347,511	320,719

（注1）N B C災害：核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害のこと。

（注2）災害派遣医療チーム DMAT (Disaster Medical Assistance Team)：大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行うため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師等からなる医療チームのこと。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、財団の補助対象事業について、主に、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

東京警察病院は、「23区西部地区医療圏」の基幹病院として、地域医療へ貢献し、災害拠点病院としての役割を果たし、警視庁職員等の職域病院としての業務を行っている。また、管理病床及び管理診察室における業務を通じ、警視庁業務の支援を行っている。

東京警察病院看護専門学校は、臨地実習等教育内容の充実を図るとともに優秀な看護師の育成に努めており、卒業生の多くが東京警察病院をはじめとした医療機関等へ就職している。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

区分	事業名	事業実績	平成28年度	平成29年度	平成30年度
警視庁	1 東京警察病院運営事業	管理病床及び管理診察室の運営	管理病床3 管理診察室1	管理病床3 管理診察室1	管理病床3 管理診察室1
	2 警視庁単身者待機寮賄人雇用事業	賄人の雇用（賄人の本給、地域手当等の給与費、社会保険料、福利厚生費等の雇用者管理費）	賄人給食実施 15寮、16人	賄人給食実施 10寮、11人	賄人給食実施 8寮、9人
福祉保健局	3 看護師等養成所運営事業	看護専門学校の運営（教職員の給与、生徒の教材費・実習費等）	職員 19名	職員 19名	職員 19名
			校長 1名 副校長 2名 教員 12名 事務職 4名 学生 117名	校長 1名 副校長 2名 教員 12名 事務職 4名 学生 116名	校長 1名 副校長 2名 教員 12名 事務職 4名 学生 110名
	4 NBC災害・テロ対策設備整備事業	NBC災害の被害者の診断等に必要医療機器等の整備	実績なし	実績なし	識別ベスト100枚 非常用蓄電システム等
	5 災害拠点病院応急用資器材整備事業	応急用資器材等の整備と耐用年数の経過による更新	実績なし	空気枕100個等	心電図モニタリングセット一式等
	6 新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業の実施	新人職員41名 31日実施	新人職員45名 36日実施	新人職員50名 34日実施
7 災害拠点病院防災訓練等参加事業	国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チーム(DMAT)の参加	実績なし	DMAT職員5名が南紀白浜での大規模地震時医療活動訓練に参加	実績なし	

第 4 出資団体別監査結果

公益財団法人東京都島しょ振興公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都島しょ振興公社	令和元年10月7日から 同月15日まで	平成29年度及び 平成30年度の事業
局	総務局	令和元年10月1日及び 同月17日	

2 団体の概要

設立の目的	伊豆諸島及び小笠原諸島地域の活性化を図るため、地域の産業、観光等の振興に関する事業を行うことによって東京都の島しょ地域の振興と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成元年10月 財団法人東京都島しょ振興公社を設立 平成23年 4月 財団法人から公益財団法人へ移行 平成25年 9月 事務局が竹芝客船ターミナル内（港区海岸一丁目16番1号）から現所在地に移転
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興に係る特産品の開発、普及、観光の振興、人材育成及び助成に関する事業 ・ 特産品に係る展示販売、斡旋に関する事業 ・ 情報・資料の収集提供及び広報に関する事業 ・ 地域振興に係る施設の設置・管理運営に関する事業 ・ 島しょ間交通網の整備に関する調査・研究及び支援に関する事業
所在地	東京都港区海岸一丁目4番15号
組織	事務局
人員	役員9名（理事長1名、理事5名、監事3名、全て非常勤） 職員8名（都及び町村からの派遣職員のみ）

都 と の 関 係	出えん	基本財産 40 億円のうち、18 億 1,840 万円 (45.46%)
	補助金 (表 1)	5 億 4,844 万余円 (平成 29 年度交付額) 5 億 7,918 万余円 (平成 30 年度交付額)
	貸付金 (表 2)	22 億 4,000 万円 (平成 29 年度末残高) 22 億 4,000 万円 (平成 30 年度末残高)
	事業の委託 (表 3)	2,453 万余円 (平成 29 年度委託料) 2,453 万余円 (平成 30 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 4)	経常収益 7 億余円のうち、6 億余円 (81.9%)
	財産の貸付 (表 5)	建物 (148.55 m ²) については有償貸付、同建物 (62.12 m ²) については有償貸付 (50%減額) 及び同建物 (110.91 m ²) については無償貸付
	職員の派遣等	非常勤役員 3 名及び常勤職員 4 名を都から派遣
	東京都政策連携団体等 (注 2)	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
経営目標の達成状況に係る評価結果	平成 29 年度 : D 平成 30 年度 : B	

(注 1) 上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

(注 2) 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体 (報告団体)」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
東京都伊豆諸島 地域ヘリコミュ ーター(注)補 助金	東京都伊豆諸 島地域ヘリコ ミューター補 助金交付要綱	伊豆諸島地域ヘリコミュ ーター運航支援事業の運 営に要する経費 (補助率：10/10)	553,974	548,445	579,180

(注) ヘリコミューターとは、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島の間を結ぶ国内唯一のヘリコプターによる定期運航便である。公社はヘリコミューター運航支援事業として、都からの補助金を基に航空会社と協定を締結した上で、経費から運賃収入等を差し引いた金額を支援対象経費（以下「支援対象経費」という。）として支払っている。

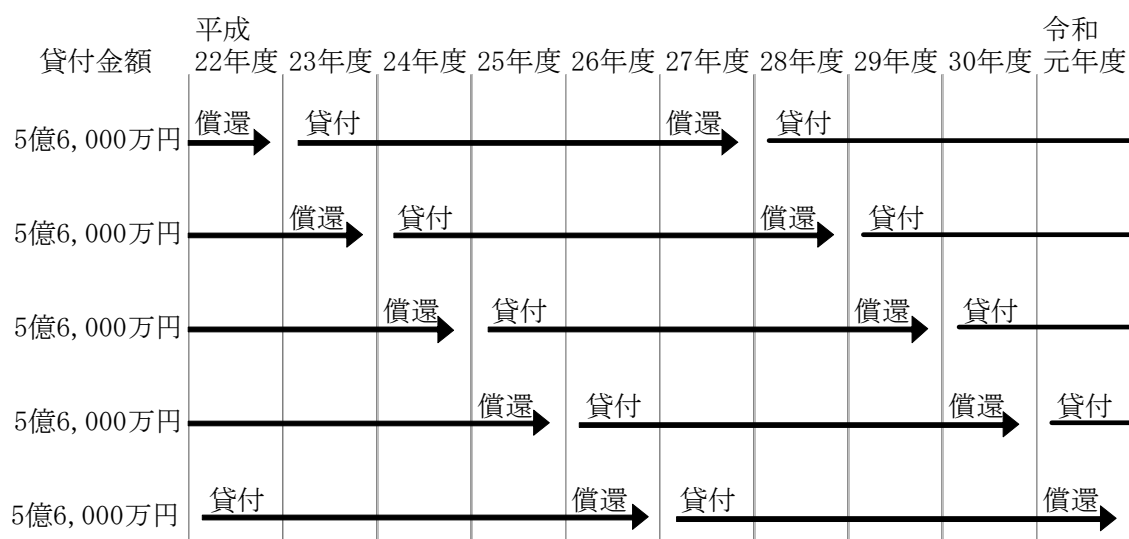
(表2) 貸付金残高(注)

(単位：千円)

貸付金名	平成28年 度末残高	平成29年度			平成30年度		
		借入額	償還額	年度末 残高	借入額	償還額	年度末 残高
公益財団法人東京都島 しょ振興公社運営資金 の貸付け	2,240,000	560,000	560,000	2,240,000	560,000	560,000	2,240,000

(注) 貸付金の状況

都は、公社に5年間・無利子を条件として5億6,000万円を貸し付け、満期を迎えた貸付金について償還の後、同じ条件で貸し付けることを繰り返している。なお、3月に償還を受け、4月に貸し付けるため、貸付契約は各期中に5件(期中の残高：28億円)あり、各期末に4件(期末残高：22億4,000万円)ある。



(表3) 委託事業

(単位:千円)

事業名	委託料		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
災害救助用木炭及び木炭コンロの保管委託	24,534	24,534	24,534

(表4) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	756	100	731	100	737	100
都からの収益	578	76.5	572	78.3	603	81.9
受取補助金	553	73.2	548	74.9	579	78.5
管理運営受託収益等	24	3.2	24	3.4	24	3.3
他の収益	178	23.5	158	21.7	133	18.1
公益目的事業会計	704	93.1	681	93.1	689	93.6
都からの収益	578	76.5	572	78.3	603	81.9
受取補助金	553	73.2	548	74.9	579	78.5
管理運営受託収益等	24	3.2	24	3.4	24	3.3
他の収益	125	16.6	108	14.8	86	11.7
収益事業等会計	13	1.8	13	1.8	11	1.5
都からの収益	-	-	-	-	-	-
受取補助金	-	-	-	-	-	-
管理運営受託収益等	-	-	-	-	-	-
他の収益	13	1.8	13	1.8	11	1.5
法人会計	38	5.1	37	5.1	36	4.9
都からの収益	-	-	-	-	-	-
受取補助金	-	-	-	-	-	-
他の収益	38	5.1	37	5.1	36	4.9

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、アンテナショップ「東京愛らんど」における飲食サービスの提供に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表5) 公有財産の貸付状況

(単位: m²、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料(年額) (注)
			土地	建物	
行政財産	竹芝客船 ターミナル	アンテナショップ「東京愛らんど」の店舗及びメニュー案内板等の設置	—	148.55	4,151
		アンテナショップ「東京愛らんど」の事務室及び倉庫		62.12	548
		伊豆諸島や小笠原諸島の観光やヘリコプターの運航に係る案内等の設置		45.46	無償
		島しょ地域に居住する高齢者等のための控室		65.45	

(注) 東京都港湾管理条例(平成16年3月東京都条例第93号)第20条に基づき、島しょの振興に寄与する公益目的事業と収益事業のために使用されていることから事務室及び倉庫の使用料は50%減額としており、公益目的事業のために使用されていることから観光やヘリコプターの運航に係る案内等の設置及び控室の使用料は無償としている。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都島しょ振興公社（以下「公社」という。）の事業について、主に、①後年度収支計画の策定と効果的な事業手法等の検証がされているか、②特産品展示販売事業の強化の取組は適切か、③地域に密着したより細やかな情報発信など、広報宣伝事業の取組は適切か、④ヘリコピューター利用者に対する利便性の向上の取組は適切かなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

公社は、都の補助金や町村等の負担金などの特定財源で行われている事業を除き、出えん金からなる基本財産及び主に都からの借入金（表2参照）からなる特定資産の財産運用によって得られる収益を基に事業を実施している。

財産運用に際しては公社の財産運用規程等に従い、基本財産については、国債・地方債などの債券の保有及び預金により運用している。特定資産については、利回りの向上を図るため、社債等の債券の保有及び預金により運用している。なお、デリバティブ取引は行っていない。

公社は、最近の環境変化に適切に対応しながら島しょ町村行政の補完機能をより一層高めるために、平成28年2月に第4次中期実施計画（対象年度：平成28年度から平成30年度まで）を策定し、島しょ地域の振興を図るため、地域振興、特産品展示販売、広報宣伝などの各種事業を幅広く実施してきた。

公社は、公益目的事業として、①主に特産品推進事業からなる地域振興事業、②主にアンテナショップ「東京愛らんど」（以下「アンテナショップ」という。）の運営事業からなる特産品展示販売事業、③主に愛らんどネットワーク事業からなる広報宣伝事業、④倉庫等賃貸事業からなる施設等管理運営事業、⑤ヘリコピューター運航支援事業からなる交通関連事業を、収益事業としてアンテナショップでの飲食事業を行っている。

平成28年度から平成30年度における主な事業実績を見ると、特産品推進事業については、民間企業との協働による開発の後に生産・販売に至った特産品は3種類から5種類に増え、継続して販売している。

アンテナショップの運営事業については、特産品販売と島しょ地域の農水産物を食材として用いた飲食サービスを合わせた受託者による売上及び来店者数は平成29年度に落ち込み（売上：1億2,914万余円、来店者数：8万6,097人）があるものの、平成30年度（売上：1億3,870万余円、来店者数：9万3,379人）には回復している。

愛らんどネットワーク事業については、公社のホームページへのアクセス件数は12万1,622件から23万6,332件と増加傾向にあり、うち通信販売のホームページへのア

クセス件数は11万件前後で推移し、平成29年度は13万件を超えている。

倉庫等賃貸事業については、東京都地域防災計画等に基づき、災害救助用木炭及び木炭コンロの保管・管理について都(福祉保健局)から受託しており、それぞれ2万650箱を保管・管理している。

ヘリコプター運航支援事業についてであるが、就航率は88%前後と高い水準で推移しており、航空機との乗り継ぎを容易にするため平成30年11月に三宅島空港に発着場を移転するといった利便性の向上を図ったことなどから搭乗率は54.6%(平成29年)から56.8%(平成30年)へと上昇の傾向にある。なお、令和元年6月からキャンセル料金を増額するとともにキャンセル料金の発生時期を前倒しし、キャンセルを抑止することにより搭乗率の向上を図っている。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円)

科目	平成28年度	平成29年度			平成30年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	756	731	△ 24	△ 3.3	737	5	0.8
当期経常増減額	10	15	5	55.2	△ 6	△ 22	△142.6
当期一般正味財産増減額	13	15	2	20.6	△ 6	△ 22	△142.6
資産合計	7,118	7,130	12	0.2	7,130	△ 0	△ 0.0
正味財産合計	4,867	4,883	15	0.3	4,876	△ 6	△ 0.1

ア 収益及び費用の状況

長引く超低金利の影響を受け、平成28年度から平成30年度にかけて出えん金の運用によって得られる基本財産運用益及び主に都からの借入金の運用によって得られる特定資産運用益は減少傾向にある。

公社の主な経常収益と経常費用は、いずれもヘリコプター運航支援事業に伴うもので、ヘリコプター運航支援事業に係る支援対象経費は増減するものの、公社は支援対象経費として都から受け取る補助金と同額の金額をヘリコプターを運航する航空会社に支払っているため、当期一般正味財産増減額への影響はない。平成29年度は受取補助金等(支援対象経費)と航空会社への支払負担金(支援対象経費)が減少したことから、経常収益と経常費用はともに減少した。しかし、平成30年度は受取補助金等と航空会社への支払負担金が増加したため、経常収益と経常費用はともに増加した。

平成29年度は経常費用の減少幅が経常収益の減少幅に比べ大きいため、当期経常増減額及び当期一般正味財産合計額は増加し、正味財産合計は増加している。しかしながら、平成

30年度は経常費用の増加幅が経常収益の増加幅に比べ大きいため、当期経常増減額及び当期一般正味財産合計額は減少に転じて、正味財産合計は減少している。

イ 財政状態

会社の主な固定資産は主に地方債からなる基本財産及び主に社債からなる特定資産である。ほかに流動資産として、現金預金、未収金及び特産品販売事業に伴う商品在庫等がある。現金預金が平成29年度は増加し、平成30年度は減少しているが、総資産はほぼ同じ水準で推移している。

(3) 事業運営に関する評価

会社は、島しょ地域の振興を図るために都と9町村が共同で設立した団体であり、特産品をキーワードとして、地域振興事業、特産品展示販売事業、広報宣伝事業、施設等管理運営事業、交通関連事業など幅広い分野で各種事業を着実に実施してきた。

一方、設立から約30年が経過し、島しょ地域の人口減少や都・町村事業の変化など、公社を取り巻く環境には変化が生じてきている。

ヘリコプターについては、新たに導入したキャンセル料金体系により、自ら設定した60%以上の搭乗率を目指し、効果検証をした上で、最適な方策を講じることが求められる。また、路線や運航ダイヤの見直しなどの課題にも取り組むことにより、今後、増加が見込まれる需要に対応されたい。

昨今は長引く超低金利により、特定財源のない事業に係る事業資金の調達について困難を極めているが、平成31年4月の日本銀行金融政策決定会合で超低金利は少なくとも令和2年春頃まで続けるという方針が示されたことから、財産運用収益は減少の傾向にある。

このような状況の下、平成29年度から令和8年度までの10年間で、経常収支差額において約1億5,434万円（公社試算、特定財源のある事業については試算から除く。）の累積赤字が見込まれている。

そのため、事業の実施に際しては、常に経営感覚を持ち、様々な観点から経費の縮減に努めるとともに、事業ごとに収支を把握することで適切な経営判断をすることが求められる。特に、アンテナショップの運営、通信販売事業の運営（ECモール（注）、電子カタログ）、販売協力店への販売及びイベント出展においては、販売チャネルごとに収支について詳細な分析を適時に行い経営に活用することで、収入の向上とコストの削減に結びつけて収支の改善を図ることが望まれる。あわせて、都、町村及び他の団体が行っている類似事業の実施の必要性について検証する必要がある。

今後は、財産運用益のみに頼ることなく、収益につながる特産品の開発や販売など他の収入を基にした事業展開ができる方策を構築することや、社会経済情勢等に応じた事業の見直しなどこれまでの枠組みにとらわれない自律改革を進めていくことが望まれる。

（注）インターネット上の仮想商店街

2 意見・要望事項

(1) 団体

ア リース契約車について

公益財団法人東京都島しょ振興公社は、イベントにおける物品運搬、アンテナショップや竹芝倉庫への消耗品の納品などのため継続的に車両使用が見込まれるとして、表6のとおり再リース契約を締結している。また、公社は、表7のとおりリース契約車の駐車を借り受けている。

ところで、運転者命令簿によりリース契約車の利用状況について見たところ、表8のとおり平成27年度及び平成28年度は多く利用しているが、平成29年度以降は利用が減少している。レンタカーを使用した場合の試算(表9)をしたところ、経費が削減できると判断できる状況が認められた。

公社は、リース契約車をレンタカーにするなどの検討を行うことにより経費の削減を図ることが望まれる。

(公益財団法人東京都島しょ振興公社)

(表6) 再リース契約の概要

区分	内 容
車両	ワンボックス 2WD 2000CC 商用タイプ
契約期間	平成30年2月15日から令和2年2月14日まで リース契約期間 24 か月
契約相手方	A
リース料金	月額 47,000 円 消費税 3,760 円 リース契約期間 24 か月総額 1,218,240 円 (税込)

(表7) リース契約車の駐車の概要

区分	内 容
駐車場数	1 台分
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 契約期間 12 か月
契約相手方	B
駐車場料金	月額 18,492 円

(表8) リース契約車の使用概要

年度	回数 (回)
令和 元年度	13
平成 30 年度	9
平成 29 年度	10
平成 28 年度	36
平成 27 年度	59

(注) 令和元年度は、監査日 (令和元年10月15日) 現在

(表9) 経費の試算 (監査事務局試算)

項目	内 容
リース料金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車リース料金 (月額 47,000 円 消費税 4,700 円) $51,700 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 620,400 \text{ 円}$ ・ 駐車場料金 月額 18,492 円 $\times 12 \text{ 月} = 221,904 \text{ 円}$ 計 842,304 円
レンタカー等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワンボックス 商用タイプ 6時間使用 10,450 円 保険料 1,430 円 $27 \text{ 回} \times (10,450 \text{ 円} + 1,430 \text{ 円}) = 320,760 \text{ 円}$ ※令和元年度を年間使用に換算し、平成27年度～令和元年度の平均を27回とした。レンタカー料金は、最寄り店を採用した。 ・ 駐車場料金 1時間当たり 660 円 1回当たり 5時間分を積算 $27 \text{ 回} \times (660 \text{ 円} \times 5 \text{ 時間}) = 89,100 \text{ 円}$ 計 409,860 円
年間差額	432,444 円

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 公益目的事業

(ア) 地域振興事業

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特産品推進事業			
デザインプロジェクト デザイン専門学校の協力による特産品 パッケージの新デザイン	1件	1件	1件
民間企業との協働による特産品開発・販売	4件	6件	5件
うち新規開発	2件	2件	0件
地域振興補助事業：有望な特産品・観光資源の開発等を行う団体等への補助			
地域振興に係る補助事業	6件	6件	0件
東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業	0件	—	2件
観光振興事業			
主催イベント「東京愛らんどフェア」	1回	2回	1回
参加人数	5,150人	12,150人	7,400人
共催イベント「島じまん」	1回	—	1回
参加人数	100,650人	—	109,700人
各種イベントへの出展参加	26回	29回	26回
イベント協賛	1回	2回	3回
イベント後援	9回	9回	10回
東京諸島2か国語マップ&ガイドの増刷	60,000部	41,000部	90,000部
人材育成事業			
「愛らんどリーグ」 各島の子ども達がサッカーを通じて交流	250人	248人	—（注）
人材育成共同事業	—	—	56人

（注）台風13号の影響により中止。なお、参加予定人数は274人

(イ) 特産品展示事業

(単位：千円、人)

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
アンテナショップ「東京愛らんど」の運営			
受託者による総売上高	131,997	129,143	138,704
うち物販の売上高	89,272	89,583	96,422
来店客数	92,676	86,097	93,379
うち物販の来店客数	62,678	59,723	64,913
通信販売：公社ホームページでの「東京愛らんど市場」の運営及びECモール（注）への出店			
	5,770	5,739	4,775

(注) インターネット上の仮想商店街

(ウ) 広報宣伝事業

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
愛らんどネットワーク事業			
公社ホームページへのアクセス件数	121,622 件	203,693 件	236,332 件
うち通信販売のページへのアクセス件数	109,180 件	130,041 件	115,912 件
広報宣伝事業			
企画提案方式で決まった受注者の企画による広報宣伝活動			
アンテナショップでのイベント実施回数	6 回	5 回	4 回
参加人数	(注)	157 人	132 人
プレスリリース	8 回	9 回	6 回
テレビ放送（主なもの）	9 番組	10 番組	17 番組
定住促進のための東京諸島漁業農業就業体験 （参加者数）	13 人	12 人	12 人

(注) 平成 28 年度のアンテナショップでのイベントは、アンテナショップでの物販フェアとして実施しているため、参加者数は店舗来店者数としている。店舗来店者数は 40,235 人

(エ) 施設等管理運営事業

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
倉庫等賃貸事業：災害救助用木炭及び木炭コンロの保管・管理			
保管・管理している木炭の数量	20,650 箱	20,650 箱	20,650 箱
保管・管理している木炭コンロの数量	20,650 箱	20,650 箱	20,650 箱

(オ) 交通関連事業

事業名	実績 (注)		
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
ヘリコプター運航支援事業			
就航率	88.1%	89.0%	89.4%
搭乗率	54.6%	54.6%	56.8%
搭乗人員	16,260 人	16,450 人	16,977 人
提供座席数	29,754 人	30,123 人	29,889 人

(注) 実績 (就航率、搭乗率、搭乗人員、提供座席数) は暦年で算出

イ 収益事業

(ア) 東京愛らんど飲食事業

(単位：千円、人)

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
アンテナショップ「東京愛らんど」での飲食の提供			
受託者による総売上高	131,997	129,143	138,704
うち飲食の売上高	42,725	39,560	42,282
来店客数	92,676	86,097	93,379
うち飲食の来店客数	29,998	26,374	28,466

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合 計	経常収益	756	731	△ 24	△ 3.3	737	5	0.8
	基本財産運用益	54	45	△ 9	△ 17.2	36	△ 8	△ 18.3
	特定資産運用益	43	36	△ 6	△ 14.6	27	△ 9	△ 25.0
	事業収益	73	70	△ 3	△ 4.7	63	△ 6	△ 9.5
	受取補助金等	553	548	△ 5	△ 1.0	579	30	5.6
	その他	31	31	△ 0	△ 0.4	30	△ 1	△ 3.2
	経常費用	746	716	△ 30	△ 4.1	744	28	3.9
	事業費	719	691	△ 28	△ 4.0	718	26	3.9
	管理費	26	24	△ 2	△ 7.6	25	1	5.0
	当期経常増減額	10	15	5	55.2	△ 6	△ 22	△142.6
	経常外収益	2	-	△ 2	△100	-	-	-
	経常外費用	-	-	-	-	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	13	15	2	20.6	△ 6	△ 22	△142.6
公 益 目 的 事 業 会 計	経常収益	704	681	△ 23	△ 3.3	689	8	1.3
	基本財産運用益	32	23	△ 8	△ 27.3	17	△ 6	△ 25.3
	特定資産運用益	43	36	△ 6	△ 14.6	27	△ 9	△ 25.0
	事業収益	71	68	△ 3	△ 4.6	61	△ 6	△ 9.9
	受取補助金	553	548	△ 5	△ 1.0	579	30	5.6
	その他	2	3	0	24.3	3	0	4.9
	経常費用	706	679	△ 27	△ 3.9	707	27	4.1
	事業費	706	679	△ 27	△ 3.9	707	27	4.1
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	当期経常増減額	△ 2	1	3	△161.1	△ 17	△ 19	-
	経常外収益	2	-	△ 2	△100	-	-	-
	経常外費用	-	-	-	-	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	0	2	1	165.4	△ 17	△ 19	△961.9

項目	平成 28年度	平成 29 年度		平成 30 年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
収 益 事 業 等 会 計	経常収益	13	13	△ 0	△ 3.5	11	△ 2	△ 15.8
	基本財産運用益	11	11	△ 0	△ 3.0	9	△ 2	△ 19.3
	特定資産運用益	-	-	-	-	-	-	-
	事業収益	2	1	△ 0	△ 6.4	2	0	4.2
	受取補助金	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
	経常費用	13	11	△ 1	△ 9.2	10	△ 1	△ 10.1
	事業費	13	11	△ 1	△ 9.2	10	△ 1	△ 10.1
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	当期経常増減額	0	1	0	80.5	0	△ 0	△ 58.2
	経常外収益	-	-	-	-	-	-	-
	経常外費用	-	-	-	-	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	0	1	0	47.9	0	△ 0	△ 48.0
	法 人 会 計	経常収益	38	37	△ 0	△ 2.4	36	△ 1
基本財産運用益		9	9	△ 0	△ 0.9	9	△ 0	△ 0.0
特定資産運用益		-	-	-	-	-	-	-
事業収益		-	-	-	-	-	-	-
受取補助金		-	-	-	-	-	-	-
その他		28	27	△ 0	△ 2.9	26	△ 1	△ 4.3
経常費用		26	24	△ 2	△ 7.6	25	1	5.0
事業費		-	-	-	-	-	-	-
管理費		26	24	△ 2	△ 7.6	25	1	5.0
当期経常増減額		11	12	1	9.4	10	△ 2	△ 19.1
経常外収益		-	-	-	-	-	-	-
経常外費用		-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額		11	12	1	9.4	10	△ 2	△ 19.1

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	309	322	12	4.1	322	△ 0	△ 0.0
現金預金	273	287	13	5.1	282	△ 5	△ 2.0
未収金	34	33	△ 0	△ 2.7	39	5	16.9
その他	1	0	△ 0	△ 31.2	0	0	5.1
固定資産	6,808	6,808	△ 0	△ 0.0	6,808	0	0.0
基本財産	4,000	4,000	0	0	4,000	0	0
特定資産	2,594	2,606	11	0.5	2,615	9	0.3
その他固定資産	214	202	△ 11	△ 5.6	192	△ 9	△ 4.5
資産合計	7,118	7,130	12	0.2	7,130	△ 0	△ 0.0
流動負債	10	7	△ 3	△ 29.8	14	6	88.0
未払金	9	6	△ 3	△ 33.5	12	6	98.3
都補助金返還金	-	-	-	-	-	-	-
賞与引当金	1	1	△ 0	△ 3.0	1	0	45.8
リース債務	-	-	-	-	-	-	-
預り金	0	0	△ 0	△ 5.2	0	△ 0	△ 6.9
固定負債	2,240	2,240	0	0	2,240	0	0
リース債務	-	-	-	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-	-	-
長期借入金	2,240	2,240	0	0	2,240	0	0
負債合計	2,250	2,247	△ 3	△ 0.1	2,254	6	0.3
指定正味財産	4,000	4,000	0	0	4,000	0	0
一般正味財産	867	883	15	1.8	876	△ 6	△ 0.8
正味財産合計	4,867	4,883	15	0.3	4,876	△ 6	△ 0.1
負債及び正味財産合計	7,118	7,130	12	0.2	7,130	△ 0	△ 0.0

2 参考資料

(1) 中期実施計画

ア 第4次中期実施計画

(ア) 第4次中期実施計画の基本方針

第3次中期実施計画を継承しつつ、「選択と集中」、「民間の活用」、「行政の補完」の三つの視点から事業のあり方を見直すことにより、自立的な経営を行いながら、島しょ地域内外で広く公社の存在意義を発揮していく。

(イ) 第4次中期実施計画のキーワード

島しょ地域の住民が自らの地域を象徴するものとして誇ることができ、また、島外に対し島の文化や情報を伝達できる可能性を持った「特産品」を第3次中期実施計画に引き続きキーワードとする。

(ウ) 事業展開の柱

- a 販売 アンテナショップ「東京愛らんど」を中心とした展開
- b 開発・生産 地域振興補助事業を中心とした展開
- c PR 東京愛らんど（公社事業）のアピール

(エ) 見直しの視点

- a 選択と集中 真に必要な施策・事業のみを推進
- b 民間の活用 民間の商品開発力やノウハウ、販路等を積極的に活用
- c 行政の補完 都や町村の行政課題に応じて事業のあり方を見直し

(オ) 計画期間

平成28年度から平成30年度まで

(カ) 地域振興事業の年次計画

事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
特産品化の推進	→	特産品化の推進 デザインプロジェクト 販路拡大	→	
地域振興補助・中小企業等振興補助の実施及び検証	補助制度検討・改正	→ 周知	→ 実施	(公財)東京都中小企業振興公社の動向等を踏まえ検討
人材育成事業	→ 検討	→ 実施	→	

(キ) 展示販売事業の年次計画

事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
アンテナショップ 「東京愛らんど」 の運営		「東京愛らんど」のあり方検討 委託業者の選定方法・契約の検証・改善 機器更新・小規模修繕等の検討 愛らんど連絡調整会議の充実		次期委託契約更新 平成 29 年度末
通信販売 「愛らんど市場」	電子カタログ導入 外部委託検討	電子カタログ効果・検証 モバイルページの充実 外部検討・調整	外部委託実施	
イベント 企画・参加		フェア実施・検証 イベント参加・検証 イベント協賛・共催等		「島じまん」 開催年度 平成 28 年度 平成 30 年度

(ク) 広報宣伝・営業戦略事業の年次計画

事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
愛らんど ネットワーク		ホームページのリニューアル・英語版の開設 島の情報集約発信		
イベント協賛等		イベント協賛・共催等		
広報宣伝・ 営業戦略		広告代理店の活用 各種メディアツアーの実施・検討 ワーキングホリデー実施 ワーキングホリデー事業のあり方検討		

(ケ) 受託事業の年次計画

事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
愛らんどリーグ		愛らんどリーグの開催		
災害救助用木炭 及び木炭コンロ 保管・管理		災害救助用木炭及び木炭コンロの保管・管理 倉庫維持管理 必要な修繕	耐用年数調査	

(コ) 交通関連事業の年次計画

事業名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	備考
ヘリコプター 運航支援		運 航 支 援	→	
		地上業務員養成	→	
		維 持 管 理	→	
搭乗料金事前支払 システム		検証・改善	→	

イ 第5次中期実施計画

(ア) 第5次中期実施計画の基本方針

自律改革を進めつつ、島しょ地域の魅力向上等に関して公社の存在意義を発揮し、島しょ振興の推進に寄与する。

(イ) 見直しの視点

- a 選択と集中 真に必要な施策・事業のみを推進
- b 積極的な検証 課題解決の方向性を果敢に見出す
(P D C A サイクル)
- c 都・町村の動向 島しょ町村及び都との政策連動

(ウ) 第5次中期実施計画のキーワード

島しょ地域の住民が自らの地域を象徴するものとして誇ることができ、また、島外に対し島の文化や情報を伝達できる可能性を持った「特産品（宝物）」を第4次中期実施計画に引き続きキーワードとする。

また、島民に欠かせない交通手段として定着している「ヘリコプター」をキーワードとして加える。

(エ) 事業展開の柱

- a 販売 アンテナショップ「東京愛らんど」・通信販売を中心とした展開
- b 開発・生産 地域振興補助事業を中心とした展開
- c P R 公社事業のアピール・強化
- d 運航支援 運航事業者に対する支援・企画協力

(オ) 計画期間

令和元年度から令和3年度まで

(カ) 地域振興事業の年次計画

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
特産品化の推進		特産品化の推進 デザインプロジェクト		
地域振興補助・中小企業等振興補助の実施及び検証	要綱改正	効果検証 優良事例のホームページ掲載		
観光振興		東京愛らんどフェア実施・検証 イベント参加・検証 イベント協賛・共催等		「島じまん」 開催年度（予定） 令和2年度
人材育成 「愛らんどリーグ」		愛らんどリーグの開催 都内開催の可能性検討		

(キ) 特産品展示販売事業の年次計画

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
アンテナショップ「東京愛らんど」のあり方検討・運営	「東京愛らんど」のあり方検討 委託業者の選定方法及び 審査基準の見直し 機器更新・小規模修繕等の実施 店舗リニューアル 特産品販売協力店を活用した販路拡大 取扱商品の価格検証	検討結果に基づいた事業の実施 新たな受託者による運営	新店舗での運営	次期委託契約更新 令和元年度末
通信販売 「東京愛らんど市場」	費用の見直し 外部委託の検討 取扱商品の価格検証	必要に応じて配送料の改定 必要に応じて外部委託 委託内容・委託先の変更	必要に応じて商品の価格改定	

(ク) 広報宣伝事業の年次計画

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
島しょ情報の発信	広告代理店の活用	→	-----→	
	情報発信	→	→	
	都、町村等の類似事業精査 役割の整理	→	必要に応じて 公社事業の縮小や見直し	
東京諸島漁業 農業就業体験	東京諸島漁業農業就業体験の実施	→	-----→	
	東京諸島漁業農業就業体験のあり方検討	→	→	
	町村への意見聴取 役割の整理	→	役割分担を踏まえた事業実施	

(ケ) 施設等管理運営事業の年次計画

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
倉庫等賃貸	災害救助用木炭及び木炭コンロの保管・管理	→	→	
	必要な修繕	→	→	
	耐用年数調査	→		

(コ) 交通関連事業の年次計画

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
ヘリコプター 運航支援	→	地上業務員等への教育 →	→	
	→	機体更新検討、更新	→	
利用者に対する 利便性向上	利便性・満足度向上に向けた取組	→	-----→	
	キャンセル料金の見直し	→	-----→	
	三宅島ヘリ発着場の移設後の対応	→	-----→	
	都度、懸案となる事項への対応	→	→	

一般財団法人東京都人材支援事業団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	一般財団法人東京都人材支援事業団	令和元年10月2日から 同月8日まで	平成29年度及び 平成30年度の事業
局	総務局	令和元年10月1日及び 同月10日	

2 団体の概要

設立の目的	一般財団法人東京都人材支援事業団（以下「事業団」という。）は、都民を対象とした諸行事の実施や都政のPR等の事業を通じて、東京都の行政の円滑な運営に協力するとともに、東京都の行政に携わる者等の福利の増進及び育成等を図る事業を行い、もって東京都の行政の能率的運営を確保し、都民福祉の向上に寄与することを目的としている。
主な沿革	平成元年3月 4互助組合（注1）を統合し「財団法人東京都福利厚生事業団」を設立 平成4年4月 「東京都職員相談室」、「東京都教職員相談室」及び「事業団相談室」を統合し、新たな相談室を設置及び運営 平成21年4月 「人材育成センター」を設置及び運営 平成22年4月 会員を生活と仕事の両面から総合的にサポートする団体としてスタートしたことを契機に、団体名を「財団法人東京都人材支援事業団」に変更 平成25年4月 公益法人制度に基づき「一般財団法人東京都人材支援事業団」に移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治振興のための講演会等の実施 ・ 福利厚生に関する企画・調査研究及び実施の受託 ・ 東京都の行政の円滑な運営に必要な事業 ・ 福利厚生に関する事業の実施 ・ 人材育成に関する事業の実施 ・ その他事業団の目的を達するために必要な事業

所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目 44 番 1 号	
組織	事務局（2 部 5 課）及び人材育成センター（1 課）	
人員	評議員 7 名、役員 14 名（理事長 1 名、理事 10 名（常勤 1 名、非常勤 9 名）、 監事 3 名（全て非常勤）） 職員 152 名（事務局 114 名、人材育成センター 38 名）	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 2 億円の全額を出えん
	補助金（表 1）	11 億 5,590 万余円（平成 29 年度交付額） 12 億 1,256 万余円（平成 30 年度交付額）
	経常収益に占める 都からの収益(表 2)	経常収益 48 億余円のうち、12 億余円（25.0%）
	財産の貸付（表 3）	土地（1.00 ㎡）及び建物（3,805.14 ㎡）を使用許可（一部有償（50%減額））
	職員の派遣等	評議員 3 名、理事 5 名、監事 1 名を都職員で構成 職員 138 名を都から派遣
	東京都政策連携 団体等(注 3)	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

（注 1）東京都職員互助組合、東京都交通局職員互助組合、東京都水道局職員及び下水道局職員互助組合、東京都教職員互助組合の 4 互助組合のことである。

（注 2）上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

（注 3）平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

交付金名	根拠	交付対象	交付額		
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
特別交付金	○特別交付金交付要綱 ○一般財団法人東京都人材支援事業団の業務の運営に関する協定	事業団の執務室の運営に係る経費（光熱水費等）	16,075	16,396	19,425
生涯生活設計支援事業交付金	○生涯生活設計支援事業交付金交付要綱 ○生涯生活設計支援事業の実施に関する協定	在職中及び退職後の生涯生活設計を支援するための経費（ライフプラン講習会の開催等）	3,797	4,239	4,276
相談事業交付金	○相談事業交付金交付要綱 ○相談事業の実施に関する協定	職員の心身の健康を保護するための各種相談受付（一般相談、専門相談等）に係る経費	87,634	91,117	85,073
自動給茶器管理運営業務交付金	○自動給茶器管理運営業務交付金交付要綱 ○自動給茶器の管理運営に関する協定	職員のための給茶事業（自動給茶器管理等）に係る経費	19,023	17,917	20,340
派遣者厚生事業交付金	○派遣者厚生事業交付金交付要綱 ○一般財団法人東京都人材支援事業団の業務の運営に関する協定	派遣者（注1）に対する東京都職員共済組合と同等の福利厚生事業を実施するための経費（注2）	850	644	1,529
派遣職員共済費負担金	○派遣職員共済費負担金交付要綱 ○一般財団法人東京都人材支援事業団の業務の運営に関する協定	派遣職員（注3）の共済費の負担に係る経費（注4）	102,185	103,569	105,625
東京都職員人材育成事業交付金	○東京都職員人材育成事業交付金交付要綱 ○東京都職員の人材育成に関する基本協定	研修事業に係る経費	312,790	305,996	316,646
管理費交付金	○管理費交付金交付要綱 ○一般財団法人東京都人材支援事業団の業務の運営に関する協定	事業団運営のための電算に係る経費（リース料等）	216,026	240,917	244,433

(単位：千円)

交付金名	根拠	交付対象	交付額		
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
ライフ・ワーク・バランス支援事業交付金	○ライフ・ワーク・バランス支援事業交付金交付要綱 ○ライフ・ワーク・バランス支援事業（育児・介護支援等）の実施に関する協定	育児・介護支援、健康づくり支援、自己啓発支援に係る経費（施設利用・講座受講に係る割引等）	338,413	329,960	351,594
介護支援事業交付金	○介護支援事業交付金交付要綱 ○介護支援事業の実施に関する協定	介護の負担や不安を軽減するための知識・技術付与に係る経費（介護技術実践講座、介護関係ビデオテープの貸出等）	11,640	10,177	13,116
都庁内保育施設運営交付金	○都庁内保育施設運営交付金交付要綱 ○都庁内保育所運営事業の実施に関する協定	都庁内保育所の運営（保育所施設管理、運営業務委託等）に係る経費	40,591	34,963	50,503
都庁内保育施設開設準備交付金	○都庁内保育施設開設準備交付金交付要綱 ○都庁内保育所運営事業の実施に関する協定	都庁内保育所開設準備に係る経費	219,197		
合計			1,368,228	1,155,900	1,212,565

(注1)「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号。

以下「法」という。)により、東京都から営利法人へ派遣される退職派遣職員

(注2)注1の職員については、東京都職員共済組合(以下「共済組合」という。)の短期給付事業

(出産費や埋葬料等の受給)及び福祉事業(人間ドック助成や共済組合保養施設等各種施設の利用等)が適用外となるため、事業団が「東京都職員互助組合に関する条例施行規則(平成元年東京都規則第59号。以下「施行規則」という。)」に基づき、共済組合と同等の給付や事業を行う目的で実施する福利厚生事業に係る事務経費

(注3)法により、東京都から事業団へ派遣される職員

(注4)注3の職員の社会保険料等の事業主負担分、福利厚生事業として実施する共済組合の短期給付事業や福祉事業と同等の事業に係る事業主負担分など

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
			構成比		構成比		構成比
合計		4,881	100	4,809	100	4,851	100
	都からの収益	1,368	28.0	1,155	24.0	1,212	25.0
	受取補助金等	335	6.9	361	7.5	371	7.6
	受取負担金	1,033	21.2	794	16.5	841	17.3
	他の収益	3,512	72.0	3,654	76.0	3,638	75.0

(表3) 公有財産の貸付状況

(単位:㎡、千円)

分類	施設等名	目的	種類		使用料(年額) (注)
			土地	建物	
行政財産	都庁 第一本庁舎	職員食堂、医薬品・日用品売店、 弁当販売所	—	692.46	無償
		喫茶コーナー、書籍・文具店、 旅行相談所	—	374.27	4,945
		職員食堂、医薬品・日用品売店 の控室、倉庫	—	102.55	無償
		喫茶コーナー、書籍・文具店、 旅行相談所の控室、倉庫	—	45.07	520
		自動販売機(飲料水等)、 自動給茶器、案内表示板等	—	97.75	無償
	都庁 第二本庁舎	職員食堂、医薬品・日用品売店、 弁当販売所、喫茶コーナー(執 務階)	—	630.54	無償
		事務室	—	185.86	無償
		喫茶コーナー、旅行相談所	—	138.97	1,708
		職員食堂、医薬品・日用品売店 の控室、倉庫	—	108.70	無償
		喫茶コーナーの控室、倉庫	—	17.11	282
		自動販売機(飲料水等)、 自動給茶器、案内表示板等	—	60.24	無償

(単位：㎡、千円)

分類	施設等名	目的	種類		使用料（年額） （注）
			土地	建物	
行政財産	都議会 議事堂	専門食堂、証明写真コーナー	—	732.03	15,205
		保育所	—	507.66	無償
		専門食堂、証明写真コーナーの 控室、倉庫	—	99.69	2,070
		自動販売機（飲料水等）、 自動給茶器、案内表示板等	—	12.24	無償
		屋外広告物	1.00	—	無償
合計			1.00	3,805.14	

（注）東京都行政財産使用料条例（昭和39年東京都条例第26号）第5条第4号に基づき、東京都職員の福利厚生及び福利厚生施設管理運営のため、減免（無償若しくは50%減額）している。

3 会員の種類及び状況

事業団の会員の種類及び各年度末（但し、令和元年度は7月1日現在）の会員状況については、表4のとおりである。

（表4）会員の種類及び状況

(単位：人)

種類	概要	平成29年度	平成30年度	令和元年度
正会員	東京都職員互助組合に関する条例第1条の規定により互助組合を組織する者等	122,971	124,066	124,786
準会員	事業団の理事会が都の行政に携わるものと認めた団体の職員	8,771	8,993	9,279
特例会員	事業団の理事会が都の行政に寄与するものと認めた団体の職員	57	56	54
退職会員	都を定年若しくは勸奨により退職した者又はこれに準ずる者で加入した者	31,537	31,877	32,410
合計		163,336	164,992	166,529

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、事業団の事業について、主に、①公益事業は、公益目的支出計画に基づき、効果的に実施されているか、②福利厚生事業は、会員ニーズを的確に把握し、見直しを行っているか、③相談事業は、会員等の多様な悩みに応じた適切な対応となっているか、④退職会員事業は、安定的な事業運営となっているか、⑤人材育成事業は、都の人材育成方針に基づき、着実な事業運営となっているか、⑥都庁内保育所運営事業は、安定的な運営となっているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

事業団は、地方自治振興や都政への協力を目的として行われる公益目的の事業として、都民を対象とした地方自治振興事業などの公益事業について年度計画を作成し、実施している。また、各会員の福利厚生の増進を図るため、給付事業、ライフ・ワーク・バランス支援事業などの福利厚生事業を実施しているとともに、都職員及び東京都政策連携団体等の固有職員に対する研修事業として人材育成事業、都庁内に設置した「とちょう保育園」を管理し運営する都庁内保育所運営事業を実施している。いずれの事業についても、都知事と締結した協定に基づき、事業に係る年度計画を作成し、運営を行っている。

事業運営について見ると、事業団は、事業参加者へのアンケートを実施し、その結果を実施結果の分析や事業の見直しに活用し、次年度に向けて改善・検討を行っている。福利厚生事業については、平成29年度に会員の利用実態やニーズ等を把握するため、会員2万7,000人を対象とする会員意向調査を実施し、令和元年度から始まるライフ・ワーク・バランス支援事業等のサービス改善に向けた検討に活用している。ライフ・ワーク・バランス支援事業は3年を1期の事業として実施しており、平成28年度から始まった事業については、2年目の平成29年度に会員ニーズや課題を把握し、3年目の平成30年度で次期事業に向けて改善・検討を行った。

この結果、公益事業においては、都政に対する意識と地域への関心を深めることができる企画を着実に実施することで堅調を維持し、福利厚生事業においては、介護・育児と仕事の両立支援への対応、食堂・売店等の大規模改修工事完了に伴う客席数の増加、カフェ新設等の利便性向上や相談事業の充実、保険事業やライフ・ワーク・バランス支援事業におけるサービス内容の拡充など、会員にとってより分かりやすく利用しやすいサービス提供を実施している。人材育成事業においては都との連携・協力のもと各種研修を着実に実施し人材育成に努めるとともに、保育所運営事業においては運営事業者である社会福祉法人や都と綿密な連携を図り、年間を通じて円滑で安定的な運営を実施している。

また、令和元年度は、ライフ・ワーク・バランス支援事業の新たな3年1期の事業が開始した初年度であり、会員の利用実態に即した制度構築や余暇の充実支援につながる会員サービスの更なる向上を図るなど見直しや改善を重ねている。これらの効果を把握し、検証しながら、新たに効果的なサービス提供の手法や事業・制度の導入を図る取組を検討している。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	4,881	4,809	△ 71	△ 1.5	4,851	41	0.9
当期経常増減額	1,053	851	△ 202	△ 19.2	606	△ 244	△ 28.7
当期一般正味財産増減額	891	682	△ 209	△ 23.5	509	△ 173	△ 25.4
資産合計	19,020	18,835	△ 184	△ 1.0	19,038	202	1.1
正味財産合計	11,981	12,663	682	5.7	13,172	509	4.0

ア 収益及び費用の状況

経常収益については、会員からの収益である受取会費収益が約4割、都からの収益である受取補助金・負担金収益が約3割を占めるほか、事業収益が約2割となっている。

増減を見ると、平成29年度は7千万余円減少しており、これは主に、平成28年10月に都庁内保育所が開所したことに伴い、都から補助された都庁内保育施設開設準備交付金に係る収益の減少によるものである。平成30年度は4千万余円増加しており、これは主に、都から補助されたライフ・ワーク・バランス支援事業交付金に係る収益の増加によるものである。

経常費用については、平成29年度及び平成30年度ともに増加しており、これは主に、平成29年度については都庁内保育所運営事業費の増加、平成30年度についてはサーバ機器等の導入経費によるものなどである。

これらの結果、平成29年度の当期一般正味財産増減額は2億9百万余円減少し、平成30年度においては、1億7千万余円減少している。

イ 財政状態

平成30年度末における財政状態は、資産合計は190億余円、負債合計は58億余円、正味財産合計は131億余円である。

事業団の資産のうち6割以上は、せん別金引当資産などの特定資産が占めている。

平成30年度の資産合計は、平成29年度に比べ2億余円増加している。これは主に、事業団内LANに係るパーソナルコンピューターほか各種機器の新規リース開始などによるものである。

資産に対する正味財産の比率は、平成28年度以降毎年度上昇しており、財政基盤は安定傾向にある。

(3) 事業運営に関する評価

昨今の社会情勢では、「働き方改革」の議論が加速し、都においても平成28年度に東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プランを新たに策定し、仕事の進め方・働き方の改革を推進している。

事業団は、都の「職員互助組合」として都の行政に携わる職員等の福利の増進及び育成の充実など、各種事業の推進を図っている中、こうした都政を取り巻く状況変化に対して、より一層的確な対応が求められている。事業団は、育児・介護と仕事の両立を目指す会員をはじめ、全ての会員の生活と仕事の両面を支援するため、事業団サービスの一層の利用向上に向けて会員ニーズの把握に努めている。

また、事業団は、平成31年2月に、都庁内保育所運営事業のサービス内容や質、事業者としての経営や組織のマネジメント力等について、東京都福祉サービス評価推進機構認証の評価機関（以下「評価機関」という。）の評価を受けている。

事業団が平成31年3月にホームページで公表した「福祉サービス第三者評価を準用した調査結果報告書（平成30年度）」によると、利用者満足度や組織マネジメント力、サービス提供状況等を「保育所利用者（無記名）による調査」「保育所職員（無記名）による自己評価」「保育所運営事業者である社会福祉法人の経営層による自己評価」「評価機関による訪問調査」などにより調査したところ、利用者からは非常に高い満足度を得られており、事業団と社会福祉法人とが保育所運営に関わる事案を常に検討・共有しながら円滑な園の運営を行っていると評価している。また、全体評価として「都の待機児童対策のシンボリックな事業としての使命を果たすべく、事業主体の東京都、設置主体の事業団、運営主体の社会福祉法人の三者が緊密に連携し事業に取り組んでいるが、事業計画の進捗管理ができるよう具体性を持たせた計画の策定が期待される。」としている。これを受け、事業の更なる円滑な実施に向け、事業団は社会福祉法人と本調査結果を共有し、令和2年度の事業計画の策定に向けて問題点の洗い出しや改善の取組について検討を開始している。

会員誰もが生活と仕事の調和を実現できる「都庁働き方改革」推進のサポートとして、事業団は、今後も、設立目的に沿った運営、都政を取り巻く状況変化に対して柔軟で的確な対応を行うとともに、広く会員のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた人材支援型の事業の推進の強化に取り組み、都政の円滑な運営に寄与していくことが必要である。そのため、事業団は、引き続き、会員にわかりやすい広報を展開し、真に求められるサービスを提供できるよう会員ニーズの把握に努めるとともに、経費の節減、業務執行の効率化等の取組を推し進めていくことが必要である。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

事業団の会計区分は、「公益法人会計基準（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に基づき、一般会計のほか、特別会計として、収益事業会計、融資事業会計、退職会員事業会計、人材育成事業会計及び保育所事業会計の6会計に区分し経理している。詳細は参考資料のとおりである。

(1) 事業実績

ア 一般会計

本会計は、主に公益事業、福利厚生事業を経理するものである。

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方自治振興事業	56,997	49,400	50,870
社会福祉促進事業	3,000	3,000	3,000
物資あっせん等事業	2,789	2,742	2,810
給付事業	834,368	813,027	802,386
介護支援事業	16,663	14,201	18,330
生涯生活設計支援事業	4,004	4,456	4,484
相談事業	109,137	112,567	105,300
給茶業務	19,023	17,917	15,665
医療等給付事業	2,196	2,123	2,512
福祉事業	8,465	8,210	8,616
ライフ・ワーク・バランス支援事業	1,219,420	1,198,495	1,254,260

イ 収益事業会計

本会計は、主に団体生命保険・団体損害保険等の募集、食堂・売店等の管理運営を経理するものである。

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険事業	54,268	68,378	67,876
年金事業	6,450	6,525	7,298
食堂運営	198,570	291,552	391,896
売店運営	36,921	94,942	58,139

ウ 融資事業会計

本会計は、会員への各種ローンのあっせんや平成24年度末に廃止した生活資金貸付金の管理に要する費用を経理するものである。

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
融資事業	49,461	22,986	13,905

エ 退職会員事業会計

本会計は、退職会員に対する福利厚生事業を経理するものである。

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
退職会員事業	102,059	75,978	82,814

オ 人材育成事業会計

本会計は、東京都職員及び東京都政策連携団体等の固有職員に対する研修事業を経理するものである。

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人材育成事業	167,834	169,000	179,145

カ 保育所事業会計

本会計は、都庁内保育所に係る管理運営事業を経理するものである。

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
都庁内保育所運営事業	114,470	190,125	189,630

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成 28年度	平成 29 年度		平成 30 年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	4,881	4,809	△ 71	△ 1.5	4,851	41	0.9
受取会費	1,865	1,882	17	0.9	1,905	22	1.2
受取補助金等	381	472	91	24.1	471	△ 1	△ 0.3
受取負担金	1,389	1,154	△ 234	△ 16.9	1,206	51	4.5
その他	1,245	1,299	54	4.4	1,268	△ 31	△ 2.4
経常費用	3,827	3,958	131	3.4	4,244	286	7.2
事業費	3,122	3,280	158	5.1	3,395	114	3.5
管理費	705	677	△ 27	△ 3.9	849	171	25.3
当期経常増減額	1,053	851	△ 202	△ 19.2	606	△ 244	△ 28.7
経常外収益	9	0	△ 9	△ 96.0	9	8	-
経常外費用	1	23	22	-	0	△ 23	△ 99.5
当期一般正味財産増減額	891	682	△ 209	△ 23.5	509	△ 173	△ 25.4

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	5,623	5,564	△ 58	△ 1.0	5,625	60	1.1
現金預金	5,117	5,072	△ 45	△ 0.9	5,186	114	2.3
未収金	83	69	△ 14	△ 17.7	90	21	30.6
前払金	420	422	2	0.5	345	△ 76	△ 18.1
その他	1	1	△ 0	△ 35.6	2	1	101.1
固定資産	13,396	13,271	△ 125	△ 0.9	13,413	142	1.1
基本財産	200	200	0	0	200	0	0
特定資産	11,949	11,938	△ 11	△ 0.1	11,469	△ 469	△ 3.9
その他固定資産	1,247	1,132	△ 114	△ 9.2	1,743	611	54.0
資産合計	19,020	18,835	△ 184	△ 1.0	19,038	202	1.1
流動負債	1,515	1,271	△ 243	△ 16.1	1,355	84	6.6
未払金	1,010	850	△ 160	△ 15.9	961	110	13.0
預り金	276	229	△ 47	△ 17.0	235	6	2.8
その他	228	192	△ 36	△ 15.8	159	△ 33	△ 17.2
固定負債	5,524	4,900	△ 623	△ 11.3	4,509	△ 390	△ 8.0
せん別金引当金	3,237	2,943	△ 293	△ 9.1	2,647	△ 296	△ 10.1
長期預り金	2,062	1,766	△ 296	△ 14.4	1,469	△ 296	△ 16.8
その他	224	190	△ 34	△ 15.4	392	201	106.2
負債合計	7,039	6,172	△ 867	△ 12.3	5,865	△ 306	△ 5.0
指定正味財産	200	200	0	0	200	0	0
一般正味財産	11,781	12,463	682	5.8	12,972	509	4.1
正味財産合計	11,981	12,663	682	5.7	13,172	509	4.0
負債及び正味財産合計	19,020	18,835	△ 184	△ 1.0	19,038	202	1.1

2 参考資料

(1) 事業実績

ア 公益事業

公益事業は、地方自治振興や都政への協力を目的として行われる事業であり、地方自治振興事業及び社会福祉促進事業に区分している。地方自治振興事業では、青少年の都政に対する意識と地域への関心を深めることを目的とした「作文コンクール」や、都民の方々が優れた芸術文化や音楽に触れ、心や暮らしに潤いをもたらす機会を提供することを目的とした「都民参加企画」を実施している。社会福祉促進事業では、広く社会福祉に役立てるため、社会福祉法人東京都社会福祉協議会東京善意銀行に預託（寄附）を行っている。

公益事業の事業実績は、表5のとおりである。

(表5) 公益事業実績表

事業名		平成28年度	平成29年度	平成30年度
項目				
① 地方自治振興事業				
作文コンクール				
	テーマ	「わたしと防災～大切なものを守るために私たち一人ひとりができること～」	私にできるボランティア～はじめての一步を踏み出すために～	スポーツの力～私のチャレンジ、「スポーツで創る TOKYO の未来」～
	時期	募集 6月～9月 表彰 12月22日	募集 6月～9月 表彰 1月17日	募集 6月～9月 表彰 1月16日
	応募者数	6,066人	4,980人	4,791人
都民参加企画				
ファミリー向け	テーマ・内容	「わくわく発見！はじめてのオーケストラ」	子どもたちに贈るパントマイム音楽劇「ぼくをさがしに」～言葉のない世界への旅～	ファミリーコンサート「オーケストラで楽しむスポーツの祭典」
	時期・場所	10月23日 (東京オペラシティ)	10月22日 (よみうりホール)	8月19日 (東京オペラシティ)
	参加者数	1,170人	1,296人	1,214人
都関連施設等活用型	テーマ・内容	講演&コンサート「宇宙への招待」	日本の魅力再発見！東儀秀樹&須川展也 with 東京交響楽団	coba(アコーディオニスト)×May J.(ヴォーカル)×東京交響楽団スペシャルコンサート
	時期・場所	8月8日 (東京芸術劇場)	11月28日 (東京文化会館)	2月12日 (東京文化会館)
	参加者数	1,802人	1,732人	1,733人
都民コンサート	テーマ・内容	「ニュー・イヤール・ガラ・コンサート」	新春!ヴァルティの「四季」を楽しむ N響ハバによる弦楽アンサンブル	歌劇「魔笛」(モーツァルト作曲/コンサートオペラ形式)
	時期・場所	1月16日 (東京オペラシティ)	1月17日 (東京オペラシティ)	1月16日 (文京シビックホール)
	参加者数	1,211人	1,266人	1,299人
② 社会福祉促進事業				
	預託(寄附)金による配分品目	車椅子、掃除機、ベッド等	車椅子、エアマット、洗濯機等	液晶テレビ、ダイニングテーブル、加湿器等

イ 福利厚生事業

福利厚生事業は、給付事業、ライフ・ワーク・バランス支援事業等である。

(表6) 主な福利厚生事業実績表

事業名		平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業内容				
① 給付事業（会員及びその遺族に対する各種の給付事業を実施）				
結婚祝金		2,955件	2,935件	3,034件
義務教育就学祝金		3,650件	3,744件	3,799件
就学猶予等見舞金		0件	0件	0件
せん別金		7,745件	7,585件	7,605件
長期勤続旅行助成		4,453人	4,587人	4,522人
弔慰金		2,904件	2,961件	2,729件
災害見舞金		17件	10件	32件
② ライフ・ワーク・バランス支援事業				
・基本サービス(会員の多様なニーズに対応する幅広く多様な施設やサービスを割引価格等で提供)				
パッケージメニュー	ライフサービス	503,398人	627,290人	772,063人
	宿泊サービス	26,289泊	26,059泊	24,431泊
事業団 会員向け メニュー	航路運賃特別割引（島しょ）	11,217人	12,320人	11,918人
	物販特別メニュー（島しょ）	1,667個	2,289個	3,891個
	会員特別企画	80,450人	95,692人	121,499人
・事業団専用サービス(基本サービスの割引価格から更に追加で事業団会員専用割引を実施)				
育児支援	育児補助券	32,223時間	44,867時間	55,929時間
	育児関係講座	294人(6回)	282人(6回)	301人(6回)
介護支援	介護補助券	712時間	894時間	865時間
	別居親族見守り支援	98月	214月	318月
自己啓発 支援	資格取得等支援	722件	767件	662件
	自己啓発支援講座	341人(6回)	411人(7回)	363人(6回)
健康づくり支援		43,432回	46,917回	51,163回
宿泊等		181,293泊	177,318泊	163,051泊
介助者宿泊		212泊	241泊	136泊
再任用短時間勤務職員等人間ドック利用支援		902人	915人	1,077人
③ ショッピングあっせん事業（会員に対してショッピングあっせんを実施）（単位：件）				
ショッピングあっせん		502,453	520,206	520,734
	事業団あっせん	11,935	11,456	8,516
	期間あっせん	6,531	7,617	5,540
	一般あっせん	483,437	500,943	506,428
	特例あっせん	550	190	250
④ 介護支援事業				
・介護技術実践講座 介護に負担や不安を抱える会員等のために講座を実施		25回 499人	26回 538人	27回 383人
	・介護関係DVD等の貸出し 介護の際に役立つ情報を提供するため、会員等に対しDVD等の貸出しを実施	86人 230本	85人 241本	39人 149本

事業名		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業内容				
⑤ 相談事業（会員及びその家族のため各種相談事業を実施）				
一般相談		2,981 件	3,376 件	3,066 件
専門相談		1,586 件	1,833 件	1,705 件
こころとカラダのすこやか相談	電話・Web 相談	—	—	6,060 件
	メンタルヘルス（面談）	正会員	—	1,771 件
		家族等	—	—
“健やか”テレホン相談		5,263 件	4,190 件	—
心の健康づくりセルフケア相談	メンタルヘルス	正会員	2,282 件	2,263 件
		家族等	433 件	464 件
育児・介護相談		40 件	34 件	—
講習会（参加者数）		123 人	153 人	142 人
メンタルヘルス関係映像資料の貸出		22 本	6 本	13 本

(注) 平成30年4月1日から「“健やか”テレホン相談」及び「心の健康づくりセルフケア支援」を一本化し、「こころとカラダのすこやか相談」として実施している。

こころとカラダのすこやか相談（メンタルヘルス（面談））及び心の健康づくりセルフケア相談（メンタルヘルス）の「家族等」は、正会員の家族、準会員及びその家族である。

ウ 収益事業

収益事業は、団体生命保険・団体損害保険等の募集、食堂・売店等の管理運営等である。

主な収益事業の事業実績は、表7のとおりである。

(表7) 主な収益事業実績表

(単位：人)

事業名		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業内容				
① 保険事業（保険会社との団体契約に基づく各種保険の募集等を実施）				
マインド （団体生命保険）	マインド	加入者数 43,918	44,274	44,458
	あしすと	22,425	23,116	23,959
	ぱーとなー	23,401	24,282	26,030
ニューエブリ （団体損害保険）	傷害保険	36,912	37,253	36,939
	医療保険	38,292	38,519	38,348
	療養給付保険	8,354	8,492	8,500
	レジャープラン	6,066	6,000	5,870
訴訟費用保険		50,283	51,661	52,913
② 年金事業（積立年金保険の募集等を実施）				
A型	月払	44,696	46,045	46,764
	期末手当払	36,041	36,612	36,918
B型	月払	30,288	31,486	32,270
	期末手当払	24,950	25,654	26,160
③ 食堂・売店運営事業（食堂・売店等の管理運営を実施）				
職員食堂、専門食堂等		利用者数 1,157,538	1,355,148	1,210,145
書籍・文具店、医薬品・日用品売店等		2,881,197	2,692,958	2,525,523

(注) マインド、ニューエブリは各年度10月1日現在の加入者数（退職会員を除く）、訴訟費用保険は各年度4月1日現在の加入者数、年金事業は各年度7月1日現在の加入者数である。

エ 融資事業

融資事業は、各種ローンのあっせんであり、事業実績は、表8のとおりである。

(表8) 融資事業実績表

(単位：件)

事業名		平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業内容				
① 融資事業				
各種ローンのあっせん		544	480	407

オ 退職会員事業

退職会員事業は、退職会員に対する福利厚生事業であり、事業実績は、表9のとおりである。

(表9) 退職会員事業実績表

(単位：人)

事業名		平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業内容				
① 退職会員事業				
法人優待	宿泊利用	4,378	3,709	2,616
サービス	スポーツ	2,557	2,341	2,218
歴史自然観察講座等の開催		198	165	161
会員制リゾート施設		2,369	2,274	1,440
友愛事業		587	586	588
会報「きずな」購読者数(年度末実数)		19,492	11,241	11,595

カ 人材育成事業

人材育成事業は、東京都職員及び東京都政策連携団体等の固有職員に対する研修事業である。
 人材育成事業の事業実績は、表10のとおりである。

(表10) 人材育成事業実績表

(単位：人)

事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業内容			
① 人材育成受託事業（都との協定に基づき、東京都職員向けの研修を実施）			
職層別研修	9,437	10,113	8,739
幹部研修	2,015	2,085	2,148
技術職員研修	111	86	105
実践力向上研修	2,681	2,592	2,664
専門研修	700	613	613
講師養成研修	311	350	318
派遣研修	37	36	42
海外研修	137	98	115
② 政策連携団体等向け人材育成事業 （契約を締結した東京都政策連携団体等固有職員に対する研修を実施）			
職層別研修	373	375	477
専門的能力向上に資する研修	663	585	518
政策連携団体等のニーズに応じた研修	222	271	329
オーダーメイド研修	404	135	266
講演会	-	-	74

キ 都庁内保育所運営事業

都庁内保育所運営事業は、民間事業所等における地域に開放した事業所内保育施設の設置を促進し、待機児童解消を進めるため、都との協定に基づき都庁内に設置した保育所を管理運営する事業である。

都庁内保育所運営事業の各種実績は、表 1 1 のとおりである。

(表 1 1) 都庁内保育所運営事業の各種実績

項目名		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業内容等				
① 年齢別入所実績 (各年度末時点)				
0 歳児クラス	定員	12 人	12 人	12 人
	利用者	11 人	13 人	12 人
1 歳児クラス	定員	18 人	18 人	18 人
	利用者	15 人	18 人	18 人
2 歳児クラス	定員	18 人	18 人	18 人
	利用者	6 人	15 人	11 人
合計	定員	48 人	48 人	48 人
	利用者	32 人	46 人	41 人
② 各種サービス等実績				
延長保育		363 人	1,863 人	1,277 人
病児保育 (体調不良児対応型)		91 人	290 人	217 人
一時預かり (専用室型)		286 人	917 人	699 人
保護者支援事業	モーニングカフェ	924 食	1,744 食	1,679 食
	紙おむつ提供	215 人	904 人	729 人
	洋服レンタル・洗濯サービス	27 人	85 人	112 人
	寝具リース	189 人	537 人	496 人
	DVD 提供サービス	48 枚	76 枚	76 枚
	写真提供サービス	1,634 枚	5,103 枚	4,671 枚
育児支援事業		6 組	26 組	23 組

(注) 都庁内保育所の開所日は平成 28 年 10 月 1 日である。

公益財団法人東京税務協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京税務協会	令和元年10月28日から 同年11月1日まで	平成29年度及び平成30年度の事業
局	主税局	令和元年10月25日及び 同年11月6日	

2 団体の概要

設立の目的	公益財団法人東京税務協会は、東京都と特別区、都内市町村が会員となって税務行政を円滑に遂行するための専門の共同機関として設立された。地方公共団体における税財政の制度及び実務の研究、税財政関係資料の収集及び提供、税務職員の能力向上のための支援並びに税知識の普及啓発等を行い、税務行政の円滑な運営に貢献し、もって地方財政の確立及び住民の豊かで安定した生活の実現に寄与することを目的としている。
主な沿革	昭和27年10月 法人設立 昭和60年度 自動車税等関連業務の一部を受託 昭和61年4月 軽油分析検査の業務を受託 平成13年9月 一般労働者派遣事業許可を取得 平成24年4月 公益財団法人へ移行 平成25年4月 自動車税等関連業務の受託拡大 平成28年4月 納税推進業務及び家屋評価に係る調査業務を受託

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税財政の制度に関する調査研究 ・ 講演会、研修会の実施等 ・ 研究雑誌、図書及び印刷物等の頒布 ・ 納税者に対する税知識の普及啓発 ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	
所在地	東京都中野区中野四丁目6番15号	
組織	中野本部、8事業所	
人員	役員9名（理事長1名、理事6名及び監事2名（非常勤）） 職員192名（常勤職員185名、非常勤職員7名）	
都との関係	出えん	基本財産3億5,060万円のうち3億20万円（85.6%）
	事業の委託(表1)	9億7,881万余円（平成29年度委託料） 9億8,512万余円（平成30年度委託料）
	分担金（注2）	584万余円（平成29年度分担金） 584万余円（平成30年度分担金）
	経常収益に占める都からの収益（表2）	経常収益11億余円のうち、9億余円（83.9%）
	財産の貸付（表3）	建物（717.73㎡）を有償貸付
	職員の派遣等	常勤職員10名を都から派遣 常勤役員1名が都退職者
	東京都政策連携団体等（注3）	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成状況に係る評価結果	平成29年度：B 平成30年度：D

（注1）上記数値等は平成31年3月31日現在

（注2）会員会費全体の2分の1を都が、残りを他の会員が負担している。

（注3）平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 委託事業 (都委託事業)

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
研修業務	138,431	143,135	143,200
自動車税事業	548,690	554,703	558,401
納税推進業務	199,911	199,061	197,400
軽油分析事業	38,679	39,579	43,785
家屋評価業務	42,717	42,333	42,340
合計	968,429	978,811	985,126

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	1,165	100	1,180	100	1,181	100
都からの収益	973	83.5	984	83.4	990	83.9
受取会費 (分担金)	5	0.5	5	0.5	5	0.5
受託事業収益	968	83.1	978	82.9	985	83.4
他の収益	192	16.5	195	16.6	190	16.1
公益目的事業会計	952	81.7	967	82.0	969	82.1
都からの収益	892	76.5	902	76.5	904	76.6
受取会費 (分担金)	5	0.5	5	0.5	5	0.5
受託事業収益	887	76.1	896	76.0	899	76.1
他の収益	60	5.2	64	5.5	64	5.5
収益事業等会計	204	17.5	206	17.5	204	17.3
都からの収益	81	7.0	81	6.9	86	7.3
受取会費 (分担金)	-	-	-	-	-	-
受託事業収益	81	7.0	81	6.9	86	7.3
他の収益	122	10.5	124	10.6	118	10.0
法人会計	8	0.8	5	0.5	6	0.6
都からの収益	-	-	-	-	-	-
受取会費 (分担金)	-	-	-	-	-	-
他の収益	8	0.8	5	0.5	6	0.6
内部取引消去	-	-	-	-	-	-

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表 3) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名 (所在地)	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	千代田都税事務所分 (東京都千代田区内神田二丁目 1 番 12 号)	軽油分析室等	-	120.89	1,039
	中野都税事務所分 (東京都中野区中野四丁目 6 番 15 号)	事務所	-	596.84	6,263
合計			-	717.73	7,302

(注) 東京都行政財産使用料条例 (昭和 39 年東京都条例第 26 号) 第 5 条第 2 項に基づき、都が全額出えんして設立した団体であることや都の事務・事業を代行補佐していることから、使用料を 50% 減免している。

第 3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京税務協会 (以下「協会」という。) の事業について、主に、税務知識のデータベース化など会員の期待に応える新たな支援展開を図っているか、技術革新に対応し継続的に業務改革・事務改善に取り組む組織体制が構築されているか、専門人材の継続的確保や知識・ノウハウの継承など専門性の維持・向上の取組は適切か、各自治体の税務行政の円滑な運営に貢献・寄与しているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

協会は、公益目的事業及び収益事業について、定款に定められている事業計画と独自に定めた経営改革プラン (平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年) を作成し、運営を行っている。

事業運営について見ると、協会は、公益目的事業として、東京税務レポートの発行などを行う地方税財政制度に関する調査研究、主税局研修業務などの税務職員の育成、税務関係図書の出版・販売や納税キャンペーンなどの税知識の普及啓発、自動車税に関する事業、税務関係職員の功労者の表彰、納税しようようなどの納税推進業務に関する業務を、収益事業として、軽油分析事業、家屋評価に係る調査業務事業、税務専門職員の人材派遣事業を行っている。

平成 29 年度から平成 30 年度における主な事業実績を見ると、東京税務レポートの発行部数が、税務セミナー参加者の増加に伴い購読希望者が増えたことから、平成 29 年度から 1 万 600 部と前年度より 280 部増えている。納税推進業務については、業務に対応した人員体

制の見直しにより平成28年度より平成29年度は、職員を5名増員している。家屋評価業務については、受託対象家屋の増加等により平成28年度58棟、平成29年度89棟と増加し、平成30年度も同水準である。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度			平成30年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	1,165	1,180	14	1.2	1,181	0	0.1
当期経常増減額	3	△ 12	△ 16	△ 413.8	△ 17	△ 4	36.4
当期一般正味財産増減額	0	△ 16	△ 17	-	△ 20	△ 4	25.5
資産合計	891	891	△ 0	△ 0.0	905	13	1.6
正味財産合計	789	773	△ 16	△ 2.1	753	△ 20	△ 2.6

ア 収益及び費用の状況

協会の経常収益は、都からの収益である委託料が約8割を占めている。これ以外にも会員からの分担金や収益事業である人材派遣事業収益などがあり、平成29年度は、前年度より研修業務受託収益と自動車税事業受託収益が増えたことなどから、1,427万余円増加している。

当期経常増減額は、繁忙期対応のため臨時職員を採用したことなどの経常経費が増加したことなどにより、平成29年度1,253万余円、平成30年度1,709万余円それぞれ減少しており、当期一般正味財産増減額は、平成29年度1,620万余円、平成30年度2,033万余円それぞれ減少している。

イ 財政状態

協会の資産の約4割は、都からの出えん等からなる基本財産が占めている。

資産は、平成30年度に前年度より1,388万余円増加している。これは主に、上記アに記載の当期一般正味財産増減額減少理由などにより普通預金が2,320万余円減少したものの、自動車税コールセンターシステム等のリース資産が3,398万余円増加したことなどによるものである。

負債は、前年度より平成29年度1,587万余円、平成30年度3,422万余円それぞれ増加している。これは主に、資産増加の要因である自動車税コールセンターシステム等のリース負債が増加したことなどによるものである。

この結果、正味財産は、平成29年度1,620万余円、平成30年度2,033万余円それぞれ減少している。

(3) 事業運営に関する評価

協会は、地方公共団体における税財政の制度及び実務の研究などを通じ、地方財政の確立及び住民の豊かで安定した生活の実現に寄与することを目的として、東京都と特別区、都内市町村が会員となって設立された。

雇用情勢の改善による売手市場の中、全国の地方公共団体においては、優秀な人材の確保が容易でないことや、人事異動が頻繁であるため専門知識の習熟が難しいことから、税務業務に携わる職員に対し実践的かつ効果的な育成のための支援要望が高まっている。一方で、協会の財政状況を見ると、当期一般正味財産増減額が平成29年度1,620万余円、平成30年度2,033万余円減少するなど、持続可能な経営が課題となっている。

こうした中、協会は高度な税知識と豊富なノウハウを活かした税務セミナーや研修講師派遣事業を実施するとともに、会員以外の他の地方自治体における人材育成ニーズを受け、北海道日高町、長野県長野市、石川県金沢市においてもセミナーなどの事業を実施しているが、自己分析を踏まえ、将来を見据えた新規事業の展開などの目標を掲げた経営改革プランを策定した。

経営改革プランの評価については、総務局が行っているが、平成30年度の評価において、研修講義や教材のWEB化、ICT活用に向けた人材確保、専門性の継承に向けた制度や仕組みの構築に向けた取組の推進が不十分との指摘を受けている。

協会は、この指摘に対し、今までの取組に加えICTを活用した自治体支援の新たな取組として、WEB教材販売の仕様及び提供方法の検討・検証等や、WEB講義に向けた事業者へのヒアリングの実施、ICT化に向けた人材確保として、IT企業のOBをシステム担当職員として登用している。また、専門性の継承においても、専門人材の定年退職年齢の柔軟化に向けた就業規則の改正準備を進めるなど、経営改革を実施している。

今後も、社会経済情勢等に応じ、経営改革プランに掲げた研修講義や教材のWEB化など最新技術の導入を確実に実施するとともに、ICTを活用した在宅勤務等の働き方改革を行うことで、働きやすい環境を整備し、知識とノウハウを有する新たな専門人材を確保し収益増につなげるなど、これまでの枠組みにとらわれない自律改革を進めていくことが望まれる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 安全かつ効率的な資金管理運用を行うべきもの

協会は、表4のとおり保有する資金の安全かつ効率的な運用を図るための資金運用規程を定めているほか、特定資産である事業安定積立資産及び高齢者等互助積立資産について、それぞれ管理運用を図るための各管理規程を定めている。

資金運用規程第4条には、資金運用は、元本保証の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で行うこと、第5条には、運用対象として(1)円建て預貯金(信用組合への出資金を含む。)(2)国債、地方債及び政府保証債が定められ、第7条に資金運用額

は、資金運用にあたっては、日常的経費の支出に必要な決済性預金に不足が生じないようにしなければならないことが定められている。

また、特定資産における各規程第4条第1項に資産は、理事長が管理、運用すること、第2項には、前項にあたっては、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて管理しなければならないことなどが定められている。

ところで、資金の管理運用状況を見たところ、特定資産の事業安定積立資産8,186万6,757円と高齢者等互助積立資産2,700万円について、少なくとも4年間使用した実績がないにもかかわらず、定期預金や国債などによる運用をせず、無利息の普通預金で管理していたことが認められた。

このことについて協会は、事業安定積立資産については、受託事業収益が減少したときのためであることや、高齢者等互助積立資産については、職員の福利厚生等の事業であるため使用時期が特定できないこと、定期預金で運用した場合はペイオフの対象とならないことなどの理由から安全性を考慮したためであるとしている。

しかしながら、毎事業年度開始前に策定される収支予算書には受託事業収益が毎年度計上され、事業安定積立資産及び高齢者等互助積立資産を使用する予定が記載されていないことが認められた。また、基本財産など他の資金については、国債等による運用がされていた。

以上のことから、安全かつ効率的な資金管理運用を行うためには、資金運用規程等に基づき使用予定がある資金は決済性預金で管理し、それ以外の資金は定期預金や国債等で運用するなど、資金管理運用計画（以下「計画」という。）を策定し、管理運用していくことが必要であるが、協会はこれを行っておらず適切でない。

協会は、保有する資金に対し、計画を策定し、安全かつ効率的な資金管理運用を行われたい。

（公益財団法人東京税務協会）

（表4）資金運用規程等抜粋

規程名	条文
資金運用規程	(運用資金) 第2条(2) 運用財産 ア 特定資産 (運用基本方針) 第4条 資金運用は、元本保証の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で行う。 (運用対象) 第5条(1) 円建て預貯金（信用組合への出資金を含む。） (2) 国債、地方債及び政府保証債 (資金運用額) 第7条 資金運用にあたっては、日常的経費の支出に必要な決済性預金に不足が生じないようにしなければならない。

事業安定積立資産管理規程	(使途) 第2条 (1) 事業を安定的に遂行するために必要な経費 (2) 事業を円滑に遂行するために必要な経費 (資産の管理・運用) 第4条 資産は、理事長が管理、運用する。 第2項 前項にあたっては、確実な金融機関に預け入れ、若しくは国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて管理しなければならない。
高齢者等互助積立資産管理規程	(使途) 第2条 (1) 職員の健康管理に必要と認められる事業 (2) 職員の福利厚生及び互助として必要と認められる事業 (資産の管理・運用) 第4条 資産は、理事長が管理、運用する。 第2項 前項にあたっては、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に替えて管理しなければならない。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績（詳細は「参考資料」のとおり）

ア 公益目的事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受講料	20,533	20,954	21,439
研修講師派遣	23,272	26,177	24,642
出版事業	10,420	11,057	11,941
研修業務	138,431	143,135	143,200
自動車税事業	548,690	554,703	558,401
納税推進業務	199,911	199,061	197,400

(注) 受講料、派遣料、出版物売上、委託料を記載

イ 収益目的事業

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
軽油分析事業	39,694	41,164	45,421
家屋評価業務	42,717	42,333	42,340
人材派遣事業	121,613	122,952	116,620

(注) 委託料を記載

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

項目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合 計	経常収益	1,165	1,180	14	1.2	1,181	0	0.1
	基本財産運用益	5	5	△ 0	△ 0.0	5	△ 0	△ 0.0
	事業収益	1,145	1,161	16	1.4	1,161	△ 0	△ 0.0
	受取会費(分担金)	10	11	1	10	11	0	0
	その他	4	1	△ 3	△ 67.9	2	1	78.8
	経常費用	1,161	1,192	30	2.7	1,198	5	0.5
	事業費	1,152	1,176	23	2.1	1,183	6	0.6
	管理費	9	16	6	74.7	14	△ 1	△ 8.5
	当期経常増減額	3	△ 12	△ 16	△ 413.8	△ 17	△ 4	36.4
	経常外収益	-	-	-	-	-	-	-
経常外費用	0	-	△ 0	△ 100	-	-	-	-
税引前一般正味財産増減額	3	△ 12	△ 16	△ 415.5	△ 17	△ 4	36.4	
法人税、住民税等	3	3	0	18.6	3	△ 0	△ 11.7	
当期一般正味財産増減額	0	△ 16	△ 17	-	△ 20	△ 4	25.5	
公 益 目 的 事 業 会 計	経常収益	952	967	14	1.6	969	2	0.2
	基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-
	事業収益	941	955	13	1.5	957	1	0.2
	受取会費(分担金)	10	11	1	10	11	0	0
	その他	0	0	△ 0	△ 4.6	1	0	25.8
	経常費用	967	992	25	2.6	998	6	0.6
	事業費	967	992	25	2.6	998	6	0.6
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	当期経常増減額	△ 14	△ 24	△ 10	72.6	△ 28	△ 3	15.9
	経常外収益	-	-	-	-	-	-	-
経常外費用	-	-	-	-	-	-	-	-
税引前一般正味財産増減額	△ 5	△ 14	△ 8	156.2	△ 20	△ 5	35.9	
法人税、住民税等	-	-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 5	△ 14	△ 8	156.2	△ 20	△ 5	35.9	

項目	平成 28年度	平成 29 年度				平成 30 年度			
			増減額	増減率		増減額	増減率		
収 益 事 業 等 会 計	經常収益	204	206	2	1.2	204	△ 2	△ 1.0	
	基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-	
	事業収益	204	206	2	1.2	204	△ 2	△ 1.0	
	受取会費(分担金)	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	
	經常費用	185	184	△ 1	△ 0.7	184	0	0.5	
	事業費	185	184	△ 1	△ 0.7	184	0	0.5	
	管理費	-	-	-	-	-	-	-	
	当期經常増減額	18	22	3	20.5	19	△ 2	△ 13.1	
	經常外収益	-	-	-	-	-	-	-	
	經常外費用	0	-	△ 0	△ 100	-	-	-	
	税引前一般正味財産増減額	10	12	2	24.3	10	△ 1	△ 12.6	
	法人税、住民税等	3	3	0	18.6	3	△ 0	△ 11.7	
当期一般正味財産増減額	6	8	1	26.8	7	△ 1	△ 13.0		
法 人 会 計	經常収益	8	5	△ 3	△ 33.5	6	0	15.4	
	基本財産運用益	5	5	△ 0	△ 0.0	5	△ 0	△ 0.0	
	事業収益	-	-	-	-	-	-	-	
	受取会費(分担金)	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	3	0	△ 3	△ 83.1	1	0	150.3	
	經常費用	9	16	6	74.7	14	△ 1	△ 8.5	
	事業費	-	-	-	-	-	-	-	
	管理費	9	16	6	74.7	14	△ 1	△ 8.5	
	当期經常増減額	△ 0	△ 10	△ 9	-	△ 7	2	△ 22.4	
	經常外収益	-	-	-	-	-	-	-	
	經常外費用	-	-	-	-	-	-	-	
	税引前一般正味財産増減額	△ 0	△ 10	△ 9	-	△ 7	2	△ 22.4	
	法人税、住民税等	-	-	-	-	-	-	-	
当期一般正味財産増減額	△ 0	△ 10	△ 9	-	△ 7	2	△ 22.4		

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度			平成30年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	304	347	42	14.1	264	△ 82	△ 23.7
現金預金	195	172	△ 23	△ 12.0	139	△ 33	△ 19.3
未収金	105	121	16	15.2	120	△ 1	△ 1.2
その他	2	53	50	-	5	△ 47	△ 89.7
固定資産	587	544	△ 43	△ 7.3	640	96	17.7
基本財産	350	350	0	0	350	0	0
特定資産	123	124	1	0.9	125	0	0.7
その他固定資産	113	69	△ 44	△ 39.0	164	95	137.8
資産合計	891	891	△ 0	△ 0.0	905	13	1.6
流動負債	99	107	7	7.7	114	7	6.7
未払金	64	73	8	13.6	75	2	2.7
未払消費税	20	12	△ 7	△ 37.1	10	△ 1	△ 15.2
預り金	3	12	8	213.7	12	0	1.6
リース債務	7	5	△ 2	△ 29.6	12	7	138.2
その他	3	3	0	2.8	3	△ 0	△ 8.6
固定負債	1	10	8	431.8	37	27	267.1
リース債務	1	10	8	431.8	37	27	267.1
その他	-	-	-	-	-	-	-
負債合計	101	117	15	15.6	151	34	29.1
指定正味財産	300	300	0	0	300	0	0
一般正味財産	489	473	△ 16	△ 3.3	453	△ 20	△ 4.3
正味財産合計	789	773	△ 16	△ 2.1	753	△ 20	△ 2.6
負債及び正味財産合計	891	891	△ 0	△ 0.0	905	13	1.6

2 参考資料

(1) 経営改革プラン（2018年度～2020年度）

<p>将来を見据えた新規事業の展開</p> <p>【3年後の到達目標】ICT・AI等の将来像を見据えた上で、協会事業の主軸として財政基盤を支えていく新たな事業を複数企画し、事業内容の分析・検証等を経た上で、具体的な事業化に向けて取り組む。</p>	
	<p>個別取組事項</p> <p>主軸となる新規事業の検討、会員団体のニーズ把握・可視化、ICT・AI等の情報収集</p>
<p>自治体支援の新たな展開</p> <p>【3年後の到達目標】ICTを活用した自治体支援の新たな展開、例えばWEB教材の販売など遠隔的な支援を実現することで、会員団体等に貢献する。</p>	
	<p>個別取組事項</p> <p>WEB講義の検討、WEB教材販売の検討、データベースの活用検討</p>
<p>企画部門の強化</p> <p>【3年後の到達目標】「将来を見据えた新規事業の展開」や「自治体支援の新たな展開」を円滑に推進できる体制の整備。また、税制改正や労働関係法令の改正など、将来的な環境変化にも柔軟に対応し、継続的に業務改革、事務改善を実施しうる組織力を有する。</p>	
	<p>個別取組事項</p> <p>組織体制等の検討、体制構築のための採用・登用、システム担当職員の育成・登用</p>
<p>専門人材の継続的な確保、知識・ノウハウの継承</p> <p>【3年後の到達目標】専門職人材バンクを創設し、その登録者数15名を確保する取組等を実施することで、専門人材を確保するとともに、ICT等を活用した税務知識のデータベース化を実施することにより、組織の強みである専門性の維持を図る。</p>	
	<p>個別取組事項</p> <p>専門職人材バンクの創設、定年退職年齢の柔軟化、税務知識のデータベース化（FAQ）</p>
<p>固有職員等の確保・育成</p> <p>【3年後の到達目標】固有職員等の確保・育成を図り、枢要監督職（管理係長）への登用等を実現することにより、協会の事業を安定的に運営していくための人員体制を示す。固有職員等の確保については、固有職員（常勤嘱託員を含む。）の採用3年以内の離職率が現在35～40%程度のところを、約30%程度に抑える。</p>	
	<p>個別取組事項</p> <p>管理係長選考試験制度の策定、東京都との人材交流、定着率向上策の検討、将来的な人員体制の検討</p>

(2) 公益目的事業の主な事業実績

事業名	事業内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
東京税務セミナー	会員団体及び全国の地方公共団体税務職員対象の研修を有料で開催	受講者数： 延べ 873 名 (21 コース)	受講者数： 延べ 896 名 (21 コース)	受講者数： 延べ 945 名 (24 コース)
研修講師の派遣	会員団体等が実施する税務職員研修への協会講師の派遣	161 講座	219 講座	205 講座
刊行物（機関誌、パンフレット等）の発行	四半期ごとに「東京税務レポート」を発行し、会員団体等に配布	10,320 部 (季刊 4 回)	10,600 部 (季刊 4 回)	10,600 部 (季刊 4 回)
図書の販売	税務実務の手引書・研修教材図書等の有償販売	地方税ミニガイド 2016 他 合計 11,463 部	地方税ミニガイド 2017 他 合計 11,124 部	地方税ミニガイド 2018 他 合計 11,821 部
主税局職員研修業務	主税局の税務研修業務の受託	実務研修・課題研修他合計 309 回 延べ 13,335 名	実務研修・課題研修他合計 301 回 延べ 13,436 名	実務研修・課題研修他合計 298 回 延べ 13,178 名
自動車税事業	自動車税事務所における申告受付等の業務の受託	7 所(照合、千代田事業所含む)職員 126 名	7 所(照合、千代田事業所含む)職員 126 名	7 所(照合、千代田事業所含む)職員 126 名
納税推進業務 (平成 28 年度から実施)	口座振替及び納税しようよう等の業務の受託	職員 10 名	職員 15 名	職員 15 名

(3) 収益目的事業の事業実績

区分	事業内容	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
軽油分析事業	東京都及び他地方公共団体等の軽油の成分分析検査を受託	硫黄分析など 11,251 本	硫黄分析など 11,565 本	硫黄分析など 10,302 本
家屋評価業務 (平成 28 年度から実施)	新築家屋に係る建築資材及び建築設備の施工量等の調査を受託	調査件数 58 棟	調査件数 89 棟	調査件数 80 棟
人材派遣事業	会員団体への職員の派遣	派遣先 17 団体 派遣者数 30 名	派遣先 18 団体 派遣者数 31 名	派遣先 18 団体 派遣者数 31 名

首都高速道路株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	首都高速道路株式会社	令和元年10月17日から同年11月21日まで	第13期（平成29.4.1～平成30.3.31）及び第14期（平成30.4.1～平成31.3.31）の事業
局	都市整備局	令和元年10月16日及び28日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都及びその周辺の地域における自動車専用道路（以下「首都高速道路」という。）の新設、改築、維持、修繕その他管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和34年6月 首都高速道路公団設立 平成16年6月 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）成立 平成17年10月 首都高速道路株式会社設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づき行う首都高速道路の新設又は改築 ・ 首都高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理 ・ 国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究 ほか
所在地	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
組織	11部2室5事業所
人員	役員15名（取締役会長1名（非常勤）、代表取締役社長1名、代表取締役専務2名、取締役2名、執行役員5名、監査役4名（非常勤3名））、従業員1,091名

都との関係	出資	資本金 270 億円（注 2）のうち、72 億 1,561 万余円（26.7%）
	事業の委託等 （表 1）	57 億 6,484 万余円（平成 29 年度建設局支出額 56 億 9,397 万余円 港湾局支出額 7,086 万余円） 36 億 2,174 万余円（平成 30 年度建設局支出額 31 億 8,520 万余円 港湾局支出額 4 億 3,654 万余円）
	経常収益に占める都からの収益 （表 2）	経常収益 3,825 億余円のうち、36 億余円（0.9%）
	職員の派遣等	常勤職員 10 名を都から派遣 常勤役員 2 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等（注 3）	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

（注 1）上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

（注 2）資本剰余金 135 億円を含む。

（注 3）平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

（表 1）都との協定に基づく主な業務

（単位：千円）

協定名	第 12 期 （平成 28 年度）	第 13 期 （平成 29 年度）	第 14 期 （平成 30 年度）
高速都心環状線及び同八重洲線との交差部における東京都市計画道路環状第 2 号線地下トンネル整備事業のうち仮設構造物等の施行に関する基本協定に基づく協定（建設局）	4,341,939	4,355,614	2,813,913
東京都計画道路幹線街路環状第 6 号線整備事業のうち都道首都高速品川目黒線五反田出入口整備に伴う西五反田地区及び下目黒地区の街路整備事業に係る工事の委託に関する施行協定（建設局）	251,938	1,155,860	356,400
東京港連絡橋と都道首都高速 11 号線との兼用工作物の改修に要する費用負担等に関する協定に係る平成 28 年度協定（港湾局）	142,934	-	-
東京港連絡橋と都道首都高速 11 号線との兼用工作物の維持等に要する費用負担等に関する協定（港湾局）	42,882	36,897	66,604
東京港連絡橋と都道首都高速 11 号線との兼用工作物（補剛桁等）の補修等に要する費用負担等に関する協定（港湾局）	-	33,971	18,624
京浜運河（東品川二丁目）防潮堤耐震補強工事に関する協定（港湾局）	-	-	293,974

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第12期 (平成28年度)		第13期 (平成29年度)		第14期 (平成30年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	658,263	100	443,293	100	382,529	100
都からの収益	5,200	0.8	5,764	1.3	3,621	0.9
受託業務収入	5,200	0.8	5,764	1.3	3,621	0.9
他の収益	653,062	99.2	437,528	98.7	378,908	99.1

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、目標達成に向けた取組が計画に沿って適切かつ効果的に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、会社が、平成29年度及び平成30年度に締結した高速道路の工事等において、積算、工事監理等が適切に行われているかなどについて検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

会社は、平成29年3月に横浜北線（横羽線～第三京浜間8.2km）を、平成30年3月には、晴海線（晴海～豊洲間1.2km）をそれぞれ開通させ、横浜環状北西線（東名高速～横浜北線及び第三京浜間7.1km）も令和2年3月の開通に向け工事を進めている。また、中央環状線の機能強化にも取り組み、平成30年2月に堀切・小菅ジャンクション間、同年3月に板橋・熊野町ジャンクション間の4車線化をそれぞれ完了させるとともに、令和元年12月には小松川ジャンクションを開設するなど、走行快適性及び利便性の向上を図っている。

また、高速道路の老朽化に関しては、構造物の長期的な安全性を確保するため、「首都高速道路の更新計画」に基づき、平成26年度から大規模更新工事（1号羽田線ほか2路線）及び大規模修繕工事（3号渋谷線等）を進めている。

このほか、休憩所等事業については、八潮PA内のコンビニエンスストアの直営化や、会社の技術力を活かしたコンサルティング事業等を進めている。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第12期 (平成28年度)	第13期(平成29年度)		第14期(平成30年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益	657,479	442,219	△ 215,260	△ 32.7	381,847	△ 60,372	△ 13.7
営業費用	655,846	444,385	△ 211,461	△ 32.2	380,545	△ 63,839	△ 14.4
経常利益	2,324	△ 1,162	△ 3,487	△ 150.0	1,923	3,086	△ 265.4
当期純利益	6,082	9,799	3,716	61.1	1,599	△ 8,199	△ 83.7
資産合計	448,416	413,211	△ 35,205	△ 7.9	431,072	17,861	4.3
純資産合計	43,608	53,407	9,799	22.5	55,007	1,599	3.0

ア 経営成績

営業収益及び営業費用は、第13期及び第14期ともに減少している。これは、第12期及び第13期において横浜北線などの新規工事が完了し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(平成17年10月設立。以下「機構」という。)に完成した高速道路を引渡したことに伴い発生する道路資産完成高及び道路資産完成原価が減少したことによるものである。

また、料金収入は、2,700億円程度で推移しているが、第13期では、安全・安心のための維持補修や大雪等自然災害の対応等により管理費用が51億余円増額となったことで、経常損失を計上している。

イ 財政状態

第13期において、資産が減少しているが、これは主に流動資産が減少したことによるものである。具体的には、有価証券として計上される譲渡性預金や高速道路事業に係る営業未収入金が増加したものの、横浜北線工事に要する費用を支払ったことによる現金及び預金の減少が、これらを上回ったことによるものである。

純資産は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増により、増加傾向となっている。

(3) 経営に関する評価

首都高速道路は、これまで、首都圏の交通を円滑化し社会経済活動を支えるため、整備が進められてきた。この結果、平成30年度末現在では、その延長距離は320.1キロメートルとなり、一日約100万台が利用する首都圏の大動脈となっている。

一方、首都高速道路は、供用開始から30年以上経過した構造物が6割以上となっており、中でも50年以上経過した構造物は約2割を占めている。また、近年は、首都圏においても気候変動の影響による大雨や大雪が発生し、特に、平成29年度の大雪の際には、長期に渡る通行止めが発生したことで、その復旧費用及び料金収入減は、会社の収支に影響を与えるものであった。

このような状況の中、会社は、これまでの取組を深化させるとともに、新しい施策を取り入れるとして、「中期経営計画2018-2020」(平成30年4月発行)を策定し、取り組んでいる。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催時には、世界各国から大勢の選手、競技関係者、報道関係者、観客等が集まり、都内に点在する競技会場や宿泊施設等との間を頻繁に移動することとなる。何も対策を行わない場合、首都高速道路の渋滞は現況の約 2 倍近くまで悪化することとなり、東京 2020 大会時の交通需要増への対応や、期間中を通じた全体の交通量を低減する交通需要マネジメントの効果継続の観点などから、夜間割引や日中の時間帯の料金上乘せを実施する料金施策による交通需要調整を実施することとしている。会社は、高速道路の流入調整などを行う交通システムマネジメントを成功させるためにも都と緊密な連携の下、リアルタイムの交通状況モニタリングや、状況に合わせた迅速かつ柔軟な情報発信等の対応ができる仕組みを確立されたい。

さらには、日本橋周辺における老朽化した道路資産の更新と都市再生との一体的な事業の推進についても、首都高速道路の地下化に伴う江戸橋ジャンクションの構造見直しによる、大型車両に対する都内環状道路機能の確保に向けた大規模な整備計画の検討を始め、その実現のためには、都や国との十分な連携が不可欠である。

首都高速道路は、都内の渋滞緩和や移動時間の短縮など、首都圏の道路交通の円滑化に必要なものであり、その建設、維持、管理に携わる会社にとって、首都高速道路の安全・安心と快適性を追求し、利用者が満足する質の高いサービスを提供するだけでなく、社会的な要請にも応えていくことは重要な使命である。

今後とも会社は、都の事業協力団体として、首都高速道路事業を通じて東京の発展に寄与するとともに、都が展開する都市計画行政の一端を担うなど、主体的に都との事業協力を行うことが望まれる。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

(表3) 中期経営計画の主な取組

区分	項目	数値目標	平成30年度末実績
安全・安心の追求	橋梁点検率	100% (平成31年3月まで)	100%
	トンネル点検率	100% (平成31年3月まで)	100%
	道路附属点検率	100% (平成31年3月まで)	100%
	修繕着手済橋梁数	48橋 (令和3年3月まで)	28橋
	修繕着手済トンネル数	6か所 (令和3年3月まで)	3か所
	修繕着手済道路附属物数	17施設 (令和3年3月まで)	11施設
	健全橋梁率	91% (令和2年度目標値)	91%
快適・便利なサービスの提供	総合顧客満足度	3.53 (令和2年度目標値)	3.50
	新たに導入する渋滞対策の実施累計箇所数	6か所 (令和3年3月まで)	1か所
新たな事業領域への挑戦	関連事業収益(連結)の目標 ※駐車場・休憩所・コンサル・不動産事業等の収益(受託事業を含まない)	72億円 (令和2年度目標値)	71億円
	技術コンサルティング事業受注金額	15億円 (令和2年度目標値)	15億円

ア 高速道路事業

(表4) 計画面料収入、道路資産賃借料(税込)及び通行台数

(単位:百万円、千台)

項目	実績			備考
	第12期 (平成28年度)	第13期 (平成29年度)	第14期 (平成30年度)	
料金収入実績額 (計画額)	291,021 (275,706)	291,741 (291,089)	290,166 (291,606)	都道首都高速1号線ほか35路線 総延長320.1km
道路資産賃借料 (計画額)	203,748 (191,190)	202,775 (202,775)	209,259 (209,232)	
1日平均通行台数	983	1,000	1,014	
年間通行台数	358,954	365,167	370,226	

(表5) 引渡道路資産、債務及び路線

(単位：路線、百万円)

項目	実績		
	第12期 (平成28年度)	第13期 (平成29年度)	第14期 (平成30年度)
引渡道路資産(新設・改築)	1	5	5
債務引渡実績額	388,143	143,373	93,945
引渡路線	横浜市道高速横浜環状北線(新設)	都道首都高速晴海線(新設)、都道首都高速5号線(改築)ほか	横浜市道高速横浜環状北線(新設)、都道首都高速6号線(改築)ほか

(表6) 道路更新計画

区分	対象箇所	延長	当初開通年度	事業年度
大規模更新	東品川栈橋・鮫洲埋立部	1.9km	1963年度	2014～2026年度
	高速大師橋	0.3km	1968年度	2015～2023年度
	池尻・三軒茶屋出入口付近	1.5km	1971年度	2015～2027年度
	竹橋・江戸橋JCT付近	2.9km	1964年度	2015～2028年度
	銀座・京橋出入口付近	1.5km	1962年度	2015～2028年度
	小計	8.0km	—	—
大規模修繕	3号渋谷線、4号新宿線他	55.0km	—	2014～2024年度
合計		63.0km	—	—

イ 関連事業

(単位：百万円)

事業名	実績			備考
	第12期 (平成28年度)	第13期 (平成29年度)	第14期 (平成30年度)	
駐車場事業収入	1,120	1,136	1,163	日本橋本町駐車場ほか4か所等
休憩所等事業収入	457	558	863	平和島PA(上り)ほか19か所等
高架下事業収入	97	98	103	都道首都高速2号線高架下施設事業4か所等
受託業務事業収入	18,845	26,040	35,998	国、地方自治体等

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第12期 (平成28年度)	第13期 (平成29年度)		第14期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	657,479	442,219	△215,260	△32.7	381,847	△60,372	△13.7
高速道路料金収入	269,463	270,130	666	0.2	268,667	△1,462	△0.5
道路資産完成高	367,398	144,086	△223,311	△60.8	74,870	△69,216	△48.0
その他	20,617	28,002	7,384	35.8	38,309	10,306	36.8
営業費用	655,846	444,385	△211,461	△32.2	380,545	△63,839	△14.4
道路資産賃借料	188,655	187,754	△900	△0.5	193,758	6,003	3.2
道路資産完成原価	367,398	144,086	△223,311	△60.8	74,870	△69,216	△48.0
その他	99,793	112,543	12,750	12.8	111,917	△626	△0.6
営業損益	1,632	△2,166	△3,798	△232.6	1,301	3,467	△160.1
営業外収益	783	1,073	290	37.1	682	△391	△36.4
営業外費用	91	70	△21	△22.9	60	△10	△14.5
経常利益	2,324	△1,162	△3,487	△150.0	1,923	3,086	△265.4
特別利益	475	15,860	15,384	-	263	△15,596	△98.3
特別損失	603	208	△395	△65.5	100	△108	△51.9
税引前当期純損益	2,196	14,489	12,292	559.7	2,086	△12,402	△85.6
法人税、住民税等	779	16	△762	△97.9	614	597	-
法人税等調整額	△4,666	4,673	9,339	△200.2	△127	△4,800	△102.7
当期純損益	6,082	9,799	3,716	61.1	1,599	△8,199	△83.7

イ 主要経営指標の推移

項目	第12期 (平成28年度)	第13期 (平成29年度)	第14期 (平成30年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	0.4	△0.3	0.4	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	0.2	△0.5	0.3	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.47	1.07	0.89	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	99.7	96.8	99.5	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	45.9	△30.8	39.2	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第12期 (平成28年度)	第13期 (平成29年度)		第14期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	382,437	351,681	△ 30,756	△ 8.0	366,393	14,712	4.2
現金及び預金	134,810	19,031	△115,779	△ 85.9	13,621	△ 5,409	△ 28.4
高速道路事業営業未収入金	29,337	42,335	12,997	44.3	28,960	△ 13,374	△ 31.6
有価証券	-	64,000	64,000	-	81,000	17,000	26.6
たな卸資産	191,590	195,721	4,130	2.2	232,981	37,260	19.0
その他	26,699	30,593	3,894	14.6	9,829	△ 20,764	△ 67.9
固定資産	65,978	61,529	△ 4,448	△ 6.7	64,679	3,149	5.1
有形固定資産	57,775	57,590	△ 184	△ 0.3	60,113	2,523	4.4
無形固定資産	1,366	1,586	220	16.2	1,497	△ 89	△ 5.6
投資その他資産	6,837	2,352	△ 4,484	△ 65.6	3,068	716	30.4
資産合計	448,416	413,211	△ 35,205	△ 7.9	431,072	17,861	4.3
流動負債	140,286	83,335	△ 56,950	△ 40.6	78,678	△ 4,656	△ 5.6
高速道路事業営業未払金	83,667	49,047	△ 34,620	△ 41.4	45,861	△ 3,185	△ 6.5
その他	56,618	34,287	△ 22,330	△ 39.4	32,816	△ 1,471	△ 4.3
固定負債	264,521	276,467	11,945	4.5	297,386	20,918	7.6
道路建設関係社債	124,000	114,000	△ 10,000	△ 8.1	130,000	16,000	14.0
道路建設関係長期借入金	93,136	127,218	34,082	36.6	128,746	1,528	1.2
その他	47,385	35,249	△ 12,136	△ 25.6	38,640	3,390	9.6
負債合計	404,807	359,803	△ 45,004	△ 11.1	376,065	16,261	4.5
株主資本	43,608	53,407	9,799	22.5	55,007	1,599	3.0
資本金	13,500	13,500	0	0	13,500	0	0
資本剰余金	13,500	13,500	0	0	13,500	0	0
利益剰余金	16,608	26,407	9,799	59.0	28,007	1,599	6.1
純資産合計	43,608	53,407	9,799	22.5	55,007	1,599	3.0
負債・純資産合計	448,416	413,211	△ 35,205	△ 7.9	431,072	17,861	4.3

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第12期 (平成28年度)	第13期 (平成29年度)	第14期 (平成30年度)	算式
流動比率	272.6	422.0	465.7	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	9.7	12.9	12.8	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	21.4	18.7	18.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

(4) 工事

ア 監査対象とした工事等

監査は、平成29年度及び平成30年度に締結した契約金額100万円以上の工事及び設計委託等のうち、32件(356億余円)を抽出して実施した。

(単位：件、百万円)

種別	契約年度						計	
	第12期 (平成28年度)以前		第13期 (平成29年度)		第14期 (平成30年度)			
	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)
工事	112	359,605	63	82,833	49	52,514	224	494,952
設計委託等	141	11,198	141	17,031	159	14,175	441	42,404
合計	253	370,803	204	99,864	208	66,689	665	537,356
抽出件数	9	20,166	12	11,651	11	3,798	32	35,616

(注)「第12期(平成28年度)以前」の工事等は、平成29年度及び平成30年度に継続して施工等が行われているものを記載している。

イ 主な工事

(単位：百万円)

工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
環状第2号線トンネル工事	土工、地盤改良工、仮設工の施工 実施設計一式	8,818	平成25.8.21 ～平成29.12.25
上部工補強工事1-205	鋼桁橋等補修・補強、支承取替・補修工、他一式	4,166	平成29.4.15 ～令和2.6.27
舗装改修工事1-203	高架部及びトンネル部の舗装打換工一式	1,789	平成28.9.21 ～平成30.1.13
料金所改修工事29-2-1	空港中央(東行)料金所他7か所の新築及び改修	1,077	平成29.9.16 ～令和元.9.5
管理用建物改築工事30-1-2	代々木分室の改築 建築一式工事	1,158	平成30.10.17 ～令和2.8.6
E T C中央装置工事27-1-1	E T C中央装置新設一式	3,529	平成27.8.13 ～平成31.3.24
トンネル換気設備改修工事29-1-1	八重洲トンネル他4か所換気設備改修一式	320	平成29.7.7 ～令和元.7.26

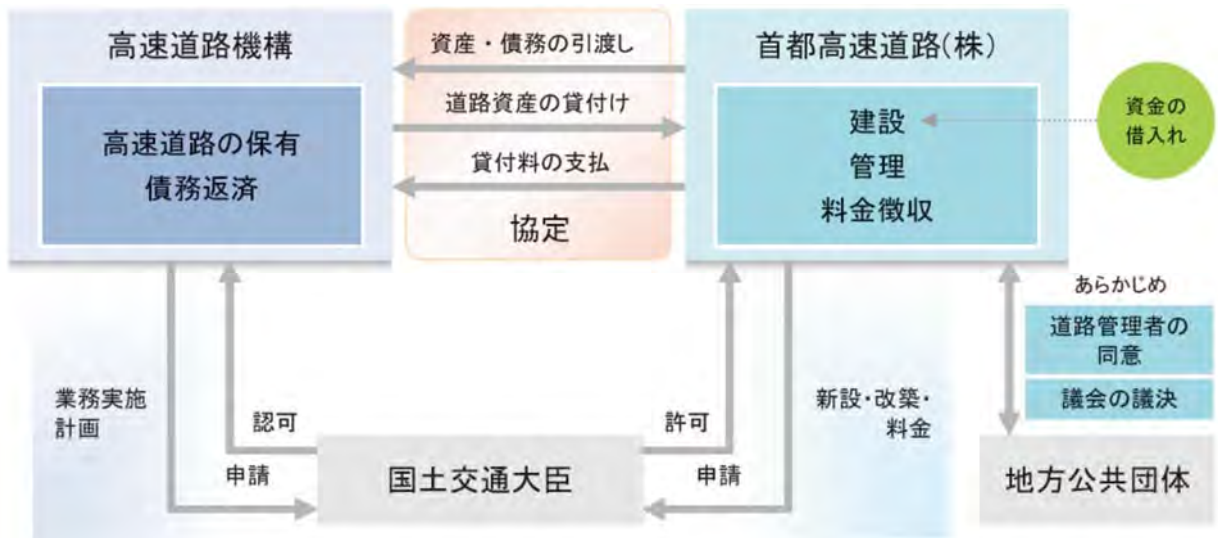
(5) 子会社の状況

(単位：百万円、%)

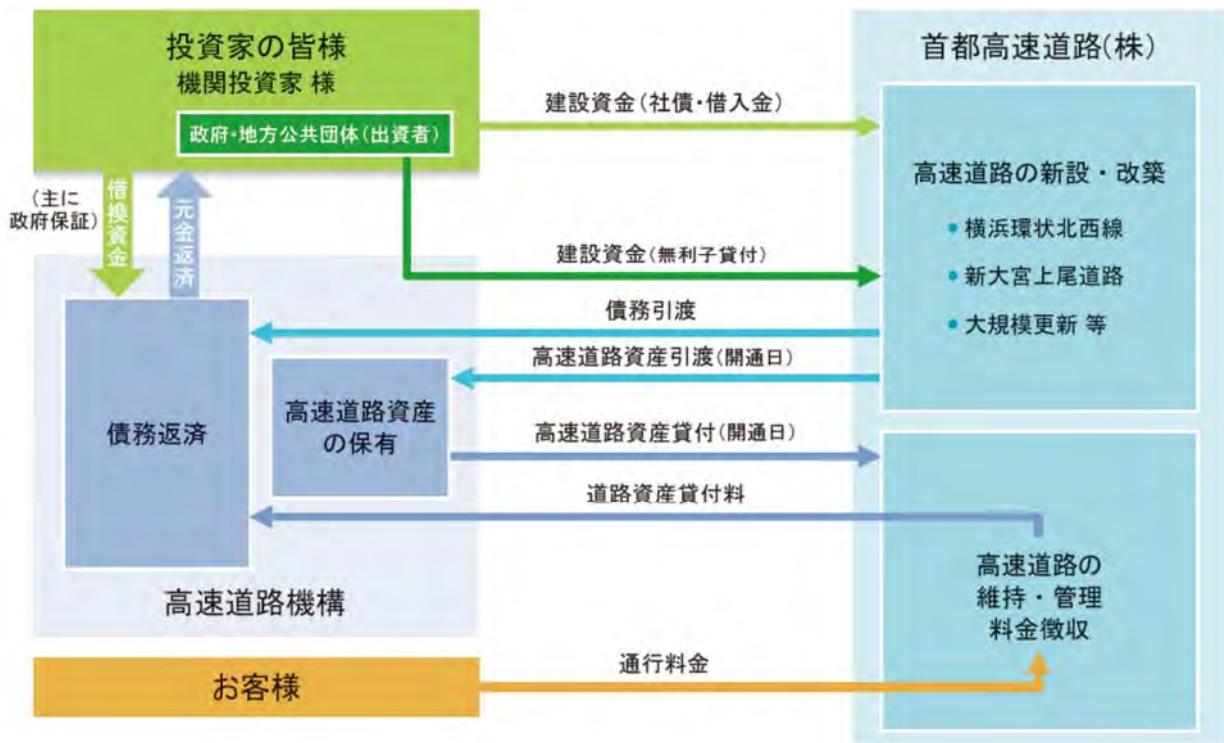
会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	57.9	平成20年7月	高速道路事業 (料金收受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	100		
首都高トールサービス神奈川(株)	90	70.9		
首都高パトロール(株)	50	100	平成元年6月	高速道路事業 (交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100	平成20年6月	高速道路事業 (維持修繕業務)
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100	平成19年4月	
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100		
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100		
首都高電気メンテナンス(株)	90	100		
首都高E T Cメンテナンス(株)	90	100	平成20年3月	
首都高機械メンテナンス(株)	90	100		
首都高速道路サービス(株)	90	100	平成18年2月	駐車場事業、 その他の事業 (休憩施設等及び都市計画 駐車場等の運営及び管理)

2 参考資料

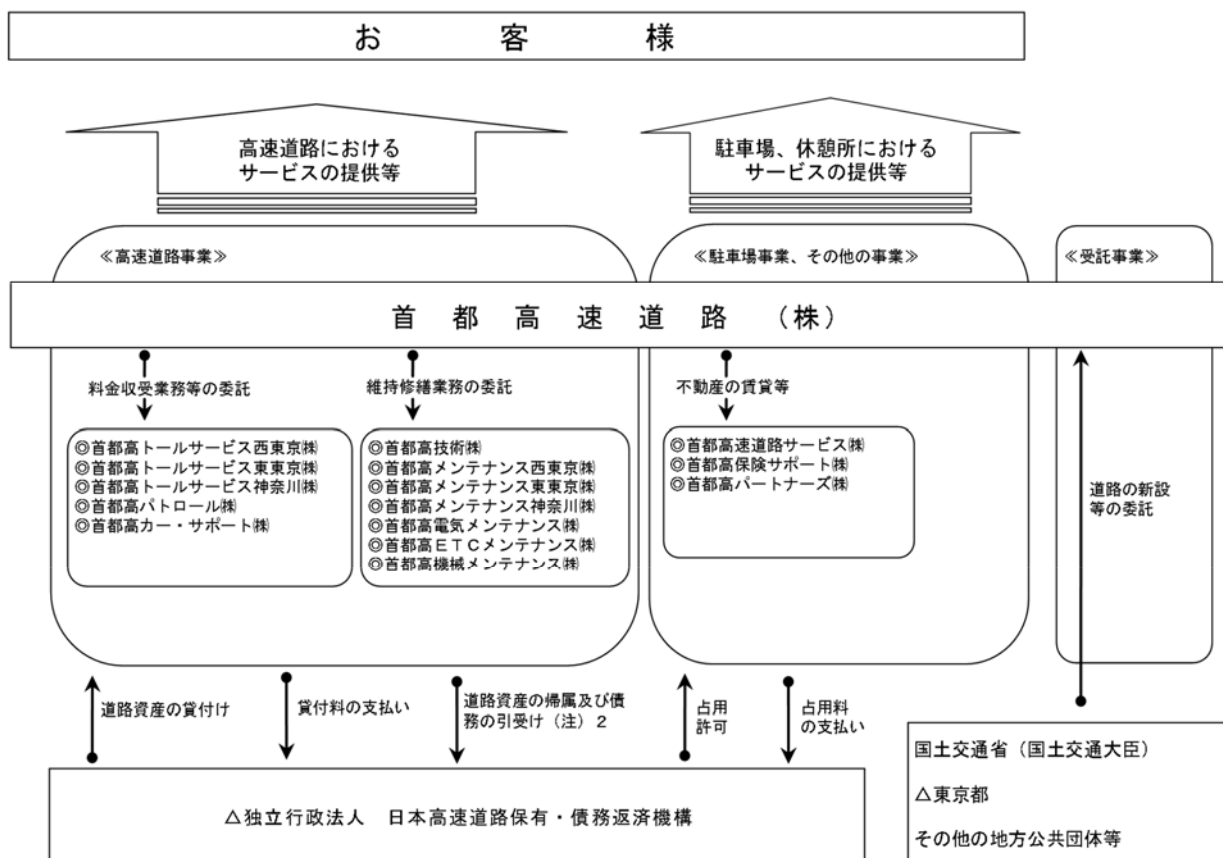
(図1) 高速道路事業の実施イメージの概要 (I R 報告書から抜粋)



(図2) 高速道路事業スキームにおける資産・債務の流れ (I R 報告書から抜粋)



(図3) 事業系統図 (有価証券報告書から抜粋)



(注) 1. ◎は連結子会社、△は関連当事者を示しております。
 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この注において「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(以下この注において「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内において当該道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

多摩都市モノレール株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	多摩都市モノレール株式会社	令和元年10月16日から同月24日まで	第32期（平成29.4.1～平成30.3.31）及び第33期（平成30.4.1～平成31.3.31）の事業
局	都市整備局	令和元年10月15日及び同月25日	

2 団体の概要

設立の目的	多摩地域を南北に結ぶモノレールを建設し運営することにより、多摩地域の南北方向の公共交通網を充実させ、沿線各地域の発展に資することを目的として設立	
主な沿革	昭和61年4月 多摩都市モノレール株式会社設立 平成10年11月 第一期（立川北～上北台）開業 平成12年1月 第二期（多摩センター～立川北）開業 平成20年4月 経営安定化計画策定	
事業の概要	軌道法に基づく一般運輸業	
所在地	東京都立川市泉町1078番92	
組織	2部（4課、11係、5所）、1室 令和元年7月に課係制を廃止し、2部（1センター、4所）、1室	
人員	役員16名（代表取締役社長（常勤）1名、常務取締役（常勤）1名、取締役（非常勤）11名、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）） 従業員233名	
都との関係	出資	資本金1億円のうち、7,986万余円（79.9%）
	貸付金（表1）	186億円（平成29年度末残高） 173億6,000万円（平成30年度末残高）
	事業の委託（表2）	1億432万余円（平成29年度委託料） 1億1,697万余円（平成30年度委託料）

都 と の 関 係	経常収益に占める 都からの収益(表3)	経常収益 88 億 1,724 万余円のうち、1 億 1,697 万余円 (1.3%)
	職員の派遣等	常勤職員 10 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 1 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等 (注2)	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・経営(事業運営)の指導・ 監督を行っている。
	経営目標の 達成状況に係 る評価結果	平成 29 年度 : B 平成 30 年度 : B

(注1) 上記数値等は平成31年3月31日現在

(注2) 平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体(報告団体)」
の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定
されている。

(表1) 貸付金残高の推移

(単位：千円)

貸付金名	第31期(平 成28年度) 末残高	第32期(平成29年度)			第33期(平成30年度)		
		借入額	償還額	年度末残高	借入額	償還額	年度末残高
平成元年度多摩 都市モノレール 建設資金貸付金	2,600,000	0	0	2,600,000	0	173,333	2,426,666
平成11年度多摩 都市モノレール 株式会社経営安 定化資金貸付金	16,000,000	0	0	16,000,000	0	1,066,666	14,933,333
合計	18,600,000	0	0	18,600,000	0	1,240,000	17,360,000

(表2) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第31期(平成28年度)	第32期(平成29年度)	第33期(平成30年度)
大規模修繕工事に係る施行協定	88,329	96,545	109,359
多摩都市モノレールの軌道施設に 含まれない施設等の維持管理	7,876	7,780	7,613
その他	29,915	0	0
合計	126,120	104,325	116,972

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	第31期(平成28年度)		第32期(平成29年度)		第33期(平成30年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	8,619	100	8,705	100	8,817	100
都からの収益	126	1.5	104	1.2	116	1.3
管理運営受託収益等	126	1.5	104	1.2	116	1.3
他の収益	8,493	98.5	8,600	98.8	8,700	98.7

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、多摩都市モノレール株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、多摩地域における南北をつなぐ公共交通サービスを安全に提供しているか、公共交通サービス提供のために安定した経営が行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

平成10年の開業以来、ほぼ一貫して輸送人員は増加しており、平成30年度は、年間延べ5,261万余人（前年度比1.2%増）、一日平均輸送人員14万余人（前年度比1.2%増）となった。一日平均輸送人員は、住宅を中心とした沿線開発の進展等により、通勤定期が4万余人（前年度比2.6%増）と堅調に推移しており、通学定期を含めた定期全体では、前年度比1.3%増、定期外も前年度比0.9%増となっている。

また、平成30年に策定された「第1期中期経営計画2018～2021」の目標の一つである「安全の確保」については、開業以来、死傷事故等に係る重大事故の発生はなかったものの、平成31年2月及び3月に輸送障害が発生した。その原因は、更新工事に係る旧機器撤去作業手順の誤り及び夜間工事時の誤作業による設備損傷であった。このことから会社は、組織横断的な対策会議体を設置し、業務の総点検や体制の再構築を実施した。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第 31 期 (平成28年度)	第 32 期 (平成 29 年度)		第 33 期 (平成 30 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率	増減率	
営業収益	8,619	8,705	86	1.0	8,817	112	1.3
営業費	6,720	6,770	50	0.7	7,347	576	8.5
経常利益	1,729	1,749	20	1.2	1,390	△ 358	△ 20.5
当期純利益	1,072	1,084	12	1.1	852	△ 231	△ 21.4
資産合計	74,549	74,299	△ 249	△ 0.3	73,396	△ 903	△ 1.2
負債合計	42,527	41,193	△1,333	△ 3.1	39,437	△1,755	△ 4.3
純資産合計	32,021	33,106	1,084	3.4	33,958	852	2.6

ア 経営成績

営業収益については、運輸収入が、輸送人員の伸びにより増加し続けており、平成30年度は85億5,713万余円（前年度比1.2%増）となっている。また、広告料収入の伸び等により、運輸雑収も3期連続増加となり、平成30年度は2億6,011万余円（前年度比3.9%増）となっている。

一方、経年化に伴う施設修繕や駅リニューアルによる除却費等により、平成30年度は、営業費が73億4,700万余円（前年度比8.5%増）となり、営業収益の伸びを大きく上回った。このことから、経常利益及び当期純利益も、前年度に比べ20%程度減少している。

イ 財政状態

初期投資に伴う巨額の借入金返済による資金不足を回避し、安定的な経営基盤の確立を図るために策定された経営安定化計画に従い、銀行等から調達した借入金の返済を着実に進めており、長期借入金残高は大きく減少している。

また、都からの無利子借入に対する返済は、平成30年度から始まり、沿線五市からの無利子借入については、令和4年度から開始される予定である。

(3) 経営に関する評価

少子高齢化や人口減少が見込まれる中、会社が、安定的で持続可能な経営を続けていくには、営業収益の3.0%を占めている運輸雑収の強化を図る必要がある。このため、会社は、駅ジャック広告の導入等による広告料収入の増収のほか、駅構内への宅配ボックスの設置などによる付帯事業の増収に既に取り組んでいるところではあるが、より一層の努力が望まれる。

さらに、開業時から使用し続けていた設備の老朽化が課題となっており、平成29年から2か年にわたり実施していた健全度調査が完了したところである。今後、その評価を踏まえ、都から

の受託事業である駅舎の修繕、鋼軌道桁の塗装等の大規模修繕工事を着実に実施していくことが望まれる。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 運輸事業

(表4) 概要

区間（営業キロ）	多摩センター駅～立川北駅～上北台駅（16.0km） 第Ⅰ期 立川北駅～上北台駅（5.4km） 第Ⅱ期 多摩センター駅～立川北駅（10.6km）
駅数	19 駅（第Ⅰ期 8 駅、第Ⅱ期 11 駅）
所要時間	36 分
運行本数	平日 北行 128 本／日 南行 126 本／日 土休日 北行 117 本／日 南行 116 本／日
車両	跨座式モノレール（注） 4 両固定編成（定員 410～412 名） ワンマンによる A T O（自動列車運転装置）方式
軌道構造	全線複線 高架専用軌道

（注）車両がレールにまたがっている形態のモノレール

（表5）運輸実績の推移

項目	単位	第31期(平成28年度)		第32期(平成29年度)		第33期(平成30年度)		
		年間	一日平均	年間	一日平均	年間	一日平均	
輸 送 人 員	定期	人	29,468,040	80,734	29,768,100	81,556	30,160,680	82,632
	定期外	人	22,080,391	60,494	22,243,709	60,942	22,450,186	61,507
	計	人	51,548,431	141,229	52,011,809	142,498	52,610,866	144,139
運 輸 収 入	定期	千円	3,524,479	9,656	3,570,325	9,781	3,627,075	9,937
	定期外	千円	4,853,014	13,295	4,884,674	13,382	4,930,058	13,507
	計	千円	8,377,494	22,952	8,455,000	23,164	8,557,134	23,444
運輸雑収	千円	241,697	662	250,241	685	260,114	712	
営業収益	千円	8,619,191	23,614	8,705,241	23,849	8,817,248	24,156	

イ 関連事業

(表6) 構内営業等の収入の推移

(税抜き/単位:千円)

項目	第31期 (平成28年度)	第32期(平成29年度)		第33期(平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売店 (コンビニエンスストア等)	59,224	59,392	167	0.3	58,846	△ 546	△ 0.9
自動販売機 (飲料、コインロッカー等)	70,600	72,665	2,065	2.9	78,586	5,921	8.1
光ケーブル賃貸、移動通 信基盤整備協会等	3,384	3,725	340	10.1	1,638	△2,086	△56.0
広告	102,000	106,343	4,342	4.3	111,956	5,612	5.3
その他 (貸切列車等)	5,850	7,226	1,376	23.5	8,586	1,359	18.8
合計	241,060	249,353	8,292	3.4	259,614	10,261	4.1

ウ 中期経営計画の取組

(表7) 安全管理体制の充実・強化の主な取組と実績

取組	第32期(平成29年度)	第33期(平成30年度)
安全管理体制の継続的改善	<ul style="list-style-type: none"> 安全重点施策の策定と実施 事故の芽、ヒヤリハット情報の収集と活用 「輸送の安全を考える日」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 安全重点施策の策定と実施 事故の芽、ヒヤリハット情報の収集と活用 「輸送の安全を考える日」の取組
異常時対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 異常時訓練の実施 災害対策規程類の改定 	<ul style="list-style-type: none"> 異常時訓練の実施 災害対策規程類の検証・改善 事業継続計画改定の検証 車内案内表示器による運行情報等情報発信開始

(表8) 施設や車両の安全性の確保・向上の主な取組と実績

取組	第32期(平成29年度)	第33期(平成30年度)
適切かつ計画的な保守管理と更新の実施	<ul style="list-style-type: none"> 健全度調査の実施 高幡不動駅、万願寺駅、立川北駅駅舎修繕工事 	<ul style="list-style-type: none"> 健全度調査終了、大規模修繕計画(案)策定 松が谷駅、大塚・帝京大学駅、立川北駅駅舎修繕工事 運行管理システム(注)の一部完了
更なる安全性向上のための施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> 支柱や軌道桁の安全性強化 	<ul style="list-style-type: none"> 支柱や軌道桁の安全性強化 ホームモニターの更新工事一部完了

(注) 運輸指令業務の効率化を図るためのシステム。列車の運行表示、ダイヤ管理、運行異常監視及び駅における行先案内表示や自動放送などの一括管理・自動制御を行う。

(表9) お客様サービスの向上への主な取組と実績

取組	第32期(平成29年度)	第33期(平成30年度)
お客様の使いやすさを大切にするダイヤの実現	<ul style="list-style-type: none"> ダイヤ案検討 	<ul style="list-style-type: none"> ダイヤ改正
快適で便利な環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 泉体育館駅、砂川七番駅、上北台駅トイレリニューアル 宅配便ロッカー、現金自動預入払機(ATM)設置の検討 中央大学・明星大学駅業務の外注化 立川南駅コンビニエンスストア改修検討 不採算付帯事業の整理検討 	<ul style="list-style-type: none"> 高松駅トイレリニューアル 立川南駅駅舎改修完了 宅配便ロッカー10駅設置、立川南駅現金自動預入払機(ATM)設置 大塚・帝京大学駅、多摩動物公園駅、程久保駅、柴崎体育館駅、立川南駅、立飛駅業務の外注化 立川南駅コンビニエンスストア増床開店 ホームページリニューアル

(表 1 0) 沿線地域との連携の主な取組と実績

取組	第 32 期 (平成 29 年度)	第 33 期 (平成 30 年度)
多摩モノレールの ブランドづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランディング戦略の構築 ・ 開業 20 周年記念事業の設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランディング戦略の計画策定 ・ 開業 20 周年記念事業の実施
沿線地域の活性化 に寄与するための 取組	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅や車両、運営基地等を活用した各種イベントの開催 ・ 沿線自治体、各種関係機関等と協働した取組

(表 1 1) 長期借入金等期末残高の推移

(単位：百万円)

債権者	利子の 有無	第 31 期 (平成 28 年度)	第 32 期 (平成 29 年度)		第 33 期 (平成 30 年度)	
				減少額		減少額
東京都	無利子	18,600	18,600	0	17,360	1,240
沿線五市	無利子	7,500	7,500	0	7,500	0
日本政策投資銀行	有利子	7,254	6,368	886	5,538	830
市中銀行	有利子	5,772	4,492	1,279	3,213	1,279
合計		39,126	36,960	2,165	33,611	3,349

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位: 百万円、%)

科目	第31期 (平成28 年度)	第32期 (平成29年度)		第33期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	8,619	8,705	86	1.0	8,817	112	1.3
運輸収入	8,377	8,455	77	0.9	8,557	102	1.2
運輸雑収	241	250	8	3.5	260	9	3.9
営業費	6,720	6,770	50	0.7	7,347	576	8.5
運送費	3,834	4,116	281	7.3	4,487	371	9.0
一般管理費	247	299	52	21.1	318	19	6.4
諸税	152	154	2	1.8	152	△ 2	△ 1.8
減価償却費	2,486	2,200	△ 286	△ 11.5	2,388	188	8.6
営業利益	1,898	1,934	36	1.9	1,470	△ 464	△ 24.0
営業外収益	139	114	△ 25	△ 18.0	141	26	23.3
営業外費用	308	299	△ 9	△ 3.1	220	△ 78	△ 26.4
支払利息	307	262	△ 44	△ 14.7	218	△ 43	△ 16.5
雑支出	1	37	35	—	1	△ 35	△ 95.6
経常利益	1,729	1,749	20	1.2	1,390	△ 358	△ 20.5
税引前当期純利益	1,729	1,749	20	1.2	1,390	△ 358	△ 20.5
法人税、住民税及び事業税	676	692	15	2.4	570	△ 121	△ 17.6
法人税等調整額	△ 19	△ 27	△ 7	39.5	△ 32	△ 5	18.5
当期純利益	1,072	1,084	12	1.1	852	△ 231	△ 21.4

イ 主要経営指標の推移

項目	第31期 (平成28年度)	第32期 (平成29年度)	第33期 (平成30年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	2.5	2.6	2.0	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	22.0	22.2	16.7	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	80.3	80.2	84.5	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	6.2	7.4	6.7	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第31期 (平成28年 度)	第32期 (平成29年度)		第33期 (平成30年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	10,351	12,444	2,092	20.2	11,268	△1,176	△ 9.5
現金及び預金	5,973	8,411	2,437	40.8	8,390	△ 21	△ 0.3
未収運賃	159	171	12	7.6	203	31	18.3
その他	4,218	3,861	△ 357	△ 8.5	2,674	△1,186	△ 30.7
固定資産	64,197	61,854	△2,342	△ 3.6	62,128	273	0.4
有形固定資産	62,681	61,515	△1,165	△ 1.9	61,686	170	0.3
無形固定資産	13	13	△ 0	△ 2.7	32	18	139.7
投資その他資産	1,502	325	△1,176	△ 78.3	409	83	25.7
資産合計	74,549	74,299	△ 249	△ 0.3	73,396	△ 903	△ 1.2
流動負債	5,174	7,143	1,969	38.1	8,628	1,484	20.8
短期借入金	2,165	3,349	1,183	54.7	3,276	△ 72	△ 2.2
未払金	1,621	2,485	863	53.2	4,023	1,538	61.9
未払費用	451	471	20	4.6	634	162	34.4
前受運賃	347	362	15	4.4	386	23	6.6
その他	588	473	△ 114	△ 19.5	306	△ 167	△ 35.3
固定負債	37,353	34,050	△3,302	△ 8.8	30,809	△3,240	△ 9.5
長期借入金	36,960	33,611	△3,349	△ 9.1	30,334	△3,276	△ 9.7
退職給付引当金	377	429	52	14.0	470	40	9.4
その他	15	9	△ 6	△ 38.3	5	△ 4	△ 44.0
負債合計	42,527	41,193	△1,333	△ 3.1	39,437	△1,755	△ 4.3
株主資本	32,021	33,106	1,084	3.4	33,958	852	2.6
資本金	100	100	0	0	100	0	0
資本剰余金	25,923	25,923	0	0	25,923	0	0
利益剰余金	5,998	7,082	1,084	18.1	7,935	852	12.0
純資産合計	32,021	33,106	1,084	3.4	33,958	852	2.6
負債及び純資産合計	74,549	74,299	△ 249	△ 0.3	73,396	△ 903	△ 1.2

第32期（平成29年度）の流動資産増加の主な理由は投資有価証券の満期受取による現金及び預金の増によるものである。

流動負債増加の主な理由は、大規模修繕工事費等の未払金の増加である。

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 31 期 (平成 28 年度)	第 32 期 (平成 29 年度)	第 33 期 (平成 30 年度)	算式
流動比率	200.1	174.2	130.6	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	43.0	44.6	46.3	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	92.5	92.1	95.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

2 参考資料

(1) 経営計画

ア 「第 1 期中期経営計画 2018～2021」(平成 30 年策定)における 4 つの目標

1 安全の確保
交通事業者にとって最大の使命である「輸送の安全」の確保及び更なる安全性の向上に向けて、安全管理体制を一層強化するとともに必要な修繕や設備投資を計画的に進める。
2 お客様サービスの向上
お客様から信頼され喜ばれる交通サービスを実現するために、お客様の視点に立ち期待に応えるサービスを充実させ、より多くのお客様にご利用いただくことで、更なるサービス向上を可能にする好循環を作り出す。
3 沿線地域との連携
人口減少社会においても沿線地域とともに持続的に発展し、身近な存在で愛着を持ち続けてもらうことが可能となるよう、ブランドづくりを進めるとともに、イベントなどを通じて地域の魅力や活力を向上させ、沿線地域の価値向上に貢献する。
4 経営基盤の強化
将来にわたり、地域の公共交通機関としての使命を果たしていくために、自立的で持続的な経営を実現する。このために、長期的に安定し、持続的成長を可能とする自立した財務基盤を確立するとともに、将来を見据えた人づくりと組織の強化に取り組む。

日本自動車ターミナル株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	日本自動車ターミナル株式会社	令和元年9月10日、 11日及び13日	第53期（平成29.4.1～平成 30.3.31）及び第54期（平成 30.4.1～平成31.3.31）の事業
局	都市整備局	令和元年9月9日 及び17日	

2 団体の概要

設立の目的	物流の合理化、道路交通の円滑化及び都市機能の向上を図るため、公共トラックターミナルを整備することを目的として設立
主な沿革	昭和40年7月 日本自動車ターミナル株式会社法（昭和40年法律第75号）に基づき設立 昭和60年6月 日本自動車ターミナル株式会社法廃止法（昭和60年法律第26号）により民営化
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラックターミナル事業（荷扱場等の賃貸事業） ・ 配送センター等の賃貸事業 ・ 自然エネルギー等による発電事業及び電気の供給・販売事業
所在地	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
組織	1室2部
人員	役員10名（代表取締役社長1名、代表取締役専務1名、常務取締役3名、取締役2名、常務監査役1名、監査役2名）（うち非常勤取締役1名、非常勤監査役2名） 従業員69名

都 と の 関 係	出資（注2）	資本金 122 億 3,000 万円のうち、52 億 9,000 万円（43.3%）
	職員の派遣等	常勤役員 2 名及び常勤職員 1 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等（注3）	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

（注1）上記数値等は平成31年3月31日現在

（注2）日本自動車ターミナル株式会社法に基づき出資を開始し、同法廃止後においても、トラックターミナルの公共的使命を維持するため、出資を継続している。

（注3）平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、日本自動車ターミナル株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、貸付施設の稼働率向上への取組を行っているか、施設の更新計画が今後の施設需要の動向等を踏まえているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

（1）事業実績

会社は、京浜、板橋、足立及び葛西の4か所において、物流ネットワーク拠点としての役割を果たし、都市内の重複・交錯輸送や中継輸送を減少させるトラックターミナル（注）を整備・運営することで、交通混雑の緩和に寄与している。

また、平成30年8月には、物流を取り巻く変化に柔軟に対応するため、京浜トラックターミナル内に高機能型物流施設である「ダイナベース」がしゅん工した。当施設には、トラックが各階に直接乗り入れることができるため、入荷・保管・在庫管理・出荷といった一連の業務をワンフロアで完結することが可能となっている。

トラックターミナル全体における平成30年度の賃貸事業実績は、貸付可能年間延面積が約715ha（対前年度比5.2%増）、貸付年間延面積が約680ha（対前年度比14.5%増）、貸付施設の稼働率が95.1%（対前年度比8.7%増）とそれぞれ増加している。

（注）日々運び込まれる大量の貨物を行き先方面別に積み替える施設のこと。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第 52 期 (平成 28 年度)	第 53 期 (平成 29 年度)		第 54 期 (平成 30 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	8,703	8,668	△ 35	△ 0.4	9,101	433	5.0
経常利益	1,742	1,769	27	1.6	1,640	△ 128	△ 7.3
当期純利益	1,190	1,218	28	2.4	1,115	△ 103	△ 8.5
資産合計	55,391	58,812	3,420	6.2	65,459	6,647	11.3
負債合計	18,023	20,836	2,813	15.6	26,979	6,142	29.5
純資産合計	37,368	37,975	607	1.6	38,479	504	1.3

ア 経営成績

会社の主な売上高は、荷扱場や配送センター等のトラックターミナル内施設を賃貸することにより発生する施設使用料収入である。一方、主な売上原価は、トラックターミナル内施設に係る減価償却費、固定資産税及び共益費となっている。

平成30年度の売上高は、貸付年間延面積の増により前年度に比べ増加しているが、経常利益は、「ダイナベース」のしゅん工により減価償却費が増加したため、前年度に比べ減少している。

イ 財政状態

平成30年度末における資産は、「ダイナベース」のしゅん工による建物の増のため、固定資産が増加している。一方、負債は、「ダイナベース」の建設費に係る長期借入金の増により、固定負債が増加している。純資産は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増により、増加傾向である。

(3) 経営に関する評価

トラックターミナルは、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づき、区部流通業務団地を構成する施設の一つとして整備され、これまで約50年間、首都圏を支える物流拠点としての役割を担ってきた。また、交通・地理的条件の良好な既成市街地周辺部にあるため、都心部への施設集中による自動車交通の渋滞や排気ガス、騒音等を減少させ、都民の日常生活物資等の安定供給の確保や道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持・増進に寄与してきた。

しかしながら、近年の物流ニーズを見ると、インターネット通販等の普及に伴い、品物の保管や店舗への配送だけでなく、商品管理や流通加工、個別配送等の複合的な物流施設への需要が高まってきている。また、国では、昨今の物流分野における労働力不足や荷主、消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展等に対応するため、輸送、保管、荷さばき及

び流通加工を一体的に行う流通業務の総合化や、環境負荷の低減を図るための物流効率化への取組を支援している。

都においても、区部流通業務団地が、近年の物流ニーズに対応可能な施設及び機能の更新を図ることができるよう、現在の流通業務団地の都市計画等の見直しを進めていくとしている。

これらのことを背景に、会社は、開業から50年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、京浜トラックターミナルにおける「ダイナベース」に続き、葛西トラックターミナルでは大型物流施設を、板橋トラックターミナルでは二層式バース（注）専用施設の建設等を計画している。

引き続き、会社は、トラックターミナル事業を通じて物流の合理化、道路交通の円滑化及び都市機能の向上に資するという公共的使命を果たしつつ、大規模な設備投資が今後続くことが見込まれることから、これまで以上に堅実かつ安定的な事業の推進を図ることが必要である。

（注）トラックから荷物を積み降ろす時などに使用される停留場所及び荷扱場のこと。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

（1）事業実績

ア トラックターミナル等施設の賃貸事業

（表1）施設の概要

（平成31年3月31日現在）

区分	京浜トラックターミナル	板橋トラックターミナル	足立トラックターミナル	葛西トラックターミナル	
所在地	大田区平和島 2-1-1	板橋区高島平 6-1-1	足立区入谷 6-1-1	江戸川区臨海町 4-3-1	合計
敷地面積	242,068㎡	115,828㎡	113,328㎡	184,976㎡	656,200㎡
供用開始日	昭和43.6.14	昭和45.10.26	昭和52.4.1	昭和58.4.1	—
荷扱場	10棟	8棟	8棟	9棟	35棟
バース数	382バース	320バース	320バース	357バース	1,379バース
配送センター	5棟 235,453㎡	8棟 6,477㎡	—	3棟 84,973㎡	16棟 326,903㎡
駐車場	23,522㎡	16,803㎡	19,595㎡	18,775㎡	78,695㎡
管理棟	8階建 15,650㎡	6階建 6,512㎡	5階建 4,973㎡	9階建 9,715㎡	— 36,850㎡
給油施設	2,538㎡	1,309㎡	1,798㎡	2,215㎡	7,860㎡
洗車施設	311㎡	394㎡	378㎡	646㎡	1,729㎡
貨物取扱量/日	約5,900t	約3,100t	約4,100t	約4,600t	約17,700t

(表2) 賃貸事業実績

項目		第52期 (平成28年度)	第53期 (平成29年度)	第54期 (平成30年度)
京浜トラックターミナル	貸付年間延面積	2,465,013 m ²	2,467,388 m ²	3,024,987 m ²
	施設稼働率	93.0%	95.8%	96.1%
	賃貸収入	3,735 百万円	3,763 百万円	4,007 百万円
板橋トラックターミナル	貸付年間延面積	894,506 m ²	931,303 m ²	1,000,055 m ²
	施設稼働率	84.4%	88.1%	94.6%
	賃貸収入	1,197 百万円	1,260 百万円	1,274 百万円
足立トラックターミナル	貸付年間延面積	855,452 m ²	837,943 m ²	836,936 m ²
	施設稼働率	95.8%	93.8%	93.8%
	賃貸収入	1,210 百万円	1,191 百万円	1,171 百万円
葛西トラックターミナル	貸付年間延面積	1,771,507 m ²	1,705,701 m ²	1,940,203 m ²
	施設稼働率	78.1%	75.2%	94.5%
	賃貸収入	2,507 百万円	2,401 百万円	2,561 百万円
合計	貸付年間延面積	5,986,478 m ²	5,942,335 m ²	6,802,181 m ²
	施設稼働率	87.1%	87.5%	95.1%
	賃貸収入	8,651 百万円	8,616 百万円	9,015 百万円

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 52 期 (平成 28 年度)	第 53 期 (平成 29 年度)		第 54 期 (平成 30 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	8,703	8,668	△ 35	△ 0.4	9,101	433	5.0
売上原価	5,579	5,515	△ 64	△ 1.2	5,990	475	8.6
売上総利益	3,124	3,153	29	0.9	3,111	△ 42	△ 1.3
販売費及び一般管理費	1,299	1,342	43	3.4	1,396	54	4.0
営業利益	1,825	1,810	△ 14	△ 0.8	1,714	△ 96	△ 5.3
営業外収益	88	96	8	9.3	122	26	27.2
営業外費用	171	137	△ 34	△ 19.8	196	58	42.5
経常利益	1,742	1,769	27	1.6	1,640	△ 128	△ 7.3
税引前当期純利益	1,742	1,769	27	1.6	1,640	△ 128	△ 7.3
法人税、住民税等	538	153	△ 385	△ 71.6	433	280	183.4
法人税等調整額	13	397	384	-	91	△ 306	△ 77.0
当期純利益	1,190	1,218	28	2.4	1,115	△ 103	△ 8.5

イ 主要経営指標の推移

項目	第 52 期 (平成 28 年度)	第 53 期 (平成 29 年度)	第 54 期 (平成 30 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	3.4	3.2	2.8	$\frac{\text{事業利益 (注 1)}}{\text{総資本 (注 2)}}$
営業収益営業利益率 (%)	21.0	20.9	18.8	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.2	0.2	0.2	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本 (注 2)}}$
総費用対総収益比率 (%)	80.2	79.8	82.2	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	12.9	13.7	9.8	$\frac{\text{事業利益 (注 1)}}{\text{支払利息}}$

(注 1) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(注 2) 期中平均値で算出

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 52 期 (平成 28 年度)	第 53 期 (平成 29 年度)		第 54 期 (平成 30 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	5,631	5,398	△ 233	△ 4.1	5,852	453	8.4
現金及び預金	1,179	1,043	△ 135	△ 11.5	1,546	502	48.2
売掛金	10	11	1	10.1	12	1	17.4
その他	4,442	4,344	△ 98	△ 2.2	4,293	△ 50	△ 1.2
固定資産	49,760	53,413	3,653	7.3	59,606	6,193	11.6
有形固定資産	46,816	50,669	3,852	8.2	56,811	6,141	12.1
無形固定資産	56	56	0	1.4	71	14	26.1
投資その他資産	2,886	2,687	△ 199	△ 6.9	2,723	36	1.4
資産合計	55,391	58,812	3,420	6.2	65,459	6,647	11.3
流動負債	3,179	4,119	940	29.6	3,016	△1,103	△ 26.8
1年以内に返済の 長期借入金	1,069	1,484	415	38.8	2,049	565	38.1
リース債務	5	7	1	31.3	12	5	68.4
未払法人税等	356	13	△ 342	△ 96.1	417	403	-
賞与引当金	51	51	△ 0	△ 0.2	48	△ 2	△ 4.8
その他	1,696	2,562	866	51.1	487	△2,074	△ 81.0
固定負債	14,843	16,716	1,872	12.6	23,962	7,246	43.3
長期借入金	9,906	11,922	2,015	20.3	16,758	4,836	40.6
リース債務	12	15	3	30.8	34	19	119.5
退職給付引当金	708	690	△ 18	△ 2.5	659	△ 30	△ 4.5
その他	4,216	4,088	△ 128	△ 3.0	6,509	2,421	59.2
負債合計	18,023	20,836	2,813	15.6	26,979	6,142	29.5
株主資本	37,368	37,975	607	1.6	38,479	504	1.3
資本金	12,230	12,230	0	0	12,230	0	0
利益剰余金	25,138	25,745	607	2.4	26,249	504	2.0
純資産合計	37,368	37,975	607	1.6	38,479	504	1.3
負債及び純資産 合計	55,391	58,812	3,420	6.2	65,459	6,647	11.3

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 52 期 (平成 28 年度)	第 53 期 (平成 29 年度)	第 54 期 (平成 30 年度)	算式
流動比率	177.1	131.0	194.0	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	67.5	64.6	58.8	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	95.3	97.7	95.5	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

(4) 子会社の状況

(単位：千円、%)

会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
株式会社ターミナルサービス	20,000	100	平成2年12月	トラックターミナルにおける 保守・清掃・警備等業務

公益財団法人城北労働・福祉センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人城北労働・福祉センター	令和元年10月16日から 同月23日まで	平成29年度及び 平成30年度の事業
局	福祉保健局、産業労働局	令和元年10月7日及び 同月24日 (産業労働局は10月7日を除く。)	

2 団体の概要

設立の目的	山谷地域に居住する労働者の職業の安定及び福祉の増進を図り、もってこれらの者の生活の向上に資することを目的に設立
主な沿革	昭和40年11月 東京都城北福祉センター設立 財団法人山谷労働センター設立 平成15年4月 東京都城北福祉センターと財団法人山谷労働センターが統合し「財団法人城北労働・福祉センター」設立 平成23年4月 財団法人から公益財団法人へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日雇労働者の就労等に関する情報提供、指導及び無料の職業紹介 ・ 労働者の就労及び就職の促進に関する援護 ・ 技能講習施設の管理及び技能講習 ・ 労働その他生活各般の総合相談 ・ 給食及び宿泊等の応急援護 ・ レクリエーション及び健康の増進並びに広報活動 ・ 施設（娯楽室及び敬老室）の利用に関する事業 ・ 関係行政機関及び社会福祉施設並びに公共的団体等との連絡 ・ その他法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	東京都台東区日本堤二丁目2番11号

組 織	2 課	
人 員	役員 12 名（理事長 1 名、理事 8 名、監事 3 名、うち 11 名非常勤） 職員 42 名（理事長を含む。）	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 100 万円のうち、100 万円（100%）
	補助金（表 1）	3 億 8,247 万余円（平成 29 年度交付額） 3 億 6,554 万余円（平成 30 年度交付額）
	事業の委託 （表 2）	86 万余円（平成 29 年度委託料） 53 万余円（平成 30 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 3）	経常収益 3 億 7,102 万余円のうち、3 億 6,240 万余円（97.7%）
	財産の貸付（表 4）	建物（2,425.83 m ² ）を有償貸付 備品 69 点を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員 17 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 1 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等（注 2）	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の 達成状況に係 る評価結果	平成 29 年度：B 平成 30 年度：B

（注 1）上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

（注 2）平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

（表 1）補助金の交付状況

（単位：千円）

所 管 局	補助金名	根拠	補助対象 （補助率）	交付額		
				平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度
福 祉 保 健 局	公益財団法人 城北労働・福祉 センター運 営費補助金	公益財団法人 城北労働・福祉 センター運 営費補助金交付 要綱	総合相談事業、応 急援護事業等に 要する経費 （補助率：10/10）	332,643	313,577	303,372
産 業 労 働 局	公益財団法人 城北労働・福祉 センター就 労対策事業補 助金	公益財団法人 城北労働・福祉 センター就 労対策事業補助 金交付要綱	山谷地区居住日 雇労働者の就 労対策事業に要 する経費 （補助率：10/10）	63,712	68,901	62,174
合計				396,356	382,479	365,546

(表2) 委託事業

(単位：千円)

業務名	委託料		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
山谷地域越年対策事業の事前相談業務	75	61	22
山谷地域越年越冬対策事業越年相談業務	932	706	440
都営住宅特別割当（山谷地域居住者用）募集等	90	100	77
合計	1,098	868	539

(注1) 精算を要する委託業務であるため、委託料は、精算後の額（税込）である。

(注2) 所管局は、全て福祉保健局である。

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	406	100	395	100	371	100
都からの収益	396	97.4	382	96.6	362	97.7
受取補助金	395	97.2	381	96.4	361	97.5
受取受託金	1	0.3	0	0.2	0	0.1
他の収益	10	2.6	13	3.4	8	2.3
公益目的事業会計	362	89.1	346	87.6	319	86.2
都からの収益	355	87.3	336	85.1	314	84.7
受取補助金	354	87.1	335	84.9	313	84.6
受取受託金	1	0.3	0	0.2	0	0.1
他の収益	7	1.8	10	2.6	5	1.5
法人会計	44	10.9	48	12.4	51	13.8
都からの収益	41	10.1	45	11.5	48	13.0
受取補助金	41	10.1	45	11.5	48	13.0
他の収益	3	0.8	3	0.8	3	0.9

(注1) 財団の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(注2) 受取補助金は、表1の補助金交付額のうち、当該事業年度末までに支出を行う補助金の受入額である。

(表4) 公有財産の貸付状況

(単位:千円)

分類	施設名等	目的	種類	貸付料(年額)(注)
普通財産	城北労働・福祉センター	福祉施設	建物 2,298.69 m ²	9,316
	福祉保健局生活福祉部 生活支援課分室	福祉施設	建物 127.14 m ²	759
	上記2施設に設置された 備品	—	備品 69点	無償

(注) 財団が都の事務事業を補佐・代行していることなどから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年東京都条例第25号)第4条第1項第2号に基づき、建物の貸付料は50%減額、備品は無償貸付している。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人城北労働・福祉センター（以下「財団」という。）の事業について、主に、都からの補助事業及び受託事業が適正かつ効果的に行われているか、事業執行に伴う契約事務は適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

財団は、山谷地域に居住する日雇労働者の職業の安定及び福祉の安定を図るため、無料職業紹介事業を行うとともに、医療、福祉、労働等に関する生活総合相談や、生活に困窮し窮迫した状況にある利用者に対する応急援護等を行っている。

平成30年度の実績は、職業紹介総数は延べ1万2,605人で、平成29年度と比較して増加しているが、生活総合相談と応急援護相談の合計件数は3,015件となっており、過去3か年を通じて減少を続けている。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	平成28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	406	395	△ 11	△ 2.8	371	△ 24	△ 6.2
当期経常増減額	0	0	0	—	0	0	—
当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—
資産合計	109	119	10	9.2	94	△ 25	△ 21.3
正味財産合計	46	41	△ 5	△ 12.1	42	1	3.3

ア 収益及び費用の状況

平成28年度から平成30年度のいずれの年度においても、財団の総収益と総費用が同額となっており、当期一般正味財産増減額の計上はなかった。

財団の経常収益は、都からの補助金が97パーセント前後を占めており、補助対象経費の実績減などにより、平成29年度、平成30年度とも減少している。

経常費用は、その大半が都の補助対象であり、平成29年度、平成30年度とも減少している。その主な要因は、平成29年度は、健康相談室の運営に関する委託費が減少したこと、平成30年度は、職員2名の退職に伴い人件費が減少したことによるものである。

イ 財政状態

財団の資産は、現金預金、建物附属設備、退職給付引当資産等であり、資産合計は1億円前後で推移している。

なお、平成29年度は、前年度と比較して、資産合計、負債合計とも増加している。これは主に、資産については職員2名の退職金未払金が生じたことにより現金預金が増加したこと、負債についてはこれらの未払金を計上したことによるものである。

(3) 事業運営に関する評価

山谷地域の問題は、雇用の安定及び福祉・保健・医療等の各分野にわたるため、都は、3年ごとに東京都山谷対策総合事業計画を定めている。財団は、同計画に基づき、都の関係各局や関係区（台東区及び荒川区）等と連携して、山谷地域に居住する労働者の生活向上に資する事業を実施している。

山谷地域の状況を見ると、土木・建設現場の機械化等により労働需要が減少し、労働者の高齢化が進んでいることもあって、日雇労働市場が衰退している。一方で、平成22年にJR南千住西口駅前地区再開発事業が完了し、簡易宿所がビジネスホテルや共同住宅に徐々に建て替えられるなど、観光客等が行き交い、新たな住民が暮らす街へと変貌している。

財団が設置する城北労働・福祉センター（以下「センター」という。）の状況を見ると、利用者は年々減少しており、平成30年度の利用登録者数は207人と、平成15年度の3,472人（財団発足以降のピーク時）から大幅に減少している。また、利用者の高齢化も進んでおり、平成30年度の利用者の平均年齢は67.7歳となっている。

このような状況の中、センター利用者の約6割が、都が実施する高齢者特別就労（都立公園の清掃・除草等）に参加している。高齢等により民間の仕事に就くことが困難なため、公園や道路の清掃作業しか従事していない利用者も多く、利用者の約半数が路上等で生活するなど、就労自立が難しくなっている状況が見られる。

このため、センターでは、利用者一人ひとりに対する個別支援プログラムの作成や、路上生活者等へのアウトリーチ（出張相談）により、個々の相談者の状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、生活に困窮し窮迫した状態にある者には宿泊や給食等の応急援護を行い、生活保護につなげるなど、利用者の生活安定に向けた福祉的視点からの支援を行っている。

また、職業紹介についても、利用者の高齢化を受け、清掃、造園業者を中心に求人依頼を行うなど、比較的軽易な作業の求人確保に努めている。

さらに、路上炊飯行為やごみの不法投棄等、山谷地域に特有の課題に対し、地元区や町会等地域の関係者と連携し、地域環境の改善に取り組んでいる。

こうした様々な取組を行っているものの、利用者の減少に伴い、財団の事業規模は年々縮小しており、財団は、常勤固有職員の退職不補充等により職員数の削減を行っている。これによ

り、早朝の職業紹介等の人員確保が困難となってきており、また、支援対象者の高齢化等により対応困難事例が増え、職員の相談スキルや専門性の向上が求められていることから、財団は、平成30年3月に「公益財団法人城北労働・福祉センターシニア業務補助職員就業要綱」を策定し、満65歳以上の者のうち、財団の業務に資する素質を持った人材を補助職員として活用できる体制を整備した。

財団は、これらの取組を着実に実施しているが、高齢化した利用者に対して、これまで以上に福祉的な視点から、より多様できめ細やかな支援を行うことが必要であるため、今後、山谷地域で活動するNPO法人等との連携の強化などを図っていくことが望まれる。

あわせて、山谷地域の急激な変化に対応するため、財団は、都の山谷対策の方向性を見据え、都、台東区、荒川区をはじめとする関係機関と十分に協議・調整を図りながら、事業内容や組織のあり方を検討していくことが求められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にすべきもの

都（福祉保健局）は、年末年始の労働事情等のため就労できず、生活に困窮している山谷地域居住者を対象に、12月29日に越年相談事業を実施している。

財団は、この相談事業のうち、会場整理、生活相談、医療相談等の業務を、表5のとおり、都から受託している。

この経費の内訳を見たところ、財団は、越年相談事業に従事した職員（平成29年度26人、平成30年度17人）に対して、表6のとおり、「越年手当」（旅費を含む。）を支給していることが認められた。

しかしながら、財団の給与規程及び旅費規程には、「越年手当」について定める規定はない。休日に受託業務に従事した職員に対する対価の支給について、明確な根拠がないことは適切でない。

財団は、越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にされたい。

（公益財団法人城北労働・福祉センター）

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約締結日	越年相談業務実施日	契約金額(精算額)
平成29年度山谷地域越年越冬対策事業越年相談業務委託	平成29年 12月14日	平成29年 12月29日	706,785
平成30年度山谷地域越年越冬対策事業越年相談業務委託	平成30年 12月12日	平成30年 12月29日	440,599

(表6) 財団職員に対する越年手当(経費内訳より抜粋)

(単位：円)

年度	越年手当の額(一人当たり) (A)	支給人数 (B)	越年手当経費総額 (A×B)
平成29年度	19,850(旅費320含む。)	26人	516,100
平成30年度	16,490(旅費320含む。)	17人	280,330

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 主な事業実績

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
職業紹介事業			
高齢者特別就労紹介	8,600 人	8,000 人	8,000 人
公共事業紹介	820 人	745 人	749 人
民間紹介	2,726 人	2,908 人	3,856 人
(合 計)	(12,146 人)	(11,653 人)	(12,605 人)
常用就職希望者に対する支援			
常用就職相談	162 件	181 件	110 件
日雇労働者等技能講習事業			
実施科目数	21 科目	22 科目	16 科目
修了者	43 人	45 人	36 人
相談支援			
生活総合相談	2,769 件	2,309 件	1,847 件
応急援護相談	3,801 件	1,952 件	1,168 件
(合 計)	(6,570 件)	(4,261 件)	(3,015 件)
居所への出張相談	2,468 件	2,115 件	1,958 件
健康相談室運営、地域保健事業			
健康相談室診療人数	3,131 人	2,475 人	2,360 人
巡回健康相談	307 人	249 人	324 人
寄せ場健康相談・娯楽室健康相談	3,294 人	2,980 人	3,129 人
地域環境の改善			
地域づくりフォーラム開催	年 4 回	年 4 回	年 4 回
地域クリーンアップ作戦 (地元町会等との会合・清掃活動)			
実施回数	年 12 回	年 12 回	年 12 回 (うち1回は雨天により中止)
参加人数	553 人	564 人	520 人

(注) 人数は延人数である。

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合計	経常収益	406	395	△ 11	△ 2.8	371	△ 24	△ 6.2
	基本財産運用益	0	0	0	0	0	△ 0	△ 66.7
	受取補助金等	405	394	△ 10	△ 2.5	370	△ 24	△ 6.1
	その他	1	0	△ 1	△ 59.7	0	△ 0	△ 76.8
	経常費用	406	395	△ 11	△ 2.8	371	△ 24	△ 6.2
	事業費	362	346	△ 15	△ 4.4	319	△ 27	△ 7.8
	管理費	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	当期経常増減額	0	0	0	—	0	0	—
	経常外収益	0	0	0	—	0	△ 0	△ 99.7
	経常外費用	0	0	0	—	0	△ 0	△ 99.7
当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—	
公益 目的 事業 会計	経常収益	362	346	△ 15	△ 4.4	319	△ 27	△ 7.8
	受取補助金等	360	346	△ 14	△ 4.1	319	△ 26	△ 7.7
	その他	1	0	△ 1	△ 59.7	0	△ 0	△ 76.8
	経常費用	362	346	△ 15	△ 4.4	319	△ 27	△ 7.8
	事業費	362	346	△ 15	△ 4.4	319	△ 27	△ 7.8
	当期経常増減額	0	0	0	—	0	0	—
	経常外収益	0	0	0	—	0	△ 0	△ 99.7
	経常外費用	0	0	0	—	0	△ 0	△ 99.7
当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—	
法人 会計	経常収益	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	基本財産運用益	0	0	0	0	0	△ 0	△ 66.7
	受取補助金等	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	経常費用	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	管理費	44	48	4	10.6	51	2	5.0
	当期経常増減額	0	0	0	—	0	0	—
	当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	33	61	27	82.0	33	△ 27	△ 45.6
現金預金	31	58	26	84.5	30	△ 28	△ 47.7
未収金	1	2	0	35.5	2	0	7.2
固定資産	75	58	△ 17	△ 22.9	60	2	4.1
基本財産	1	1	0	0	1	0	0
特定資産	74	57	△ 17	△ 23.2	59	2	4.1
資産合計	109	119	10	9.2	94	△ 25	△ 21.3
流動負債	33	61	27	82.0	33	△ 27	△ 45.6
未払金	6	28	21	315.4	9	△ 18	△ 65.4
都補助金返還金	22	27	5	23.1	18	△ 9	△ 33.3
その他	4	4	0	12.2	4	0	3.4
固定負債	29	17	△ 11	△ 40.4	18	1	6.0
退職給付引当金	29	17	△ 11	△ 40.4	18	1	6.0
負債合計	62	78	15	25.1	51	△ 26	△ 34.2
指定正味財産	46	41	△ 5	△ 12.1	42	1	3.3
一般正味財産	0	0	0	—	0	0	—
正味財産合計	46	41	△ 5	△ 12.1	42	1	3.3
負債及び正味財産合計	109	119	10	9.2	94	△ 25	△ 21.3

2 参考資料

(1) 山谷地域の概要

泪橋交差点（明治通りと吉野通り）を中心に、台東、荒川の両区に跨って広がる簡易宿所の密集地域。

町名としての「山谷」は、住居表示の施行（昭和41年10月）によって消滅した。平成30年度末現在の住居表示及び面積は、表7のとおりである。

都では、山谷地域総合対策の円滑な推進を図るため、3年ごとに東京都山谷対策総合事業計画を定めている。監査日（令和元年10月24日）現在、平成29年度から平成31年度（令和元年度）までの計画に基づき、財団、都の関係各局、関係区等が連携して、①福祉・保健・医療の連携、②雇用の安定、③住みやすいまちづくり（地域環境改善事業等）を基本施策として、山谷地域に関する事業を総合的に実施し、問題の解決に努めている。

(表7) 住居表示及び面積

住居表示	台東区清川一・二丁目、東浅草二丁目、日本堤一・二丁目及び橋場二丁目 荒川区南千住一・二・三・五・七丁目
面積	1.66 km ²

東京食肉市場株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体について、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京食肉市場株式会社	令和元年10月25日から同月29日まで	第52期（平成29.4.1～平成30.3.31）及び第53期（平成30.4.1～平成31.3.31）の事業
局	中央卸売市場	令和元年10月24日及び同年11月1日	

2 団体の概要

設立の目的	都民に対する食肉の安定供給のために、畜産物の集荷・販売機能を果たすとともに、公正な取引と価格形成、流通コストの節減及び食肉流通の効率化を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和38年7月 生鮮食料品流通改善対策要綱の閣議決定 昭和38年8月 東京都「食肉市場設置方針」決定 昭和41年4月 東京都中央卸売市場食肉市場開設準備室設置 昭和41年9月 会社設立 昭和41年11月 東京都中央卸売市場食肉市場の卸売人の許可を受ける 昭和41年12月 東京都中央卸売市場食肉市場の開場及びせり開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の荷受け及び販売 枝肉及び部分肉・輸入肉の受託又は買付け並びに販売
所在地	東京都港区港南二丁目7番19号
組織	5部1室
人員	役員10名（代表取締役社長1名、専務取締役2名、常務取締役4名、監査役3名うち非常勤2名） 職員101名

都 と の 関 係	出資	資本金 6 億円のうち、3 億円 (50%)
	補助金 (表 1)	3,825 万余円 (平成 30 年度交付額) 3,502 万余円 (平成 29 年度交付額)
	事業の委託 (表 2)	116 万余円 (平成 30 年度委託料) 118 万余円 (平成 29 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 3)	経常収益 110 億余円のうち、39 百万余円 (0.4%)
	財産の貸付 (表 4)	建物 (5,424.9 m ²) 及び冷蔵庫等設備を有償貸付
	職員の派遣等	常勤役員 2 名が都退職者
	東京都政策連携団体等 (注 2)	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

(注 1) 上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

(注 2) 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体 (報告団体)」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表 1) 補助金の交付状況

(単位:千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第 51 期 (平成 28 年度)	第 52 期 (平成 29 年度)	第 53 期 (平成 30 年度)
牛肉放射性物質検査経費負担金	東京都中央卸売市場食肉市場及び東京都立芝浦屠場における牛肉の放射性物質検査実施に係る申合せ書	放射能検査に係る検体採取及び検体調製作業に要する人件費及び消耗品経費等 (補助率: 2/3)	32,841	35,023	38,254
合計			32,841	35,023	38,254

(表 2) 主な委託事業

(単位:千円)

事業名	委託料		
	第 51 期 (平成 28 年度)	第 52 期 (平成 29 年度)	第 53 期 (平成 30 年度)
放射性物質安全確認証発行及び配布業務委託	1,182	1,186	1,165

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	第51期 (平成28年度)		第52期 (平成29年度)		第53期 (平成30年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	10,642	100	11,462	100	11,044	100
都からの収益	34	0.3	36	0.3	39	0.4
受取補助金	32	0.3	35	0.3	38	0.3
受託事業収入	1	0.0	1	0.0	1	0.0
他の収益	10,608	99.7	11,426	99.7	11,005	99.6

(表4) 公有財産の貸付状況

(単位:㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	卸売業者売場	せり場	—	721.3	4,803
	事務室	会社事務室等	—	2,061.0	55,696
	冷蔵室	枝肉保管	—	2,642.6	129,223
	冷蔵庫 (m ³)	内臓等保管	—	668.8	6,072
	その他設備	冷暖房設備等	—	—	7,789

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、東京食肉市場株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、集荷対策に積極的取り組んでいるかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 事業実績

会社は、主に家畜（牛・豚など）の荷受け及び販売、枝肉の受託・買付け及び販売などを行っている。

平成29年度における牛（生体及び枝肉）の取扱頭数は、13万1,330.5頭、平成30年度は13万1,228.5頭である。

また、平成29年度における豚（生体及び枝肉）の取扱頭数は、19万5,617頭で、平成30年度は20万1,293頭である。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第 51 期 (平成 28 年 度)	第 52 期 (平成 29 年度)		第 53 期 (平成 30 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	10,546	11,360	813	7.7	10,935	△ 424	△ 3.7
経常利益	962	854	△ 108	△ 11.2	887	33	3.9
当期純利益	612	553	△ 59	△ 9.7	591	38	6.9
資産合計	9,506	10,018	511	5.4	10,608	590	5.9
純資産合計	7,732	8,177	444	5.8	8,656	479	5.9

ア 経営成績

平成 29 年度は取扱数が減少したことにより経常利益が減少したものの、平成 30 年度に取扱数が前期より増加したことにより経常利益が増加している。

なお、平成 29 年度、平成 30 年度とも、1 株当たり 85 円の配当を行っている。

イ 財政状態

資産は流動資産、固定資産ともに前年度より増加している。負債も流動負債、固定負債ともに前年度より増加している。純資産については、利益剰余金が前年度より増加している。

(3) 経営に関する評価

事業の経営環境は、牛の全国における生産頭数は平成 22 年度以降、宮崎県で発生した口蹄疫の影響や後継者問題による肥育農家の廃業等から減少していたが、平成 30 年度には歯止めがかかった。しかし、全国総流通量に占める全国中央卸売市場の経由率は年々下がっており、市場への出荷頭数は不足傾向である。また、豚は、肥育農家の廃業等に加え、産地食肉センター等の整備が進み、産地におけると畜解体処理の拡大等により、東京市場の生体取扱量が減少、豚熱をはじめとする疾病等の影響で出荷頭数が伸び悩む状況である。このように牛豚ともに取扱量は減少に傾きがちであることから、今後とも牛・豚ともに出荷頭数の確保に向けた努力が必要である。

会社は、新規出荷者の開拓や既存出荷者への増頭要請を引き続き実施するとともに、需要者の小売・調理段階での省力化や省スペース化、廃棄物発生抑制などの観点から卸売市場に対する加工・パッケージ対応へのニーズの高まりを受け、豚の部分肉加工処理場の場内新設について検討しており、都や市場関係者と協力しながら需要者の多様なニーズに対応できるよう施設整備を実施する必要がある。

また、平成 30 年度から食品衛生管理の国際標準である HACCP を、市場関係者と連携し導入しているが、新たな販路の拡大としての輸出については、相手国が求める衛生基準等への

対応を進めることによる取引の活性化などに寄与するものであり更なる衛生管理体制の強化が必要である。

会社は今後とも、東京市場の活性化に寄与するとともに、中立な立場でせり販売を行うことで食肉の適正な流通価格を形成すること、人々の食生活に必要な不可欠な食材である牛肉・豚肉を都民に安定的に供給することが求められる。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

(表5) 畜種別取扱一覧表

(単位:頭、%)

区分	実績						
	第51期 (平成 28年度)	第52期 (平成29年度)		第53期 (平成30年度)			
		増減数	増減率	増減数	増減率		
牛	130,047.5	131,330.5	1,283.0	1.0	131,228.5	△102.0	△0.1
豚	208,104.0	195,617.0	△12,487.0	△6.0	201,293.0	5,676.0	2.9
その他(馬・仔牛)	207.5	122.0	△85.5	△41.2	122.0	0	0
合計	338,359.0	327,069.5	△11,289.5	△3.3	332,643.5	5,574.0	1.7

(表6) 畜種別取扱金額一覧表

(単位:百万円、%)

区分	実績						
	第51期 (平成 28年度)	第52期 (平成29年度)		第53期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
牛	119,481	113,151	△6,330	△5.3	118,254	5,103	4.5
豚	7,765	7,728	△36	△0.5	7,333	△394	△5.1
その他(馬・仔牛)	9	4	△4	△46.7	6	1	28.8
合計	127,255	120,884	△6,371	△5.0	125,594	4,709	3.9

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 51 期 (平成 28 年度)	第 52 期 (平成 29 年度)		第 53 期 (平成 30 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	10,546	11,360	813	7.7	10,935	△ 424	△ 3.7
売上原価	6,135	7,187	1,052	17.1	6,585	△ 602	△ 8.4
売上総利益	4,410	4,172	△ 238	△ 5.4	4,350	177	4.3
販売費及び一般管理費	3,545	3,420	△ 124	△ 3.5	3,571	151	4.4
営業利益	865	752	△ 113	△ 13.1	778	26	3.5
営業外収益	96	102	5	6.1	109	7	6.9
経常増減額	962	854	△ 108	△ 11.2	887	33	3.9
特別利益	2	8	5	218.6	8	△ 0	△ 5.4
特別損失	0	19	19	-	0	△ 18	△ 95.7
税引前当期純利益	964	843	△ 121	△ 12.6	894	51	6.1
法人税、住民税等	355	304	△ 50	△ 14.3	322	17	5.9
法人税等調整額	△ 3	△ 14	△ 11	336.9	△ 18	△ 4	31.8
当期純損益	612	553	△ 59	△ 9.7	591	38	6.9

イ 主要経営指標の推移

項目	第 51 期 (平成 28 年度)	第 52 期 (平成 29 年度)	第 53 期 (平成 30 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	9.4	7.8	7.6	$\frac{\text{事業利益 (注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	8.2	6.6	7.1	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.1	1.1	1.0	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	91.0	92.5	92.0	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第51期 (平成 28年度)	第52期 (平成29年度)		第53期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	8,566	9,088	522	6.1	9,627	539	5.9
現金及び預金	6,717	7,061	343	5.1	7,276	214	3.0
売掛金	1,772	1,952	179	10.1	2,311	359	18.4
その他	75	74	△ 0	△ 1.2	40	△ 34	△ 46.2
固定資産	940	929	△ 10	△ 1.1	981	51	5.5
有形固定資産	422	403	△ 19	△ 4.6	425	21	5.4
無形固定資産	27	24	△ 3	△ 11.5	17	△ 6	△ 27.3
投資その他資産	489	502	12	2.5	538	36	7.2
資産合計	9,506	10,018	511	5.4	10,608	590	5.9
流動負債	1,213	1,240	27	2.3	1,304	63	5.1
買掛金	29	25	△ 3	△ 12.3	12	△ 13	△ 51.8
リース債務	7	11	3	47.6	7	△ 3	△ 34.3
未払法人税等	179	140	△ 39	△ 21.9	183	43	30.9
賞与引当金	91	95	3	3.5	98	2	3.0
その他	904	968	63	7.0	1,002	34	3.6
固定負債	561	600	39	7.0	647	47	7.9
リース債務	12	4	△ 7	△ 64.1	0	△ 3	△ 88.1
退職給付引当金	444	466	22	5.1	512	45	9.9
その他	104	129	24	23.4	134	5	3.9
負債合計	1,774	1,841	66	3.8	1,952	110	6.0
株主資本	7,699	8,150	451	5.9	8,639	489	6.0
資本金	600	600	0	0	600	0	0
利益剰余金	7,099	7,550	451	6.4	8,039	489	6.5
純資産合計	7,732	8,177	444	5.8	8,656	479	5.9
負債及び純資本合計	9,506	10,018	511	5.4	10,608	590	5.9

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 51 期 (平成 28 年度)	第 52 期 (平成 29 年度)	第 53 期 (平成 30 年度)	算 式
流動比率	706.0	732.5	738.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	81.0	81.4	81.4	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	11.4	10.6	10.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

東京港埠頭株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京港埠頭株式会社	令和元年9月17日から 同年10月3日まで	第11期（平成29.4.1～平成30.3.31）及び第12期（平成30.4.1～平成31.3.31）の事業
局	港湾局、オリンピック・パラリンピック準備局、建設局	令和元年9月13日及び 同年10月4日	

2 団体の概要

設立の目的	東京港における外貿ふ頭事業を総合的かつ効率的に行うとともに、東京都が行う業務を補佐・代行することにより、東京港の機能強化と振興を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和47年 1月 財団法人東京港フェリー埠頭公社設立 昭和56年12月 財団法人東京港埠頭公社に改組 昭和57年 3月 京浜外貿埠頭公団が解散し、財団法人東京港埠頭公社が東京港における業務を継承 平成19年10月 東京港埠頭株式会社設立 平成20年 4月 財団法人東京港埠頭公社が解散し、東京港埠頭株式会社がその業務を引き継ぐ。 平成21年 1月 株式会社東京臨海ホールディングスを持株会社として東京港埠頭株式会社が経営統合される。

<p>事業の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埠頭施設の建設、賃貸、管理及び運営 ・ コンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営 ・ 駐車場施設の建設、賃貸、管理及び運営 ・ 埋立処分地への建設発生土及び土砂等の受入れ及び処理に関する業務 ・ 海面に浮遊する廃棄物収集に関する業務 ・ 船舶から発生する廃油回収及び運搬に関する業務 ・ 港湾、道路、橋梁施設に関する設計、工事監理及び維持管理に関する業務 ・ 公共施設及びこれらに準ずる施設等の維持管理及び運営 ・ 羽田沖の浅場維持・調査等に関する業務 ・ 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 ・ 新聞、雑誌、書籍、日用品雑貨、たばこ、酒類及び食料品の販売 ・ 飲食店及び喫茶店の経営 ・ 各種イベント、展示会の企画及び開催 ・ 各種興行の入場券の販売 ・ 出版物の企画、発行及び販売 ・ 港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究等 ・ 前各号に附帯関連する一切の事業
<p>所在地</p>	<p>東京都江東区青海二丁目4番24号青海フロンティアビル10階</p>
<p>組織</p>	<p>本社、主要な事業所（臨港サービス事務所、建設発生土管理事務所、公園センター）、現場事務所（臨港サービス事務所、晴海客船ターミナル、竹芝客船ターミナル、若洲海浜公園、若洲ゴルフリンクス、若洲キャンプ場、若洲海浜公園ヨット訓練所、お台場海浜公園、潮風公園（公園センター）、辰巳の森海浜公園、有明テニスの森公園テニス施設、東京港野鳥公園）</p>
<p>人員</p>	<p>役員7名（代表取締役社長1名、常務取締役2名、取締役3名、監査役1名、常勤3名、非常勤4名） 従業員169名</p>

都 と の 関 係	出資	資本金 168 億 5,500 万円 発行済株式総数 53 万 6,754 株のうち、29 万 6,654 株 (55.3%) (注 2)
	貸付金 (表 1)	281 億 2,602 万余円 (平成 29 年度末残高) 313 億 5,883 万余円 (平成 30 年度末残高)
	事業の委託 (表 2)	56 億 6,255 万余円 (平成 29 年度委託料) 45 億 6,491 万余円 (平成 30 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 3)	経常収益 175 億余円のうち、45 億余円 (26.0%)
	財産の貸付 (表 4)	土地 (248 万 8,326.46 m ²) を使用許可 (一部使用料免除) 及び 土地 (4 万 6,637.75 m ²) を貸付
	職員の派遣等	非常勤役員 2 名が都職員、常勤職員 25 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 9 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等 (注 3)	都は会社を事業協力団体とし、毎年度終了後、経営状況の報告を受けて いる。
	公の施設の管理 運営 (表 5)	15 億 7,975 万余円 (平成 29 年度指定管理料) 15 億 6,816 万余円 (平成 30 年度指定管理料) (コンソーシアムで受託した契約も契約金額で計算している。)
指定管理者 運営状況評価	平成 29 年度 S : 1 施設、A+ : 5 施設、A : 36 施設 平成 30 年度 S : 3 施設、A+ : 3 施設、A : 35 施設 (詳細は「参考資料」のとおり)	

(注 1) 上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

(注 2) 株主総会において議決権を有しない甲種類株式 5 万 6,554 株を含む。なお、議決権を有する株式については、50%を所有し、残りの全ては、都の政策連携団体であり、会社の親会社にあたる株式会社東京臨海ホールディングスが所有している。

(注 3) 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体 (報告団体)」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表1) 貸付金残高

(単位:百万円)

貸付金名	第10期 (平成28年度)末 残高	第11期(平成29年度)			第12期(平成30年度)		
		貸付額	償還額	年度末 残高	貸付額	償還額	年度末 残高
外貿埠頭整備 資金貸付金	16,910	1,166	1,759	16,316	495	1,594	15,217
港湾事業資金 収益回収特別 貸付金	1,069	0	152	916	0	152	763
コンテナふ頭 整備事業緊急 融資	1,089	0	0	1,089	0	0	1,089
東京港コンテ ナふ頭整備事 業貸付金	1,127	8,675	0	9,803	4,484	0	14,287
合計	20,196	9,842	1,912	28,126	4,980	1,747	31,358

(注) 都の貸付金額は、支出決定時点での金額となっている。

(表2) 主な委託事業

(単位:千円)

事業名	委託料		
	第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)	第12期 (平成30年度)
建設発生土受入事業の実施に関する業務委託	2,315,476	2,434,451	1,551,285
東京港から発生する水底土砂の有効利用に係る業務委託	861,906	675,394	873,708
東京都立お台場海浜公園外11公園の管理	522,879	528,116	524,412
客船ターミナル等の管理	297,201	297,201	297,201
その他	1,882,578	1,727,396	1,318,306
合計	5,880,040	5,662,558	4,564,912

(注) コンソーシアムで受託した契約は、会社の収入となる金額を記載している。

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	第10期 (平成28年度)		第11期 (平成29年度)		第12期 (平成30年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	18,707	100	18,730	100	17,542	100
都からの収益	5,880	31.4	5,662	30.2	4,564	26.0
管理運営受託収益等	5,880	31.4	5,662	30.2	4,564	26.0
他の収益	12,828	68.6	13,068	69.8	12,977	74.0

(表4) 公有財産の貸付状況 (詳細は「参考資料」のとおり)

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類	使用料 (年額)
			土地	
行政財産	港湾施設用地 (38 か所)	コンテナ置場、車両待機場等港湾施設	2,488,326.46	165,086
普通財産	港湾施設用地 (15 か所)	車両置場、臨時公共駐車場	46,637.75	245,686

(表5) 公の施設の管理運営状況 (詳細は「参考資料」のとおり)

(単位：千円)

施設名	指定管理料		
	第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)	第12期 (平成30年度)
有明テニスの森公園テニス施設など2体育施設	利用料金制		
お台場海浜公園など22公園	923,478	927,046	915,452
若洲海浜公園	利用料金制		
晴海客船ターミナルなど6客船ターミナル施設	565,320	565,326	565,333
竹芝ふ頭船舶給水施設など7船舶給水施設	87,380	87,380	87,380
品川ふ頭外貿岸壁など5岸壁・棧橋	-	利用料金制	

(注) コンソーシアムで受託した契約も契約金額で計算している。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、東京港埠頭株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、経営計画に基づき適切に事業が実施されているか、臨海地域における課題解決に向けた具体的な取組を行っているか、などの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

会社は、平成29年度から3年間の第4期中期経営計画「～港力（ミナトヂカラ）の更なる強化～」(平成29年3月策定)に基づき、東京港における物流機能を向上させる取組や、臨海エリアを発展させる取組などを行っている。

具体的には、物流機能を向上させる主な取組では、新規コンテナ埠頭においては、中央防波堤外側Y1・Y2の整備・運営、Y3の整備計画の策定を行っている。また、既存コンテナ埠頭においては、大井・青海埠頭の再編計画の検討・策定を行っているほか、大型船対応（ガントリークレーンの大型化等）を行っている。一方、臨海エリアを発展させる主な取組では、海の灯まつり、スポーツ&フラワーフェスタ等既存イベントの充実、グローバルフェスタ、レインボー花火等集客力のあるイベントの定着化に向けた取組を行っている。

このほか、会社の営業収益のうち約7割を占める外貿埠頭事業では、外貿埠頭バースの稼働率の100%を維持しており、コンテナの貨物取扱個数は平成27年以降連続で増加している。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第10期 (平成28年度)	第11期(平成29年度)		第12期(平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	18,572	18,637	65	0.4	17,436	△1,201	△6.4
経常利益	3,755	4,281	526	14.0	3,787	△493	△11.5
当期純利益	3,131	2,987	△143	△4.6	2,593	△393	△13.2
資産合計	84,815	87,440	2,624	3.1	95,609	8,168	9.3
負債合計	33,350	32,988	△362	△1.1	38,563	5,574	16.9
純資産合計	51,465	54,452	2,987	5.8	57,046	2,593	4.8

ア 経営成績

第12期における経常利益及び当期純利益は、外貿事業における中央防波堤外側ふ頭(Y2)の整備による減価償却費が増加したため、減少している。

イ 財政状態

第11期及び第12期において、資産合計及び純資産合計は増加している。一方、負債合計は、都からの借入金の影響が大きく、借入・償還の時期により第11期は減少、第12期は増加している。

(注) 会社の借入金額は、都から入金された時点での金額となっている。

(3) 経営に関する評価

会社は、首都圏の輸入を中心とする外貿コンテナ貨物の取扱個数が日本一である東京港の外貿コンテナ埠頭を一元管理しているが、その特性と事業環境の変化により主に次のような課題がある。

- ① 東京港は市街地に隣接しているため、港湾施設として利用可能なスペースが狭隘^{あい}であることから、限られた土地の有効活用が必要である。
- ② コンテナ船の大型化が進行していることから、適切な設備投資による船舶大型化への対応が必要である。
- ③ 慢性的な交通混雑が発生し、物流の効率性が低下していることから、創意工夫を凝らした交通混雑の緩和が必要である。

会社はこれらの課題を解決するため、第4期中期経営計画を策定し、東京港の国際貿易拠点港としての機能を強化する次の取組を実施している。

- ① 中央防波堤外側に新規コンテナ埠頭(Y1・Y2)の整備を行い、Y1については平成29年11月から管理運営を開始しており、Y2については令和2年春から管理運営を開始することとしている。また、既存コンテナ埠頭(大井・青海)では、再編計画の検討・策定を行っている。
- ② 大井・青海コンテナ埠頭において、クレーンの大型化や栈橋の補強を実施して大型船対応を図っている。
- ③ 車両待機場を整備したほか、輸入の搬出貨物を無料で仮置き可能な場所として提供する、東京港ストックヤードを設置運営している。

このように会社は、諸課題の解決に取り組むことで東京港の機能強化を図るとともに、外貿埠頭事業を中心として着実に純利益を計上している。

しかしながら、引き続き新規埠頭の整備をはじめ、今後予定されている既存埠頭の再編・整備や借入金の償還など、資金需要が見込まれることから、今後も引き続き収益性を確保し財務基盤の強化に取り組む必要がある。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの

会社は、内貿埠頭事業として、フェリー埠頭ターミナルビル等の管理運営を行っている。管理運営には、図1のとおり、会社が所有するフェリー埠頭ターミナルビルのほか、都が所有する歩道橋（ギヤングウェイ（注））等の設備が含まれ、施設の管理運営については、都と締結している「フェリーふ頭施設の管理運営協定」（以下「協定」という。）に基づき実施することとされている。

また、協定第3条では、施設の維持補修等について規定されており、都及び会社が維持補修等を行うときは、事前協議を行うことや所有区分に応じて経費を分担することとしている。

ところで、会社は、自動火災報知設備の改修工事について、経年劣化等の理由から表6のとおり契約し、実施していた。

そこで、この契約について見たところ、会社は、改修範囲に都が所有する歩道橋に設置されているものも含まれているにもかかわらず、事前の協議を行わないまま工事を実施し、監査日（令和元年10月1日）現在、表7にあるとおり、本来であれば、都が負担すべき改修費用101万6,988円を請求していないことが見受けられた。

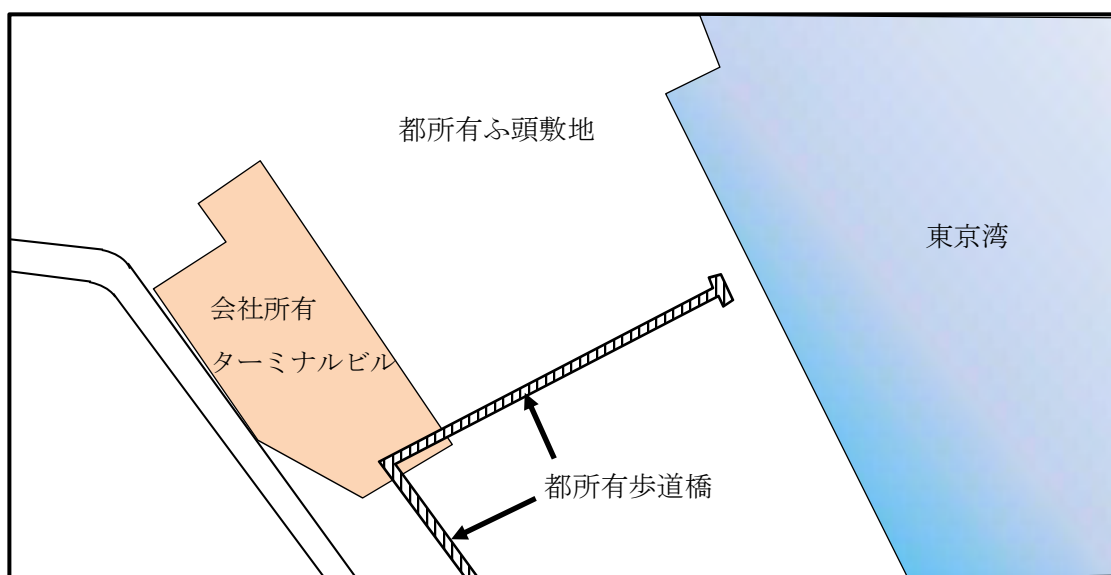
会社は、自動火災報知設備の改修費用を都に請求されたい。

（東京港埠頭株式会社）

（注）大型客船に乗船するための旅客専用の人道橋のこと。



(図 1)



(表 6) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	工期	契約金額	契約内容
平成30年度フェリー埠頭ターミナルビル自動火災報知設備改修工事	平成30. 11. 9 ～平成31. 2. 28	8, 202, 600	防災監視盤、発信機、表示灯等の改修

(表 7) 都が負担すべき改修費用 (共通費、諸経費込み)

(単位:円)

区分	金額	都負担分	計
防災監視盤 (中継器含む)	6, 614, 128	1, 473. 79/11, 698. 66	833, 244
発信機	629, 070	3/23	82, 053
表示灯 (屋内型)	333, 886	3/38	26, 359
計			941, 656
消費税及び地方消費税			75, 332
合計			1, 016, 988

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 外貿埠頭事業におけるコンテナ取扱実績等

(単位：万TEU (注)、隻、%)

事業名	実績		
	第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)	第12期 (平成30年度)
コンテナ取扱個数	425	450	457
コンテナ船入港数	4,919	5,015	5,118
港湾施設の貸付稼働率	100	100	100

(注) TEUとは、コンテナの本数を20フィートコンテナに換算した場合の単位である。

イ 内貿埠頭事業における東京港フェリーターミナル貸付状況

区分	用途	貸付対象	実績		
			第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)	第12期 (平成30年度)
ターミナルビル	貸室	2,525 m ²	2,067 m ²	2,074 m ²	2,105 m ²
	関連駐車場	139 区画 (注1)	129 区画	125 区画	125 区画
第2線駐車場	シャーシー等置場	231 区画	231 区画	231 区画	231 区画
	南北線工事の代替地	161 区画 (注2)	151 区画	151 区画	161 区画
上屋等	上屋等施設	8 区画	8 区画	8 区画	8 区画

(注1) 第10期の貸付対象は138区画

(注2) 第10期の貸付対象は151区画

ウ 建設発生土有効利用事業における建設発生土処理等受入実績

(単位：m³)

事業名	実績		
	第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)	第12期 (平成30年度)
建設発生土処理(受入量)	661,860	843,753	353,556
水底土砂有効利用(受入量)	900,785	713,843	484,781

エ 環境保全事業における港内清掃実績

(単位：m³)

事業名	実績		
	第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)	第12期 (平成30年度)
港内清掃(ゴミ収集量)	2,252	2,287	2,242

オ 指定管理者関連事業

(ア) 主な公園等の入園者数

(単位：人)

名称	実績		
	第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)	第12期 (平成30年度)
お台場海浜公園	2,315,148	2,261,490	2,400,785
辰巳の森海浜公園	139,241	124,832	112,696
潮風公園・台場公園	485,004	495,451	427,127
若洲海浜公園	301,871	300,496	304,807
有明テニスの森公園テニス施設	673,720	493,523	(注) 30,721
東京港野鳥公園	35,032	35,814	38,317

(注) 改修工事の影響により減少

(イ) 主な有料施設の利用状況

(単位：人、千円)

名称	実績					
	第10期(平成28年度)		第11期(平成29年度)		第12期(平成30年度)	
	人数	収入額	人数	収入額	人数	収入額
辰巳の森海浜公園	42,721	5,927	36,934	5,236	30,918	4,285
若洲海浜公園	64,213	767,879	65,973	773,627	64,707	763,367
有明テニスの森公園 テニス施設	673,720	306,429	493,523	228,085	30,721	18,211
東京港野鳥公園	35,032	5,118	35,814	4,760	38,317	5,158

(ウ) 客船ターミナル施設利用者（乗降船者）数

(単位：人)

名称	実績								
	第10期(平成28年度)			第11期(平成29年度)			第12期(平成30年度)		
	乗船	降船	計	乗船	降船	計	乗船	降船	計
晴海	9,712	10,783	20,495	17,140	18,232	35,372	22,367	22,289	44,656
有明	23,601	12,776	36,377	32,743	13,987	46,730	24,739	14,016	38,755
青海	1,162	4,053	5,215	2,200	3,492	5,692	3,193	7,172	10,365
竹芝	597,659	565,341	1,163,000	594,619	559,202	1,153,821	577,128	540,586	1,117,714

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第10期 (平成28 年度)	第11期 (平成29年度)		第12期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	18,572	18,637	65	0.4	17,436	△ 1,201	△ 6.4
営業費用	14,156	13,626	△ 529	△ 3.7	12,969	△ 656	△ 4.8
営業総利益	4,416	5,011	595	13.5	4,467	△ 544	△ 10.9
販売費及び一般管理費	717	761	43	6.1	712	△ 48	△ 6.4
営業利益	3,698	4,250	551	14.9	3,754	△ 495	△ 11.7
営業外収益	135	92	△ 43	△ 31.9	105	13	14.6
営業外費用	78	61	△ 17	△ 22.3	72	11	19.0
経常利益	3,755	4,281	526	14.0	3,787	△ 493	△ 11.5
特別利益	792	55	△ 736	△ 93.0	155	99	178.6
特別損失	8	2	△ 6	△ 72.8	192	190	-
税引前当期純利益	4,538	4,334	△ 204	△ 4.5	3,750	△ 584	△ 13.5
法人税、住民税等	1,401	1,381	△ 20	△ 1.5	1,160	△ 220	△ 16.0
法人税等調整額	5	△ 33	△ 39	△ 667.0	△ 4	29	△ 86.4
当期純利益	3,131	2,987	△ 143	△ 4.6	2,593	△ 393	△ 13.2

イ 主要経営指標の推移

項目	第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)	第12期 (平成30年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	4.4	4.9	4.0	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	19.9	22.8	21.5	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.22	0.21	0.18	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	79.9	77.1	78.4	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	54.7	75.5	53.4	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第10期 (平成28年度)	第11期 (平成29年度)		第12期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	29,134	18,111	△11,022	△ 37.8	23,903	5,791	32.0
現金及び預金	19,579	7,954	△11,624	△ 59.4	14,731	6,776	85.2
預け金	7,000	7,000	0	0	7,000	0	0
その他	2,554	3,157	602	23.6	2,172	△ 984	△ 31.2
固定資産	55,681	69,328	13,647	24.5	71,705	2,376	3.4
有形固定資産	49,356	60,802	11,446	23.2	62,883	2,081	3.4
無形固定資産	39	81	41	105.0	63	△ 18	△ 22.1
投資その他資産	6,285	8,444	2,159	34.3	8,758	313	3.7
資産合計	84,815	87,440	2,624	3.1	95,609	8,168	9.3
流動負債	7,757	7,552	△ 205	△ 2.6	6,447	△ 1,105	△ 14.6
未払金	3,464	3,396	△ 67	△ 2.0	2,892	△ 504	△ 14.8
一年以内返済 長期借入金	2,762	2,597	△ 165	△ 6.0	2,601	4	0.2
未払法人税等	808	804	△ 4	△ 0.5	577	△ 226	△ 28.2
預り金	547	572	25	4.6	194	△ 377	△ 66.0
その他	175	181	6	3.7	180	△ 0	△ 0.4
固定負債	25,592	25,435	△ 157	△ 0.6	32,115	6,680	26.3
長期借入金	23,197	22,893	△ 303	△ 1.3	29,463	6,569	28.7
退職給付引当金	1,309	1,353	44	3.4	1,308	△ 45	△ 3.3
その他	1,086	1,188	102	9.4	1,344	155	13.1
負債合計	33,350	32,988	△ 362	△ 1.1	38,563	5,574	16.9
株主資本	51,465	54,452	2,987	5.8	57,046	2,593	4.8
資本金	16,855	16,855	0	0	16,855	0	0
資本準備金	14,435	14,435	0	0	14,435	0	0
利益剰余金	20,174	23,161	2,987	14.8	25,755	2,593	11.2
純資産合計	51,465	54,452	2,987	5.8	57,046	2,593	4.8
負債及び純資産合計	84,815	87,440	2,624	3.1	95,609	8,168	9.3

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 10 期 (平成 28 年度)	第 11 期 (平成 29 年度)	第 12 期 (平成 30 年度)	算式
流動比率	375.6	239.8	370.8	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	60.7	62.3	59.7	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	88.9	105.9	96.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料

(1) 公の施設の管理運営状況

ア 臨海副都心グループによる管理

(単位:千円)

指定管理評価		施設名 (所在地) (いずれも東京都内)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
A+	A+	お台場海浜公園 (港区台場一丁目10番1号)	平成 28. 4. 1 ～令和 8. 3. 31	532, 137	537, 374	533, 670
休園中	休園中	フェリーふ頭公園 (江東区有明四丁目)				
A	A	青海中央ふ頭公園 (江東区青海四丁目)				
A	A	青海北ふ頭公園 (江東区青海二丁目)				
A	A	青海南ふ頭公園 (江東区青海二丁目)				
A	A	暁ふ頭公園 (江東区青海三・四丁目)				
A	A	水の広場公園 (江東区青海一・二丁目、有明三丁目)				
A	A	有明西ふ頭公園 (江東区有明三丁目)				
A	A	青海緑道公園 (江東区青海四丁目)				
A	A	東八潮緑道公園 (品川区東八潮)				
A+	S	シンボルプロムナード公園 (港区台場一・二丁目、江東区青海一・二丁目、有明二・三丁目)				
A	A	有明北緑道公園 (江東区有明一・二丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 8. 3. 31	78, 560	79, 363	80, 134
A	A	潮風公園 (品川区東八潮)				
A	A	台場公園 (港区台場一丁目)				
合計				610, 697	616, 737	613, 804

イ 有明テニス・マネージメントチームによる管理

指定管理評価		施設名 (所在地) (東京都内)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
A	A	有明テニスの森公園テニス施設 (体育施設) (江東区有明二丁目2番22号)	平成 28. 4. 1 ～令和 5. 3. 31	利用料金制		

ウ 東京港野鳥公園グループによる管理

(単位:千円)

指定管理評価		施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
A+	S	東京港野鳥公園 (大田区東海三丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 5. 3. 31	123, 313	123, 313	125, 380

エ 若洲シーサイドパークグループによる管理

指定管理評価		施設名 (所在地) (いずれも東京都内)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
S	S	若洲海浜公園 (江東区若洲三丁目)	平成 25. 4. 1 ～令和 2. 3. 31	利用料金制		
A	A	若洲海浜公園ヨット訓練所 (体育施設) (江東区若洲三丁目1番1号)	平成 25. 4. 1 ～令和 2. 3. 31			

オ 東京港埠頭・テレポートセンターグループによる管理

(単位:千円)

指定管理評価		施設名 (所在地) (東京都内)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
A	A	竹芝客船ターミナル (港区海岸一丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 3. 3. 31	268, 119	268, 125	268, 132

カ 会社単独による管理

(ア) 公園

(単位:千円)

指定管理評価		施設名 (所在地) (いずれも東京都内)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
A+	A	辰巳の森海浜公園 (江東区辰巳二丁目)	平成 28. 4. 1 ~令和 5. 3. 31	189,468	186,996	176,268
A	休園中	晴海ふ頭公園 (中央区晴海五丁目)				
A	A	春海橋公園 (江東区豊洲二丁目)				
A+	A+	新木場公園 (江東区新木場二丁目)				
A	A	辰巳の森緑道公園 (江東区辰巳一・二丁目)				
A	A	夢の島緑道公園 (江東区夢の島一・二・三丁目)				
A	A	新木場緑道公園 (江東区新木場四丁目)				

(イ) 船舶給水施設

(単位:千円)

指定管理評価		施設名 (所在地) (いずれも東京都内)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
A	A	竹芝ふ頭船舶給水施設 (港区海岸一丁目)	平成 28. 4. 1 ~令和 3. 3. 31	87,380	87,380	87,380
A	A	日の出ふ頭船舶給水施設 (港区海岸二丁目)				
A	A	芝浦ふ頭船舶給水施設 (港区海岸三丁目)				
A	A	晴海ふ頭船舶給水施設 (中央区晴海二・五丁目)				
A	A	月島ふ頭船舶給水施設 (中央区豊海町)				
A	A	辰巳ふ頭船舶給水施設 (江東区辰巳三丁目)				
A	A	運搬給水施設 運搬給水船「すいれん」				

(ウ) 客船ターミナル施設

(単位:千円)

指定管理評価		施設名 (所在地) (いずれも東京都内)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
A	A+	晴海客船ターミナル (中央区晴海五丁目)	平成 28. 4. 1 ～令和 3. 3. 31	297, 201	297, 201	297, 201
A	A	有明客船ターミナル (江東区有明三丁目)				
A	A	有明小型船発着所浮棧橋 (江東区有明三丁目地先)				
A	A	青海客船ターミナル (江東区青海二丁目)				
A	A	青海小型船発着所浮棧橋 (江東区青海二丁目地先)				

(エ) 岸壁・棧橋

指定管理評価		施設名 (所在地) (いずれも東京都内)	指定管理期間	指定管理料		
平成 29年度	平成 30年度			第10期 (平成 28年度)	第11期 (平成 29年度)	第12期 (平成 30年度)
A	A	品川ふ頭外貿岸壁 (品川区東品川五丁目)	平成 29. 4. 1 ～令和 4. 3. 31	-	利用料金制	
A	A	品川ふ頭外貿棧橋 (品川区東品川五丁目地先)				
A	A	青海ふ頭外貿岸壁 (江東区青海三丁目)				
A	A	青海ふ頭外貿棧橋 (江東区青海三丁目地先)				
A	A	中央防波堤外側ふ頭棧橋 (Y1) (江東区青海三丁目地先)	平成 29. 11. 1 ～令和 4. 3. 31			

(2) 公有財産の貸付状況

ア 行政財産

(単位: m²、円)

施設名	目的	種類	使用料 (年額)
		土地	
港湾施設用地 (大井バンプール)	給排水施設(埋設管)	138.78m	95,760
港湾施設用地 (大井バンプール)	海上空コンテナ等置場	9,704.91	12,344,760
港湾施設用地 (大井中央バンプール)	コンテナ置場	6,351.26	8,079,744
港湾施設用地 (大井中央バンプール)	コンテナ置場	6,712.20	8,538,936
港湾施設用地 (若洲臨時駐車場)	臨時駐車場設置	1,565.20	6,840,288
港湾施設用地 (浜園第一駐車場)	臨時駐車場設置	2,210.08	9,657,648
港湾施設用地 (浜園第二駐車場)	臨時駐車場設置	2,372.72	10,365,264
港湾施設用地 (大井コンテナ埠頭)	荷捌・荷揚用	34,650.00	免除
港湾施設用地 (品川コンテナふ頭)	荷捌・荷揚用	13,875.00	免除
港湾施設用地 (中央防波堤外側ふ頭)	荷捌・荷揚用	31,500.00	免除
港湾施設用地 (青海コンテナふ頭)	荷捌・荷揚用	34,800.00	免除
港湾施設用地 (青海公共車両待機通路)	車両整理場 一時待機場所	17,272.34	免除
中央防波堤外側港湾施設用地 (車両待機通路)	車両待機通路	18,832.49	免除
中央防波堤外側港湾施設用地 (バンプール)	バンプール	23,595.00	免除
中央防波堤外側港湾施設用地 (重量物野積場)	重量物野積場	10,115.52	免除
青海埠頭港湾施設用地	コンテナ置場	15,576.19	免除
青海埠頭港湾施設用地	コンテナ置場 車両待機通路	26,137.00	免除
青海埠頭港湾施設用地	コンテナ置場	39,005.00	免除
青海埠頭港湾施設用地	コンテナ置場 車両待機通路	64,947.00	免除
青海埠頭港湾施設用地	車両整理場 一時待機場所	11,360.00	免除
中央防波堤外側港湾施設用地 (バン・シャーシープール)	バン・シャーシープール	3,295.28	免除
大井埠頭港湾施設用地 (シャーシープール)	臨時施設(シャーシープール)	12,918.03	免除

(単位：㎡、円)

施設名	目的	種類	使用料 (年額)
		土地	
港湾施設用地 (お台場ライナー埠頭背後)	SOLASフェンスの占用	167.70	免除
港湾施設用地(大井コンテナ埠頭7号水産埠頭側)	SOLASフェンスの占用	36.80	免除
港湾施設用地 (お台場ライナーふ頭)	ふ頭施設用地	147,817.40	94,012,248
港湾施設用地 (フェリーふ頭内北側)	駐車場及び附属施設用地	174.00	760,032
港湾施設用地 (フェリーふ頭内南側)	駐車場及び附属施設用地	270.00	1,179,360
港湾施設用地 (フェリーふ頭内A野積)	シャーマン置場	1,900.96	3,467,424
港湾施設用地 (フェリーふ頭内A野積)	シャーマン置場	200.00	364,800
港湾施設用地 (フェリーふ頭内A野積)	シャーマン置場	160.00	291,840
港湾施設用地 (若洲ふ頭内)	シャーマン置場	9,443.06	6,233,040
港湾施設用地 (有明ふ頭公園内)	車両整理場 一時待機場所	4,326.00	2,855,160
青海ふ頭	港湾施設の設置・運営	391,409.94	免除
品川埠頭	港湾施設の設置・運営	140,496.33	免除
大井ふ頭	港湾施設の設置・運営	823,800.20	免除
中央防波堤外側ふ頭	港湾施設の設置・運営	430,826.07	免除
大井ふ頭その1その2間	港湾施設の設置・運営	128,190.98	免除
大井ふ頭その1	港湾施設の設置・運営	22,173.02	免除
合計		138.78m 2,488,326.46	165,086,304

(注) 次の規程により使用料を免除している。

- ・東京都港湾管理条例(平成16年東京都条例第93号)第20条
- ・東京都臨海地域開発事業及び港湾事業に係る行政財産使用料及び財産の無償貸付け等に関する規則(平成13年東京都規則第111号)第8条第1項第3号

イ 普通財産

(単位：㎡、円)

施設名	目的	種類	使用料 (年額)
		土地	
江東区新木場四丁目 12 番 52	車両置場	1,300.01	7,254,048
辰巳駐車場	臨時公共駐車場	4,010.80	15,257,076
辰巳第二駐車場	臨時公共駐車場	10,440.82	54,269,124
新木場駐車場	臨時公共駐車場	2,951.91	12,362,592
塩浜駐車場	臨時公共駐車場	1,829.04	13,239,960
若洲駐車場	臨時公共駐車場	2,378.06	9,245,892
八潮駐車場	臨時公共駐車場	2,418.27	13,758,707
城南駐車場	臨時公共駐車場	4,612.91	25,428,408
東雲第二駐車場	臨時公共駐車場	1,886.10	13,240,416
城南第二駐車場	臨時公共駐車場	4,568.36	21,818,484
新木場第二駐車場	臨時公共駐車場	730.70	4,200,060
城南第三駐車場	臨時公共駐車場	2,794.10	13,244,028
新木場第三駐車場	臨時公共駐車場	1,903.23	11,784,792
辰巳第三駐車場	臨時公共駐車場	2,530.56	12,419,988
潮見駐車場	臨時公共駐車場	2,282.88	18,162,588
合計		46,637.75	245,686,163

東京交通サービス株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、当該団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京交通サービス株式会社	令和元年10月7日から同月15日まで	第49期（平成29.4.1～平成30.3.31）及び第50期（平成30.4.1～平成31.3.31）の事業
局	交通局	令和元年10月4日及び同月17日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都交通局の自動車営業所や地下鉄保守庁舎等の食堂経営を目的として設立（旧社名：交通協力会給食株式会社）
主な沿革	昭和44年10月 設立 平成4年1月 現社名に変更 平成6年7月 駅務システム機器等の保守管理業務を受託し、以降、順次受託業務の範囲を拡大 平成21年3月 食堂事業を財団法人東京都交通局協力会に分離移管 平成22年3月 東京都交通局が会社の全株式を取得 同年4月 東京都監理団体に指定
事業の概要	東京都交通局等の施設の点検、保守管理業務及び同施設に関する各種工事の監理業務
所在地	東京都中央区東日本橋一丁目9番7号
組織	本社、21事業所
人員	役員10名（取締役8名（常勤3名、非常勤5名）、監査役2名（非常勤）） 従業員324名

都 と の 関 係	出資	資本金 2,000 万円の全額
	事業の委託 (表 1)	63 億 6,625 万余円 (平成 29 年度委託料) 67 億 9,554 万余円 (平成 30 年度委託料)
	経常収益に占める 都からの収益 (表 2)	経常収益 70 億余円うち 67 億余円 (96.0%)
	職員の派遣等	非常勤役員 5 名及び常勤職員 20 名を都から派遣 常勤役員 2 名が都退職者
	東京都政策連携団体等 (注 2)	都は団体を政策連携団体に指定し、財政・経営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成状況 に係る評価結果	平成 29 年度 : B 平成 30 年度 : B

(注 1) 上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

(注 2) 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体 (報告団体)」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

(表 1) 主な委託事業

(単位 : 千円)

事業名	契約件名	委託料		
		第 48 期 (平成 28 年度)	第 49 期 (平成 29 年度)	第 50 期 (平成 30 年度)
駅務施設事業 (注 1)	駅務機器の保守点検業務委託	765,000	757,815	759,600
	三田線・新宿線・大江戸線可動式ホーム柵保守委託 (注 2)	-	285,400	339,100
	各駅における駅務機器移設作業委託	45,150	102,530	69,136
電気施設 事業	都営地下鉄変電所設備他保守業務委託	285,700	286,200	293,200
	三田線・大江戸線可動式ホーム柵保守委託	285,000	-	-
	都営地下鉄構内及び荒川線工事保安業務委託	163,127	192,686	268,594
	都電荒川線電気設備点検委託	130,500	126,720	134,190
車両・機械 事業	都営地下鉄等機械設備保守委託	712,000	740,000	760,005
	三田線全般・重要部検査他	531,949	618,614	669,808
	日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託	345,020	346,747	345,984
	日暮里・舎人ライナー車両全般・重要部検査	165,783	194,332	241,794
	空気調和装置の点検等業務委託	178,996	177,755	179,051
土木・建築 事業	都営地下鉄駅等昇降機設備点検及び保守委託	1,115,000	1,108,000	1,133,000
	東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託	350,140	367,455	377,464
	都電荒川線安全管理業務委託	145,700	147,040	151,693
	日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託	130,700	136,780	145,048
	日暮里・舎人ライナー駅昇降機設備点検及び保守委託	117,000	119,500	121,800
発電事業	発電所安全管理業務委託	32,668	32,913	34,071

(注 1) 第 48 期までは「駅務機器事業」

(注 2) 本業務は第 48 期以前は「技術事業」として整理している。また、第 50 期から新宿線の受託を開始。

(注 3) 第 49 期まで:「技術事業」、第 50 期以降:「電気施設事業」等 4 事業

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	第48期 (平成28年度)		第49期 (平成29年度)		第50期 (平成30年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	6,164	100	6,596	100	7,078	100
都からの収益	6,003	97.4	6,366	96.5	6,795	96.0
他の収益	160	2.6	230	3.5	282	4.0

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

本監査では、会社の事業について、事業領域拡大への対応力の強化や体制構築はなされているか、積極的な採用活動などにより人材の確保がなされているか、技術力向上と技術継承に向けた取組は適切かなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

なお、技術力向上と技術継承に向けた取組などについては、技術的な着眼点からも検証した。その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

会社は、都交通局の鉄道・軌道施設及び車両等の保守管理業務を行っており、「高度な技術力と蓄積したノウハウをベースに、質の高いメンテナンスを提供し、都営交通の安全・安定輸送に貢献する」との企業理念に基づき、局と一体となってお客様の安全・安心を確保しつつ、サービスの向上に努めていくことを使命としている。

都からの収益の割合は会社の売上高（受託事業収入）の96%程度で推移し、都施策との連動性は極めて高い。近年は、自動改札機や自動券売機等の駅務機器の増設などによる駅務施設事業の増、駅の老朽化による改良工事の保安立会の増加などに伴う電気施設事業の増、利用者増に対応した車両数の増備に伴う車両・機械事業の増、駅のバリアフリー化に伴うエレベータ設置工事などの増による土木・建築事業の増などにより、それぞれの事業において、都からの受託金額はおおむね増加傾向にある。

会社は、「経営改革プラン」を策定し、5つの取組事項及びそれぞれの取組事項に対応した3年後の到達目標を設定して公表しており、第50期は、当該経営改革プランの初年度である。

(2) 経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	第 48 期 (平成 28 年度)	第 49 期 (平成 29 年度)		第 50 期 (平成 30 年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	6,164	6,596	431	7.0	7,078	481	7.3
経常利益	167	195	28	16.7	332	136	69.7
当期純利益	118	132	14	11.9	218	85	64.5
資産合計	2,257	2,527	269	12.0	2,804	277	11.0
純資産合計	1,311	1,434	123	9.4	1,645	211	14.7

ア 経営成績

売上高、経常利益及び当期純利益は、それぞれ第48期から継続して増加しており、第50期の当期純利益は2億1,821万余円となっている。これは、上記のとおり、局からの受託事業の増により売上高が増加する一方で、会社が外注費、人件費の抑制などの経営努力により、売上高の増に比して売上原価の伸びを抑えたことなどによるものである。

局の受託事業の増は、第49期においては、機器移設工事（駅務施設事業）の増など、第50期においては、電気・機械設備に関する駅構内工事の監理業務（電気施設事業）やホームドア設備の保守管理業務（新宿線）（駅務施設事業）の増などによるものである。

また、外注費、人件費の抑制の取組としては、第49期においては、駅務機器保守点検（駅務施設事業）における要員数の抑制、第50期においては、携帯・光工事（電気施設事業（自主事業））における直営率向上による外注費の抑制などがあげられる。

イ 財政状態

資産合計は、第48期から継続して増加している。これは、主に、売上高の増などに伴う当期純利益の確保により現金及び預金が増加したことなどによるものである。

負債合計も第48期から継続して増加している。これは、売上高の増などに伴う未払法人税等の増（第50期）や買掛金の増（第49期）による流動負債の増、社員の増加等に伴う退職給付引当金の増（第49期及び第50期）により、固定負債が増加したことなどによるものである。

さらに、純資産合計も第48期から継続して増加している。これは、継続して当期純利益を計上しているためである。

(3) 経営に関する評価

ア 会社の経営課題について

(ア) 積極的な採用活動などによる人材の確保

会社の固有社員について、労働力人口の減少に伴い、他社との人材獲得競争が激しくなっていることに加え、局の定年退職者の減少に伴い局OB社員の確保も困難になっている。

このため、会社は、採用活動期間の柔軟な設定や様々な採用チャネルの設定などにより採用活動の幅を広げるなどの努力を行い、第50期は、都立職業能力開発センターなど新たな採用活動先から合計19名の採用につなげている。

(イ) 技術力向上と技術継承に向けた取組

会社は、従来行っていた局との人材交流や局OB社員による技術継承のほか、同業他社への短期派遣や外部専門機関による研修の受講を促す等、社外ノウハウの積極的な活用を図っている。

また、自動改札機や自動券売機等の駅務機器の実機を購入し、保守点検や障害対応訓練の技術研修に活用することにより、技術力の向上、技術の継承を図っている。

(ウ) 事業に対応する会計区分への見直しと執行管理・情報開示

会社は受託事業を段階的に拡大し、現在では多岐にわたる保守管理を行っている一方で、会計は、これまで駅務施設事業と技術事業の2区分で経理してきた。会社は、都民などに事業の詳細を分かりやすく開示することや、執行状況の評価に役立てるために、技術事業を4区分にし、全部で5区分で経理することとし、第50期の決算書からこの区分によっている。

(エ) 事業領域拡大への対応力の強化及び体制構築

会社は、今後、駅施設の老朽化に伴い、駅大規模改良工事を中心に受注を拡大し、工事監理業務を会社の成長の柱に育て上げることを目指している。当該業務は、専門的な知識や経験を必要とすることから、専門の組織を設置するとともに、更なる局との人材交流や行政実務研修の受講を行うなど、事業の執行体制を整えるために、現在、局と協議中である。

(オ) 新技術を活用した安全性向上・業務効率化の取組

会社は、水力発電事業所点検作業等におけるドローンの活用について、ドローンの購入、社員のフライト資格取得を行い、これを用いた点検作業の試行を実施している。

また、新技術導入担当者を配置し、保守現場における新技術の活用状況について情報収集を行っているほか、ウェアラブルカメラや携帯端末による業務支援ツールの導入を検討し、作業の安全性向上及び業務効率化について取り組んでいる。

会社は、局の受託業務を着実に遂行することが求められていること、当該業務量が増加傾向となっていることを踏まえ、上記経営課題に集中的に取り組むなど経営努力を続ける必要がある。

イ 受委託における内部統制について

会社は、前記のとおり、都の政策連携団体に指定されており、売上高の96%程度を局からの受託事業が占め、その多くを外部に委託している。

先般、都が実施した他の政策連携団体の特別監察において、業務の不履行等の不適切事案や、それを防止する仕組みが有効に機能していなかったことなど内部統制上の問題が指摘されている。

そこで、会社の受委託等に係る業務の適正を確保する仕組みが整備され適切に運用されているかなどに着眼して監査を実施したところ、別項指摘事項に記載のとおり、次のような内部統制上考慮すべきことが認められた。

(ア) 発注担当者と同じ事業部門に属する検査担当者が業務の履行完了確認を行っているが、履行完了を十分確認していないなど、適時・適切に行われていない。

(イ) 各事業部門の所管管理課が支出伝票を起票し経理部に送付するが、履行完了届は各事業部門内で保管されており、経理部では検査完了を書面で確認していない。

業務の適正確保や不正防止の観点からは、業務を委託する発注、納品又は委託先の業務の完了を確認する検査、会計帳簿に計上する記帳及び委託先への代金の支払に至る一連の業務プロセスにおいて職務分掌を図る必要がある。発注担当とは別の検査担当が適時に業務の履行完了確認を行い、経理部は、事前に承認された発注書、履行完了届及び請求書の内容を相互に確認した上で債務計上するなど、各職務権限を分離した上で相互けん制を効かせる必要がある。

都と共に政策実現を目指す各政策連携団体においては、内部統制体制の構築と適正な運用に努め、事業運営上、適切な業務管理を行う必要がある。

ウ 利益剰余金の処分方針の策定について

会社は、過去3年間において、都からの受託契約による売上の増加などにより当期純利益が每期増加しており、この結果利益剰余金の水準は、第48期（平成28年度）の12億余円から第50期（平成30年度）の16億余円へ増加しているが、利益剰余金の処分方針については検討中であるとしている。会社は、前記経営課題への取組の視点も踏まえて、今後、利益剰余金の処分方針の早期の策定が望まれる。

エ 効率的な委託の徹底

上記ウで述べたとおり、局は、会社に対して利益剰余金の処分の方針の策定を求める一方で、委託契約に係る性能要件を維持・向上させつつ、会社に更なる効率性を発揮させることにより、より低廉な価格水準で事業を行わせることが望ましい。したがって、局は、上記イで述べた内部統制の問題を踏まえながら、更に高品質かつ効率的な委託とするために、会社の指導・監督を徹底する必要がある。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの

会社は、東京都交通局グループの一員として、鉄道・軌道事業の保守部門を担っており、局から、鉄道・軌道施設、車両等の保守点検業務を受託している。

この受委託契約事務について検証したところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

(ア) 履行完了の確認について

契約事務規程において、締結した契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付が完了したときは、契約の相手方から履行完了届（注1）を提出させ、完了を確認するため、必要な検査（注2）を行い、検査合格の時をもって完了したものととしている。また、検査合格後、契約代金支払の請求書を提出させ、これに基づき速やかに当該代金支払の手続を行わなければならないとしている。さらに、検査に関する事務は経理部長が統括するとされている。

平成30年度に局から受託している車両保守業務等の契約に関して、会社が委託している15契約について見たところ、表3のとおり、8契約において、次のような事例が複数見受けられた。また、平成29年度についても同様の状況である。

- a 単価契約における指示の変更について、書面による変更手続が確認できない。
- b 月ごとの納品・検査・請求に基づき支払うとする契約において、受注者からの履行完了届を徴さず、検査を行わないまま、請求書を受け、契約代金支払の手続（債務計上し、計上月の翌月に支払）を毎月行っている。
- c 検査した日を記載する様式となっていない履行完了届があり、検査日が不明である。
- d 発注した一部の物品について、期日までに納品されていないにもかかわらず、発注全品の履行完了届及び請求書を受領し、契約代金支払の手続（債務計上し、計上月の翌月に支払）を行っている。
- e 局からの受託業務について、複数の委託契約により実施しているが、表4のとおり、その一部の委託契約の検査を実施する前に、受託業務の履行完了届を局に提出し、局の検査を受けている。

これらは、事業所管部において、物品の受領などにより履行が完了した認識はあるものの、規程に基づいた検査が適時・適切に行われておらず、履行完了の確認に不備があるにもかかわらず、契約代金の支払や局への履行完了報告を行っているものである。

このため、適正な契約事務の確保の観点から、今回検出された不適正事例を分析し、原因究明の上、有効な改善策を講じるなど、契約主管課による指導、契約事務に関する統制機能の強化を図る必要がある。

(注1) 物品の買入等については、納品書等に代えることができるとされているが、本項においては、これも含めて「履行完了届」という。

(注2) 少額契約の場合又は委託契約等の「検査員の検査を要しない契約」の場合は、事業主管部長の確認をもって検査に代えることができるとされているが、本項においては、これも含めて「検査」という。

(表3) 契約の概要と問題点の状況

(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	推定総金額	受託者	問題点	
1	都電荒川線車両検修付帯作業(単価契約)(注)	平成30.4.1～平成31.3.31	1,556,064	A	(ア) e	
2	舎人ライナー車両全般・重要部検査(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	184,798,411	B		
		平成30.4.1～平成31.3.31	229,949,377			
3	日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託	平成29.4.1～平成30.3.31	304,369,812			
		平成30.4.1～平成31.3.31	304,153,812			
4	日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託付帯作業(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	59,657,148			
		平成30.4.1～平成31.3.31	86,815,908			
5	舎人ライナー車両用冷房装置等検査(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	11,900,520			C
		平成30.4.1～平成31.3.31	12,208,320			
6	都電荒川線空気ブレーキ部品検査(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	8,632,764			
		平成30.4.1～平成31.3.31	12,504,240			
7	空気ブレーキ部品及び試験器類運搬業務委託(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	2,247,912	D	(ア) a, b	
		平成30.4.1～平成31.3.31	1,879,200			
8	蛍光管・ランプ等購入(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	7,501,230	E	(ア) b, d	
		平成30.4.1～平成31.3.31	5,893,588			

(注) 平成30年度からの契約案件であり、平成29年度はない。

(表4) 委託契約の検査実施以前に、局に受託契約の履行完了届を提出している例

項目	局からの受託契約	会社からの委託契約
契約名	都電荒川線全般・重要部検査(単価契約)	都電荒川線車両検修付帯作業(単価契約)
内容	車体上げ及び台車抜き作業8501号車	
指示年月日	平成30年4月11日	平成30年4月11日
納期	平成30年4月16日	平成30年4月16日
履行完了届	平成30年4月16日	平成30年4月30日
履行完了届受付日	平成30年4月16日	平成30年5月7日
検査年月日	平成30年4月19日	平成30年5月7日

(イ) 契約代金支払の審査について

契約事務規程及び「受委託契約事務取扱の手引」(平成29年1月1日、東京交通サービス株式会社総務本部経理部契約課。以下「手引」という。)の職務分掌に基づき、事業所管理部では、事業主管課が発注、部長が検査員、管理課が支出伝票の作成を行うとしている。また、経理部経理課は、支出伝票の審査及び支払を行うとしている。

この契約事務規程及び手引に基づく業務について見たところ、次のような状況が見受けられた。

- a 事業所管理部管理課は、請求書の内容を確認の上、支出伝票に請求書を添付して経理部経理課に送付するとされているが、履行完了について書面で確認せず、支出伝票に添付していない。
- b 経理部経理課は、請求書の内容を確認の上、契約金額を支出する手続をするとされているが、履行完了について書面で確認していない。
- c 委託契約に関する支払については、各契約書において、支払条件を、検査完了後支払請求書を委託者が受理した日から30日以内としているが、請求書受理の記録がない中、支払予定日の30日以前の日付の請求書が支出伝票に添付されているものもあり、支払遅延防止の管理が適切になされていない。

これらは、各担当部署又は各部署間において、職務分掌に基づく業務の執行に当たっての確認や管理が十分でないなど、検査・支払業務プロセスにおける職務権限の相互牽制が適正に機能していないことによるものである。

このため、経理部経理課における支出伝票の審査に当たっては、検査完了や請求書受理日等の債務の確定に係る根拠書類の添付を求め、債務確定に基づく適切な支出金額の計上及び支払を確認するなど、委託契約の支払事務に関する内部統制を強化し、適正な業務執行を確保する必要がある。

会社は、会社の業務の根幹をなす受委託契約事務に関して、適正な業務執行を確保すべく内部統制を強化されたい。

(東京交通サービス株式会社)

(2) 局

ア 広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの

局は、都営交通の様々な広告媒体による広告を販売しており、この広告媒体及び販売広告掲出の一部の作業を、表5のとおり、会社に委託している。この契約について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

(表5) 契約の概要

(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	推定総金額	契約相手方
1	都電荒川線車内表示器の広告データ注入作業委託(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	1,024,634	東京交通サービス株式会社
		平成30.4.1～平成31.3.31	1,224,806	
2	電飾看板等保守業務委託(単価契約)	平成29.4.1～平成30.3.31	43,445,350	
		平成30.4.1～平成31.3.31	42,325,200	

(ア) 都電荒川線車内表示器の広告データ注入作業委託(項番1の契約)

仕様書において、作業内容は、局が指定する業者から提供されるUSBメモリを都電荒川線車内表示器へデータを注入し、広告データが正常に反映されたかを確認することとし、作業対象は、都電荒川線各車両の前後に設置する表示器2台、対象車号については、局が別途指示するとし、数量については、16回を最大とするとしている。

a 単価の設定について

本契約の単価については、1回当たりの単価としているが、①定期修繕作業等により作業対象車両数に変動が見込まれること、②1車両当たり作業時間を基に単価の積算(見積書の精査)を行っていることから、1車両1回当たりの単価とすべきである。

b 指示(発注)について

仕様書において別途指示するとした対象車号については、指示が確認できない。

また、各月1回ないし2回の発注を行っているが、期限等の必要事項を記載した適切な指示書による手続を行っていない。

c 履行確認について

仕様書において、提出書類は、完了報告書及び履行完了届とし、局職員による完了検査を受けなければならない、原則として完了報告書を基に検査を行うため、完了報告書にはUSBメモリ内に存在する広告データの各表示内容の画像を添付することとしている。

完了報告書について見たところ、前述bのとおり、期限や対象車両を示す指示書がないこと、また、完了報告書には、一部の車両の作業後の画像しか添付されていないことから、作業すべき内容が漏れなく期限まで完了したかなど、適正な履行であるか確認できない。

(イ) 電飾看板等保守業務委託（項番２の契約）

本契約の委託内容は、都電荒川線停留場の停留場看板及び停留場電飾看板、都営地下鉄駅の駅構内看板及び駅構内電飾看板の定期清掃業務、臨時補修業務である。

このうち、臨時補修業務については、仕様書において、局又は媒体管理受託者からの依頼により、不具合の発生した電飾看板等の補修を行うとし、媒体管理受託者からの依頼の場合は、局に確認した後に補修を行うとしている。また、駅等を巡回中に電飾看板の不具合を発見した場合は、局に連絡の上、適切な補修を行うとしている。

この依頼及び確認について本契約の受注者である会社において見たところ、平成31年3月11日の媒体管理受託者からのメールによる依頼1件を除いては、口頭で行ったとしており、確認できるものがない。また、具体的な期限も示されていない。

このため、会社は、当該業務を委託契約により実施しているが、適切な依頼がないことから、会社において適切な指示及び履行確認ができない状態である。

また、局においても、会社から提出された報告書について、補修が、漏れなく期限まで完了したかなど、適正な履行であるか検査できない。

これらの契約は、広告枠の販売等により広告料収入を得ている広告事業関連の委託であり、販売した掲載期間や仕様・条件を損なわないように管理すべきものであるから、広告データの正常な反映や、広告媒体の補修については、適時適切に遺漏なく履行されることを担保できるよう、期限を付すなど適切に指示し、これに基づき確認する必要がある。

局は、広告事業に関する委託契約を適切に行われたい。

(交通局)

イ 委託契約の適正な履行を確保すべきもの

局は、会社に対して、平成29年度は合計63億余円（40件）、平成30年度は合計67億余円（48件）の委託契約を締結している。

これらの委託契約は会社の売上高の96%を占めるものであり、会社は、局から受託した業務の60%（注）については、再委託により実施している。

本監査において、これらの委託業務及び会社における再委託について見たところ、前述の会社宛て指摘事項（1）ア及び局宛て指摘事項（2）アのとおり、

- ① 再委託契約の履行完了確認前に、局に委託完了報告している
- ② 局の指示及び確認が適切でない

などの事例が認められた。

局が会社に委託している契約は、鉄道・軌道施設、車両等の保守点検業務など、局と一体的な事業運営・安全体制が必要な業務とされているものであり、都営交通の安全・安心の確保に関する重要なものである。

また、政策連携団体においては、団体の内部統制体制の構築と適正な運用に努め、事業運営上、適切なリスク管理を行う必要があるとされており、局においても、団体と緊張感のある関係を保ちつつ、適切な指導を行う等、一層のガバナンス確保に向けた取組が求められている。

本監査で指摘した事項は、これまでの局の監督・検査では把握できなかったものであるから、今後は、委託業務における品質向上に資するような指導・統制の強化や監督・検査の厳格化、あるいは契約方法・仕様の見直しなど、委託契約について、適正な履行が確実に担保できる方策を講じる必要がある。

局は、委託契約の適正な履行を確保されたい。

（交通局）

（注）会社の平成30年度受託金額に対する、外部への平成30年度委託金額の割合で算出したもの

(3) 局及び団体

ア 局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの

会社が局から受託する契約の中には、各種保守点検業務を遂行するに当たって必要な常駐場所や仮泊場所などの確保を目的として、局施設を借用しているものがある（注）。

ところで、会社は、第49期において、局から借用する施設においてパーテーションの撤去等の改修工事を行っている（2件、工事費合計1,981万余円）が、本件局施設の改修等の申請及び承諾について文書による記録がされていないことが認められた。

局施設の借用に当たって、会社が当該借用施設に改修等を施す場合は、局に改修等の実施について文書により申請を行い、局の承諾を受ける必要がある。

局及び会社は、局借用施設の改修等に係る事務を適切に行われたい。

（東京交通サービス株式会社）

（交通局）

（注）会社が業務を行う21事業所中17事業所が都施設。残る4事業所は会社が他民間会社との賃貸契約により確保している（平成30年4月1日現在）。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 駅務施設事業（第48期までは「駅務機器事業」）の主な実施状況

項番	業務	対象	実績				備考
			第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	単位	
1	駅務機器保守管理（注）	駅務機器保守点検対象台数	2,103	2,413	2,615	台	
2	駅務機器移設作業	駅務機器移設作業駅等数	12 その他1か所	11	7	駅	
3	ホームドア保守管理	三田線、大江戸線 新宿線（第50期より）	3,120	3,120	4,480	組	第48期までは技術事業

（注）駅務機器：自動改札機、券売機、精算機、カウンター内機器など駅務に必要な機器

イ 電気施設事業等4事業（第49期までは「技術事業」）の主な実施状況

項番	第50期の事業区分	業務	対象		実績			単位
					第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	
1	電気施設事業	変電設備保守管理	都営地下鉄・荒川線・モノレールの全変電所保守点検、変電所工事立会	地下鉄	42	41	41	箇所
				その他	11	11	10	
2		駅構内工事保安業務	駅大規模改修、換気更新、耐震補強、信号通信工事、保守点検（対象：地下鉄4線及び荒川線）立会	夜間	1,773	2,907	4,285	回
				昼間	1,304	1,718	1,940	
3		電機設備工事監理等業務	電気設備及び機械設備の更新並びに駅大規模改良工事に伴う地下鉄工事の工事監理等業務		-	-	11	案件
4		荒川線保安設備等保守管理	踏切道保安設備		96	96	96	箇所
			電話機総数		130	130	130	台
			通信ケーブル		32.6	32.6	32.6	km
			電車線路		25.3	25.3	25.3	
5		地下鉄車両保守管理	三田線車両の全般重要部検査 浅草・三田・大江戸線車両の空気ブレーキ検査等	三田線	9	10	10	編成
				浅草線	7	8	3	
				大江戸線	14	15	15	
6		日暮里・舎人ライナー車両の保守管理	全般重要部検査		20	20	20	両
	検車業務及び月検査		85	90	90			
7	駅機械設備保守管理	駅冷房設備		97	97	100	駅	
		駅換気設備		95	95	95		
		駅排煙設備		93	93	93		
		ポンプ設備		93	93	93		
		駅機械監視装置		95	95	95		
		変電所空調設備		47	47	42		箇所
8	駅居室等空調保守管理	空調機器等（地下鉄4線、日暮里・舎人ライナー）		3,137	3,080	3,080	台	
9	日暮里・舎人ライナー安全管理	連絡待機		208	208	208	回	
		施設外観、軌道の監視		9.7	9.7	9.7	Km	
		駅		13	13	13	駅	
		ポイント		42	42	42	箇所	
10	土木・建築事業	駅舎等修繕		102	102	102	駅	
11		昇降機保守管理	エレベータ		260	262	265	基
			エスカレータ		753	752	755	
12		荒川線土木軌道施設保守管理	軌道		12.2	12.2	12.2	km
			停留場		30	30	30	箇所
	ポイント		20	20	20	箇所		
軌道の修繕・改良工事等の工事監理		5	5	5	案件			
13	発電事業	水力発電所安全管理	安全管理・財産管理・巡視及び点検業務・立会等	発電所	3	3	3	箇所
				ダム	1	1	1	

ウ 自主事業の主な実施状況

第50期の事業区分	発注元	業務内容	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	単位
電気施設事業	駅構内等に光ファイバーケーブル等を設置する各通信事業者等	携帯電話基地局等設備の保守立会等	1,783	2,990	3,406	回

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)		第50期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	6,164	6,596	431	7.0	7,078	481	7.3
売上原価	5,723	6,085	361	6.3	6,413	328	5.4
売上総利益	441	510	69	15.8	664	153	30.0
販売費及び一般管理費	288	328	40	14.0	337	8	2.7
営業利益	153	182	29	19.1	326	144	79.0
営業外収益	15	14	△1	△9.5	6	△8	△57.3
営業外費用	1	0	△0	△24.2	0	△0	△69.4
経常利益	167	195	28	16.7	332	136	69.7
税引前当期純利益	167	195	28	17.2	332	136	69.7
法人税及び住民税等	64	76	12	18.6	129	53	69.4
法人税等調整額	△15	△13	2	△16.3	△15	△2	15.3
当期純利益	118	132	14	11.9	218	85	64.5

イ 主要経営指標の推移

項目	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	6.9	7.3	11.7	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	2.5	2.8	4.6	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	2.7	2.6	2.5	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	97.3	97.0	95.3	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	143.5	292.7	1604.8	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円)

科目	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)		第50期 (平成30年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	1,763	1,670	△ 92	△ 5.2	1,863	192	11.5
現金及び預金	793	409	△ 383	△48.4	567	158	38.6
売掛金	867	1,151	284	32.8	1,224	73	6.3
その他	102	109	7	7.0	70	△ 38	△35.4
固定資産	493	856	362	73.4	940	84	9.9
有形固定資産	63	66	3	5.0	77	10	16.4
無形固定資産	13	24	10	72.5	18	△ 5	△22.3
投資その他の資産	416	765	349	83.9	844	79	10.3
資産合計	2,257	2,527	269	12.0	2,804	277	11.0
流動負債	738	864	125	17.1	899	35	4.1
買掛金	467	527	60	12.9	513	△ 13	△ 2.6
リース債務	12	12	△ 0	△ 6.9	0	△ 11	△ 98.3
未払法人税等	31	40	8	26.4	92	52	129.0
賞与引当金	76	81	5	6.9	88	6	8.2
その他	149	202	52	35.4	204	2	1.1
固定負債	207	227	20	10.0	258	30	13.6
リース債務	12	0	△ 12	△98.4	0	△ 0	△100
退職給付引当金	194	227	32	16.8	258	31	13.7
負債合計	945	1,092	146	15.5	1,158	66	6.0
株主資本	1,311	1,433	122	9.4	1,642	208	14.5
資本金	20	20	0	0	20	0	0
利益剰余金	1,291	1,413	122	9.5	1,622	208	14.7
純資産合計	1,311	1,434	123	9.4	1,645	211	14.7
負債及び純資産合計	2,257	2,527	269	12.0	2,804	277	11.0

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第48期 (平成28年度)	第49期 (平成29年度)	第50期 (平成30年度)	算式
流動比率	238.8	193.3	207.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	58.1	56.7	58.6	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	32.5	51.5	49.5	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料

「経営改革プラン改訂版（2019年度）」に記載の取組事項及び3年後の到達目標

取組事項	3年後（2020年度）の到達目標（抜粋・要約）
（ア）先を見据えた積極的な採用活動による人材の確保	交通局を支える総合保守会社としての役割をはたしていくため、労働市場の環境変化に柔軟に対応した採用活動を実施してより優秀な人材を獲得するとともに、待遇改善策を講じて固有社員が増加する中においても現在の高い社員定着率を維持している。
（イ）人財重視の経営 （技術力向上と技術継承に向けた意識改革及び働き方改革を実行）	これまでは局OBから固有社員への技術継承が基本であったが、より専門性の高い工事監理業務については、都派遣職員を受け入れ、固有社員への技術継承を行っていく。
（ウ）分かりやすく丁寧な財務情報の開示と執行管理の継続的改善	早期に会計区分を細分化することで、経年比較がすでに可能な状態で情報開示を行い、都民をはじめとするステークホルダーに分かりやすく丁寧に経営の状況を伝える責任を果たしている。
（エ）局と団体の技術ノウハウの共有化を通じた円滑な「技術移転」の仕組みの構築	事業領域拡大にむけ、保守管理の経験を積んできた人材を工事監理部門に移行させるとともに、新たなノウハウの獲得が求められることから、交通局と当社の双方にメリットがある戦略的な人材交流を行い、技術移転に向けた仕組みづくりを進展させる。
（オ）新技術を活用した安全性向上・業務効率化への対応	東京都の外郭団体として安全性向上や業務の効率化を図ることを目的に新技術を積極的に取り入れることとする。

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	令和元年10月24日から 同月30日まで	平成29年度及び
局	警視庁	令和元年10月23日、 同年11月7日及び8日	平成30年度の事業

2 団体の概要

設立の目的	都民の暴力団追放意識等の高揚に資するとともに、暴力団の排除活動を徹底し、暴力団の資金源の遮断及び社会環境の浄化等を通じて暴力団の存立基盤の根絶を図り、もって、暴力団の存在しない「安心して住める東京」の実現に寄与することを目的として設立
主な沿革	平成4年5月 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）に基づき、財団法人暴力団追放運動推進都民センター設立 平成22年9月 財団法人から公益財団法人へ移行 平成25年2月 適格都道府県センター（注2）として認定
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動事業 ・ 民間の自主的な暴力団排除活動の支援事業 ・ 暴力団員による不当な行為に関する相談事業 ・ 暴力団の事務所使用により住民等の平穏な生活等が害されることを防止するための救援活動事業 ・ 不当要求防止責任者講習事業
所在地	東京都千代田区内神田一丁目1番5号

組 織	事務局	
人 員	役員 12 名（代表理事 1 名、理事 9 名、監事 2 名、うち 11 名非常勤） 職員 13 名	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 30 億 5,100 万余円のうち、25 億円（81.9%）
	事業の委託 （表 1）	2,179 万余円（平成 29 年度委託料） 2,188 万余円（平成 30 年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益 （表 2）	経常収益 1 億 8,401 万余円のうち、2,188 万余円（11.9%）
	職員の派遣等	常勤職員 1 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤職員 12 名が都退職者
	東京都政策連携 団体等（注 3）	都は団体を事業協力団体とし、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

（注 1） 上記数値等は平成 31 年 3 月 31 日現在

（注 2） 平成 25 年 1 月の法改正により、指定暴力団等事務所の付近の住民等から委託を受けた場合には、適格都道府県センターとして当該事務所の使用等の差止請求訴訟を提起できることとなった。

（注 3） 平成 31 年 4 月 1 日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

（表 1） 委託事業

（単位：千円）

事業名	委託料		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不当要求防止責任者講習事業	21,695	21,794	21,888

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	173	100	181	100	184	100
都からの収益	21	12.5	21	12.0	21	11.9
講習受託収益	21	12.5	21	12.0	21	11.9
他の収益	152	87.5	159	88.0	162	88.1
公益目的事業会計	138	79.5	148	82.0	151	82.4
都からの収益	21	12.5	21	12.0	21	11.9
講習受託収益	21	12.5	21	12.0	21	11.9
他の収益	116	67.0	127	70.0	129	70.5
法人会計	35	20.5	32	18.0	32	17.6
都からの収益	-	-	-	-	0	-
講習受託収益	-	-	-	-	0	-
他の収益	35	20.5	32	18.0	32	17.6

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「財団」という。）の事業について、主に、①規程の整備、会計経理及び情報管理などの内部統制体制が整備運用されているか、②収入確保・財産の保全により事業継続が適切になされているか、③社会的な要請に応じた支援事業が適切になされているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり意見・要望事項が認められた。

(1) 事業実績

財団は、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、民間の暴力団排除活動の支援、暴力団員による不当行為に係る相談、不当要求防止責任者講習を重点として、都、警視庁等と連携・協力しながら、暴力団排除運動事業の推進に取り組んでいる。

主な事業の概要は、以下のとおりであり、平成28年度から平成30年度の主な事業実績は、

第4のとおりである。

ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動

広報活動事業においては、暴力団追放都民大会の開催、機関誌「暴追東京ねっとわーく」の発行をはじめ、平成29年度からは2駅においてホームベンチ広告（LED電飾看板）の掲出、平成30年度にはデジタルサイネージ用の短編アニメーションを制作して14駅で終日放映（1週間）しホームページにおいても公開する等、各種広報媒体を活用して、財団の存在、事業内容、暴力団の資金獲得の手口やその対応策等の周知を図った。

イ 民間の自主的な暴力団排除活動の支援

財団は、都内の地域団体・職域団体が暴力団を排除することを目的として暴力団排除組織を設立するに当たり、暴力団排除に関する資料の提供や支援金の支給等を行ったほか、組織設立後も総会、連絡会及び研修会等に参加するなど、組織的な暴力団排除活動の支援を行っている。

平成30年度の都内における暴力団排除活動の状況は、地域団体・職域団体による暴力団排除組織として新たに1団体が結成され114団体となるなど着実に歩みを進めており、財団は、これらの組織に対して、資料の提供、企業研修会等への講師派遣等を通じ、各種活動の支援を行っている。

ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談

財団は、暴力団員による不当な行為に関する相談を受理しており、必要に応じて警察署等へ引き継ぐなど、迅速かつ的確な解決に当たっている。

相談受理・処理件数は、平成28年度（3,230件）から平成29年度（2,989件）は減少したものの、平成30年度は3,576件となり、平成28年度と比較して346件（10.7%）増加している。

相談内容は属性照会が大半を占め、平成28年度（2,585件）から平成29年度（2,251件）は減少したものの、平成30年度は2,999件となり、平成28年度と比較して414件（16.0%）増加している。

エ 不当要求防止責任者講習

財団は、都公安委員会からの委託を受け、行政機関、金融機関など各事業者が選任する不当要求防止責任者に対し、警視庁と共同で講習を実施している。

平成30年度の開催実績は、選任時講習71回（参加者5,070名）、定期講習41回（参加者3,104名）、合計112回（参加者8,174名）であり、毎年度ほぼ同規模で実施している。

オ その他の活動

適格都道府県センターとしては、住民等からの委託があった場合、速やかに検討委員会を開催し、救援活動を行えるよう体制を整えているが、実績はなかった。

また、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援活動事業として、見舞金の支給、民事訴訟の支援等を行うこととしているが、実績はなかった。

暴力団の排除を進める一方、暴力団員が暴力団から離脱することを促すため、受刑者へ講話を行ったほか、離脱者に対し、暴力団離脱者就労対策協力事業所として登録した受入企業を案内するなどの就労支援を行い、平成28年度は6件、平成29年度は14件、平成30年度は15件となっており、年々増加している。

少年に対する暴力団の影響を排除するための活動としては、警視庁と合同により少年指導委員等への研修を年に2回実施している。

不当要求情報管理機関である5団体（(公財) モーターボート競走保安協会、(公財) 競馬保安協会、日本証券業協会、(公社) 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、預金保険機構（平成30年度～））への業務支援としては、全国暴力団追放運動推進センター主催の連絡会議において情報交換等を行った。

その他財団の設置目的を達成するために必要な事業として、暴力団追放モニターを通じて暴力団に係る情報収集等を行っており、毎年度114名に委嘱し、暴力団の動向等について毎年度100件程度の報告を受けた。

(2) 収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	平成28年度	平成29年度			平成30年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	173	181	7	4.3	184	2	1.4
当期経常増減額	5	1	△ 3	△ 73.7	0	△ 0	△ 50.8
当期一般正味財産増減額	5	1	△ 3	△ 74.7	0	△ 0	△ 53.6
資産合計	3,242	3,245	2	0.1	3,252	7	0.2
正味財産合計	3,240	3,241	1	0.0	3,242	0	0.0

ア 収益及び費用の状況

経常収益は、出えん金の運用によって得られる基本財産受取利息が43.6%、賛助会員からの年会費収入である受取賛助金が43.8%を占めている。基本財産受取利息はほぼ横ばいであり、賛助会員数の増加に伴い受取賛助金が増加したことにより、経常収益は増加している。

また、経常費用も増加しており、増加した主な要因は、平成29年度は広告費が増加したこと、平成30年度は賛助会員に提供する情報システムの改修に係る委託費及び広告費が増加したことによるものである。

イ 財政状態

固定資産は、出えん金からなる基本財産、暴力団等からの不当な行為による被害に対する支援金や訴訟費用の支出に備えるための積立資産等からなる特定資産及びその他資産である。他に流動資産として、現金預金、未収金及び前払費用がある。

資産合計は、平成30年度に相談業務システムを導入したことに伴い、相談ソフトをリース資産として計上したことにより増加した。

これに対応して、リース債務を計上したことにより、負債合計も増加した。

(3) 事業運営に関する評価

財団は、単年度の事業計画を策定し、第3(1)のとおり、暴力団排除運動の推進及び離脱者支援に向けて、セミナー等の実施や普及啓発を行っている。財団の事業は、基本財産の運用のほか財団の目的に賛同する等の賛助会員からの年会費で賄われており、賛助会員数は増加傾向にあるほか、属性照会件数の増加により相談件数も増えており、民間の暴力団排除に係る意識は向上していると考えられる。

また、現在、法令等の整備以来の取組により、全国及び都内とも、暴力団構成員等の数は年々減少しており、暴力団離脱者が再び暴力団へ戻らないよう、社会への復帰及び定着を支援することは、ますます重要となってきている。

財団においては、府中刑務所における暴力団員向け更生プログラムでの代表理事による講話(年3回)、離脱希望者との面談・電話相談、緊急に必要な交通費等の支給(上限5万円、平成29年度実績3件4万円、平成30年度実績なし)を行っている。

就労支援については、平成30年度末現在で20法人が受入企業となっており、離脱者雇用給付金(雇用3か月及び1年を経過した際に支給)の支給制度を設けて支援に取り組んでいる。受入企業については、これまで建設・土木業に偏っていたが、離脱者の高齢化や要望を受けて、需要と供給のバランスを踏まえながら取り組む必要があり、今後、幅広い業種の獲得を検討している。

こうした中で、就労の継続が危うい場合に、離脱者本人から電話相談があれば応じているものの、企業側が雇用を継続できなかった理由や、どのような支援があれば継続できた可能性があるか等、支援結果の分析を行い、組織的にフォローするなど、より細やかな対応が望まれる。

また、現在は、相談員は全て警察官OBであるが、保護司など他の経験を有する相談員を設けること等も検討の余地がある。

離脱者支援については、警察庁は各都道府県の暴力団対策部署へ宛てた平成7年の通達において、暴力団離脱者の就業後のアフターケアを充実させる必要性を述べ、社会復帰アドバイザー(暴力団関係の業務経験を有する警察官OBに限定される。)を未設置の都道府県は設置し、

設置済みの都道府県は更にその活性化に努めるよう通知している。

そこで、警視庁組織犯罪対策部に設置されている社会復帰アドバイザー3名についてヒアリングをしたところ、府中刑務所での暴力団員向け更生プログラムにおける講話（年4回）を行っている。

社会復帰アドバイザーは、暴力団員による不当な行為の防止等に係る法律施行規則第24条のうち、①離脱者を雇用する企業の募集、②離脱者への助言・指導等、③離脱者の親族への助言、④離脱交渉の仲介が役割と説明されている。現在は、②として講話を担当しており、今後、刑務所における講話の受講者から面談の要望があれば、警視庁職員と社会復帰アドバイザーとが刑務所へ出向き、面談を行い離脱者支援の充実を図ることを検討している。

一方、他の道府県の暴力団追放センターにおいては、相談員と社会復帰アドバイザーとの協働の例などが見受けられることから、現状を踏まえつつ工夫の余地はないか、社会復帰アドバイザーの活用も含めた更なる取組が期待される。

2 意見・要望事項

(1) 団体

ア 基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について

財団は、総資産32億5千万余円のうち基本財産である30億5千万余円を主に債券で運用しており、うち25億円が円建外債(注1)、5億円が国債となっている。そして、平成30年度の経常収益1億8千万余円のうち、基本財産運用益が8千万余円を占めている。

円建外債は高収益が期待できる一方で、運用益の減少や債券価値の棄損が生じる可能性がある。そこで、財団の基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について見たところ、次のとおりの状況であった。

(ア) 基本財産の運用に係るリスク管理について

財団は、基本財産の運用基本方針として、『公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター資金運用規程』(規程第17号)第4条で「基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、元本が安全確実に回収できる最善の方法により、経済情勢、資金運用、環境の変化等に応じ、運用しなければならない」と定めている。また、財団は、同規程第6条に基づき、資金の運用状況を少なくとも年2回理事会に報告している。

ところで、財団は、この運用基本方針を踏まえた具体的な取組方針(金融商品の種別(債券、株式、投資信託、デリバティブを組み込んだ複合金融商品等)やデリバティブ取引の要否、目的、限度額等)を定めておらず、また、運用中の金融資産について、市場リスク(金利、為替、市場価格変動リスク)及び発行体の信用リスク並びに途中で資金化することが困難な流動性リスク等(以下「各種リスク」という。)を定期的に識別し評価していない。

円建外債の一部については、発行体が早期償還権を行使できる特約が付いており、令和3年度途中に早期償還される可能性が高く、新たな運用先を選定する必要があることから、財団は、償還後の資金運用について、具体的な取組方針を定めておくことが望まれる。

また、金融商品による運用は長期間となることから、各種リスクについて、購入時及び保有期間中も、定期的に識別し評価しておくことが望ましい。

(イ) 金融商品の状況に関する財務諸表における情報開示について

金融商品の状況に関する情報開示については、内閣府公益認定等委員会から「平成27年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」(以下「平成27年度報告」という。)が公表され、これを受けて、日本公認会計士協会は、財務諸表における開示についての実務上の指針を提供している(注3)。

平成27年度報告及び実務上の指針は、寄付金の運用益などを財源として運営されてい

る公益法人のうち、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらす恐れがあると法人が判断した場合には、公益法人の適切な運営を図るという観点から、その内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することとすべきであるが、それ以外の場合であっても自主的に注記を行うことを妨げないとしている。

財団は、その基本財産の大部分を円建外債で運用しており、これまでは安定した運用益を得てきたが、今後の運用次第では財源調達に支障をきたし、事業の持続可能性に影響を与える恐れがある。

現在、財団は財務諸表において金融商品の状況に関する注記を行っていない。しかしながら、都の事業協力団体としての説明責任及び財団への出えん者に対する受託責任を、これまで以上に明確にするため、今後、金融商品の状況に関する事項を財務諸表において開示していくことが望まれる。

財団は、基本財産の運用について、具体的な取組方針の策定及び金融商品に係る各種リスクの定期的な評価並びに財務諸表における情報開示を行うことが望まれる。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

(注1) 為替レートの水準により利率が変動する仕組債(注2)で、金利水準、為替レート及び発行体の信用状況の悪化等による損失の可能性がある。また、途中売却ができない可能性や、できたとしても大幅な損失を被る可能性があるとされる。

(注2) デリバティブ(金融派生商品)を利用することにより、満期、利子、償還金等を投資家や発行者のニーズに合わせて比較的自由に設定できる債券

(注3) 非営利法人委員会実務指針第38号公益法人会計基準に関する実務指針

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
暴力団追放都民大会 開催日 参加人数	平成28年10月26日 約1,800人	平成29年11月1日 約1,600人	平成30年10月29日 約1,800人
広報 ・ 暴追東京ねっとわーく ・ 暴力団対応ガイド ・ 暴力団からの離脱と就労 ・ 暴力団排除宣言ステッカー ・ 暴力団追放ポスター ・ DVD等の貸出 ・ B T Sインフォメーション （メールマガジン） ・ ホームベンチ広告 （LED電飾看板） ・ デジタルサイネージ	第48・49号 19,448部 14,841部 2,170部 1,921枚 1,217枚 216回 1回/月 1,275人 — —	第50・51号 17,518部 11,089部 230部 1,923枚 7,142枚 248回 1回/月 1,381人 2駅 —	第52・53号 18,332部 13,400部 246部 6,979枚 1,021枚 265回 1回/月 1,496人 2駅 14駅

イ 民間の自主的な暴力団排除活動の支援事業

事業名	実績		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
暴力団排除関係団体連絡会総会 開催日 出席団体数 出席人数	平成28年7月7日 79団体 107名	平成29年7月13日 87団体 116名	平成30年7月17日 83団体 106名
暴力団排除協議会等に対する支援 ・ 設立等への支援金の支給 件数 金額 ・ 企業研修会への講師派遣等 回数 受講者総数	8件 315,360円 36回 2,820人	8件 285,860円 45回 3,430人	22件 792,720円 41回 4,862人

ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談事業

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
暴力団の絡む困り事相談	3,230 件	2,989 件	3,576 件
・ 暴力的要求行為	17 件	6 件	7 件
・ 離脱・勧誘等関係	13 件	8 件	12 件
・ 暴力団事務所等関係	22 件	0 件	6 件
・ 民事訴訟関係	3 件	1 件	0 件
・ その他の不当行為	18 件	13 件	9 件
・ 暴力団対策法関係	572 件	710 件	543 件
・ 属性照会	2,585 件	2,251 件	2,999 件

エ 不当要求防止責任者講習事業

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不当要求防止責任者講習			
・ 選任時講習			
実施回数	71 回	65 回	71 回
受講者数	5,504 人	5,070 人	5,070 人
・ 定期講習			
実施回数	45 回	47 回	41 回
受講者数	3,041 人	3,148 人	3,104 人
合計			
実施回数	116 回	112 回	112 回
受講者数	8,545 人	8,218 人	8,174 人

オ その他の活動

事業名	実績		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
・ 適格都道府県センターとしての活動	—	—	—
・ 離脱支援活動			
講話	3 回	3 回	3 回
就労支援	6 件	14 件	15 件
・ 離脱者雇用給付金			
件数	3 件	4 件	4 件
金額	300,000 円	400,000 円	400,000 円
・ 更生援助金			
件数	1 件	3 件	—
金額	5,000 円	40,000 円	—
・ 少年指導委員等研修会			
実施回数	2 回	2 回	2 回
受講者数	176 人	192 人	172 人
・ 不当要求情報管理機関との連絡会議	平成28年6月16日	平成29年6月23日	平成30年6月22日
・ 暴力団追放モニターを通じての情報収集			
委嘱者数	114人	114人	114人
報告件数	115件	87件	94件
・ 暴力団排除活動セミナー (賛助会員等)			
開催日	平成28年8月24日	平成29年8月23日	平成30年8月22日
出席人数	661名	634名	742名
・ 賛助会員			
件数 (個人及び法人数)	1,301件	1,425件	1,531件

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

項目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合	経常収益	173	181	7	4.3	184	2	1.4
	基本財産受取利息	80	81	1	2.2	80	△ 1	△ 1.9
	講習受託収益	21	21	0	0.5	21	0	0.4
	受取賛助金	70	76	5	8.0	80	3	5.2
	その他	1	1	△ 0	△ 0.5	1	0	0.0
	経常費用	168	180	11	6.7	183	3	1.8
	事業費	141	149	8	5.7	151	2	1.7
	管理費	27	31	3	11.7	31	0	2.0
	当期経常増減額	5	1	△ 3	△ 73.7	0	△ 0	△ 50.8
	経常外収益	0	0	0	—	0	0	—
経常外費用	0	0	0	—	0	0	—	
税引前当期一般正味財産増減額	5	1	△ 3	△ 73.7	0	△ 0	△ 50.8	
法人税、住民税等	0	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	5	1	△ 3	△ 74.7	0	△ 0	△ 53.6	
公益目的 事業会計	経常収益	138	148	10	7.6	151	2	1.8
	基本財産受取利息	58	60	1	3.0	58	△ 1	△ 2.5
	講習受託収益	21	21	0	0.5	21	0	0.4
	受取賛助金	56	65	8	15.4	69	4	6.3
	その他	1	1	△ 0	△ 0.5	1	0	0.0
	経常費用	141	149	8	5.7	151	2	1.7
	事業費	141	149	8	5.7	151	2	1.7
	管理費	0	0	0	—	0	0	—
	当期経常増減額	△ 2	△ 0	2	△ 89.3	△ 0	0	50.2
	経常外収益	0	0	0	—	0	0	—
	経常外費用	0	0	0	—	0	0	—
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 2	△ 0	2	△ 89.3	△ 0	0	50.2
	法人税、住民税等	0	0	0	—	0	0	—
当期一般正味財産増減額	△ 2	△ 0	2	△ 89.3	△ 0	0	50.2	

項目	平成 28年度	平成29年度		平成30年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	35	32	△ 3	△ 8.5	32	△ 0	△ 0.6
基本財産受取利息	21	21	0	0.0	21	0	0.0
講習受託収益	0	0	0	—	0	0	—
受取賛助金	14	11	△ 3	△ 21.5	10	△ 0	△ 1.9
その他	0	0	0	—	0	0	—
経常費用	27	31	3	11.7	31	0	2.0
事業費	0	0	0	—	0	0	—
管理費	27	31	3	11.7	31	0	2.0
当期経常増減額	7	1	△ 6	△ 79.3	0	△ 0	△ 50.7
経常外収益	0	0	0	—	0	0	—
経常外費用	0	0	0	—	0	0	—
税引前当期一般正味財産増減額	7	1	△ 6	△ 79.3	0	△ 0	△ 50.7
法人税、住民税等	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	7	1	△ 6	△ 80.0	0	△ 0	△ 53.0

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 28年度	平成29年度			平成30年度		
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	30	34	3	12.8	34	0	1.7
現金預金	24	28	3	15.3	29	0	1.3
未収金	1	1	0	0.5	1	0	0.4
前払費用	3	3	0	2.1	4	0	5.5
固定資産	3,212	3,210	△ 1	△ 0.1	3,217	6	0.2
基本財産	3,051	3,051	0	0	3,051	0	0
投資有価証券	3,049	3,049	0	0	3,049	0	0
基本財産引当 預金	1	1	0	0	1	0	0
特定資産	159	159	0	0.0	159	0	0.0
その他固定資産	2	0	△ 1	△ 74.0	7	6	—
什器備品	1	0	△ 1	△ 80.7	0	△ 0	△ 58.3
リース資産 (相談ソフト)	—	—	—	—	7	7	—
その他	0	0	△ 0	△ 60.0	0	△ 0	△ 0.0
資産合計	3,242	3,245	2	0.1	3,252	7	0.2
流動負債	2	3	0	39.9	2	△ 0	△ 9.2
未払金	0	0	△ 0	△ 0.8	0	△ 0	△ 7.9
未払消費税等	0	0	△ 0	△ 0.0	0	0	0.4
預り金	1	2	0	55.1	2	△ 0	△ 10.8
固定負債	—	—	—	—	7	7	—
リース債務	—	—	—	—	7	7	—
負債合計	2	3	0	39.9	10	6	211.2
指定正味財産	3,081	3,081	0	0.0	3,081	0	0.0
一般正味財産	159	160	1	0.8	161	0	0.4
正味財産合計	3,240	3,241	1	0.0	3,242	0	0.0
負債及び正味財産合計	3,242	3,245	2	0.1	3,252	7	0.2

第5 団体索引

【あ行】	ページ	【か行】 (続き)	ページ
一般財団法人自警会	121	学校法人紀藤学園	21
一般財団法人仁和会	39	学校法人希望学園	21
一般財団法人精神医学研究所	39	学校法人杏林学園	39
一般財団法人東京都人材支援事業団	148	学校法人久山学園	21
一般財団法人脳神経疾患研究所	39	学校法人慶應義塾	39
医療法人愛育会	39	学校法人けやきの杜	21
医療法人財団暁	39	学校法人晃佳育英学院	21
医療法人財団アドベンチスト会	39	学校法人高麗学園	21
医療法人財団興和会	39	学校法人向良学園	21
医療法人財団利定会	39	学校法人こひつじ学園	21
医療法人社団永生会	39	学校法人小宮学園	21
医療法人社団杏順会	39	学校法人櫻井学園	21
医療法人社団旭正会	39	学校法人サムエル学園	21
医療法人社団クリタ会	39	学校法人四釜学園	21
医療法人社団慧和会	39	学校法人敷島学園	21
医療法人社団浩生会	39	学校法人慈恵大学	39
医療法人社団さくら会	39	学校法人島澤学園	21
医療法人社団爽玄会	39	学校法人寿福寺学園	21
医療法人社団苑田会	39	学校法人城東学園	21
医療法人社団日心会	39	学校法人祥鳳学園	21
医療法人社団弘生会	39	学校法人昭和大学	39
医療法人社団明芳会	39	学校法人進藤学園	21
医療法人社団緑真会	39	学校法人須田学園	21
青梅商工会議所	104	学校法人聖コルベ学園	21
【か行】	ページ	学校法人聖フランシスコ学園	21
学校法人愛育学園	21	学校法人聖路加国際大学	39
学校法人相原保善学園	21	学校法人善永学園	21
学校法人秋川学園秋川幼稚園	21	学校法人専念寺学園	21
学校法人秋元学園	21	学校法人双修学園	21
学校法人秋山学園	21	学校法人當麻学園	21
学校法人明角学園	21	学校法人つかさ学園	21
学校法人雨宮学園	21	学校法人東海大学	39
学校法人池上みどり幼稚園	21	学校法人道灌山学園	21
学校法人池谷学園	21	学校法人東京青葉学院	21
学校法人石川キンダー学園	21	学校法人東京明日香学園	21
学校法人いづみ学園	21	学校法人東京大谷学園	21
学校法人臼井学園	21	学校法人東京音楽学院	21
学校法人追川学園	21	学校法人東京キッズ学園	21
学校法人大貫学園	21	学校法人東京シューレ学園	21
学校法人大野学園	21	学校法人東京女子医科大学	39
学校法人小倉文教学園	21	学校法人東京聖徳学園	21
学校法人かしのみ学園	21	学校法人東京梨の実学園	21
学校法人上平井幼稚園	21	学校法人東京明照学園	21
学校法人亀井啓進会	21	学校法人東邦大学	39
学校法人鴨下学園	21	学校法人なでしこ学園	21
学校法人岸野学園	21	学校法人丹尾学園	21

【か行】 (続き)	ページ	【さ行】 (続き)	ページ
学校法人野上学園	21	社会福祉法人河田母子厚生会	39
学校法人野和田学園	21	社会福祉法人喜清会	39
学校法人八王子中村学園	21	社会福祉法人貴静会	39
学校法人はなの丘学園	21	社会福祉法人きょうされん	39
学校法人馬場学園	21	社会福祉法人基督教児童福祉会	39
学校法人浜の真砂学園	21	社会福祉法人健誠会	39
学校法人樋口学園	21	社会福祉法人さくらぎ会	39
学校法人日野しらゆり学園	21	社会福祉法人JHC板橋会	39
学校法人深澤学園	21	社会福祉法人しおん保育園	39
学校法人福島学園	21	社会福祉法人慈生会	39
学校法人富士学園	21	社会福祉法人SHIP	39
学校法人古庄学園	21	社会福祉法人松栄福祉会	39
学校法人法水学園	21	社会福祉法人新栄会	39
学校法人誉学園	21	社会福祉法人真光会	39
学校法人まきば学園	21	社会福祉法人杉並希望の家	39
学校法人源正寺学園	21	社会福祉法人清峰会	39
学校法人みのり学園	21	社会福祉法人相友会	39
学校法人みふじひかりの丘学園	21	社会福祉法人高砂福祉会	39
学校法人明晴学園	21	社会福祉法人多磨育成会	39
学校法人百草台学園	21	社会福祉法人つくし会	39
学校法人八木学園	21	社会福祉法人つばさ福祉会	39
学校法人やさく学園	21	社会福祉法人つぼみ会	39
学校法人安見学園	21	社会福祉法人つむぎ	39
学校法人裕学園	21	社会福祉法人てつなぎの会	39
学校法人和田実学園	21	社会福祉法人童愛会	39
株式会社グッドホーム	39	社会福祉法人桐仁会	39
株式会社星雲堂	39	社会福祉法人長淵保育園	39
京王電鉄株式会社	36	社会福祉法人流山中央福祉会	39
京成電鉄株式会社	36	社会福祉法人なの花会	39
京浜急行電鉄株式会社	36	社会福祉法人東中川会	39
公益財団法人がん研究会	39	社会福祉法人東保育会	39
公益財団法人結核予防会	39	社会福祉法人吹上会	39
公益財団法人城北労働・福祉センター	212	社会福祉法人福翠会	39
公益財団法人東京税務協会	167	社会福祉法人不動福祉会	39
公益財団法人東京都島しょ振興公社	127	社会福祉法人平成記念会	39
公益財団法人東京都農林水産振興財団	91	社会福祉法人豊仁会	39
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	271	社会福祉法人水の会	39
公益財団法人ライフ・エクステンション研究所	39	社会福祉法人南町保育会	39
【さ行】	ページ	社会福祉法人三宅島あじさいの会	39
社会医療法人河北医療財団	39	社会福祉法人紅葉の会	39
社会福祉法人愛成会	39	社会福祉法人山の子会	39
社会福祉法人育和会	39	社会福祉法人和の会	39
社会福祉法人いずみ	39	社会福祉法人友好福祉会	39
社会福祉法人いたるセンター	39	社会福祉法人友和会	39
社会福祉法人彩保育会	39	社会福祉法人陽光福祉会	39
社会福祉法人栄光会	39	社会福祉法人龍美	39
社会福祉法人おおぞら会	39	社会福祉法人蓮倫会	39
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会	39	社会福祉法人わかみや福祉会	39
社会福祉法人葛飾福祉館	39	首都高速道路株式会社	180

【さ行】（続き）	ページ
全国地方新聞社連合会	115
【た行】	ページ
立川商工会議所	104
多摩商工会議所	104
多摩都市モノレール株式会社	193
東京交通サービス株式会社	254
東京港埠頭株式会社	232
東京商工会議所	104
東京食肉市場株式会社	224
東京都国際交流委員会	31
東京都商工会連合会	104
特定非営利活動法人La Mano	39
特定非営利活動法人色えんぴつ	39
特定非営利活動法人新宿西共同作業所ラバンス	39
特定非営利活動法人東京自立支援センター	39
特定非営利活動法人とらいあんぐる	39
特定非営利活動法人町田フレンズサポート	39
特定非営利活動法人村山たんぽぽ	39
【な行】	ページ
日本自動車ターミナル株式会社	204
日本私立学校振興・共済事業団	39
【は行】	ページ
八王子商工会議所	104
東日本電信電話株式会社	39
【ま行】	ページ
町田商工会議所	104
武蔵野商工会議所	104
むさし府中商工会議所	104